

平成22年 6 月

# 指宿市議会会議録

第 2 回定例会

## 指宿市議会会議録目次

### 平成22年第2回市議会定例会

会期日程	1
6月3日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定による出席者	4
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
報告第1号～議案第45号一括上程	6
提案理由説明	6
報告第1号及び報告第2号(質疑)	11
議案第40号～議案第44号(質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)	11
議案第45号(質疑, 委員会付託省略, 表決)	13
議案第46号～議案第52号一括上程	14
提案理由説明	14
議案第46号～議案第52号(質疑, 委員会付託)	20
新たに受理した陳情1件上程	20
散    会	20
6月17日	
議事日程	22
本日の会議に付した事件	22
出席議員	22
欠席議員	22
地方自治法第121条の規定による出席者	22
職務のため出席した事務局職員	23
開    議	24

会議録署名議員の指名	24
一般質問	24
高 田  チヨ子  議員	24
1. 安心・安全な生活のために	
井 元  伸  明  議員	33
1. 口蹄疫について	
2. 市有財産の管理のあり方について	
3. 山川・根占フェリー再開について	
木 原  繁  昭  議員	45
1. 指宿駅中央通りアーケードについて	
2. バイアフリー化について	
3. 山川ヘルシービレッジについて	
田 中  健  一  議員	53
1. 口蹄疫について	
2. 利永尾下線について	
前 原  六  則  議員	61
1. 観光客受入れ環境について	
2. 口蹄疫対策について	
延  会	68
6月18日	
議事日程	70
本日の会議に付した事件	70
出席議員	70
欠席議員	70
地方自治法第121条の規定による出席者	70
職務のため出席した事務局職員	71
開  議	72
会議録署名議員の指名	72
一般質問	72
浜 田  藤  幸  議員	72
1. ヘルスツーリズムについて	
2. 岩崎産業との交渉課題について	
西 森  三  義  議員	82

1. いぶすき農業支援センターの役割について	
2. 人口減少防止対策について	
3. 新幹線全線開通による観光客誘客について	
4. ふれあいプラザなのはな館の今後について	
物 袋 昭 弘 議員	95
1. 有害鳥獣農政について	
2. 山川・根占フェリーについて	
中 村 洋 幸 議員	105
1. テレビ放送の難視聴地域の解消について	
2. 鰻池の藻発生について	
3. 公共施設・事業の見直し等改善計画について	
下柳田 賢 次 議員	114
1. 山川・根占フェリー問題について	
2. 学校施設整備について	
3. 職員地域担当制について	
4. 二反田川人道橋設置について	
延 会	128
6月21日	
議事日程	129
本日の会議に付した事件	129
出席議員	129
欠席議員	129
地方自治法第121条の規定による出席者	129
職務のため出席した事務局職員	130
開 議	131
会議録署名議員の指名	131
一般質問	131
前之園 正 和 議員	131
1. 普天間基地問題に対する市長の政治姿勢について	
2. 口蹄疫問題について	
3. 子ども医療費の助成について	
高 橋 三 樹 議員	146
1. 口蹄疫について	

2. ふれあいプラザなのはな館について	
大 保 三 郎 議員	151
1. 高校再編について	
2. 修学旅行誘致について	
森 時 徳 議員	161
1. 公共施設のあり方について	
2. なのはな館について	
3. 空き家対策について	
六反園 弘 議員	175
1. 医療・福祉行政について	
2. 観光行政について	
3. 教育行政について	
散 会	188

6月24日

議事日程	190
本日の会議に付した事件	190
出席議員	190
欠席議員	191
地方自治法第121条の規定による出席者	191
職務のため出席した事務局職員	191
開 議	192
会議録署名議員の指名	192
議案第46号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	192
議案第47号及び議案第48号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	193
議案第49号及び議案第50号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	194
議案第51号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	195
議案第52号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	201
閉会中の継続審査について	202
議案第53号上程	202
提案理由説明	203
議案第53号 (質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)	204
意見書案第4号上程	205
意見書案第4号 (説明・質疑・委員会付託等省略, 表決)	205
議員派遣の件	205
閉議及び閉会	205

平成22年第2回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 22日間（6月3日～6月24日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
6月3日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・報告第1号，報告第2号及び議案第40号～議案第52号一括上程（議案説明）</li> <li>・報告第1号及び報告第2号（質疑）</li> <li>・議案第40号～議案第44号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> <li>・議案第45号（質疑，委員会付託省略，表決）</li> <li>・議案第46号～議案第52号（質疑，委員会付託）</li> <li>・新たに受理した陳情の上程（委員会付託）</li> </ul>
4日	金	休 会	一般質問の通告限（12時）
5日	土	”	
6日	日	”	
7日	月	”	総務水道委員会（10時開会）
8日	火	”	文教厚生委員会（10時開会）
9日	水	”	産業建設委員会（10時開会）
10日	木	”	
11日	金	”	
12日	土	”	
13日	日	”	
14日	月	”	
15日	火	”	
16日	水	”	
17日	木	本会議	・一般質問

18日	金	本会議	・一般質問
19日	土	休 会	
20日	日	”	
21日	月	本会議	・一般質問 産業建設委員会（16時50分開会）
22日	火	休 会	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）
23日	水	”	
24日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第46号～議案第52号（委員長報告，質疑，討論，表決）</li> <li>・閉会中の継続審査について（陳情第5号・第6号）</li> <li>・議案第53号（説明，質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> <li>・意見書案第4号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）</li> <li>・議員派遣の件</li> </ul>

## 第2回指宿市議会定例会会議録

平成22年6月3日午前10時 開議

### 1. 議事日程

- ~~~~~
- |       |  |
|-------|--|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第2  | 会期の決定  |
| 日程第3  | 報告第1号 平成21年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について               |
| 日程第4  | 報告第2号 平成21年度指宿市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について        |
| 日程第5  | 議案第40号 平成21年度指宿市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについて   |
| 日程第6  | 議案第41号 指宿市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて          |
| 日程第7  | 議案第42号 指宿市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて      |
| 日程第8  | 議案第43号 指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて    |
| 日程第9  | 議案第44号 指宿広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び指宿広域市町村圏組合規約の変更について |
| 日程第10 | 議案第45号 固定資産評価員の選任について                              |
| 日程第11 | 議案第46号 指宿市職員の勤務時間，休暇等に関する条例等の一部改正について              |
| 日程第12 | 議案第47号 指宿市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について                    |
| 日程第13 | 議案第48号 指宿市立指宿商業高等学校授業料等徴収条例の一部改正について               |
| 日程第14 | 議案第49号 指宿市工場等設置奨励条例の一部改正について                       |
| 日程第15 | 議案第50号 指宿市屋外広告物条例の一部改正について                         |
| 日程第16 | 議案第51号 平成22年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について                  |
| 日程第17 | 議案第52号 平成22年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について            |
| 日程第18 | 新たに受理した陳情の上程（陳情第6号）                                |



1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

1. 出席議員

1番議員	井元伸明	2番議員	西森三義
3番議員	浜田藤幸	4番議員	高橋三樹
5番議員	田中健一	6番議員	木原繁昭
7番議員	高田チヨ子	8番議員	新宮領進
9番議員	下川床泉	10番議員	中村洋幸
11番議員	前之園正和	12番議員	物袋昭弘
13番議員	前原六則	14番議員	福永徳郎
15番議員	新川床金春	16番議員	六反園弘
17番議員	前田猛	18番議員	大保三郎
19番議員	下柳田賢次	20番議員	新村隆男
21番議員	森時徳	22番議員	松下喜久雄

---

1. 欠席議員

なし

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	富永信一
教育長	田中民也	総務部長	渡瀬貴久
市民生活部長	井元清八郎	健康福祉部長	田代秀敏
産業振興部長	吉井敏和	建設部長	吉永哲郎
教育部長	吹留賢良	山川支所長	岩崎三千夫
開聞支所長	中間竜郎	産業振興部参与	浜田淳
総務課長	森健一	人事秘書課長	満石知
企画課長	下吉龍一	財政課長	邊見重英
環境政策課長	廣森敏幸	健康増進課長	前之園透
建設監理課長	三窪義孝		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長 新村光司  
主幹兼調査管理係長 上田 薫

次長兼議事係長 福山 一幸  
議事係主査 濱上 和也

開会及び開議

午前10時27分 開議

議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成22年第2回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において木原繁昭議員及び高田チヨ子議員を指名いたします。

会期の決定

議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、会期の日程を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より6月24日までの22日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より6月24日までの22日間と決定いたしました。

報告第1号～議案第45号一括上程

議長（松下喜久雄） 次は、日程第3、報告第1号、平成21年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、から、日程第10、議案第45号、固定資産評価員の選任について、までの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

提案理由説明

市長（豊留悦男） おはようございます。今次、第2回指宿市議会定例会に提案いたしました案件は、繰越明許費に係る報告案件2件、補正予算の専決処分の承認を求める案件1件、条例の専決処分の承認を求める案件3件、一部事務組合に関する案件1件、人事に関する案件1件、条例に関する案件5件、補正予算に関する案件2件の計15件であります。

まず、報告第1号、平成21年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、及び報告第2号、平成21年度指宿市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、であります。

本案は、平成21年度指宿市一般会計補正予算（第9号）において、また、平成21年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）において繰越明許費を計上しておりましたの

で、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本年5月31日までに繰越計算書を調製し、これを報告するものであります。

次は、議案第40号、平成21年度指宿市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、平成22年3月31日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

次は、議案第41号、指宿市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、及び議案第42号、指宿市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、並びに議案第43号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、の3議案であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成22年3月31日に公布されたことに伴い、同日付けをもって、地方自治法第179条第1項の規定により、三つの条例の所要の改正を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

次は、議案第44号、指宿広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び指宿広域市町村圏組合規約の変更について、であります。

本案は、広域行政として合理的かつ効率的な運営を図れるよう、一般廃棄物管理型最終処分場の設置、管理及び運営に関する業務の共同処理並びに各共同処理する事務の区域及び負担割合をより明確にするため、指宿広域市町村圏組合規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めます。

次は、議案第45号、固定資産評価員の選任について、であります。

本案は、本定例会において議会の同意を得て、固定資産評価員を選任する必要があることから、市民生活部税務課長、大久保正一を固定資産評価員として選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

何とぞ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

なお、報告第1号、平成21年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、から、議案第44号、指宿広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び指宿広域市町村圏組合規約の変更について、までの詳細につきましては、関係各部長に説明いたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

総務部長（渡瀬貴久） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

まず、報告第1号、平成21年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、であります。

2ページをお開きください。

繰越しの理由につきましては、繰越明許費の設定時点でご説明しておりますので、割愛させていただき、繰越計算書において、繰越明許費設定時の金額より翌年度へ繰り越す金額が減額となった主な事業について、ご説明申し上げます。

款7土木費，項2道路橋りょう費，事業名：新設改良事業につきましては、平成21年度施工分の工事設計変更により、工事請負費が支出増となったことに伴う減額であります。

3ページをお開きください。

款7土木費，項2道路橋りょう費，事業名：地域活力基盤創造交付金事業につきましては、広域農道の松ヶ窪尾下線に係る平成21年度施工分の工事設計変更により、工事請負費が支出増になったことに伴う減額であります。

款7土木費，項5都市計画費，事業名：十町土地区画整理事業につきましては、平成21年度において補償移転の完成が早まったことにより、補償費が支出増になったこと等に伴う減額であります。

款9教育費，項2小学校費，事業名：理科教育設備整備事業につきましては、4月以降の納品予定としていた理科教育設備備品の一部が3月末までに納品され、備品購入費が支出増となったことに伴う減額であります。

4ページをお開きください。

款9教育費，項3中学校費，事業名：理科教育設備整備事業につきましては、項2小学校費と同様、4月以降の納品予定としていた理科教育設備備品の一部が3月末までに納品され、備品購入費が支出増となったことに伴う減額であります。

次は、7ページをお開きください。

議案第40号，平成21年度指宿市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊，平成21年度補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入総額の中において、歳入予算の組替えをしたものであります。内容につきましては、3ページの第1表，歳入予算補正でお示ししておりますが、基金繰入金を80万円増額し、市債を80万円減額したものであります。

第2条で地方債の補正をするものであります。内容につきましては、4ページの第2表，地方債補正でお示ししておりますが、事業費の確定に伴い限度額を変更したものであります。

それでは、補正の内容についてご説明いたしますので、8ページをお開きください。

款14国庫支出金，項2国庫補助金，目4農林水産業費国庫補助金2,490万円の減額と，目5土木費国庫補助金2,490万円の増額の補正につきましては、財源を組替えたものであります。国庫補助金事業である山川漁港整備事業について、地方負担額の一部財源として地域活性化・公共投資臨時交付金を2,490万円充当することとしておりましたが、国庫補助率が決まって

いる漁港整備事業には、地域活性化・公共投資臨時交付金を充当することができないという通知が県からありましたので、他事業へ振り替える必要があったことから、節及び説明欄にお示しのとおり、地方道路等整備事業と一般事業河川及び自然災害防止事業に財源を組替えたものであります。

款18繰入金，項2基金繰入金，目1財政調整基金繰入金80万円の増額補正につきましては，今回の補正予算の財源として，財政調整基金から繰入れしたものであります。

款21市債，項1市債，目3農林水産業債，節1農業債50万円の補正につきましては，通常の起債とは別に地方の財源不足に対応するための措置として，3月末に調整債の配分確定があったことに伴う増額であります。節2水産業債2,400万円の増額補正につきましては，先ほどご説明いたしました山川漁港整備事業について，公共投資臨時交付金から過疎債への財源組替え等による増額であります。

目4土木債2,530万円の減額補正につきましては，先ほどご説明いたしました地域活性化・公共投資臨時交付金を地方道路等整備事業，一般事業河川，自然災害防止事業の財源として振り替えたことに伴い，節及び説明欄にお示しのとおり，起債額を減額したものであります。

以上で，追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

市民生活部長（井元清八郎） それでは，命によりまして，市民生活部所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

提出議案の9ページをお開きください。

まず，議案第41号，指宿市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて，であります。

11ページをお開きください。

本案の主な内容につきまして，ご説明申し上げます。

1点目は，個人住民税についての改正であります。改正の内容としましては，個人住民税における扶養控除の中で，16歳未満のいわゆる年少扶養控除額33万円の廃止と，特定扶養控除のうち16歳以上19歳未満の扶養親族に係る上乘せ部分12万円を廃止し，控除額を33万円とする改正であります。なお，19歳以上23歳未満，23歳以上70歳未満の控除につきましては，現行どおりで，適用時期につきましては，平成23年の所得分による，平成24年度課税分からであります。この扶養控除の改正に伴い，給与支払報告書及び公的年金等支払報告書について，その記載事項及び様式の見直しを行う改正がなされ，扶養控除の改正後も納税者の扶養に関する情報が把握できるように配慮したものであります。

2点目は，市たばこ税についての改正であります。旧3級品以外のたばこについては，千本当たり1,320円引き上げ4,618円に，旧3級品のたばこにつきましては，千本当たり626円引き上げ2,190円に，それぞれ引き上げる改正であります。国のたばこ税等と合わせれば，1本に

つき3円50銭の引き上げ改正で、販売価格は、1本5円程度の価格上昇が見込まれており、適用については、平成22年10月1日からであります。

3点目は、金融証券税制の改正であります。金融所得課税の一体化の取組の中で、個人の株式市場への参加を促進する観点から、一定の非課税口座内の少額、上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等について、個人住民税の非課税措置が導入される改正であります。

次は、20ページをお開きください。

議案第42号、指宿市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

今回の改正は、地方税法附則第15条固定資産税等の課税標準の特例の条項変更等に伴う条項移動による改正であります。

次は、23ページをお開きください。

議案第43号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

25ページをお開きください。

本案の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

1点目の改正につきましては、基礎課税額に係る課税限度額を現行の47万円から50万円に改める改正であります。

2点目は、高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の12万円から13万円に改める改正であります。

3点目は、非自発的失業者に対する保険税の軽減についての改正であります。被保険者が、非自発的な理由により離職した一定の者である場合において、在職中の保険料負担と比較して過重とならないよう、課税の特例を設ける改正であります。特例対象の被保険者が、申告することにより前年の給与所得金額を100分の30として保険税を計算するものであります。なお、非自発的失業者とは、リストラ、会社の倒産等により失業した方でございます。

次は、27ページをお開きください。

議案第44号、指宿広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び指宿広域市町村圏組合規約の変更について、であります。

本案は、指宿広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。新たに同組合で共同処理する事務として、潁娃ごみ処理場と指宿市清掃センターで発生する焼却灰等を処理するため、一般廃棄物管理型最終処分場を指宿広域市町村圏組合で建設し、管理運営を行うことに伴う規約改正と、従来のごみ・し尿処理等に係る負担区分、処理区域の明確化などについて規約改正をしようとするものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上

げます。

建設部長（吉永哲郎） それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の5ページをお開きください。

報告第2号、平成21年度指宿市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、であります。

6ページをお開きください。

繰越し理由につきましては、繰越明許費の設定時点でご説明しておりますので、割愛させていただき、繰越計算書において、繰越明許費設定時の金額より翌年度へ繰り越す金額が減額になった事業について、ご説明申し上げます。

款2事業費、項1事業費、事業名：公共下水道事業整備事業及び款2事業費、項1事業費、事業名：公共下水道事業整備事業公共投資臨時交付金事業分につきましては、事業執行による繰越額が確定したことに伴う減額であります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時56分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 報告第1号及び報告第2号（質疑）

議長（松下喜久雄） これより、質疑に入ります。

まず、報告第1号について質疑に入ります。ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号は終了いたしました。

次に、報告第2号について質疑に入ります。ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号は終了いたしました。

#### 議案第40号～議案第44号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

議長（松下喜久雄） 次に、議案第40号から議案第44号までの5議案について質疑に入ります。

ご質疑はありますか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第40号から議案第44号までの5議案は、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号から議案第44号までの5議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

1 1 番議員(前之園正和) 議案第41号並びに第43号に対して、それぞれ反対の討論を行います。

まず、41号についてですが、市税条例の専決処分であります。民主党のマニフェストにある子ども手当支給のための財源の一つとして個人住民税の年少特定扶養控除の廃止及び縮減を行うもので、過去最大規模の増税ともいわれます。子ども手当との関連でいっても、当初の2万6千円で試算した場合でも、増税になるケースがいろいろあります。以上のようなことから本議案に反対をいたします。

次に、議案第43号、国保条例の専決処分であります。今回の改正の一つに、非自発的失業者への負担軽減措置があります。企業からの解雇などによって突然に職を失い、所得が前年に比べて大幅に減少したために国保税を納めるのが困難となるケースが社会問題化してきています。一定の条件のもとに、給与所得を100分の30として算定するもので、国民の大きな運動の反映であり、国民の願いにこたえるものであります。一方で、課税限度額の引き上げも含まれております。基礎となる部分を47万円から50万円に、後期高齢者支援金分を12万円から13万円にするもので、ますます負担は大変になります。被保険者にとって新たな負担増を伴う内容を含んでおりますので、本議案に反対をいたします。以上です。

議長(松下喜久雄) 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第40号及び議案第42号の2議案を一括して採決いたします。

2議案は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号及び議案第42号の2議案は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第44号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号、指宿市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、を採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松下喜久雄) 起立多数であります。

よって、議案第41号は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第43号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、を採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松下喜久雄) 起立多数であります。

よって、議案第43号は、承認することに決定いたしました。

議案第45号(質疑、委員会付託省略、表決)

議長(松下喜久雄) 次に、議案第45号について質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第45号は、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第45号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、同意することに決定いたしました。

#### 議案第46号～議案第52号一括上程

議長(松下喜久雄) 次は、日程第11、議案第46号、指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について、から、日程第17、議案第52号、平成22年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、までの7議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### 提案理由説明

市長(豊留悦男) それでは、ご説明を申し上げます。

まず、議案第46号、指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について、であります。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律並びに地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が、平成22年6月30日から施行されることに伴い、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第47号、指宿市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について、であります。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第48号、指宿市立指宿商業高等学校授業料等徴収条例の一部改正について、であります。

本案は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に伴い、高等学校教育における経済的負担を軽減し、もって教育の機会均等に寄与するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第49号、指宿市工場等設置奨励条例の一部改正について、であります。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第50号、指宿市屋外広告物条例の一部改正について、であります。

本案は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第51号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ1億3,309万8千円を追加し、予算の総額を205億309万8千円にしようとするものであります。

次は、議案第52号、平成22年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ267万8千円を追加し、予算の総額を73億8,435万円にしようとするものであります。

なお、詳細につきましては、関係各部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

総務部長（渡瀬貴久） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の31ページをお開きください。

まず、議案第46号、指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について、であります。

本案は、国内における急速な少子化の進行等を踏まえ、就業しつつ、子の養育や家族の介護を行うための環境を整備することの重要性にかんがみ、子を養育する労働者に対する所定労働時間の短縮措置の義務化や、育児休業制度の諸見直しについて、本年6月30日から地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等が施行されることに伴い、これらに係る3条例の所要の改正をしようとするものであります。

主な改正内容についてご説明申し上げますので、32ページをお開きください。

第1条では、指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正として、今回の法改正により義務化される育児短時間勤務制度の導入に伴い、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間、週休日、勤務時間の割り振りの方法及び年次有給休暇等を定めています。また、育児短時間勤務職員について、公務の運営に著しい支障が認められない場合には、当該職員の請求に基づき、時間外勤務を制限しなければならないこととし、育児又は介護を行う職員で、配偶者が常態として子を養育できる場合であっても、当該職員は早出遅出勤ができるように改めようとするものであります。さらに、3歳未満の子を養育する職員については、当該職員の請求に基づき、深夜勤務及び時間外勤務を制限しなければならないこととしております。

次は、34ページをお開きください。

第2条では、指宿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正として、育児休業により子を養育しようとする場合は、当該職員の配偶者が育児休業をしていても又は常態として子を

養育できる場合であっても、育児休業や部分休業をすることができるように改めようとするものであります。

また、育児休業をした職員が再度育児休業をすることができる要件及び育児休業の承認を取り消す場合の事由について改め、今回の法改正で義務化される育児短時間勤務制度に必要な諸規定を整備しようとするものであります。

次は、38ページをお開きください。

第3条では、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正として、育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の給料月額や通勤手当、時間外手当の支給方法並びに育児短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の基礎額について定めるほか、再任用職員及び任期付短時間勤務職員の手当の支給範囲について改めようとするものであります。

なお、附則において、この条例は平成22年6月30日から施行することとしておりますが、経過措置を設け、制度への円滑な移行を図ろうとするものであります。

次は、48ページをお開きください。

議案第51号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の平成22年度補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ1億3,309万8千円を追加して、歳入・歳出予算の総額を205億309万8千円にするものであります。

それでは説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、10ページをお開きください。

まず、10ページから11ページにかけて各款項目に、節4共済費、説明欄の賃金及び報酬に係る社会保険料の補正を計上しておりますが、これは雇用保険法等の一部改正に伴い、臨時職員等に対する雇用保険の適用範囲の拡大と保険料率が引き上げられ、また、健康保険料率及び介護保険料率も引き上げられ、いずれも平成22年4月1日から施行されたことから、その不足額を計上するものであります。

次に、それ以外のものについてご説明いたします。

款2総務費、項1総務管理費、目6財産管理費4千円の減額補正につきましては、今回の補正の財源調整の一部として、財政調整基金積立金を減額するものであります。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費40万1千円の補正につきましては、65歳以上の在宅の高齢者で寝たきり等のため、理美容業者の出張業務を受けた場合の訪問理容・美容助成事業費補助金を計上するものであります。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費10万円の補正につきましては、中川集落の集落営農等ビジョン策定に対する補助金を計上するものであります。

目3農業振興費、節19負担金補助及び交付金、説明欄の事業費的なものの補助金3,303万9千円の補正につきましては、認定農業者及び新規認定就農者の農業機械等購入に対する補助金3,283万9千円と、市農薬飛散防止対策協議会の農薬飛散防止技術の実証活動及び周知・啓

発を図る事業費に対する補助金20万円を計上するものであります。

同じく説明欄の投資的経費のものの補助金2,045万3千円の補正につきましては、活動火山周辺地域防災営農対策事業として、開聞地域の坂下飼料生産組合が整備する飼料用作物収穫用機械購入に対する補助金を計上するものであります。

目5畜産業費497万2千円の補正につきましては、山川の畜産農家が取り組む飼料用サトウキビ栽培実証事業に係る経費として、報償費7万円、旅費2万円、需用費1万1千円の合計10万1千円と、畜舎等の消臭対策や害虫駆除対策による畜舎環境の整備を図るため、微生物活性剤LOVEいぶすきを製造し、養豚農家や牛の飼養農家に配布する事業に係る需用費の増額分11万1千円、口蹄疫による子牛競り市の延期に伴い、飼養期間に給与した飼料費経費の増大を軽減するため、子牛育成支援対策事業見舞金として、1か月の延期につき、子牛1頭当たり1万円で2か月を限度して、交付する補助金476万円を計上するものであります。

目6農地費1,227万8千円の補正につきましては、成川・福元地区の農地保全整備シラス対策事業に係る調査事業費として、その他委託料250万円と、県から追加内示のあった地籍調査事業費として、需用費、役務費、投資的委託料及び負担金の増額分977万8千円を計上するものであります。

項2林業費、目2林業振興費1,218万1千円の補正につきましては、森林整備・林業木材産業活性化推進事業として実施する、市有林の除間伐及び林内路網整備に係る委託料388万1千円と、開聞の木材業者が整備するおがくず製造の木材加工流通施設に対する補助金830万円を計上するものであります。

次のページの款6商工費、項1商工費、目3観光費2,316万4千円の補正につきましては、九州新幹線全線開業対策事業費として、外国人観光客歓迎用会話ガイドブック作成に係る印刷製本費16万4千円と、県の重点化分野雇用創出事業を活用し、様々な観光資源の商品化に向けた企画を行うたまらんプロジェクト推進事業に係る委託料1,700万円、指宿駅・山川駅・開聞駅に整備する、南薩観光ライン観光案内板整備事業に係る工事請負費600万円を計上するものであります。

目4温泉施設費394万7千円の補正につきましては、ヘルシーランド泉源の予備用水中ポンプの購入費155万円と、山川砂むし保養施設の泉源追加掘削に伴う掘削申請手数料12万円、掘削や緊急用配管等補修に係る工事請負費227万7千円を計上するものであります。

款9教育費、項1教育総務費、目3教育振興費、節19負担金補助及び交付金2,206万円の補正につきましては、アジア国際子ども映画祭に対する、文化庁の運営費負担金2,200万円と、市の小学校体育連盟に対する、運営費負担金6万円を計上するものであります。

次は、歳入についてご説明いたしますので、9ページをお開きください。

款15県支出金、項2県補助金9,298万6千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に対する県補助金を計上するものであります。

項3委託金10万円の補正につきましては、山川の畜産農家が取り組む飼料用サトウキビ栽培実証事業に係る県委託金を計上するものであります。

款18繰入金，項2基金繰入金，目7財政調整基金繰入金1,809万7千円の補正につきましては，今回補正の財源調整として，財政調整基金からの繰入金を計上するものであります。

款20諸収入，項4雑入，目1雑入2,191万5千円の補正につきましては，説明欄にお示しのとおり，雇用保険の被保険者負担金9万5千円と，アジア国際子ども映画祭事業費に対する，文化庁の事業支援費2,200万円の計上と，クリーンアップいぶすき確立事業の受益者負担金18万円を減額するものであります。

以上で，追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

市民生活部長（井元清八郎） それでは，命によりまして，市民生活部所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

提出議案の40ページをお開きください。

議案第47号，指宿市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について，であります。

本案は，過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正されたことに伴い，過疎地域における固定資産税の課税免除又は奨励金の対象になる業種の中からソフトウェア業を廃止し，新たに情報通信技術利用事業を追加しようとするものであります。

以上で，追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

健康福祉部長（田代秀敏） それでは，命によりまして，健康福祉部所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

提出議案の49ページをお開きください。

議案第52号，平成22年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について，であります。

それでは，別冊の平成22年度補正予算書の13ページをお開きください。

補正の内容は，第1条で歳入・歳出予算の総額にそれぞれ267万8千円を追加し，予算の総額を73億8,435万円にしようとするものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方からご説明いたしますので，22ページをお開きください。

款1総務費，項1総務管理費，目1一般管理費267万8千円の補正につきましては，平成22年4月1日から，非自発的失業者の国民健康保険税軽減制度が開始されたことに伴う電算システム改修のための増額補正であります。なお，非自発的失業者の国民健康保険税軽減制度につきましては，リストラや会社の倒産などの理由により失業された方々に対して，国民健康保険税を軽減するものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、21ページをお開きください。

款3国庫支出金，項2国庫補助金，目1財政調整交付金267万8千円の補正につきましては、非自発的失業者の国民健康保険税軽減制度に伴う電算システム改修費全額を、国庫補助金として増額計上するものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

産業振興部長（吉井敏和） 命によりまして、産業振興部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の44ページをお開きください。

議案第49号，指宿市工場等設置奨励条例の一部改正について、であります。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正されたことに伴い、過疎地域における固定資産税の課税免除，又は奨励金の対象となる業種の中から，ソフトウェア業を廃止し，新たに情報通信技術利用事業が追加されたことから所要の改正をしようとするものでございます。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

建設部長（吉永哲郎） それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の46ページをお開きください。

議案第50号，指宿市屋外広告物条例の一部改正について、であります。

本案は、自然公園法の一部改正に伴い、本条例に引用している自然公園法第13条第1項が第20条第1項に変更されたため、引用条項の改正をしようとするものであります。

なお、附則において、施行期日は公布の日とし、改正後の本条例の規定は、平成22年4月1日から適用することとしております。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育部長（吹留賢良） それでは、命によりまして、教育委員会所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の42ページをお開きください。

議案第48号，指宿市立指宿商業高等学校授業料等徴収条例の一部改正について、であります。

本案は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に伴い、高等学校教育における経済的負担を軽減し、教育の機会均等に寄与するため、本条例の所要の改正をしようとするものであります。



改正の主な内容は、第2条の授業料徴収規定を改正し、授業料を徴収しないものとし、第3条から第5条の授業料の納期、滞納者の処分、授業料の減免の規定を削除し、第9条及び第10条の見出し及び規定から授業料を削除し、条項の整備をするものであります。

なお、附則において、施行期日を公布の日とし、経過措置として、この条例の改正後の規定は、平成22年4月1日以降の授業料について適用し、平成22年3月31日までの授業料については、従前の例によることとしております。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時 26分

再開 午前 11時 26分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第46号～議案第52号（質疑、委員会付託）

議長（松下喜久雄） これより、質疑に入ります。ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第51号を除く6議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第51号については各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも休会中審査を終了されますようお願いいたします。

新たに受理した陳情1件上程

議長（松下喜久雄） 次は、日程第18、新たに受理した陳情1件を議題といたします。

陳情1件については、お手元に配布の陳情文書表のとおり文教厚生委員会に付託いたします。休会中審査を終了されますようお願いいたします。

散 会

議長（松下喜久雄） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前 11時 27分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 木 原 繁 昭

議 員 高 田 千ヨ子

第2回指宿市市議会定例会会議録

開議 平成22年6月17日午前10時

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	井元伸明	2番議員	西森三義
3番議員	浜田藤幸	4番議員	高橋三樹
5番議員	田中健一	6番議員	木原繁昭
7番議員	高田チヨ子	8番議員	新宮領進
9番議員	下川床泉	10番議員	中村洋幸
11番議員	前之園正和	12番議員	物袋昭弘
13番議員	前原六則	14番議員	福永徳郎
15番議員	新川床金春	16番議員	六反園弘
17番議員	前田猛	18番議員	大保三郎
19番議員	下柳田賢次	20番議員	新村隆男
21番議員	森時徳	22番議員	松下喜久雄

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	富永信一
教育長	田中民也	総務部長	渡瀬貴久
市民生活部長	井元清八郎	健康福祉部長	田代秀敏
産業振興部長	吉井敏和	建設部長	吉永哲郎
教育部長	吹留賢良	山川支所長	岩崎三千夫
開聞支所長	中間竜郎	産業振興部参与	浜田淳
総務課長	森健一	人事秘書課長	満石知

企 画 課 長	下 吉 龍 一	財 政 課 長	邊 見 重 英
市 民 協 働 課 長	上 村 公 徳	環 境 政 策 課 長	廣 森 敏 幸
長 寿 介 護 課 長	野 口 義 幸	地 域 福 祉 課 長	久 保 憲 一 郎
商 工 水 産 課 長	高 野 重 夫	観 光 課 長	下 吉 耕 一
土 木 課 長	池 増 広 行	都 市 整 備 課 長	小 牟 禮 信 一 郎
水 道 課 長	松 元 修		

---

#### 1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	新 村 光 司	次 長 兼 議 事 係 長	福 山 一 幸
主 幹 兼 調 査 管 理 係 長	上 田 薫	議 事 係 主 査	濱 上 和 也

開 議

午前10時00分

議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において新宮領進議員及び下川床泉議員を指名いたします。

#### 一般質問

議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

まず、高田チヨ子議員。

7番議員（高田チヨ子） 皆様、おはようございます。公明党の高田チヨ子でございます。6月議会の最初の質問者になりました。元気一杯頑張りたいと思っております。よろしく願いいたします。

いよいよ国会は昨日をもって閉幕となりました。参院選へと突入いたしました。私たちも、それぞれの立場で頑張っていかなといけないなと思っております。また、宮崎県で発生した口蹄疫、16日、国富町の肉用牛農場で口蹄疫の症状を示す牛が3頭見つかったと発表されました。これで終息したえびの市を含め、5市6町に拡大、発生は290例目となりました。更に被害がどんどん拡大しております。全国の畜産農家や関係者の方は、不安や緊張の面持ちで一杯だと思います。そこで、私たち公明党青年局では、先日13日、被害者の救済のため、街頭募金を行いました。1時間と、短い時間ではありましたが、3万1,982円集まりました。市民の皆様の関心の深さに心を打たれました。口蹄疫の1日も早い終息を心よりお祈り申し上げます。

それでは、通告に基づき質問いたします。

まず初めに、女性特有のがん対策について伺います。昨年より、乳がん、子宮頸がんの無料クーポンが発行されました。その対象者になった方々はとても喜んでおられました。そこで、この無料クーポンを今後も継続してほしいと思いますが、市としてはどうされるのでしょうか伺います。

2番目に医療費について伺います。

特に、乳幼児医療費、子ども医療費についてですが、現行だと償還払い方式となっておりますので、一度支払った後、2か月後に払い過ぎた分が返ってくるということになっております。この方法ですと、手持ちのお金がないと病院に行けないんだというお母様方からの悩

みごと相談がたくさん寄せられてきます。そこで、後で返って来るのであれば自己負担分だけ払えばいいようにできないものだろうか。そのところを伺いたいと思います。

3番目に、職員の勤務体制について伺います。5月19日から21日にかけて、総務水道委員会で京都府城陽市、滋賀県甲賀市、大阪府貝塚市に所管事務調査に行っていました。どこも厳しい財政の中で、一生懸命努力をしているということを読んでまいりました。その中でも、特に貝塚市の取組は素晴らしいと思いました。指宿市でも取り組めることがあるのではないかと思います、伺います。いろんな取組をしておりましたが、その中から、まず、出前講座の取組について伺います。指宿でも、現在、出前講座を行ってはいるのですけれども、これをメニューを作って行ったらどうかと伺います。

4番目に、公園について伺います。市内にはたくさんの公園があります。でも、大体の公園がゲートボールをしていたり、また、学校が終わるとサッカーをしていたりという現場を見かけることが多くあります。そこで、小さい子供たちが安心して遊べる場所がないというお母様方からの声を多く耳にします。そこで、子供たちが公園デビューできるようにしてほしいと思います。この点はどうでしょうか。

5番目に、ペットボトルのキャップ収集について伺います。今、資源ごみとして分別収集をしておりますが、大体このペットボトルのキャップ、エコキャップですけれども、これが800個ぐらいで、3人分のポリオワクチンに変えられるということです。私たちのグループでもこのキャップ、集めていますが、ほかのいろんな団体の方も収集をしているようです。そこで、市として一括して集めることはできないか伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

市長（豊留悦男） 安心・安全な生活のために無料クーポン券の継続した支給はできないかということについてお尋ねでございますけれども、がんによる死亡者を減少させるために検診の受診率を向上させ、がんを早期に発見することは極めて重要なことでございます。特に、議員お尋ねの女性特有のがん検診につきましては、受診率が低いことから、21年度からの国の経済危機対策の補助事業として、女性特有のがん検診推進事業が開始しているところでございます。国における平成23年度以降の事業継続に関する判断は、事業成果を検証した上で決定することになっております。この事業については、事業実施の効果が見られたことと、対象者の年齢が5歳刻みであることから、市としては、最低でも5年間は継続すべき事業であると思っているところでございます。

次に、安心・安全な生活のため、まちづくり出前講座を制度化する考えはないかとの質問でございますが、総合振興計画の中でも、市民と行政が協働で創る活気あふれるまちを基本目標の一つに掲げ、自分たちのまちは自分たちでつくるという考えのもと、地域が主体となった地域コミュニティの推進について、支援いたしているところでございます。議員もご承知のとおり、これまでも、例えば、ごみの分別方法やリサイクル方法、地域温暖化防止やL

OVEいぶすきの製造方法についての講座，男女共同参画社会の推進のための講座や高齢者学級・乳幼児学級等で健康講座など，市民の皆様方からの要望があれば，随時出前講座も実施しているところでございます。ご指摘のメニュー化した出前講座の制度化につきましては，市民と行政が対等な立場で協働のまちづくりを推進するために，現在，市民代表で組織するパートナーシップ推進市民会議でも議論していただいているところでもございます。出前講座が協働のまちづくりを進める上での有効な手段として活用されるよう，市民会議をはじめ，幅広い市民の皆様方からのご意見も伺いながら，メニューの設定や実施要綱の整備など，具体的な内容について検討をしてみたいと思っているところでございます。

なお，医療費について，乳幼児医療費等については健康福祉部長から，公園の整備等については建設部長が，ペットボトルのキャップ収集については市民生活部長に答弁いたさせます。

健康福祉部長（田代秀敏） 乳幼児医療費助成の中の支給方法についてのご質問をいただきました。乳幼児医療費の助成事業につきましては，疾病の早期発見・早期治療を促進し健康の保持を目的として，小学校の就学前までの乳幼児を対象に県の乳幼児医療費助成制度における補助を受けながら，実施しているところでございます。本市における乳幼児医療費の支給方法についてでございますが，まず，受診されたときに医療費に係る自己負担分を医療機関で支払っていただきまして，その後，窓口で支払った負担額のうち，課税世帯においては3千円を控除した額を，非課税世帯につきましては全額を2か月後に口座に振込んでおります。その月の対象の児童が複数の医療機関での受診や市外での医療機関での受診など，様々な形態がありますことから，指宿といたしましては償還方式を取っているというところでございます。

建設部長（吉永哲郎） 公園についてご質問をいただきました。公園は，市民のふれあい・憩いの場として誰でも利用でき，また，災害が発生したときなどの避難場所として重要な役割を果たしております。本市においては，指宿西公園や成川公園など24か所の都市公園と，吹越カンタ公園や徳光公園，物袋公園など17か所の農村公園，及び豪州の森公園や花とびあ山川イベントパークなど10か所の普通公園があり，多くの市民の方が利用されている現状であります。公園の利用は，子供から高齢者まで幅広い年齢層であり，また，利用目的も多種多様になっております。したがって，公園利用についてはほかの利用者と一緒にマナーを守り，お互いに尊重しあって利用していただきますように，啓発活動に努めてまいりたいと思っております。

市民生活部長（井元清八郎） ペットボトルのキャップを外して集め，再資源化することでCO<sub>2</sub>の削減につながり，キャップの再資源化で得た売却益をもって発展途上国の子供たちにポリオワクチンを贈る活動は，環境保護と人道的支援の面から素晴らしい活動であると思います。現在，13品目のごみの分別に市民の理解と協力のもとで取り組んでおり，ペットボト

ルのキャップはプラスチック製容器包装の一種として分別収集しております。平成21年度の実績で申し上げますと、ビン類とプラスチック製容器の資源ごみ再商品化処理業務委託料として、財団法人日本容器包装リサイクル協会へ82万3千円程度支払っておりますが、一方で、その還元金として同協会より再商品化合理化拠出金として380万6千円程度の歳入があり、差し引き298万3千円程度の貴重な収入となっております。このような状況の中で、基礎自治体として行う環境保全の活動と人道的支援の立場で行う活動は、おのずと異なる面がございますので、市民のご協力をいただきながら行う分別収集体制の中で、新たにペットボトルのキャップのみの分別収集については、難しいものがあると考えられます。

7番議員（高田チヨ子） それでは、女性特有のがん対策について伺います。今、無料クーポンが5年間は継続するというので、ありがたいご答弁をいただきました。本当にありがとうございます。無料クーポンが発行されたけれども、その後、受診率がどうなったか伺います。

健康福祉部長（田代秀敏） 女性特有のがん検診の受診率の状況ということでございますけれども、乳がん検診におきましては、平成20年度が25.7%、平成21年度が26.1%で0.4ポイントの増、それから、子宮がん検診につきましては、平成20年度が13.4%、平成21年度が13.6%で0.2ポイントの増という状況でございます。本事業の実施によりまして受診率が大きく伸びたということではございませんけれども、指宿市におきましては初めての子宮がん検診、初回受診者で見ますと、20歳代から30歳代の受診者数は、平成20年度が176名、それに比べまして平成21年度が225名、プラス49名というふうになっており、本事業の目的の一つでございます動機づけの効果があつたと思つているところでございます。なお、年齢別の受診率では、子宮がん検診で見ますと60歳代が最も高く23.1%、乳がん検診も同様に60歳代が一番多く35.3%という状況でございます。

7番議員（高田チヨ子） 無料にしてもなかなか受診率が上がらないようでありますけれども、受診しやすい環境づくりが必要なのではないのかと思つますがいかがでしょうか。

健康福祉部長（田代秀敏） 女性特有のがん検診ということから、議員が今おっしゃいましたように、受診の環境づくりということが大事であろうということでございます。私どももそういう状況から、鹿児島市内の女性のお医者さんがおられる病院と契約を結びまして、子宮がんにおきましては7施設、それから、乳がんにつきましては5施設と契約を結びまして受診がしやすいような状況づくりというのに努めているところでございます。

7番議員（高田チヨ子） それでは、子宮頸がんはワクチンを接種すると予防できるといわれております。この子宮頸がんのワクチンについて、指宿ではどのようにお考えでしょうか。

健康福祉部長（田代秀敏） 子宮頸がんワクチンの予防接種ということにつきまして、今朝ほど議員の方からお尋ねをいただきましたけれども、子宮頸がんのワクチンにつきましては昨年の10月に認可がされまして、12月から販売が開始されたという状況でございます。毎年、



日本でも1万5,000人程度の新しい罹患者が発生し、3,500人程度の死亡者がいるということで、30歳代の女性の死因のトップということでございます。ただ、この子宮頸がんの予防接種につきましては、今現在、任意接種という形になっておりますので、私どもにつきましては、定期予防接種というのがやはり望ましいであろうということを考えております。したがって、今年の5月12日から14日まで、九州市長会が開かれましてけれども、その中の議題といたしましても、子宮頸がんの予防接種につきましては、定期予防接種化をお願いするという形での要望事項をとりまとめたでございます。そういう形で、私どもとしては、市でということではなくて、全国の市町村が同様のサービスを行おうと、そのためには定期予防接種化が望ましいだろうという考え方で、そのような形の要望をしているところでございます。以上でございます。

7 番議員（高田チヨ子） はい、分かりました。それでは医療費について伺います。今、償還払いということで、いろんな現状があって償還払いを行っているということではあります。これを何とか償還払いではなくて自己負担分だけ払えばいいような方法を見つけて、何とかしていきたい、そういう思いがあります。皆さん、お薬手帳というのを持っていますけれども、あのお薬手帳にはどこに行ってもその手帳に、ここの病院ではこの薬をもらったというのを書かれますよね。それと同じように、患者さんに、その受診手帳みたいなものを作ってあげて、それぞれが個人個人に受診手帳を持たせて、これは例えばの話ですけども、現在、幾らここの病院で払っているのかって、今月は向こうの病院で千円払った。次の病院で800円払ったとか、そういうのが記帳できるようにして、その受診手帳を見ればその金額が分かるというふうにしたら、自己負担分が後どれだけ払えばいいのかというのが、病院でも患者さん自身も分かるのではないかと思うんですけども、そういう方法というのは取ることは考えられないでしょうか。

健康福祉部長（田代秀敏） 手帳等にそれぞれの複数の病院で、それぞれお支払した金額を書き入れをし、そして月末の最後に行かれるであろう病院等でオーバーした部分を支払わせるということの内容であったかなと思っているんですけども、なかなかそういう部分の把握というのが各病院間でしづらい、例えばということがあって、現在、私どもは償還払い方式を取らせていただいております。それから、そういったしますと、それぞれの医療施設での保険請求とか、そういう医療費の支払いの事務が非常に複雑になるというふうに思っているところです。したがって、今の段階におきまして取扱いの仕方としては、償還払いの方法を取らせていただいているというふうに理解してございます。

7 番議員（高田チヨ子） それでは、子供が小さければ小さいほど、病院にかかる割合も多くなります。親は非常に大きな負担を被ってしまいます。それで、何とかしてほしいという相談を多く受けてくるんですが、できれば償還払い方式ではなく、この償還払い方式でないとなかなか難しいというのではなくて、無料化、現物給付方式にしたらどうかって思うんですけども、

地域によっては中学生まで無料化になっているところもあります。また、就学前までとか小学校卒業までとか、いろんな地域がございます。そこで、この指宿でも段階を追って無料化を進めていくというお考えはないでしょうか。

健康福祉部長（田代秀敏） 乳幼児医療費の負担をなくす完全無料化ということでございますけれども、無料化を実施した場合におきましては、現在展開をいたしております次世代育成支援対策事業、それに加えまして、更に財源の確保が必要ということになります。したがって、無料化をするということにつきましては、現財政の状況から考えまして、非常に厳しいというふうに考えているところでございます。県の制度を超えます制度の拡充分につきましては、市が全て負担することとなっておりますので、現在の限られた財源の中で、総合的に子育て支援策を実施していくべきであろうというふうに考えているところでございます。乳幼児の医療費助成制度のような社会保障につきましては、本来、国が子育て支援や少子化対策という観点から、制度の充実を図るべきであろうというふうに考えております。県の市長会、または九州市長会を通じまして厚労省等に働きかけをいたしてございます。今後もこの方向で進めたいというふうに考えているところでございます。

7番議員（高田チヨ子） それでは、職員の勤務体制について伺います。今、出前講座についてはメニュー化を検討させていただきますというご返事でした。それでは、次に、スライド勤務による勤務時間の弾力的運用をしたらどうかというのが、貝塚市の方ではこういう方法を取っているということでした。本当に時差出勤をして、夜にどうしても残業をしなければならぬときには、その夜の2時間分の残業分を、午前中の時間のある程度暇な時間を夜に充てる。それで残業を解消するという方法を取っているというお話でした。この残業も前もって事前に申告をして、済んだ後から報告をするのではなくて、何月何日にどれくらい残業をしますという、事前に申告をして残業をしているという、そういうお話もありました。本当にこのことは残業の短縮をする、縮減をするという意味でとっても素晴らしい方法ではないかと思えます。それで、このスライド勤務ということに対してどうお思いでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） 残業の縮減や健康管理上の視点から、時差出勤制度の導入はできないかということでありまして、現在、政府におきましても仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランス推進のための国民運動といたしましてカエルジャパン、一つ働き方を変えてみようという取組を実施しているところであります。この取組の趣旨は、国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たしながらも、家庭や地域生活などという様々な場所において、また、子育て期や中高年期といった人生の様々な段階において、多様な生き方が選択・実現できる社会づくりに取り組んでいこうといったものでございます。こういった取組が全国的に展開されていく中にありまして、これまでの職員の時間外勤務の在り方や健康管理の在り方の見直しを行いながら、市民サービスの向上をいかに図っていくかを考えていく必要があると思っております。したがって、今後、時差

出勤制度をはじめ様々な働き方について、検証・検討していかなければならない、そのように考えております。

7番議員（高田チヨ子） それでは、市民が使いやすい市役所ということで、働いている方たちは日曜日でないとい市役所に行けないとか、平日は8時半から5時半で終わってしまうので、平日の市役所が開いている時間にはどうしても行くことができない。そういう方たちのために窓口業務の時間延長をしたり、土日出勤をしたり、そういう時間を変えて勤務をする考えはないでしょうか。

市民生活部長（井元清八郎） 窓口業務の時間延長についてのご質問でございます。現在、本市の窓口業務につきましては、市の執務時間を定める規則に基づいて、通常、月曜日から金曜日の昼間の休憩時間を含めた8時半から17時15分まで対応をいたしております。また、土曜日・日曜日及び国民の祝日にあらかじめ電話予約のあった各種証明書を、C O C C Oはしむれで交付する体制を取り、さらには、インターネットによる電子申請サービスも行っております。窓口業務の時間延長につきましては、現在、土曜日・日曜日及び国民の祝日に発行している各種証明書の実績を見てみますと、市民協働課関係では、平成19年度が3名で5件、平成20年度は6名で7件、平成21年度は7名で24件と非常に少なく、また、税務課関係につきましては、平成19年度から21年度まで全く利用がない状況でございます。なお、現在、市民協働課、税務課、環境政策課において、窓口業務の時間延長について、市民から特段の要望は受けてない状況でございます。窓口業務は市民協働課を初め、税務課、環境政策課、地域福祉課、長寿介護課、企画課、教育委員会等、多くの部署と関連があり、庁舎内の執務体制の整備も重要であることから、今後、市民の動向を踏まえ総合的に勘案し、対応していく必要があると考えております。

7番議員（高田チヨ子） 今、税務課等は全くなかったというお話ですけれども、窓口業務が時間延長をしてくれるとか、土日に申し出れば開いているとか、そういうことは皆さんご存じないのではないかと思います。それを皆さんにもこういうふうにできますよというお知らせをしてあげると、それなら今度の日曜日に行こうかなとか、そういう思いで申込みがあるんじゃないかと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

市民生活部長（井元清八郎） ただいまのご指摘の件につきましては、機会を通じまして各関係機関の方には、そういった啓発活動をしてまいりたいと思います。

7番議員（高田チヨ子） それでは、時間外勤務時間の縮減についての中で、ノー残業デーというのを設けたらどうかと思っているんですけれども、この前、ちょっとだけお聞きしたら設けているようなお話も聞きました。それで、市として、このノー残業デーをどういうふうに取り組んでいるのかお伺いいたします。

総務部長（渡瀬貴久） ノー残業デーの取組についてのお尋ねですけれども、市役所においてはワーク・ライフ・バランス、先ほども申しましたけれども、仕事と生活の調和の実現に向

けた取組の一つの方法といたしまして、現在、毎週水曜日をノー残業デーとして取り組んでいるところであります。水曜日がノー残業デーであることを周知するために、開庁時と閉庁時の2回、庁内放送により定時退庁に向けた計画的な業務執行を促しております。

7 番議員（高田チヨ子） それでは、そのノー残業デーに関連して、一昨年からクールアースデーというのが設けられました。この7月7日のクールアースデーは今年も行うのでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） ノー残業に関連して、クールアースデーの取組ですけれども、イベントの開催や業務の集中する時期によっては、定時退庁は困難な部署、そういう部署もありますけれども、5月の部課長会におきまして、職員の健康管理の面からも、必ず月に1回は全員定時退庁をするようお願いしたところでありまして、今後とも、その取組は進めていきたいと考えております。また、7月7日のクールアースデーの取組といたしましては、この日が水曜日となっておりますので、省エネ、地球温暖化対策の観点からも、今年もノー残業デーとあわせて定時退庁を促し、選挙、その他、喫緊の行政課題に対応する部署を除くすべての職場においては、午後7時に、消灯したいと、そのように考えております。

7 番議員（高田チヨ子） それでは、このノー残業デーを設けたときの照明が全部消えるわけですね。その照明が消えたときの効果というか、金額的にいくと、どのくらい縮減されますか。

総務部長（渡瀬貴久） 本庁舎における電気料は、確か1千数百万円だったと思います。それを1日に換算いたしますと、恐らく1日当たり4・5万であることから、それを時間で割り振った場合に2時間でおおむね数千円になるのかなと、そのように理解しております。

7 番議員（高田チヨ子） はい、分かりました。それでは、公園について伺います。公園はいろんな方が使う場所だというのはよく承知しております。本当に高齢の方たちも楽しそうに朝早くからゲートボールをしたり、本当にみんな、生き生きと行っております。よく見かけます。本当に楽しそうだなと思いながら見ているんですけれども、でも、高齢者の方たちが、そのゲートボールをしている。そこには子供たちは遊びに行くことはできないという悩みがあります。それで、そこいらへんのことを何とか考えてほしいという要望があったんですけれども、これから考えていくということでしたので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、たくさんある公園の中で、遊具がある公園というのはどれくらいありますか。

建設部長（吉永哲郎） 公園の遊具につきましては、都市公園におきまして24の施設のうち9公園が遊具がないと。それと農村公園におきましては17公園のうち4公園、普通公園におきましては10公園のうち5公園となっております。

7 番議員（高田チヨ子） はい、分かりました。この公園で本当に子供たちが生き生きと安心・安全に遊べるような、まちづくりをしていていただきたいなと思いますので、これからもどうぞよろしく願いいたします。公園の遊具の設備とか、そういう危険防止とか、そういうのも含めていろいろと対策を考えてほしいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、最後にペットボトルのキャップ収集についてですけれども、今、たくさんの団体がこのペットボトルを収集しております。私たちも収集しております。そして、これは川内まで持って行かないといけないということで、運ぶのがすごく大変なんですけれども、でも、それでも、ポリオワクチンになって子供たちが助かるのであれば、その方が素晴らしいことではないかということで、今、収集をさせてもらっているところです。本当にこれを、今、お話を聞きまして、市として取り組むというのは難しいということなんですけれども、でも、市民団体から、もし、このペットボトルの収集をするための収集場所とか、そういう容器とか、そういうのをこの市役所の庁舎内とか、あそこの資源ごみの収集場所とかに設けるお考えはないかお伺いいたします。

総務部長（渡瀬貴久） 庁舎内において、ペットボトルのキャップを収集する場所を提供できないかということでございますけれども、まず、庁舎内におけますこの収集場所の件ですが、現在、庁舎建物内外の自動販売機のペットボトルや空き缶などは、納入業者がごみ管理のため回収ボックスを設置いたしまして、それぞれが自主回収し、再資源化をしております。キャップだけの個別収集につきましては、この庁舎内における自動販売機の付近にということになりますと、ごみ管理の問題や、回収ボックスの設置スペースの問題等がありますので、慎重に対応しなければならないと、そのように考えております。また、常設資源ごみ収集所の周辺に設置できないかということなんですけれども、先ほども市民生活部長が答弁いたしましたとおり、新たなペットボトルのキャップ収集について難しいものがあると答弁いたしましたとおり、新たなキャップ収集が難しい以上、庁舎管理の立場からも新たなキャップ収集を常設資源ごみ収集所近くに置くことについては、現在のところは考えていないところであります。

7番議員（高田チヨ子） できれば、このキャップを集めてポリオワクチンにして海外の子供たちを救ってあげるという観点から、何とか市としても協力をしてほしいなと思っておりますが、もう一回お願いします。

総務部長（渡瀬貴久） 人道的な活動ということで、ボランティアで行う個別収集につきましては、まず、個別収集する品目のごみ処理場の管理について、回収を行っている納入業者との協議が必要となります。また、キャップの収集場所を提供するとなると、同様な人道的な活動をしている諸団体とも競合することも予想されますし、その場合に任意に一団体だけに、この場所をということで提供することにつきましては、問題があるかと思えます。将来的に回収品目が増加した場合の回収ボックスの設置スペースの問題等も考えられます。そういったことから、先ほど慎重に対応しなければならないということで答弁させていただいたところでございます。

7番議員（高田チヨ子） 分かりました。それではよろしくお伺いいたします。以上で終わります。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時48分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、井元伸明議員。

1番議員（井元伸明） おはようございます。実に4年ぶりの質問でございます。市民の負託にこたえますように、一生懸命に頑張っていきたいと思っております。

まずは、4月の20日に宮崎県川南町で家畜伝染病口蹄疫が発生をし、現在でも感染拡大が続いております。本日で58日目を過ぎようとしている状況でございますが、未だに終息のめどが立っていない状況の中、処分作業を続けられておられます地域の農家の皆さんと、あらゆる関係機関の方々へ心よりお見舞いを申し上げたいと思っております。

それでは、通告してあります3点についてお尋ねをいたします。

まず第1点目は、口蹄疫についてでございますが、これは連日、全国の新聞・テレビで報道をされている問題でございますが、5月4日、えびの市の地域の移動禁止が解除されて、幾らかほっとした矢先のことです。6月9日、今度は、鹿児島県とは最も生活面で関係の深い都市で発生をし、鹿児島県の伊藤知事は即座に準非常事態宣言を行っておられます。これを受けて、県境の曽於市は、口蹄疫侵入防止のために幹線道路の一部封鎖も余儀なくされている状況の中で、本指宿としましては防疫対策も何かとご配慮はいただいていることは存じておりますが、発生から本日までどのような対策をされているのか。また、現状をどのように認識をされているのかお尋ねをいたします。

次、第2点目でございますが、これは市有地財産の管理についてお尋ねをいたします。この土地の場所は池田湖の湖畔、場所は元ハブセンターから馬頭観音までの県道沿いの湖畔沿いでございます。これまでに何回となく一般質問でもこの湖畔の藪払い等に当局にお尋ねをしたところ、県の所有地であるとか、いろいろなところでなかなか景観が悪い場所でもございましたが、昨年、県の緊急雇用対策補助事業におきまして藪払いをしていただきました。そのときの条件として、池田校区の地元民が今後この地を管理をしていただけるのであれば、1回限りの藪払いということでやりましょうということで、昨年の夏だったと思っておりますが、1回草払いをしていただいております。その後も昨年の12月には池田校区の公民館長さん方により草払いをいたしました。なかなか時期によりましては背伸びが高く、非常に景観が悪くなる状況の場所でもございます。なお、先月の5月の16日、また池田校区公民館長が主催となりまして、校区の防犯部、それと本市の総務部長にご相談を申しあげましたところ、多数の市の職員の方々のご参加をいただきまして、総勢約90名余りの人数で現地の草払いを行うことができました。本当にありがとうございました。これも市長がマニフェストの中で、市役所職員の社会貢献促進を訴えられていたことの表れではないかと感謝もいたしております。そこでお尋ねをいたしますが、この土地の本来の管理責任者はどこにあるのかお尋ねを

いたします。

次に、第3点目でございますが、これは山川・根占フェリーの再開についてお尋ねをいたします。これは今年の3月の末をもって運休となり、早4か月を過ぎようとしております。これは地元を初め、多くの利用者にご不便と迷惑をおかけしている状態が続いております。今までの協定を見直しをするということで、協議、検討を進められていると認識をいたしておりますが、現在所有しておりますぶーげんびりあ1,478 tの購入金額と今後の売却金額は幾らを想定しているのか。もし、この金額に差額が発生をした場合、この差額が市民の負担になったりしないのか。併せて、これまでの経緯も含めてお尋ねをいたしまして、1回目の質問を終わります。

市長（豊留悦男） 口蹄疫に関して、防疫体制、指宿市はどうなっているのかということについてのご質問でございます。本市は県内でも有数の家畜飼養頭数を誇り、畜産業は市の重要な基幹産業でもございます。万一、本市において口蹄疫が発生しますと、畜産業やその関連産業はもとより、堆肥を使用する農家への影響、イベントの自粛や風評被害等による観光産業への影響など、ほかの産業にも多大な経済被害が予想されますので、日ごろから万全の防疫体制を講じることが重要であるかと思っております。今回の宮崎県での発生を受けまして1例目の疑似患畜発生の翌日に、南薩家畜保健衛生所において、南薩地域振興局、南薩地区各市、JA、獣医師会等が集まり、南薩地域口蹄疫緊急対策会議が開催され、侵入防止対策が示されたところであります。これを受けまして、中国産稲わら等の利用状況調査、市内全家畜農家への異常家畜の有無の聞き取り調査を行うとともに、異常家畜の早期発見・通報や農場への人や車両の出入り制限と、消毒の徹底等に努めて侵入防止対策のチラシ等も同時に配布したところでございます。4月28日には、南薩家畜保健衛生所長を本部長として現地対策本部が設置され、同日の緊急会議において、家畜伝染病予防法に基づく薬剤等の配布について確認し、5月12日から31日にかけて豚飼養農家へ消毒薬クレンテを、牛飼養農家への消石灰を配布したところであります。また、公共施設への消毒マットの設置や、イベント等の自粛要請を行うとともに、市民にも回覧文書で口蹄疫侵入防止の理解と協力をお願いするなど、防疫対策を講じたところでございます。

次に、山川・根占フェリーについてのご質問でございます。山川・根占航路は平成18年に鹿児島県、指宿市、南大隅町及び岩崎グループの4者が締結した、官民協働のパートナーシップによる山川・根占航路の安定的運航の確保に係る協定に基づき運航しておりましたけれども、燃油高騰や景気悪化による赤字を原因として、平成22年2月末日をもって運航休止となっております。市では、この航路が薩摩半島と大隅半島の南端を結ぶ海の国道であり、両半島の地域振興に必要な不可欠な航路であると考えておりますので、1日も早く運航を再開できるよう努力してきたところであります。現在所有しておりますぶーげんびりあでの運航再開となりますと、燃費等がかさみ多額の経費が必要となることが懸念されておりますので、費用

対効果の面からも、まずは、ぶーげんびりあを売却し、4者による協定をいったん白紙に戻した上で、新たな体制の下で運航再開ができないか、関係機関と協議を進めているところでございます。幸い、先の協定により、両港湾施設も県の施設となっていることから、新しい事業者が参入しやすいのではないかと期待をしているところでございます。なお、船の売却価格につきましては、購入当時の金額3億6千万円からこれまでの賃借料を差し引いた額で買い取っていただきたいと考えておりますが、現在、交渉中であり、具体的な金額については報告できる状態ではないところでございます。

池田湖の湖畔の市有地の管理責任のご質問については、総務部長に答弁をいたさせます。

総務部長（渡瀬貴久） 池田湖畔の市有地、旧ハブセンターから馬頭観音のところの管理責任はどこにあるのかというご質問ですが、池田湖は市の中央部に位置する九州最大の湖で、市民生活や農業生産を支える貴重な水がめであり、また、美しい自然景観を有する指宿の重要な観光資源であります。湖畔には四季を通じて色とりどりの花々が咲き、特に県道沿いの大規模な花畑は、多くの観光客が訪れる指宿市の観光名所となっています。池田湖自体は、二級河川で新川水系池田湖として位置づけられておりまして、県管理となっています。そのようなことから、昨年、県が緊急雇用創出事業を活用し、雑木伐採や草払いを行い、湖畔の環境整備を図っていただいたところであります。湖岸の一部には市有地や個人の所有地が存在しております。市有地の管理については、市が責任を持つこととなります。市有地でありますので市が責任を持つということになるわけでございます。21世紀に入り市民ニーズはますます多様化するとともに、複雑で様々な地域課題が発生しております。地域資源を活用した、より豊かな地域社会を実現するため、行政だけではなく、市民、自治会、ボランティア、企業、NPO等の多様な主体がそれぞれの課題を共有しあい、共生・協働の地域社会づくりを推進していかなければならないと考えているところです。そのような中、先日、池田校区民による池田湖畔の清掃作業が行われまして、市民ボランティアを含め、総勢90名を超える方々が参加し、2ha以上の広大な湖畔の除草作業をしていただきました。誠にありがたいことと感謝しているところであります。今後も池田湖は大切な資源でありますので、地元の方々や関係機関と連携を取りながら、適切な管理に努めていきたいと、そのように考えております。

1 番議員（井元伸明） それでは、2回目の質問に入りますが、まず、口蹄疫の方から入らせていただきます。

市の対応としては、1例目の発生日の翌日には南薩地域の口蹄疫緊急対策会議が開かれたということですが、この対策については初動が本当に早かったんじゃないかと感謝もいたしておりますが、今回のこの宮崎県の口蹄疫につきましては、10年前の口蹄疫のウイルスの強さからして、本当にまだ強いんじゃないかという状況のようでございます。また、新入経路もまだ確定はされていない状況で、本当に農家はもちろん、あらゆる産業の方々が



心配をしながらの通行となっているようでございます。本市も、もちろん観光産業が非常に大事な基幹産業の一つでございますが、本市にこのような口蹄疫が入って来るような状況がないためにも、いろいろなあらゆる手段を講じていかなければならないと思っております。宮崎県においては、商業施設の利用者はかねての20%から30%と、非常に深刻な状況が続いております。こういう状況におきまして、現在、指宿市におきまして畜産の農家戸数、あるいは飼養頭数をどれくらい抱えているのか。また、これらの畜産農家に対しましては、先ほどは管理指導等、いろいろ縷々ご説明をいただきましたけれども、畜産農家だけではなくして、一般市民を含めた防疫対策等につきましては、どのようなものをされていらっしゃるのか、改めてお尋ねをいたします。

産業振興部参与（浜田淳） 市内の畜産農家戸数と頭数の状況の管理指導体制等についてのご質問でございますが、市内の平成22年1月現在の牛・豚の飼養農家戸数は、肉用牛飼養農家が145戸で、飼養頭数2万7,355頭、養豚農家は28戸で、飼養頭数4万1,822頭、酪農家は3戸で、飼養頭数96頭、全体で176戸、6万9,273頭となっております。管理指導体制といたしましては、全農家へ、口蹄疫の発生状況や症状、侵入防止対策についてまとめたチラシを配布し、防疫体制の徹底を促しております。また、防疫対策におきましては、基本的な飼養衛生管理の徹底が重要であることから、定期的な畜舎等の清掃、畜舎に入る際の消毒の徹底、農場への部外者の立ち入りの制限、野生動物等の侵入防止対策の実施、家畜の健康状態の観察、伝染病疾病予防に対する知識の習得など、家畜伝染病予防施行規則において定められた飼養衛生管理基準の順守についても随時呼び掛けているところでございます。また、市民に対するということでございますが、市民に対しましても発生直後、全戸に回覧でチラシを配布し、協力をお願いしたところでありますが、また、今回拡大している状況がありましたので、15日に全戸にチラシを配布し、再度お願いをしたところでございます。

1 番議員（井元伸明） 今、畜産農家はもとより、一般市民の方々にもいろんなチラシ等が配布をいただいているのは事実でございますが、これに伴いましてですね、なぜ頭数を聞いたかと申しますと、最初、宮崎県で発症しました川南町は、飼養頭数が大体指宿の倍ほどいるようです。こういう状況の中で、川南町だけじゃなくして、非常に初動がちょっと遅かったのかなと思ってはおりますけれども、こういう状況の中ですね、この地域の対策、あらゆるイベントの延期、中止を各県、各地域でされている状況が見受けられます。本市におきましては、4月の29日ですか、アロハ宣言は実施、その日のアロハウォークは中止ということと、その後の5月の16日になりますが、これも、まだ、口蹄疫が本当に拡大を続けている状況の中で、指宿市のトライアスロン大会は実施をされております。指宿は特異な点として観光地でもあり、いろんな点でですね、中止した場合の違約金とか、いろんなもので問題があるという話はお聞きしましたけれども、ほかの地域でですね、例えば、長崎県の五島のトライアスロン大会なんかは、6月の13日に予定をされておりましたけれども、これも中止というこ

とで、これは世界18か国から参加をされる、約1,066人が参加予定ということで、これを中止いたしました。このときのキャンセル料として試算が約6,000万円ほどとお聞きしております。これも市が負担をするということで、新聞紙上で発表されておりましたり、6月の27日の徳之島のトライアスロン大会、これも420名参加の予定ですが、これは10月に延期という形とか、ありとあらゆる、県内も含めてイベントの中止、あるいは延期されている中ですね、指宿市はこういう大会を開催をされたり、そしてまた、今後の指宿市内の各種のイベント状況についてはですね、どういう話し合いをされたり、どういう問題を抱えてですね、今回のトライアスロン大会等の開会をされたのか、その経緯についてはですね、ひとつ、詳しくご説明をいただければありがたいと思います。

産業振興部長（吉井敏和） 4月20日に宮崎県で発生した口蹄疫は、九州新幹線の全線開業を控え、新たな観光振興を図ろうとする本市にとって大きな打撃であるばかりか、今後のイベント開催の在り方に大きな一石を投じることとなりました。今回の口蹄疫の発生により、県内では各種イベントの中止や延期が相次ぎ、本市も万一、市内に口蹄疫が発生した場合、農業はもとより、観光産業に与える影響が大きいとの判断から、4月29日開催予定のアロハ宣言セレモニー、5月15、16、開催予定のトライアスロン大会、5月21、22、23、開催予定のフラフェスタ、8月12日開催予定の開聞そうめん夏祭りなどの各実行委員会に対し、JAと畜産団体からのイベントの中止、あるいは自粛要請に基づき、イベント開催の中止、あるいは延期についての検討依頼を行ったところでございます。その結果、アロハ宣言セレモニーはウォークを中止し、アロハ宣言のみを行うこととしたところでございます。トライアスロン大会は参加者が300名程度と少なく、観客もその家族に限られていることから、参加者個々に対する連絡が取れること、また、防疫体制の徹底が図られるとの判断から開催したところですが、フラフェスティバルは第7回を迎え、今回が参加チーム、参加数ともに過去最大となっております。全国8都道府県から参加をいただき、口蹄疫の発生県である宮崎県からの参加チームも5チーム、延べ68名の参加予定となっております。宮崎県内の内訳は、宮崎市から3チーム、清武町と日向市からそれぞれ1チームでした。特にこの5チームの車両及び関係者の消毒を徹底すれば、会場が限定されることから防疫体制が整えられるという判断で開催が決定されておりましたけれども、5月18日に宮崎県知事が非常事態宣言を出したことにより、実行委員会としても畜産農家へも配慮しながら、また、人権問題にも意を配りながら、宮崎のチームと出店を予定した宮崎の1業者に対して出場、あるいは出店を自らの意思で辞退できないかをお願いしたところでございます。その結果、宮崎の全チームと業者には自らの意思での参加辞退にご理解をいただき、開催したところでございます。

1 番議員（井元伸明） 本当にですね、事務局と申しますか、市の担当の方はいろいろご苦労いただいたという話をお聞きしましたけれども、この感染経路についてはですね、空気感染であるとか、あるいは蚊、ハエとか言われておりますが、一番危険なのは車と人ということ

で、今、現在言われております。そういう状況の中で、いくら大会が大きい、参加者が大きいということですね、されたにしても、万が一のことを、仮にまだ入っておりませんけれども、入った場合のことを考えると、宮崎県がホテル・旅館のキャンセルが相次いでいるそうでございます。宮崎から来る小学生等の修学旅行等も指宿市にももちろん入って来ているのが、相当なキャンセルをいただいている状況も含めてですね、指宿市がこの大会に幾らか協賛金として、補助金という名目でお金を出している以上ですね、市の執行部としては何らかの基準を設けて、中止するとか、あるいは延期するとかいう判断は、大体どういうことをされるのか。この後で危機管理の問題もお伺いをいたしますけれども、この後、また指宿市には山川のみなと祭りについては延期ということになっておりますが、指宿市の花火大会、もろもろのイベントが目白押しではないかと思えます。夏場を控えておりますのでですね。また、宮崎県については今朝の時点でも290例の19万9,246頭が処分対象という形になっております。併せて、国が定めたですね、20キロ圏内の干渉地域の十何万頭につきましては、非常に処分が無理だということで、今朝の新聞でもこの処分については、見送らざるを得ないだろうという形で、計画を断念という形で発表になっておりますが、こういう状況が続いている中でですね、もうちょっと真剣にというか、真剣に考えていらっしゃると思うんですが、今後のことも踏まえてですね、いろんな参加者に迷惑をかけないということも、それは必要なんでしょうけれども、やっぱりこれは農畜産業だけの問題ではなくして、これは市全体、あるいは県全体にも及ぼす問題でもあろうかと思えます。あまり噂は言いたくありませんけれども、ある業者が指宿、鹿児島県内にも、その牛を積んで走っているとかいうので、あちこち抗体検査を追っかけてやっている状況も聞いておりますので、もうちょっとですね、この大会の運営については、真剣に取り扱いをしてほしいんですけども、そこらあたりをもう一回確認をお願いいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 先ほどもお答えいたしましたけれども、JA等からの要請書が提出されたことを受けまして、市ではその後のイベント等の実行委員会や開催事務局に、イベントの延期、中止の申し入れを行う。そしてまた、実行委員会の中で開催が決定した場合であっても、県内に口蹄疫が発生した場合は、役員会等で速やかに会議を開いて、再度中止等の方向で検討をすることを申し入れております。最終的に実行委員会の決定を尊重することで動きましたが、実施にあたって市としては、イベント等の開催にあたって徹底した防疫体制が取れるかどうか。指宿市の産業全体に与える影響の大きさはどうなのか。周辺市町のイベント等に与える影響の大きさはどうなのか。他市町のイベント等の動向はどうか。イベント等を中止することによる被害の大きさはどのようなことか、といったようなことに配慮しながら、万全の防疫体制を取った上で実施するというので、各イベントには臨んだところではございます。

1 番議員（井元伸明） 私はすべてのイベントを中止してほしいとか、そういうことを言って

いるんじゃないので、ちょっと誤解ないように受けとっていただきたいと思います。県内でも輝北のうわば公園とか、鹿屋のばら園、高千穂牧場とか、休止、休園とか、相次いでされております。そういう状況の中で距離的に指宿は、まだまだ大丈夫だろうという意識があるのか分かりませんが、今後の対応をしっかりとっていただきたいと思います。

次に、この口蹄疫、ウイルス性家畜伝染病でございますが、これが万が一、さっきちょっと一言ありましたけれども、県内に入った場合は、即、いろんな形で中止の方向にいくような話もお伺いしましたけど、万が一県内、地域内で発生した時に、本市の正にこの危機管理はどのようになっているのかですね。また、今、各県で、各地域で各農家への子牛の市が中止の状態でありますので、収入がない、困っているということで、いろんな形で聞きますと、何人かは自分で命を絶たれた方がいるやにお聞きもいたしておりますが、本当にこれを思いますと、心が痛む思いでございますが、今回、こういう農家へですね、補正でも出てきておりますが、支援補償はどの程度想定して、また今後、どのような支援体制ができるのかをお尋ねいたします。併せまして、とりあえずその2点をお尋ねいたします。

市長（豊留悦男） ご質問をいただきましたように、この口蹄疫に対する市の対応というものについては、市組織すべてを上げて、行政だけではなくていろんな関係機関と話し合いを続けながら、万全の対応を取るように、これまでも幾度ともなく話し合いをしてきたところでございます。今後、特に南薩地域で口蹄疫が発生した場合、県内で発生した場合、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づいて、迅速かつ的確な蔓延防止のため、患畜及び疑似患畜の殺処分・埋却、家畜の移動の規制及び家畜集合施設における催し物の開催等の制限、接触した恐れのある感受性動物の追跡、車両消毒ポイントにおける機材や人員の確保など、各機関との連携を密にし、指宿市特定家畜伝染病対応マニュアルに基づき、迅速に対応してまいりたいと思っております。農家への戸別補償につきましては、月齢8・9か月の子牛238頭が対象で、1頭につき1万円を2か月を限度に支給しようと考えているところでございます。消毒薬の使用法の指導について等についても、また、散布に希釈倍率等取扱い上の注意及び消石灰の散布範囲、散布時の注意等を使用法についてのチラシ等を配布しながら、本市としても緊急体制を整えるようにしているところでございます。

1 番議員（井元伸明） できる限りのですね、この農家への支援というのは、いつ終息宣言が出るか分からないような状況の中、非常に畜産農家の方も苦慮しているようでございますので、行政といたしましても最大限の支援体制は、ひとつ確立をしていただきたいと思います。この口蹄疫について、最後お尋ねいたしますが、この問題の最後にですね、今回の口蹄疫に対しての庁舎内の危機管理上、産業振興部長は本庁におられる状況では、今回のような緊急を要する判断に時間がかかり、対応に疑問を感じております。現在、農政部が新たにもとの県の施設をお借りしてスタートいたしておりますが、ここのワンフロア化にあわせて、現在、農業委員会と農政部と一緒に、県とJAと一緒に共存しているわけでございますが、こ

の中においてですね、先日行われました認定農家の総会等におきましては、担当が今度農業委員会の方に変わられたという話も聞いております。そういう状況の中ですね、今、農政部の庁舎、向こうのワンフロア化の中に責任者として部長級扱いという形で、産業振興部参与という形で新設されておられます。これを本来の姿に戻して、全体の責任者として一人課長をちゃんと置かましてですね、課長兼務じゃなくして、部長という体制でできないのか、これらについてもひとつお尋ねをいたします。

総務部長（渡瀬貴久） 農業振興や農業者の利便性の向上を図ることなどを目的に、県南薩振興局指宿庁舎において、農政課、農業委員会及びJAいぶすき営農部門が同じフロア内で業務を行う、指宿農業支援センターを設置いたしました。この設置に際しましては、市及びJA、県との連携強化を図ることも重要になるとの考え方から、部長級の参与職を新たに設けたところであります。口蹄疫発生に対する対応といたしまして、牛・豚飼養農家に対する啓発活動や偶蹄類の健康状態の聞き取り調査、消毒用の石灰や消毒薬の配布、また、市内の公共施設やホテル・旅館等への消毒用マット類の配布を初め、イベント等の自粛調整、市民への広報、埋却場所調査など、業務が多岐にわたっていることから、現在、市長を中心に関係各部長からなる対策会議を設置して、その対応にあたっているところであります。指宿農業支援センターに単独の部長を置くかどうかにつきましては、同センターの今後の動向を見極めながら、効率的、効果的な組織機構について総合的に調査、検討を進めてまいりたいとこのように考えております。

1 番議員（井元伸明） ひとまず口蹄疫についてはこれで終わります。

次は、市有地の財産管理についてをお尋ねをいたします。これは市で管理をしなければならぬというような答弁をいただきましたけれども、この地域をですね、今、いろいろ話をしている中で、公園を造るとか、親水性の云々とかいう話をお聞きしましたけど、そういう計画があれば、ひとつお示しをいただきたいと思っております。

産業振興部長（吉井敏和） お尋ねの事業につきましては、池田湖畔の市有地の活用計画についてであろうと思っております。これまで、県の魅力ある観光地づくり事業の中で整備をしていただけないか、要望をしてきたところでございます。県としましては、平成22年度の池田湖水辺園地景観整備事業として親水性の公園や遊歩道、駐車場等を整備していく計画のようでございます。

1 番議員（井元伸明） 今ここに遊歩道、公園、駐車場というようなお話が出てまいりましたけれども、この県道は歩道がなく、非常にですね、この現場の小浜地区から、小学低学年2年生ですかね、通学をされて、毎日危険な状況であるということで、いろんな要望をしている場所でもございますけれども、今、遊歩道という話が出ましたけれども、この遊歩道は、県道の歩道の代わりになるような遊歩道になるのかどうか。もし分かればお示しをいただきたいと思っております。

建設部長（吉永哲郎） 先ほどの答弁の中で、魅力ある観光地づくり事業ということの計画であるということで、先ほど部長が申したとおり、池田湖の湖畔に縁路を造るとというのが基本でございます。建設部といたしましては、今の県道の岩本開聞線につきましては、指宿市の岩本から観光資源であります池田湖を経由して、指宿市開聞地区に至る路線であり、南薩の周遊観光ルートとしての役割を担っているところでございます。今日まで県事業によりまして改良工事を進めてまいりましたが、用地取得等の課題が多く、急カーブなどところもありまして、まだ、延長といたしまして680m程度残っているのが現状でございます。県におきましても厳しい財政状況の中、現在の事業箇所の進捗状況や用地取得の可能性を見極めながら、今後検討してまいりたいと伺っているところでございます。市といたしましても、県と一致協力しながら、整備が早急に図られますように努めてまいりたいと考えているところでございます。

1 番議員（井元伸明） 今、私がお尋ねしたのはですね、この県道の改良工事長年の懸案でございますけれども、用地買収が進んでないということで、いまだに手をつけられていない状況でもございますが、先ほど話しましたように、小学1年生のですね、通学路ということで非常に危ないという状況の中、県でも歩道だけでも何とか取れないかという話も聞いておりますけれども、遊歩道がこの歩道のかわりになるのかどうかというのをお聞きしたんですけれども、そこらあたりの確認はどうなんでしょうか、お願いいたします。

建設部長（吉永哲郎） 先ほどの答弁の中で、建設部におきましては、今の岩本開聞線につきましてはの道路の改良工事を行っていくと。観光課の魅力ある観光地づくり事業につきましては、親水性の公園や遊歩道、駐車場ということで、私たちの県道の改良とは別な事業ということで認識をしております。

1 番議員（井元伸明） それでは、先ほどちょっと説明いただきました、魅力ある観光地づくり事業という中で、公園、遊歩道ということで、これはいつごろから着工で、いつごろ完成する予定というような状況が分かれば、ひとつお示しをお願いいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 県の事業といたしましては、平成22年度事業ということで、単年度で終わるのではないかというふうに思っておりますが、この辺の年数についてはお伺いしていない状況でございます。

1 番議員（井元伸明） この地域はですね、長年、用地買収が非常に困難ということはお聞きをいたしておりますけれども、観光道路の一部でもあります。畑かん事務所のですね、水の用水場のカーブあたりは、大型観光バスが通行するには非常に危険な状況が続いております。大して大きな事故というわけじゃありませんが、ちょくちょく事故も発生をみておりますようでございますので、ひとつ関係機関においては早急な手立てと申しますか、着工ができますようにですね、ひとつご努力をお願いを申し上げたいと思います。

次にですね、この公園の整備についてなんですが、今年度からこの地域、私が聞いたとこ

ろでは約3万5,000㎡、約3町5反歩ですね、相当な面積があるようでございます。先ほどは約2万㎡、2町歩というお話でございましたけど、ここをですね、地元が中心となりまして、提案公募型で何とか手入れをできないかということで、準備を進めておられるようでございますが、この提案公募型の取組の状況について、ひとつご説明をお願いいたします。

市民生活部長（井元清八郎） 池田校区の方で提案公募型にご応募をいただいております、ただいまのこの地区の清掃美化活動についての事業の申請がなされておまして、このことにつきましては、外部の評価委員会の方で今後審査が進んで、結論が出るものだろうと思っています。

1 番議員（井元伸明） これからの話ということでございますけれども、今年の7月ぐらいには云々という話も聞いております。今、現地を見ますとですね、この前、5月の16日ですか、草刈りをお手伝いしていただきました後も、約30cmから50cmほど伸びてきている状況でもございます。また、現地は石ころが非常に多くてですね、高低差じゃなくして、窪み等が多く、非常に藪払い等にもご苦労されたんじゃないかと思いますが、この場所をですね、提案公募型でいきますと、年間20万ぐらいで整備をされるというふうに聞いておりますけれど、これが年間20万の予算であればこれだけの面積、2町歩の面積を3年かかるのかなというふうに予想はしておりますけれど、もう3年ぐらいかかる間にですね、藪払いどころじゃなくて、人が手伝ってほしいと言っても、なかなか寄り付かない状況が続けばですね、もとのもくあみどころか、かえって景観が悪くなるような状況もございます。去年、県の緊急雇用対策で払った後に行ってみますと、空き缶、弁当がら、相当なごみ類がですね、2tトラックで相当数の量を運び出しております。今、藪を払ってから非常に景観もいいということで、キャンプをされたり、観光客の方が降りられて記念撮影をされたりですね、いい光景を見受ける状況が数多くなってきております。そこで、ひとつこれ、市の財産として管理するのであれば、この石ころ等を除去したり、この整地ですね、平面整地を緊急にできないものかどうか、していただければ、いろんな後の管理については非常にやりやすいのかなと思ったりもするんですが、この整地作業は早急にできるのかできないか、ひとつお尋ねを申し上げます。

総務部長（渡瀬貴久） 本市の将来都市像であります豊かな資源が織りなす食と健康のまちを実現するためには、その重点戦略として共生・協働、環境、男女共同参画の視点から、各種施策を総合的かつ横断的に取り組むこととしておまして、アダプト制度を共生・協働の地域づくりの戦略として位置づけております。このようなことから、第二次指宿市集中改革プランでも新規に取り組む項目として、地域協働の推進の中で市民活動の促進の項目をおき、共生・協働のまちづくり指針に基づいて、アダプト制度を実施することにいたしているわけでございます。池田湖の環境整備につきましては、地元住民の方々のご協力ということが、今後のアダプト制度の代表的な事例の一つとして育っていくものと考えております。県におけます魅力ある観光地づくり事業におきまして、親水性公園や遊歩道の整備等がなされる計

画でありますし、また、今後の池田校区の皆さん方の取組状況、そういったものを検証しながら、どのような方法での整備が望ましいのか、そういうことを連携を取りながら総合的に検討いたしまして、市民や観光客が池田湖の自然の素晴らしさを、体感できる空間としての活用を更に推進してまいりたいと、そのように考えております。

- 1 番議員（井元伸明） 市民協働型ですね、整備をするのは大いに結構なんですけれども、あれだけの面積を細々とやって、ただこれを一気に整備してほしいと言われても、そう大がかりな工事でもないし、大きな予算も伴わないような話もお聞きしております。というのはですね、ここを整備するために、人力で払っていきますと相当数の時間も労力もかかります。これをですね、池田地区の周辺にも畜産農家がたくさんおられますので、その方々が草刈を手伝っていく中で、ここが整地で石ころがなければですね、畜産の方々も草刈をやりまされども、あの機械で手伝いをしてもいいんだよという、ありがたいお話もいただいている状況の中で、まず最初にこの整地をですね、あまり高低差がある場所でもありませんし、松の木の周辺、ここあたりは人力でやらなければ大変なのかなと思いますけれど、ここあたりの整備はそう手間暇かけずにですね、予算も大してかからないと思いますので、これこそはひとつ、市長の言われる、市役所職員の地域に参加、貢献をするという中でおいてもですね、毎回、毎回、呼びかけてもなかなか参加は難しい状況でもあろうかと思っております、ひとつ思い切って今回、今年中にこの提案公募型を取り入れる状況の中を見ながらですね、それと、県の魅力ある観光地づくり事業とあわせてですね、一体的にやっていくような施策を、是非、考えていただきたいと思いますが、ひとつ最後にご答弁をお願いをいたします。

総務部長（渡瀬貴久） 先ほどもお答えいたしました、関係機関や池田校区の皆さん方との連携を図りながら、散在している市の処置方法等を含め、一緒になって池田湖の素晴らしさを体感できる空間づくりに努めてまいりたいと考えております。

- 1 番議員（井元伸明） それでは時間がありませんので、三つ目の山川・根占フェリー問題についてお尋ねいたします。

この協議は、現在進行中ということでございまして、なかなか難しい協議の見直しもあろうかと思っておりますが、現在、説明を受けていく中でですね、協定の白紙化を非常に訴えられているようにお聞きしましたけれども、早期再開を考えると、現在の協定の破棄、あるいは見直しをするべき時期はいつごろになるとお考えかお尋ねをいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 現在、同航路は運航休止が続いておりますけれども、来春は九州新幹線鹿児島ルートの中線開業も控え、薩摩・大隅両半島の先端部を結ぶ広域的な観光周遊ルートとして、また、大切な公共交通機関として、一日も早い航路再開に向けて取組を進めているところでございます。そのためにも、まずは、現在の枠組みを清算しなければ、新しい動きも何もできないという状況でございますので、県や南大隅町、弁護士等とも相談しながら、早期の決着を目指して、現在、作業を進めているところでございます。



1 番議員（井元伸明） 正に、今、協議をされている最中ということで、非常にお答えしにくい部分もあるかと思いますが、本当に長引けば長引くほどですね、この状況は非常にややこしい状況になっていくような気もいたします。早期の協定の見直し、あるいは白紙化を求めて、いろんな協議を市民のために一生懸命になって取り組んでいただきたいと思います。そこでお尋ねいたしますが、現在、山川港に停泊しておりますこのぶーげんびりあの管理について、この係留停泊料とか、その管理費については現在どのようになっているのか。また、その経費が発生した場合には、どこが現在は負担をしているのかお尋ねいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 山川・根占航路のぶーげんびりあは、現在運航休止となっているところでございますが、平成18年に締結した、官民協同のパートナーシップによる山川・根占航路の安定的運航の確保にかかる協定によりまして、運航に係る経費負担は、運航事業者が行うこととなっており、合意解除がされるまでは、事業者側の負担と責任において、適切に維持管理がなされているものと考えておりますし、現在、そのような形で管理をされているところでございます。

1 番議員（井元伸明） 維持管理につきましては、事業者が行っているものと思っているということですが、現在まで約2か年間、リース料も未納になっている状況の中で、こういう経費等もどこまでをどういうふうになっているのか分かりませんが、こういう状況をですね、長く置いておきますと非常に悪循環と申しますか、船のドック代につきましても、両市が払ってくれるとかいう状況の中でですね、リース料も支払いはできない。管理は果たして当たり前に行っているのか、状況もはっきり把握はされていないのかですね、本当にされていると思うんじゃないかと、どのように現在、この管理状況を把握しているのかですね。金額的には、最初お聞きしましたけれども、このリース料の回収につきましても、今話しているから、もうちょっと待ってほしいということなんでしょうけれども、この管理についても明確に話をされていると思いますので、もし分かればお示しをいただけたらありがたいと思います。

産業振興部長（吉井敏和） 現在、山川港に係留中のぶーげんびりあにつきましては、事業者である甲で機関長が乗船し、それなりに管理をしているということでございます。

1 番議員（井元伸明） 次に、今後のことではありますが、早期の再開を市民みんな願っているわけですが、これにですね、新たに民間事業者で現在のフェリーは大きいということは、もう承知の事実でございますけれども、このような船は要らないと、要らないけれども自前の船があるので、こういうので運航したいという申し出があった場合などですね、あわせて、今後、業者の選定基準等についてはどのようになっているのかをお尋ねしたいんですが、これも協議が終わらないと、なかなか難しいということではなくしてですね、先手先手で話は進めていかなければ、解決はほど遠いかと思いますが、この2点について答弁をお願いいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 先ほど来、お答えいたしておりますように、まずは、現在の枠組みを清算しなければ、新しい動きも、何もできないということがございますので、いったん白紙に戻し、一日も早く航路再開できる環境が整うように、県及び南大隅町と連携を図っているところでございます。山川・根占航路につきましては、薩摩・大隅両半島を結ぶ重要な交通路線であるとともに、鹿児島県全体の広域観光ルートの一部を担う幹線航路でもあることから、航路の早期再開及び安定運航に向けて努力をしていきたいと考えているところでございます。現在の厳しい財政状況の中では、基本的には、民間事業者の努力によって航路を維持していただけることが、行政にとっては一番望ましいというふうに考えておりますが、これまでの支援の実績や、今後支出する予定であった支援額を基本に、支援の在り方や行政の関わり方を含め、今後、関係機関と協議をしてみたいと考えております。なお、事業者の選定にあたりましては、公募による選定など、更には今後、十分検討をしてみたいと考えているところでございます。

1 番議員（井元伸明） 今、協議の真っただ中ということでありまして、ひとつご努力をお願いしたいと思いますが、最後にですね、この方向性が少しずつではありますが見えてきているように感じます。こういう状況の中、再開について、再度、時期的なものはどのように考えているのか。先ほどは来年度の九州新幹線の全線開通もありますが、早期の再開ということはお聞きしたけれども、それだけではなくして、時期的なものを何かお示しできるのであればですね、ひとつお示しいただければありがたいと思います。最後によろしくお願いいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 今後の方向性につきましては、まずは、現在、交渉を進めております船の売却について、負担や損失がないような方向で合意を得たいと考えております。そして、平成18年に締結した協定を合意の上、解除し、その後、新しい形による航路再開を目指して、民間の運航事業者を広く募集したいと考えております。再開の時期につきましては、現在、交渉中でありまして、いつまでということでは具体的には申し上げられませんが、来年は九州新幹線鹿児島ルート全線開業という大きな節目の年でありまして、地域の公共交通として、一日も早い航路再開を目指し、行政としても一生懸命、現在、作業を進めているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時46分

再開 午後 0時57分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、木原繁昭議員。

6 番議員（木原繁昭） 皆さん、こんにちは。6番議員の木原繁昭です。豊留新市長が誕生して4か月がたちました。この間、市民の皆様は今度の市長はどうですかと、よく尋ねられま

した。市民の新市長に対する大きな期待感を感じる次第でございます。財政の厳しい折ではございますが、その中でこれからだんだん豊留新市長色も出てくるものと思っております。市長のマニフェストの中に、市役所職員の社会貢献促進というのがございました。手段として市民サービス部門の強化と職員一人一人の社会参加による地域貢献度を促進する。人と地域を知る地域課題をつかむ。市職員の公民館活動、ボランティア、NPO活動等への積極的参加を促す。奉仕の心を育てる。自己申告行政等評価を導入し、職員の資質向上を目指す。意欲、能力、使命感を高める。市役所職員が市民とのコミュニケーションや地域活動への参加を通しての住民サービスに努めるとありました。仕事を通しての社会貢献、仕事を離れての社会貢献、そのことよっての住民サービスの向上をうたっております。さっそくその効果でしょうか、先日は我が丈六に住んでいる市職員の皆様より、丈六館長、地区民生委員とともに声をかけていただき、公民館で一緒に飲み、語らせていただきました。まずは人と地域を知るの第一歩でした。話の盛り上がりの中で、7月25日予定の丈六地区六月燈では、市役所職員の若い二人が司会進行をやってくれそうですので、なお一層楽しい六月燈になり、地区住民が喜んでくれるのではと思っております。これまでも市役所職員が地区行事や陸上競技審判等、いろいろなボランティア活動にも協力いただいているかと思いますが、新市長のマニフェスト実現に向け、なお一層、たくさんの職員がいろいろな形でいろいろなことに参加いただき、市民の幸せ向上のために貢献いただけたら、心豊かで住みよい指宿になることと思っております。市民の一人としても期待しております。

それでは、これより通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、指宿駅前アーケードについてお伺いいたします。

全国的な傾向ですが、現在は車社会となり、広い駐車スペースを持った大型店が多くでき、また、その大型店も生き残りをかけ、安売りや営業時間延長など、熾烈な競争をしているようであります。そのためか、かつて賑わった既存の商店街が衰退しているところも多いようですが、我が指宿市の駅前中央通り商店街も、今はかなり寂しくなってきたような気がいたします。その駅前中央通りに30数年前に造られたアーケードがあります。どのような目的、経緯で造られたものかお伺いいたします。

次に、バリアフリー化についてですが、今、日本人の年齢構成は世界でもこれまでに例を見ない高齢化社会になろうとしております。特に、我が指宿市も日本の平均を大きく超え、既に65歳以上の割合が30%を超えていると思っております。高齢者や障害者が健常者と同じように社会参加のできる社会ノーマライゼーション、そのためのユニバーサルデザインの考え方が高齢化を迎える日本にとって、これからの一層重要になってまいるかと思っております。そのような観点から、行政としてもいろいろな施設、道路等のバリアフリー化に向けて改善を行っているかと思っておりますが、観光客の増加も期待される九州新幹線全線開通も間近です。特に昨年、観光地指宿の顔である指宿駅のロータリーもきれいになりました。そのことも含め、

駅前周辺一帯のバリアフリー化の状況や、また予定がありましたらお聞かせください。

三つ目に、山川ヘルシービレッジについてですが、合併してから間もなく、ヘルシービレッジは指定管理者制度で運営されることとなり、阿野ファミリー企画がその任を担われたと思いますが、ご家族の健康等の理由で契約途中の20年10月末解約となり、そのまま閉鎖になったと思います。また、再開するには修理等、多額の費用が掛かるということもあり、売却も視野に入れて検討したいということだったと思いますが、その後、1年半以上の月日が経っていますが、管理等はどのようになされているのか。また、その施設等の状態は良好に保たれているのでしょうか。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

市長（豊留悦男） 指宿駅前中央通りのアーケードについてのご質問でございます。商店街のアーケード等につきましては、一般的には買い物客の利便性を図り、集客効果を高めるために設置されているものでございます。駅前でございます指宿市中央通商店街振興組合のアーケードは、指宿の玄関口として観光保養地にふさわしい明るい街をつくり、消費者の購買意欲を高めることを目的に、整備されたところでございます。この指宿駅前中央通りのアーケードが完成いたしましたのは昭和52年12月で、当時55店舗が中心となり商店街振興組合を設立し、片側400m、延べ800mの規模で、事業費約1億円を掛けて建設されたものでございます。

続きまして、駅前のバリアフリー化についてのご質問でございます。指宿駅周辺のバリアフリー化の状況については、高齢者や障害者が社会生活に参加する上で、障害の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り省くことを目的に、平成18年の12月に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法が施行されました。この法律に基づき、公共施設や道路、建物等を新設、または改良するときには、バリアフリー化が義務づけられておりますし、既存の施設等につきましても、バリアフリー化が努力義務となっているところでございます。指宿駅周辺のバリアフリー化の整備状況であります。指宿駅前広場を平成20年度から21年度にかけて、県と市で連携を図りながら、広場内の段差の解消、視覚障害者誘導ブロック及び歩行者信号機の付加装置スピーカーの設置といった、高齢者、障害者等に配慮した整備を行ってきたところでございます。今後も引き続き駅前広場以外の道路等につきましても、可能な限りバリアフリー化を考慮した整備を進めていきたいと考えているところでございます。

なお、山川ヘルシービレッジの答弁につきましては産業振興部長がいたします。

産業振興部長（吉井敏和） ヘルシービレッジ宿泊施設につきましては、平成4年に山川砂むし保養施設の関連施設としてオープンし、砂むしの長期滞在利用者や観光客に多く利用されてきたところでございます。平成19年4月には指定管理者制度を導入し、サービスの向上と利用者の増を目指しましたが、指定管理者の申し出によりまして、平成20年10月末に指定管理者の指定を解除し、一時休業いたしました。その後、利用について検討がなされましたけ

れども、施設を再開するとなると、多額の維持管理費が発生すること、また近隣に類似施設がオープンしたことなどから、平成21年6月に条例を廃止して施設を閉鎖し、現在に至っております。施設につきましては、平成14年度に大規模な改修を行っておりますが、築19年を経過し、屋根や外壁など、大分老朽化が進んでいる状況でございます。管理につきましては、定期的に窓を開放して通気をよくするなど、施設の状態の維持に努めているところでございます。

6 番議員（木原繁昭） それでは、2回目からの質問をさせていただきます。

まず、駅前中央通りアーケードの件ですが、平成4年には指宿市の補助金も注ぎ込まれリニューアルされたと聞いておりますが、その時どのくらいかかり、また、市の補助金は幾らだったのでしょうか。そして、これまでの管理補修等はどのような形で行われているのでしょうかお伺いいたします。

産業振興部長（吉井敏和） アーケードの管理補修につきましては、振興組合の財産ということで振興組合が行っており、日常的な点検や、さび・雨漏り等の小規模な補修を随時実施してきております。本年3月にも鳩の糞などの対策のため、巣の撤去や清掃等に取り組んでおります。なお、大規模な改修につきましては、平成4年に国、県等の補助を受けてリニューアルがされているところでございます。なお、このときのリニューアルにつきましては、カラー舗装、統一看板の付け替え、蛍光灯の付け替え、アーケード支柱の塗装などが行われ、事業費が総額で約4,000万円、国庫補助が1,000万円、県補助が1,000万円、市補助が1,000万円となっております。

6 番議員（木原繁昭） 造られてから30数年、劣化もかなり進み、特に海岸に近い方は潮風の影響等で腐食がひどいようです。腐食部分の落下等による通行者の負傷等、危険は考えられないでしょうかお伺いします。

産業振興部長（吉井敏和） 市でアーケードを確認いたしましたところ、今すぐ危険ということではありませんけれども、設置から33年が経過していることもあり、老朽化が進んでいることは事実でございます。万一、落下物等により、歩行者が怪我等をした場合を考え、所有者である振興組合へも、被害者に対する賠償責任保険への加入を勧めるなど、今後も助言してまいりたいと考えているところでございます。

6 番議員（木原繁昭） 今すぐ危険はないということでしたが、通り会の構成員の数も減り、また、商店街としてもかつての賑わいはなく、売上減の状態、振興組合によるリニューアルや撤去等の体力と言いましょか、資金力と言いましょか、もうなかなかだと思えます。また、人身事故が起これば、その補償も通り会でできるのか、保険等が準備されているのか、危惧されるところであります。もし、振興組合で対応しきれなかった場合、事故が起こった場合のことですが、道路保有者である指宿市には、どのような責任等が考えられるかお伺いいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 市としましては、道路占用許可の条件として占用物件が道路構造上、または公益上支障とならないよう常時これを維持管理すること。なお、道路管理者の改善指示があったときは、その指示に従うこと。また、占用物件に起因して道路管理者に損害を与え、また第三者との紛争が生じた際には、申請人において損害を賠償し、紛争を解決することとしております。したがいまして、市としましては、事故を未然に防止するよう中央通り商店街振興組合に対して許可条件である維持管理の励行により、アーケードの適切な管理がなされるよう、また、落下物等により不幸にして歩行者が怪我等をした場合を考え、被害者に対する賠償責任保険への加入を勧めるなど、今後も適宜指導してまいりたいと考えております。

6 番議員（木原繁昭） 今、保険に入るよとかいうことでしたのですが、そういうことが実行されたとしても、それが足りなかったとか、そういう場合等の市の責任はないのか、もう少し詳しくお伺いいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 市としましては、先ほど申しましたように、道路占用の許可条件として、先ほど申しましたようなことで振興組合の方にはお願いをし、そしてまた、そういった賠償責任保険に入る部分につきましては、振興組合自身の考え方で行う。万が一そういう部分があったにしても、現在のところは市の方には、そういう考えはないというふうに認識をいたしておるところでございます。

6 番議員（木原繁昭） 佐賀市では2008年呉服町名店街協同組合が自己破産を申し立てをして解散したため、事故などが起きると道路保有者の市の責任は免れないだろうと、やむを得ず市の予算3,000万円で撤去とありました。リニューアル、あるいは撤去等、有利な補助金や地金等の価値の高いときなど、良いタイミングを考え、対処していかなければならないような気がいたします。財政に余裕のないおり、指宿市としても情報を集め、研究をしてできるだけ有利な方向で対処できるように、振興組合に指導、助言していく必要はないのかお伺いいたします。

産業振興部長（吉井敏和） アーケードの老朽化問題につきましては、平成19年度にも振興組合の役員会で撤去が検討されたことがございまして、平成20年7月には指宿商工会議所において対策会議が持たれ、国の補助事業の導入について、市からも説明等を行っております。その後も、2回ほど撤去等の話が持ち上がり、市として国への補助事業等の採択について相談をした経緯がございます。しかしながら、アーケードを撤去するとなりますと、夜間に通りの灯りもなくなりますので、新たな街灯の設置も必要になりますし、古い建物については表通りに面した壁の改修等も必要になってくるものと思われまます。また、何よりもまず組合としての意見を統一し、併せて、非組合員や、地権者、借家人等の方々との権利関係の調整も必要になってまいりますが、これらの調整が進んでいない現状のようでございます。市としましても、この商店街は、指宿の玄関口でもありますし、新幹線鹿児島ルート全線開業

を控え、観光客を迎えるのにふさわしい環境の整備が必要だと認識をしております。今後、振興組合において意見がまとまり、権利者の同意が得られた後、施設の撤去、あるいは更新について要望がございましたら、有利な補助事業の活用など、商工会議所を含め、相談しながら検討してまいりたいと考えております。

6 番議員（木原繁昭） 次は、バリアフリー化についてお伺いいたします。指宿駅のトイレについてお伺いいたします。平成18年指宿駅トイレのバリアフリー化について質問いたしました。それなりに行政の方でも働きかけが行われたのではと思っております。きれいになり、洋式便器も取り入れられているようですが、残念ながら今和泉駅にできたような、車いすの入るようなトイレはできませんでした。JRに改善の要望をしているのでしょうかお伺いいたします。

総務部長（渡瀬貴久） 現在の指宿駅のトイレは、平成19年2月末に一部を和式から洋式へのトイレと改修しております。このときの改修では、設置スペース等の問題もありまして、完全なバリアフリー化というところまでは至っておりません。近年、社会福祉分野への関心の高まりから、バリアフリーやユニバーサルデザインといった、高齢者や障害者等に配慮した施設や空間づくりが求められており、本市においても、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような整備も進めつつあります。このような状況を踏まえ、本市を初め、指宿枕崎線輸送強化促進期成会では、毎年、JR九州本社並びに鹿児島支社に対し、障害者等も利用しやすいトイレの設置について要望を繰り返しているところであります。

6 番議員（木原繁昭） 九州新幹線の全線開通も間近です。指宿駅トイレのできるだけ早いバリアフリー化のため、JRの方に補助金等を出して改良を促進することは考えられないかお伺いいたします。

総務部長（渡瀬貴久） 来年春には九州新幹線が全線開業いたします。全線開業いたしますと、本市は観光地でもあり、宿泊施設も充実していることから、多くの観光客の方が指宿を訪れることが予想されます。今後は、高齢者や障害者が感じる視点からのバリアフリーだけでなく、ユニバーサルデザインに配慮した、施設の整備も必要であろうと考えます。国におきまして、交通施設バリアフリー化設備等整備費補助金といった制度もございますので、このような制度等も含め、国の補助制度を調査しながらJR九州と協議してまいりたいと思っております。

6 番議員（木原繁昭） 以前、車いすでの駅利用者、市民が丹波校区公民館まで案内したようなことを聞いたことがあります。駅にそういうバリアフリーの立派なトイレができるまでの話ですが、公共、民間を問わず、車いすで利用できるトイレは近くにあるのでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） 指宿駅周辺で車いすでも利用できるトイレ施設につきましては、公共施設では丹波校区公民館やセントラルパークがあります。民間では、駅近くの一部の病院に、車いすのまま利用できるトイレが設置されてると聞いております。

6 番議員（木原繁昭） 利用者がそのような場所を知るには、どういう形といたしますか、駅に聞いたりとかする形になるかと思いますが、お知らせの仕方等ございましたら。

総務部長（渡瀬貴久） 周辺代替施設への案内についてですけれども、高齢者や車いす利用者の立場に立った、分かりやすく、親切な案内方法が必要だろうと思います。今後、JR九州とも協議しながら、駅トイレ付近に、車いすが利用できるトイレの場所を示した案内板を設置したり、また、駅構内に案内図を置いたりするなど、検討してまいりたいと思います。

6 番議員（木原繁昭） できるだけJRの方に、身障者の車いすで入れるトイレを要望していくということでしたけれども、場合によっては駅トイレにスペースがないということで、なかなかできないことも考えられますが、バリアフリー対応のトイレを駅周辺の民間業者と、例えば、鹿児島交通のバス待合所、駅前交番、周辺商店へ補助金等を出し、バリアフリー対応の施設を造ってもらうことは考えられないでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） JR利用者に取りましては、指宿駅にバリアフリー対応のトイレが設置されていることが望ましいと考えます。本市としましては、指宿枕崎線輸送強化促進期成会と連携を図りながら、バリアフリー対応のトイレ設置について引き続きJRに対して要望していきたいと考えております。また、バリアフリー化といった観点から考えますと、トイレもそうですが、ホームへ通じる階段についても、障害者にとっては利用しにくい状態になっております。観光特急も計画されておりますので、階段のスロープ化についても要望してまいりたいと考えております。

6 番議員（木原繁昭） それでは、三つ目の山川ヘルシービレッジについてお伺いいたします。ヘルシービレッジは指定管理の場合でも、年間50万円前後の管理料を払っていたと聞いておりますが、現在の管理料はそれ以下ならば運営より赤字が少なくて良いという考えもありませんが、老朽化していくとやがて取り壊しということで、それなりの経費もかかるのではと思われまます。早期に売却等は考えていないのかお伺いいたします。

産業振興部長（吉井敏和） ヘルシービレッジ宿泊施設につきましては、一つ目に、市民以外の利用が多く、住民の福祉の向上に欠かせない公共サービスを提供する施設としての意義が薄れてきていること。二つ目に、平成18年に近隣に類似した民間施設がオープンし、機能が競合していること。三つ目に、施設の管理を行っていく上で、多額の維持管理費が見込まれることなどから、施設の有効利用を図るため売却することを決定し、本年2月に一般競争入札を実施いたしましたところでございます。入札につきましては数件の参加がありましたが、いずれも予定価格に達しなかったため不落札となり、現在に至っているところでございます。

6 番議員（木原繁昭） 2月に入札を行ったが、価格が最低価格に届かなかった、おりあわなかったということですが、どのような形で外部に売却入札の発信をしたのでしょうか。外部に十分に伝わったのでしょうか。また、入札価格との開きはどのくらいあったのでしょうか。

産業振興部長（吉井敏和） 今年2月の一般競争入札を実施した際には、広報紙及びホームページ



ジへの掲載、並びに指宿市契約規則第3条の規定に基づく公告により広報したところですが、今後は宅地建物取引業協会、いわゆる宅建協会等に情報を流すなどして、より広く多くの方に周知できるよう努めていきたいと思えます。入札の最高価格と予定価格の開きにつきましては、予定価格を公表していないことから回答を差し控えさせていただきたいと思えますが、かなりの格差があったところでございます。

6 番議員（木原繁昭） 最低入札価格をかなり上回って買ってくださいの方がおればいいのですが、入札価格にはかなり差があったようですが、市民の財産ですので高く売れたにこしたことはないのですが、あまり欲をかかず、その最低入札価格を公表して、インターネットその他、いろいろな方法で宣伝してみたいかがでしょうか。

産業振興部長（吉井敏和） 普通財産売却に係る予定価格の事前公表取扱規程第2条の規定により、一般競争入札等において再度公告により入札に付するとき、又は、入札前に予定価格の公表がなければ、売却の可能性が低いと見込まれるときは、入札執行前に予定価格を公表できるとされております。予定価格の公表につきましては、販売促進を図るとともに、入札執行の透明性を確保するために、今後、状況を見ながら適正に判断していきたいと思えますところでございます。

6 番議員（木原繁昭） これから、状況を見ながら公表を考えていくということですが、ところで、今回の最低入札価格は、建設時からの償却を差し引いた残存価格なのでしょうか。また、修理しなければならない部分や、お湯を使うにも整備が必要だということのようですが、現在の不動産評価額とは幾らぐらいなのでしょうからお伺いいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 今年2月に実施した一般競争入札におきましては、土地・建物とも固定資産評価額に基づき設定した価格に、建物の改修費用等を考慮して、予定価格を算出したところでございます。さらに、宅地につきましては、崖地に隣接していることや、自然公園区域内であり、開発工事を行う際に制限があることなどから、評価額に若干の減額補正をして計算したところでございます。また、建物についても、家屋の傷み具合を勘案し、減額補正をして計算をしたところでございます。先般の入札において、予定価格と入札者の最高の価格との間に格差があったことから、建物につきましては、温泉棟など、その利用価値を再度検証して予定価格を見直すとともに、駐車場部分を切り離して売却するなど、買い手が購入しやすい条件設定による売却方法について今後検討していきたいと思えます。なお、評価額についても予定価格を公表していないことから回答を差し控えさせていただきたいと思えます。

6 番議員（木原繁昭） 今後いろいろ検討していくということですが、今のままの、高いままの値段ではなかなか売れなくて、いつまでもこのままでは建物の老朽化が更に進み、最終的には何百万もかけて建物を取り壊さざるを得ず、また、この人口縮小社会ですので、土地の需要もますます細り、安くなっていき、差し引きほとんどゼロになる、あるいは土地代が施

設取り壊し処分代に足りなくなることも考えられます。少々安くても早いうちに処分した方が良いのではという考えもあるかと思えます。その辺についてお伺いいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 同施設につきましては、平成21年11月以降利用されていない状況でございます。このまま放置しておけば老朽化が進む一方でございます。また、建物も平成3年建築以来19年が経過し、減価償却も進む中で、施設自体の評価も年々下がっていく状況でございます。こういった状況を踏まえまして、施設の有効利用と財政の健全化を図るため、早急に再度売却する方向で検討してまいりたいと思っております。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時40分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、田中健一議員。

5番議員（田中健一） こんにちは。5番田中です。本年度も梅雨に入ったわけでありませんが、昨今の雨の降り方は一極集中し、ゲリラ的な雨水被害を招いているケースが多く聞かれますが、本市が施設の徹底管理されることを望み、市民の生命と財産をしっかりと守っていただきたい。

さて、通告していましたことについて質問いたします。

4月20日、宮崎県児湯郡都農町の繁殖牛を含め、16頭飼養農家よりPCR検査で陽性判定をされていますが、報道によると4月9日に疑い例1頭目が、宮崎県家畜衛生所の獣医師の初見ではっきりしないレベルである報告がなされ、その後、当該農場で2頭に症状を確認され、その後、動物衛生研究所で確定されています。このような中で、宮崎県は市場の開催が報道発表のときでさえも行ったと聞いております。このようなことを思えば、初動と決断の遅れが、この日本畜産の危機を招いた人災と言っても過言でないと思っております。皆様ご承知のように、毎日、口蹄疫の発生報告があり、現在まで300件近くの被害農家等々が殺処分頭数20万頭に届く勢いであります。殺処分予定では約30万頭を予定しており、今までにない経験の、我々の甚大な被害が予測されております。一次産業だけでなく、商業、サービス業などへの影響も商工会の調査で、いろいろなところで明らかとなっております。この場を借り、被害となった関係各位の心労を察するとともに、早期終息と食用に向けられなかった命に対し、ご冥福をお伝えしたいと思っております。また、我が鹿児島県においても、県民の財産ともいえる種牛、種豚の分散化を図り、最悪の事態に備えているわけであります。このような中で、宮崎は感染拡大により、感染が確認されていない家畜へのワクチン接種が行われ、ワクチンの有効性も確認されないまま、最終的には殺処分される運命ともいえる。通常の正常国と見なされない上に、海外に輸出できない可能性を懸念される意見も多い。また、宮崎は以前に口蹄疫や様々な先進地でもあり、今回の問題も風の便りに聞くところ、別名風評とも言いま

すが、水牛の存在が大きかったのではとの意見も多く聞かれております。私も水牛自体、動物園以外に水牛が家畜として飼養されていることも無知でした。知り合いの獣医師に水牛について問うことでしたが、水牛は口蹄疫に感染していても、症状を発見されにくい偶蹄類の一つであるとのことでした。そのような動物であることを認識されていれば、このような事態にならなかったのではないかと思います。日本の検疫所の実態も以前と変わらず、現在も同様であるようです。指宿の問題でも、今まで存在のなかったアリモドキゾウムシ、イモゾウムシ等々の水際の制御が今回の口蹄疫と同様、十分とは言えないのではなかったのでは。今後、国や鹿児島県においても十分な対策を練っていただき、二度と今回のような不幸な出来事を繰り返してほしくないものであります。宮崎はもちろんのこと、当指宿の畜産農家を初め、畜産に携わる日本中のすべての人々が、見えぬウイルスの恐怖に怯える日々を、息をひそめ、人々と接触を避け、終息宣言を首を長くして待っているのであります。一つに、国内において発生した伝染病に対する農家への対応と、対策と市民への周知について伺います。

次に、現在鹿児島に口蹄疫等は発生を確認されていないわけではありますが、もしもの対策マニュアルは存在するのか。あるとすればその内容で機能するのか伺います。

次に、今後の農家への指導体制と対策をどのように考え、導いていくのかを伺います。

通告の1回目の最後になりますが、市道利永尾下線の一部、約500mくらいかと思いますが、未整備で、尾下地区の皆様より生活道路としての不備の指摘をいただいております。選挙期間中や尾下に行く時、市長も同じ思いをされているのではないかと考えております。地区の要望等、同僚議員も指摘されているが、どのような計画をされているのか、あわせて、以前、この路線は災害が発生しており、別ルートもご存じのとおりであります。詳細については申しません。長期にわたり、地区民にご迷惑をおかけしたと思いますが、今後、このような対策もあわせてご答弁をお願いします。

これで1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） ご質問をいただきました口蹄疫関係についてでございます。今回、平成22年4月20日に宮崎県で10年ぶりに口蹄疫の発生が確認され、ご案内のように児湯郡都農町・川南町・高鍋町・新富町、その他、昨日発生しました国富町まであわせて約290件の発生が確認され、殺処分対象は全頭で19万6,926頭になっているようでございます。現在も、殺処分による防疫措置が行われている状況であります。えびの市においては、最終発生が5月13日で、その処分を5月14日に完了し、移動制限区域内の牛・豚全飼養農家に対し清浄性確認のための検査を実施したところ、すべてにおいて陰性と確認されたことにより、6月4日午前0時に家畜の移動制限区域・搬出制限区域が解除されたところでございます。しかし、その後、6月10日に新たに都城市、宮崎市、日向市、そして昨日は国富町でも発生が確認され、感染が拡大している状況でございます。本市では口蹄疫発生に伴い、4月22日以降開催され

る予定でありました春季畜産共進会，肉牛枝肉共進会の中止，畜産関係の会議や総会，5月24日に開催予定であった子牛競り市も延期となりました。このような中，市内の牛・豚飼養農家へ口蹄疫侵入防止のチラシによる啓発，偶蹄類における健康状態の聞き取り調査，輸入稲わらの使用状況調査等を実施いたしました。その結果，異常牛等の確認はされなかったところでございます。防疫体制を強化するため，指宿市家畜自衛防疫協議会から消石灰を配布する一方，4月28日付けでいぶすき農業協同組合長，いぶすき農協畜産連絡会長の連名で，口蹄疫発生に伴うイベント等集合行事・会議の自粛及び観光施設の防疫体制の徹底についての要請がなされたところであります。これを受けて，イベントに関係する課・実行委員会等へ自粛要請をいたしました。さらに，県内外からの観光客が訪れる公共施設15か所，ホテル16か所等に，消毒用の足用マットを設置するとともに，5月に開催された指宿トライアスロン大会や，フラフェスタの会場及び駐車場にも消毒マットの設置を行ったところであります。また，市民に対しても口蹄疫発生に伴う理解と協力について，山川・開聞地区においては防災行政無線で，また，指宿地域においては公用車による広報やチラシ配布をするなどして，畜産関係施設等への立ち入り，県外からの堆肥の持ち込み・使用等についての注意を喚起したところであります。

なお，尾下集落への一部拡張未完成の市道につきましては建設部長に答弁をいたさせます。

建設部長（吉永哲郎） 市道利永尾下線の未改良区間の整備についてのご質問でございますが，利永尾下線は利永集落と尾下集落を結ぶ幹線道路として貴重な道路であり，道路幅員が狭い場所や急カーブが多い路線でもあります。この路線の改良事業は，平成4年度から尾下集落を起点として年次的に整備を進めているところでございます。未整備区間は約500mとなっておりますが，平成22年度事業におきまして，300mの区間について測量設計を実施し，平成23年度から工事に着工する計画となっております。順次整備を進めていく計画でございます。また，道路拡幅や防災対策事業を行うためには，斜面を切り取っていかねばならないため，地権者の皆さんの同意が不可欠となりますが，地区住民の安全な交通体系が図られますように改良済み区間も含め点検を行い，必要なところについては防災施設の整備を図るなどし，早急な整備ができますように鋭意努力してまいりたいと考えているところでございます。

産業振興部参与（浜田淳） 家畜伝染病の対策マニュアルについてのご質問ですが，法定伝染病であります口蹄疫のマニュアルにつきましては，平成16年に農林水産大臣から示されました口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づきまして，患畜及び疑似患畜の殺処分・移動の規制，家畜集合施設における催し物の開催等の制限及び防疫措置等の対策を行うようになっております。今回の発生におきましては，首相を本部長とする対策本部が設置され，そして，宮崎県に現地対策本部も設置されました。防疫指針に基づきまして患畜及び疑似患畜の殺処分等の防疫措置が行われたところでございます。また，鹿児島県も知事を本部長とする県口蹄疫対策本部を発足し，県としての対策を講じてきたところでございます。万一，市

内での発生が確認された場合は、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づきまして、現在のマニュアルによりまして県と連携し、南薩家畜保健衛生所長を本部長とし、各市、地域防疫協議会、獣医師、地域振興局の関係機関、農協等の関係機関の構成により防疫の円滑な推進を図る体制を取るようになっているところでございます。この組織体制の中で、患畜の殺処分、埋却、車両消毒ポイントにおける消毒の徹底、機材や人員の確保などの防疫対策を講じてまいりたいと思います。今後は対策が十分機能するような協議を重ねていかなければならないと考えているところでございます。

次に、畜産農家への指導体制についてのご質問ですが、今回、宮崎県で発生した口蹄疫につきましては、家畜伝染病予防法に基づき、患畜及び疑似患畜の殺処分並びに埋却等の防疫措置が取られております。えびの市におきましては、移動制限区域内の家畜に対し、清浄性確認検査を実施しましたところ、すべてにおきまして陰性が確認されたことにより、6月4日午前0時に移動制限区域・搬出制限区域が解除されております。しかし、新たに都城市、宮崎市、日向市、国富町でも発生が確認され拡大してきております。今後は、移動制限区域内での殺処分等の防疫措置が進み、早期に清浄化が確認されることを願っているところであります。

終息宣言後の畜産農家への指導体制と対策につきましては、家畜伝染病予防法施行規則第21条による飼養衛生管理基準に基づき、畜舎内外・車両の消毒徹底、関係者以外の農場の立ち入り制限、飼養家畜の健康管理及び異常家畜の早期発見と連絡体制などについて関係機関と連携を取り、指導を行っていく考えであります。

5 番議員（田中健一） 報告の中で、県外からの持ち込みについて堆肥関係ですね、市民への協力依頼をやってもらったみたいですが、最悪の場合にならぬようよろしくお願いいたしたいと思います。もう強くは言いません、分かっていると思いますので。

畜産農家への支援や制度資金などの返済の指導については、どう指導していくのか。また、7月に競り市が開催されない場合はどうするのか。また、消毒などの対策と指導はいかなっているのかお聞きいたします。

産業振興部参与（浜田淳） 畜産農家への支援、制度資金などの返済の指導についてのご質問ですが、今回の口蹄疫発生に伴いまして、県内の家畜市場が4月20日以降閉鎖された状態であり、いつ再開されるか不透明な状況であります。本市におきましても指宿中央家畜市場の5月の子牛競り市が開催されず、子牛生産農家におきましては、子牛の出荷ができずに経済的負担が大きくなり、非常に厳しい経営状況となっております。県内の各市町でも各種の支援策を講じております。本市でも競り市に出荷できなかった子牛に対して、1頭当たり1か月1万円で、2か月を限度に支援させていただきたいということで、6月補正に計上させていただいているところでございます。国では、口蹄疫の発生により被害を受けた畜産経営に対しまして、経営の再開・継続に必要な低利資金を融通し、畜産経営を支援する目的で家畜疾病

経営維持資金が新たに創設され、鹿児島県においても支援対策といたしまして、被害を受けた畜産農家が経営継続のため家畜疾病経営維持資金等を借り入れた場合に、利子の一部を助成し、農家負担を軽減する目的で家畜疾病経営維持資金利子補給事業や、被害を受けた畜産農家への経営を再建するために必要な資金を融通することにより、経営の継続を支援する口蹄疫経営維持緊急資金利子補給事業等を創設しております。これにつきましては、関係畜産農家の方にそういう周知をしたところであります。また、いぶすき農協では、競り市に出荷できなかった子牛に対しまして、1頭当たり20万円を上限として立替払いを行っております。制度資金等などの返済等の指導についても、現時点での資金借入希望者の申込はない状況であります。また、4月30日付けで鹿児島県農政部長名で、口蹄疫の疑似患畜の確認により出荷等に影響を受けている畜産農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還条件の緩和について各金融機関に依頼文書が送付されておりますので、それぞれの金融機関で対応していただけるものと考えております。現在も、殺処分による防疫措置が行われておりますが、6月10日に新たに都城市、続いて宮崎市、日南市、昨日も国富町でも発生が確認され、拡大してきております。このまま防疫措置が長引いた場合には、7月の子牛競り市も延期されることも予想されますので、7月の競り市が延期になった場合は同じような支援対策を講じるため、今議会中に追加補正をお願いしたいと思っておりますのでございます。また、ホルスタインの子牛につきましても、同じように競り市が休止しておりますので、飼料代の補正につきましては同じように取扱っていきたいと考えているところでございます。

なお、延期に伴う消毒などの対策や指導につきましても、飼養衛生管理基準に基づき消毒の徹底、農場への立入り制限、異常家畜の早期発見と連絡体制など、各関係機関と連携を取り指導を行っていく考えであります。

5 番議員（田中健一） 市の財政も苦しい中、農家支援のありがたい報告であったわけですが、長期になった場合も先ほど報告のあったとおり、農家の皆様がやる気の火が消えぬよう、あわせて市内全域の農家指導、消毒体制を徹底した取組をお願いいたします。また、野生動物の調査と対策が必要かと思われますので、このこともあわせてご認識いただきますようお願いいたします。その中で、市・県税について、農家対応等配慮は考えていないものかお伺いいたします。

市民生活部長（井元清八郎） 口蹄疫にかかる納税についてのご質問でございます。宮崎県内での口蹄疫発生により、鹿児島県内の競り市が4月下旬から延期、中止されており、今月以降も延期、中止されるとの新聞報道がなされております。これらの口蹄疫の影響により、家畜の飼養費用がかさんだり、売買ができなかったりと、市内の畜産農家及び畜産関係事業者で被害が著しいと認められる方から税の相談があり、納税が困難と認められる場合は、地方税法第15条等により納税の猶予ができるようになっております。また、この件に関しましては、間もなく出ます広報いぶすき7月号で、宮崎県で発生した口蹄疫により被害を受けられ

た方へ、納税の猶予制度と題し、市民の皆様方にお知らせをするようにいたしております。

5 番議員（田中健一） 農家へのご配慮、本当にありがとうございます。

それでは続きまして、この口蹄疫発生時の他産業への影響、どのようなものがあったのか。また、その対策はどのようにやっておられたのかお伺いいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 市の公共施設、特に、天然砂むし温泉砂楽、ヘルシーランド、唐船峡そうめん流しなどの観光施設の利用者について、今年の5月と、過去3か年の5月の平均を比較した場合、若干減少した施設もございますけれども、逆に増加に転じた施設もございます。また、口蹄疫に対する対策といたしまして、公共施設については入口に消毒マットを設置するとともに、民間のホテル・旅館等宿泊施設についても、消毒マットを配布して設置をお願いしたところでございます。

5 番議員（田中健一） ありがとうございます。本当に市の職員、また、指宿市民の皆様のご協力を感謝を申し上げる次第です。

続きまして、家畜伝染病の市の対策マニュアル、特定伝染病防疫指針の下、対策をやっているのかとの報告でしたが、今回、宮崎県で発生した口蹄疫の被害は、そういうものでやられていたと思うんですが、現状を見れば、これが何の害にもなっていないのかなと思っております。そうした場合に、万が一、本市で発生した場合の対策を今一度お伺いいたします。

産業振興部参与（浜田淳） 今回、発生しました口蹄疫が児湯郡都農町、川南町を中心に木城町、高鍋町、新富町、西都市、えびの市、更に都城市、宮崎市、日向市、国富町にも拡大し、本日現在で290例の発生が確認されているところでございます。防疫措置にかかわる殺処分が実施されているところであります。議員のご指摘にもありますように、発生時における初動体制の遅れや、埋却地予定の確保ができずに感染が拡大している報道もなされているところであります。本市におきましては、防疫指針に基づきまして、マニュアルの組織体制の中で、関係機関との連絡調整の総務班、病性鑑定班、防疫措置を行う発生地班、家畜の評価班、検診班、追跡班、移動規制班を組織し、具体的には異常家畜の早期発見・報告、埋却予定地の調査、殺処分・消毒等における人員の把握・確保など、南薩家畜保健衛生所を中心に各関係機関と連携を取り、危機管理意識の中で防疫体制に努めたいと考えております。また、口蹄疫の封じ込めに重要なことは、患畜の早期摘発、素早い淘汰、先回りしての積極的な防疫です。万一、本市で発生したことを想定し、初期段階で市で早急に行うべき対策としまして、初動体制等につきまして、指宿市特定家畜伝染病対策マニュアルを策定しておりますので、発生直後の迅速な対応に努めてまいりたいと思います。

5 番議員（田中健一） 報告のとおり患畜の早期摘発、素早い淘汰、先回りしての積極的な防疫、また、農家の方にも準備をするべきところも多々あるような気がしております。そういうところもご指導をいただきますようお願いいたします。

続きまして、農家への終息宣言後の安心への指導体制と対策について伺います。

産業振興部参与（浜田淳） 終息宣言後ということでございますが、平成22年4月20日の口蹄疫の発生に伴い、県内の競り市も4月20日以降中止されており、家畜市場の再開がいつになるのか不透明な状況でございます。本市におきましても、5月24日に開催予定でありました子牛競り市も中止となりました。このまま子牛競り市の再開が延期されますと、市場に出荷されない子牛は無駄な脂肪が付いたりして、肥育農家の好まない子牛が出荷されることが予想され、子牛価格にも影響が出てくると考えられます。肥育農家におきましてはむだな脂肪が付いた子牛の導入を余儀なくされる農家も少なくないと思われまます。また、競り市再開後の畜産農家への指導体制につきましては、出荷する子牛が太り過ぎにならないように適正な飼料給与により個体管理に努めていただき、肥育農家におきましては、導入牛がスムーズに肥育ステージへと移行できるよう、JA畜産部の指導員とともに連携を取りながら指導をしてまいりたいと思ひます。

5 番議員（田中健一） 肥育農家の指導の中で、競り市再開後、我が市場で言えば5月、7月の市場再開ができて、2回の市場分の子牛が肥育の肉となって1年半後から2年をめぐりに出荷をしてくるわけです。熊本、鹿児島、大分、このような状態が1年半から2年後については、出荷時期の価格等も、厳しいことを考慮されますので、そういうところも国・県によりご支援をいただきますように、よろしくお願ひいたします。

我が指宿地区では、畜産農家の指導体制、市の職員で畜産係3名でいたしてもらっていますが、この農業生産額の半分を占める産業について適正な職員数であるのか、朝、同僚議員も農業支援センターについてもご指摘があるように、やはり、組織の見直しが今、このマニュアル対策も含めて必要ではないかと思ひますが、お伺ひさせていただきます。

総務部長（渡瀬貴久） 第一次集中改革プラン及び第二次集中改革プランに基づき、定員管理の適正化に、現在、取り組んでいるところであり、これまで107人の職員数の削減となっています。一方で、福祉部門等で様々な行政サービス、恒常的な業務が新たに生れ、それに対応していかなければならない現状でありますので、人員増というのは難しいと考えます。他の部署でもそうですが、臨時的な繁忙業務が発生した場合、課または部で、そして、全庁的な応援体制で臨んでいくこととなります。万一、市内で口蹄疫が発生した場合には、初期段階で市が早急に行うべき対策として細部について整備を進めており、指宿災害対策本部と同じような組織体制で、庁舎全職員や各関係機関が一体となった防疫指導体制に努めたいと考えております。

5 番議員（田中健一） 緊急時だけでなく、そういった数字にも照らしあわせ、人員配置をしていただきたいという要望をして次にいきます。

今回の発生した口蹄疫について、輸入稲わら感染も一つではないかという疑いもあります。この地域でも、昨年、私も質問をさせていただきましたが、飼料用稲、地域内における未利



用資源の活用について、この指宿もどんどん図っていくべきだと考えますが、お伺いいたします。

産業振興部参与（浜田淳） 今回、発生しました口蹄疫につきましては、一部のマスコミの中で先ほどありましたように、輸入稲わらによる感染の疑いもあるとの報道もなされていますが、今のところ侵入経路につきましては特定されていない状況でございます。飼料用穀物は大部分を輸入に頼っておりまして、特に、原料の5割を占めますトウモロコシは、米国にほぼ依存しております。また、飼料価格の半分以上を海上運賃が占めており、バイオ燃料の需要や燃油価格の高騰により、飼料価格に反映され、経営経費に大きな影響を受けたところであります。本市における飼料用稲や、地域における未利用資源の活用につきましては、平成19年度から、未利用資源の活用といたしまして、飼料用稲の作付けや甘しょツルのサイレージ化を行っております。本年も開聞地区におきまして、飼料用稲の作付けを開聞サツマイモ茎葉利用組合が2.3ha、開聞水田受委託組合等2.98ha、合計5.28haの作付けを行っております。また、甘しょツルにつきましても、サツマイモ茎葉利用組合が18haを栽培する計画であります。この組合は、耕種農家4名、畜産農家6名で構成されております。この取組によりまして、サツマイモ生産者にとりましては茎葉処理の手間が省け、畜産農家はその茎葉を飼料として利用することができ、お互いにメリットが大きい取組がなされているところでございます。今後も粗飼料自給率を高め、経営安定に向けた取組として、耕畜連携による飼料用米の利用で安心・安全な農産物の生産や、稲作農家におきましては水田利活用自給力向上事業の活用により、基盤整備後の利用率向上を図りながら、関係機関と連携し取り組んでまいりたいと思います。

5番議員（田中健一） 転作用作物として飼料用稲も認められております。ここに多額な奨励金もいただけるようになっております。この開聞の基盤整備後の活用をどんどん考えていただきたいと思います。

続きまして、利永尾下線については、本当、前向きなご答弁をいただきました。説明を聞いていて安心することでした。交通弱者に優しく、地区民に一日も早い整備をお願いいたします。

最後になりますが、予定では終息宣言ができて、和牛生産農家が待ちに待った7月の子牛競り市が開催される運びの報告の答弁を聞いて、原因の追及をお願いをする準備をしておりましたが、報告であるように終息の目処も立たず、現在の疾病の確認報告で対処できないことも明らかであります。進化した家畜伝染病対策の取組が必要不可欠であり、また、絶対にこの指宿に侵入させない市の取組が必要です。その一つとしてLOVEいぶすきの利用対策はできないのか。私もちょっと調べました。LOVEいぶすきはペーハー4ということで、口蹄疫ウイルスが生息できない環境であると聞いております。いかがでしょうか。

産業振興部参与（浜田淳） ただいまありましたLOVEいぶすきの関係ですが、ご承知のと

おりこの事業は、南薩振興局の推進事業の中で、今回、補助事業という形の中で取組をさせていただいているところでございますが、確かに、このLOVEいぶすきの中でも、その口蹄疫の消毒に向くんじゃないかということで我々も検討しておりますが、この件につきましては、県の担当専門家の方に、そういう効果のですね、数字等を、今、調査依頼中でございます。ですから、報道等によりますと、いろいろな使いあわせの場合に、化学反応でいろいろな症状も出る場合もあるということで報道されておりますので、そこは十分調査研究し、それで使用可能であれば、そういう形での普及に進めてまいりたいと思います。

5 番議員（田中健一） そういう調査、徹底してやっていただきますようお願いいたします。説によると、口蹄疫のウイルスは、梅雨時期が最も生存に好条件との説もあり、梅雨時期の農家指導も最大の防疫体制を指導するなど、他産業に甚大な影響がないことを、市全体とした行政の徹底した対応をお願いいたします。本来ならば1時間を有効に利用して質問をしていきかけたんですが、職員の皆様方の口蹄疫発生後の対策等に、大変ご尽力されていることに敬意を表し、感謝するとともに、今後も市民のための行政サービスをお願いして一般質問を終わります。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	2時25分
再開	午後	2時35分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前原六則議員。

13 番議員（前原六則） 先週、農協系旅行エージェントの方から口蹄疫の関係で、今、福岡市内のホテルの客が減っている。多くの部屋が空いていると聞きました。その訳は、本州、四国、北海道からの旅行や研修団体が九州へ出かけることを自粛しているとのことであります。南九州市の出来事であっても遠く離れた地域、他の産業に及ぼしている影響は計り知れないものであると再認識いたしました。一日も早く口蹄疫が終息することを願っております。

では、1問目の観光客受け入れ環境についてですが、まず、21年9月定例会で、新幹線全線開通対策での観光スポットへのアクセスについての質問に、既存の交通アクセスが機能しており、新たなバス路線は考えていないとの答弁をいただいたんですが、しかし、2月10日のある新聞紙面では、観光戦略の練り直しも急務という記事で、アクセスについての課題が紹介されておりました。そこでお聞きしますが、多く点在する市内の観光スポットの交通アクセスについて、交通機関関連事業者との話し合い等は具体的に進んでいるのかお聞きします。

次に、風光明媚の中で、時の流れをゆっくり味わえる場所として、まず、長崎鼻などが挙げられます。長崎鼻の土産物店通りを歩きますと、活気が感じられないように思います。それで、通りの雰囲気づくりやゆっくりした景観を楽しめる椅子などの整備で、自然休養施設

のスポット活性化は図れないのかお聞きします。

また、体験農場の育成については、体験を目的として来られる客が多くないと、農場としても開設意欲がなくなってしまうし、体験者としては満足感がないといけない訳であります。体験農業の観光へのPRと実績についてお聞きします。

次に、聞くところによりますと、新幹線開通にあわせた休暇村指宿本館建替工事計画の着工が遅れているとのことですが、そこでお聞きします。休暇村指宿宿泊施設が指宿市にあることで、指宿にどのように貢献していると思うかお尋ねいたします。

2件目の口蹄疫対策についてお聞きします。

まず、他市との対策協議等の状況についてですが、先に国において与野党全会一致で特措法が成立して、口蹄疫の封じ込め作業と関連農家への支援に力を注ぎ、終息に向け全力を上げているわけではありますが、本県において、各市町村への防疫資材や、農家に対して経済的支援策の合同対策協議などはあったのか。また、その内容についてお聞きしまして、1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） 観光客受入れ環境について、観光スポットのアクセスについて、それと、休暇村指宿本館建替工事については、私の方から答弁をさせていただきます。ほかの自然休養施設のスポット活性化についてと、体験農業の育成については産業振興部長に答弁させますので、ご了承いただきたいと思えます。

まず、観光スポットのアクセスについての件でございます。来春には九州新幹線鹿児島ルートが全線開業し、博多から1時間20分、大阪からは約4時間で鹿児島中央駅まで来られるようになります。鹿児島中央駅からは観光特急列車の運行について要望しておりますので、実現すれば、指宿が福岡、大阪からも身近な観光地になっていくものと期待しているところでございます。指宿にお出でいただいた観光客を、市内の多くの観光スポットに案内し、できるだけ長く滞在していただき、指宿の魅力を満喫していただくためにも、交通アクセスを整えることは非常に重要であると思っているところでございます。そこで、現在、鹿児島交通に運行していただいております路線バスの便数を、JR列車の到着に連絡できるように増やしていただき、観光客が多くの観光スポットに立ち寄れるように関係機関と協議をしているところでございます。

次に、休暇村指宿本館建替工事についてでございます。休暇村は現在、全国の国立・国定公園内の景色や環境の優れた36か所に整備されており、観光客等に自然とのふれあいの機会を提供するとともに、その地域の観光振興に貢献している施設であると思っております。本市の休暇村におきましても、魚見岳や知林ヶ島を含めた国立公園地域の環境保全に努めているとともに、様々なスポーツ大会やイベントの開催等にも協力をいただき、また、大学や社会人等のスポーツ合宿の際の宿泊場所として、さらに、住民の憩いの場、交流の場を提供する施設としても利用されており、地域の振興や活性化に大きくかかわっていただい

ていると思っております。

次に、口蹄疫対策についてでございます。他市との対策協議会の状況についての質問でございますが、口蹄疫の法定伝染病が鹿児島県内で発生が確認されますと、県知事を本部長とする防疫対策本部、家畜保健衛生所長を本部長とする現地防疫対策本部が設置され、市町村、地域防疫協議会、獣医師、地域振興局の関係機関、農協等の関係機関で構成された対策会議が開催されることになっております。今回の口蹄疫発生におきましても、鹿児島県口蹄疫対策本部、口蹄疫現地防疫対策本部が設置され、南薩地域口蹄疫緊急対策会議が4月21日と28日、6月の7日、また、都城市等での発生を受けて6月11日に開催され、宮崎県での発生状況や鹿児島県における対応等について、関係機関と行政が一体となり協議がなされたところでございます。防疫資材等につきましても、指宿市家畜自衛防疫協議会から消毒用の消石灰配布と、家畜伝染病予防法第9条の規定に基づき、国から消石灰・消毒薬を、各関係機関等の協力をいただき配布しているところでございます。鹿児島県においての経済的支援策につきましても、家畜疾病経営維持資金・口蹄疫経営維持緊急資金や利子補給事業等の支援措置がなされているようでございます。

以上で、私の答弁を終わらせていただきます。

産業振興部長（吉井敏和） 自然休養スポット施設等へのアクセスにつきまして、現在の路線バスの便数をJR列車の到着に連絡できるように、運行业者の鹿児島交通やJRを含め、現在、協議を進めているところでございます。ただ、路線から外れる観光スポットへのアクセス等につきましては、観光協会が主体となっている魅力あるまちづくり協議会の交通部会等で対応できないか、協議模索している状況でございます。

体験農業の実績等についてでございます。観光客の受入れに関しましては、本市はもとより、県内の各自治体でも積極的に取り組んでおります。そのスタイルが物見遊山の観光から体験型観光へと変わる中、体験メニューの充実が求められているところでございます。本市では、南九州市と南大隅町の2市1町で構成しておりますいぶすき広域観光推進協議会の事業の一つに、指宿大好き体験という修学旅行団体も対応できる体験型の受入事業がございます。体験農場の観光PR及び実績につきましては、観光PRとして体験型メニューを取り入れた修学旅行の受入誘致セールスを行ったり、市のホームページ内での紹介や、魅力ある指宿まちづくり協議会内の体験・滞在型観光地づくり推進部会において、体験を紹介できるパンフレットに記載してございます。昨年度の実績といたしまして、件数で23件、人数で1,227名の受け入れがございました。うち、農林業体験として中学校、高校合わせて4校148名を受け入れております。今後も体験農業のPRにつきましては、関係機関との協力のもと積極的に行い、一人でも多くの体験者を得られるよう推進してまいりたいと考えているところでございます。

13番議員（前原六則） 2回目の質問に入りますが、観光スポットのアクセスについての答

弁の中で、関係機関との協議、これを具体的にどのように進んでいるか答弁を再度お伺いいたしたいと思います。

産業振興部長（吉井敏和） 先ほどもお答えしましたけれども、鹿児島交通、それから、県等とも協議をしながら、現在の路線の便数を増やす形で協議を進めております。

13番議員（前原六則） 実はですね、他市においては既に新幹線全線開通に向けて交通アクセスなど具体的に動いているようでございます。例を上げますと、新幹線とはまた、ちょっと趣が違つかも分かりませんが、霧島市の妙見温泉振興会所有のバスで、龍馬ゆかりの霧島ラッピングバスを運行したりですね、観光関係者がアイデアを出し合って、それを行政が支援するというような関係ができあがっているようでございます。このような中において、本市、指宿市の観光協会の動きはどうであるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

産業振興部長（吉井敏和） 観光協会が主体となっております魅力あるまちづくり協議会、この中に交通部会というのがございます。その中で、そういった要望に対応できないか、協議・模索をしている状況でございます。

13番議員（前原六則） 昨今、テレビなどで報道がありますように、観光場所としてですね、アメリカとかヨーロッパの観光客は、築地の市場見学、また、中国人の方々は買い物ツアーとか、生活感をただよわせるようなところも好まれるようでございます。本市において、どういうところが、そのようなところがあるかということと考えますと、山川地区の振興のためにも、鯉節加工団地への見学アクセスと同時に、PRがあるのかなと思ったりもします。そうしますと、加工製品の土産物販売で地場産業の振興にもつながるのではないかと思います。このことについてどのようにとらえているかお聞きいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 現在進めている路線バスは、便数を増やしたり、時間の間隔を短くしたりということで、今より利用しやすいよう仕立てていけないか、ということで協議をしているところでございます。時間や経費的な問題もございませぬ関係で、観光につながるスポットをすべて網羅することは、非常に難しいというふうに考えております。近くの停留所を利用していただき、一定の時間楽しんでから、次のバスで移動するという利用形態が考えられるのではないかと考えているところでございます。

13番議員（前原六則） 観光を売り物に、大きな産業の柱にしている指宿で、こういう状況であってどうかなということも考えるんですが、鹿児島市や薩摩川内市ではですね、シティビュー、ボンネット型のバスなど循環車を導入してますが、同じように、観光スポットが点在する観光地指宿では、今までの答弁とはちょっと一歩前に出た形の検討はできないかお聞きいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 鹿児島市のシティビューや薩摩川内市のボンネットバスなど、観光専用の遊覧バスのような運行は、九州新幹線鹿児島ルート全線開業に向けても非常に重要なことであるというふうに認識をいたしております。しかしながら、観光客向けのバスにつきま

しては、バス事業として運行自体に収益性が求められ、事業者に対して経常的な財政負担を強いるものであってはならないと考えております。また、住民の交通手段の確保を目的に運行している路線バスとは異なり、観光客の周遊・遊覧を目的としたバス事業者等への市の財政的な負担が生ずることとなりますと、ある面では厳しいという判断もあると思っております。なお、薩摩川内市のボンネットバスの車両価格は、1,950万円とお伺いしておりますが、その半額が国の補助金で、半額は運行する南国交通の負担と聞いております。本市におきましては、南九州市に本社がありますあづま交通さんが古いボンネットバス、これにつきましては今年のオールドカーフェスタで展示をいたしておりましたけれども、これらをリニューアルし、個人や団体を含めて、予約のあった指宿市内に特化した観光客に対して、運行を予定しているというふうに伺っているところでございます。

13番議員（前原六則） そのように市の財政、いろいろこう鑑みながら、打つところは打つというような行政施策をですね、打ってもらいたいものだというふうに考えます。

続きまして、自然休養施設の長崎鼻の活性化については、整備が進んでいるようでありますが、以前の賑わいが取り戻せるように、引き続き駐車場などの施策を打っていただきたいと思いますが、この駐車場の問題についてはどのようなお考えであるか。そういう構想がまとまっていなければ、答弁としては簡単でよろしいですが。

産業振興部長（吉井敏和） 長崎鼻の駐車場につきましては、現在のところ考えてはおりません。

13番議員（前原六則） 長崎鼻はどちらかといいますと公有地が多いわけなんですけど、他方、民間業者の私有地であります開聞山麓の廃墟化したレストハウス、これなどを活性化して、対峙している長崎鼻への美しい海岸線、雄大な東シナ海の景観を、指宿一番の観光スポットとして活かす方策はないものかお聞きいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 開聞山麓公園内にありますレストハウス及び公園等の活用ということでございます。当該場所につきましては、長崎鼻や東シナ海を眺望できる景観的にも非常に優れた場所であるというふうに認識をしております。昭和30年代は新婚旅行のメッカとして脚光を浴び、結婚の記念植樹なども行われておりました。開聞山麓公園の活性化につきましては、開聞岳周辺の観光振興、ひいては、指宿市全体の観光のためにも非常にいいことだと思っております。ただ、一方で、民間事業者ということもございまして、入園料等の問題、また、その土地自体が事業者の土地であったりということで、市が直接的に関与をするのは非常に難しい状況にあるというふうに考えているところであります。

13番議員（前原六則） 直接的な関与はできないかもしれませんが、やはり、観光スポットとしては非常にこの指宿をですね、指宿の自然というものを印象づける場所というふうにみんな知っているところでございます。今後、そういう事業者との対話というものを続けてですね、何とか事業者の努力、また、市として、自治体として協力できる点は協力すると

というようなスタンスをもって、今後取り組んでいただけたらなあと思います。

体験農場に対する育成についてですが、体験受入れ人数が少ないようです。多く実績のある南さつま市のこれまでの取組について、主管課は調査したことがあるか。これについての答弁は調査したことがある、ないだけで結構でございます。お聞かせいただきたいと思ひます。

産業振興部長（吉井敏和） 調査といいますか、南さつま市の受入れ人員等につきましては把握をしているところでございます。

13番議員（前原六則） 休暇村の件ですが、無人である休暇村別館の現状は、知林ヶ島へのイメージダウンと思うが、どのようにとらえているかお聞きいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 休暇村指宿の別館は、昭和41年にオープンし、多目的に利用できるスペースやテニスコート、プール等も併設され、非常に使い勝手のいい施設として市民にも親しまれていたと思ひているところでございます。施設の老朽化や観光客等のニーズへの対応が思うようにいなくなった平成19年3月に閉鎖し、現在に至っているところでございますが、スポーツ大会やイベントの開催により訪れる方が多い中、また、環境省による知林ヶ島の整備により渡島する方が増えている中で、別館が閉鎖されたまま、また、荒れたまま放置されている現状は、自然にふれあい楽しむ国立公園の窓口部分としても非常にそぐわない状況であるというふうには考えてはおります。

13番議員（前原六則） 休暇村のですね、本館建替えの理由は、聞くところによれば、聞くところといいますか、台風での越波による砂被害と海水の流入被害の大きさは、多くの指宿地区の議員は知っていることですが、築45年、老朽化と新耐震基準での安全配慮のことからと聞いていますが、そのような状況の中での建替えに、観光振興の観点から問題があると思ひうかお聞きいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 休暇村が、自然や環境の管理保全、そして、地域の振興に貢献していただいていることは先ほど申し上げましたけれども、その窓口としての休暇村指宿の本館が築45年が経過し、老朽化が著しく、また、新耐震設計基準に適應せず、さらに、バリアフリーに対応できていないことなどの理由から、別館を解体し、その跡地に建替えるということはお伺ひしております。建替事業の規模は現在の本館とほぼ同様と聞いておりますけれども、その目的が、先ほど申しました魚見岳や知林ヶ島を含む国立公園の景色や環境の保全、また、地域住民への憩いの場や各種スポーツ大会・イベントの開催場所としての提供、大学や社会人等の合宿の拠点、さらには、地元農畜産・水産物等の地産地消や地元雇用の機会の確保等々で、指宿に対する貢献も非常に大きいと考えられる施設でございます。加えまして、休暇村という独自の全国ネットの情報によりまして、指宿をよりアピールできることも期待できる施設ではなからうかと思ひているところでございます。この建替事業につきましては、休暇村協会の計画であろうと思ひておりますし、実施につきましては、休暇村協会自体で判

断すべきことであろうというふうに思っているところでございます。

13番議員（前原六則） そのような休暇村の施設全体の管理、それなんかを考えますと、早く改築の方に入っていきたいものだなあと、思っている一人でございます。

次に、2件目の口蹄疫対策についてですが、このウイルスは伝播によって感染することから、近隣の南九州市や鹿児島市と連携した防疫活動が大事だと思うが、両市との会合がなされているのか。また、今後の連携はどのように考えているかお聞きいたします。

産業振興部参与（浜田淳） 近隣の市と会合の開催とか、連携についてのお尋ねでございますが、南九州市は旧穎娃町の牛飼養農家がJAいぶすき管内であることで、いぶすき中央家畜市場の子牛競り市に出荷していることと、現在、南薩家畜保健衛生所長を本部長として口蹄疫現地防疫対策本部を設置しておりますが、組織の一員として緊急会議等の同じ構成員となっております。また、家畜伝染予防法第9条に基づく国からの消毒液につきましても、合同で牛飼養農家に配布を行ったところでございます。鹿児島市は鹿児島中央家畜保健衛生所の所管区域の中にありますので、電話での情報交換をしておりますが、特に会合は行っておりません。今後、県内に口蹄疫が発生した場合、車両消毒ポイントにおける機材や人員の配置など、連携を密にし、防疫体制が充分機能するよう協議をしていきたいと考えているところでございます。

13番議員（前原六則） 近隣の連携というのは、非常に大事なことだと思っております。5月に焼酎の麹米のNPO法人の政府に出す補助金の申請の打ち合わせに行ったわけなんですけど、その時はまだ都城の口蹄疫の問題は出ておりませんでしたけど、鹿児島県と宮崎の違いというのは、都城にどうしても1泊しなくちゃならなかったと。そのときに、ホテルの方に敷マットがないと、消毒マットがないというような状況も散見されました。また、それから志布志に入ったときには、入ったとたん、消毒ポイントがあったりですね、財部にしてもしかりです。そのような状況の中で、この徹底が鹿児島に侵入を抑えていることかなと。また、農業新聞によればえびので発生したときは、鹿児島県と一緒にラジコンのヘリコプターで消毒液を空中散布したと。それから、今日の農業新聞によりますと、高原で今度は発生したのですかね、空中散布というような、そういう防疫体制をやっていると。それが地域との連携といいますか、近隣の市町村、連携を取って阻止することが大事じゃないかなというようなことを考えております。畜産農家にとって、現実問題として、個々に防疫対策、家畜の飼育、育成、出荷の活動を行っているわけではありますが、支援のパイプ役としての行政は、家畜の保健獣医業務を担う農業共済組合、農家との経済取引のあるJA、家畜商組合等の役割分担をどのように話し合っているかお聞きいたします。

産業振興部参与（浜田淳） 今回の口蹄疫発生により、各関係機関との連携と情報交換につきましては、防疫対策本部組織、南薩地域家畜防疫対策組織に基づき、各関係機関との連絡調整の総務班、病性鑑定班、防疫措置を行う発生地班、家畜の評価班、検診班、追跡班、移動



規制班が組織されますので、各関係機関と連携を取る体制となっておりますので、危機管理意識の中で防疫体制に努めたいと考えております。また、関係機関との役割分担につきましては、JA畜産部におきましては、系統内における輸入種わら使用状況調査や消毒薬配布時における連絡調整、配布作業の協力等、家畜商組合におきましては、家畜市場の再開時における対象家畜の出荷の対応等、共済組合におきましては、異常家畜等の早期発見、報告について協議を実施しているところでございます。

13番議員（前原六則） 農家にとっては、非常な危機感を持ち、毎日戦々恐々の思いだと思います。農家からどのような要望があつて、また、特別措置法によって指宿市の農家にはどのような救済がなされるのか。さらに、経済的影響を受けたことでの資金借入に対しての利子補給等の支援措置はどのようなになっているのかお聞きいたします。

産業振興部参与（浜田淳） 農家からの主な要望につきましては、まず、1件目で、4月26日付けでいぶすき農業協同組合長、いぶすき農協畜産連絡会長の連名で、口蹄疫発生に伴うイベント等集合行事・会議の自粛及び観光施設の防疫体制の徹底についての要請がなされ、イベントに関する課・実行委員会等へ自粛要請を行い、観光客が訪れる公共施設・ホテル等に、消毒用の足用マットを設置したところでございます。

次に、2点目ですが、子牛競り市の延期に伴い、畜産農家への支援についての要望がありました。市といたしましても今回の6月補正に支援対策費として予算計上しているところでございます。そしてまた、先ほども説明ありましたが、追加の補正もまたお願いしたいと考えているところでございます。口蹄疫対策特別措置法で、指宿市の農家の救済でございますが、これにつきましては、当該発生地域に対する対策ということでございます。次に、国の支援策の中で、口蹄疫の発生により被害を受けた畜産農家に対し、経営の再開・継続に必要な低利資金を融通し、畜産経営を支援する目的で家畜疾病経営維持資金が新たに創設されております。鹿児島県といたしましても、被害を受けた畜産農家が経営の維持・継続が困難であると認められた農家を対象に、口蹄疫経営維持緊急資金を創設されており、市内の畜産農家も対象となります。また、このような資金を借入れた畜産農家につきましては、利子補給も支援されるようになっているところでございます。

13番議員（前原六則） 質問を終わります。ありがとうございました。

## 延 会

議長（松下喜久雄） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は明日に行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 3時11分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 新宮領 進

議 員 下川床 泉

第2回指宿市市議会定例会会議録

開議 平成22年6月18日 午前10時

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	井元 伸 明	2番議員	西 森 三 義
3番議員	浜 田 藤 幸	4番議員	高 橋 三 樹
5番議員	田 中 健 一	6番議員	木 原 繁 昭
7番議員	高 田 ちよ子	8番議員	新宮領 進
9番議員	下川床 泉	10番議員	中 村 洋 幸
11番議員	前之園 正 和	12番議員	物 袋 昭 弘
13番議員	前 原 六 則	14番議員	福 永 徳 郎
15番議員	新川床 金 春	16番議員	六反園 弘
17番議員	前 田 猛	18番議員	大 保 三 郎
19番議員	下柳田 賢 次	20番議員	新 村 隆 男
21番議員	森 時 徳	22番議員	松 下 喜久雄

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	富 永 信 一
教 育 長	田 中 民 也	総 務 部 長	渡 瀬 貴 久
市民生活部長	井 元 清八郎	健康福祉部長	田 代 秀 敏
産業振興部長	吉 井 敏 和	建 設 部 長	吉 永 哲 郎
教 育 部 長	吹 留 賢 良	山 川 支 所 長	岩 崎 三千夫

開聞支所長	中間 竜 郎	産業振興部参与	浜 田 淳
総務課長	森 健 一	人事秘書課長	満 石 知
企画課長	下 吉 龍 一	行政改革推進室長	迫 田 福 幸
財政課長	邊 見 重 英	市民協働課長	上 村 公 徳
環境政策課長	廣 森 敏 幸	長寿介護課長	野 口 義 幸
農地整備監	内 園 正 英	商工水産課長	高 野 重 夫
土木課長	池 増 広 行	都市整備課長	小牟禮 信一郎
教育総務課長	濱 田 悟	水道課長	松 元 修
農業委員会事務局長	徳 留 博 昭		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	新村 光 司	次長兼議事係長	福 山 一 幸
主幹兼調査管理係長	上 田 薫	議事係主査	濱 上 和 也

開 議

午前10時00分 開議

議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において中村洋幸議員及び前之園正和議員を指名いたします。

#### 一般質問

議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

まず、浜田藤幸議員。

3番議員（浜田藤幸） 皆さん、おはようございます。3番、浜田藤幸でございます。

まず最初に、いつも真摯に対応してくださる指宿市の職員の皆様方に、この場をお借りしまして感謝、お礼を申し上げます。ありがとうございます。また、指宿市議になりまして本日で5か月目になります。新人の私を友好的に接してくださる議員の皆様方にもお礼、感謝申し上げます。ありがとうございます。そして、第2回指宿市議会定例会におきまして議長の許可を得ましたので、通告に基づき2点の項目につき、順次一般質問をいたします。

まず、1点目、ヘルスツーリズムについて、指宿市の認識をお尋ねいたします。国土交通省の外郭に観光庁が開庁し、国も観光立国実現に向け本格的に動き出し、日本全国の都道府県、市町村で観光による人口の交流増大を視野に観光推進宣言を行っており、今後も地域間での誘客競争が更に激化することが必至であります。そこで、ヘルスツーリズムを初めとしたニューツーリズムの考え方を取り入れ、新しく指宿市内各地域での個々の商品開発も手掛ける必要性を感ずる次第でございます。ヘルスツーリズムとして、具体的な例を上げますと、今現在、新しい検査方法の実用化に伴い、がん発見率の高いPET検査、ペット検査ツアーが注目されております。日本で最初に導入した鹿児島市内に2か所、今導入されています、その1か所である厚地記念クリニックPET画像診断センターでは、1日に約20人、1か月で約500人の検査がされており、全国的に言えば数か月待ち、この病院では約、今2週間待ちの状態だとお聞きしております。このPET検査ツアーを導入し、ツアーの手術、または最後の日に検査を行えば、指宿市内の宿泊施設の利用も可能だと考えられます。現に、指宿市内の宿泊施設からの問い合わせも多いとのこと。この医療機関は診療県外からの患者を確保でき、利用者はPET検査を受け、観光がゆっくりできます。旅行代理店に低価格のツアーを提供していただくと、指宿市の観光振興の一助になると確信しております。昨今では、中

国、ロシアからの問い合わせもあるとのこと。そのほかにもあるのですが、その一つ、温泉利用の専門家によるアドバイスを組み合わせたヘルスツーリズム、そして、観光地の環境特性に着目したヘルスツーリズム、今、現指宿市が行っております温泉、森林、海洋地域資源を活用したヘルスツーリズム等あります。そこで、2点目に指宿市の今現在の具体策についてお尋ねをいたします。

次に、いわさきコーポレーション株式会社との交渉についてお伺いいたします。指宿市の所有地、これは旧開聞町のところにあるのですが、上河前986の34番地、これは指宿ゴルフクラブの15番ホールに位置する土地のことです。この土地賃貸借金額について1件目としてお伺いいたします。まず、土地の面積、今現在の賃貸借金額をお示してください。

2点目、開聞岳一周道路の整備についてお尋ねをいたします。旧開聞町時代の懸念事項になっております。開聞岳一周線が未改良になっているのはなぜか説明を求めます。

3点目、開聞中学校通学路の一部未整備について、整備が進まないのはなぜかお伺いいたします。

4点目に、山川・根占間フェリーの合意解除についてお尋ねをします。現時点での進捗状況をお示してください。

以上で、1回目の質問とします。よろしく願い申し上げます。

市長（豊留悦男） ヘルスツーリズムについて、指宿の認識はどうかということについてお尋ねでございます。ヘルス、いわゆる健康につながる観光事業や観光旅行、いわゆるヘルスツーリズムが注目されております。本市は、幸い豊富な自然資源に恵まれております。砂むし温泉は世界にも類を見ない温泉として全国に名が売れており、砂むしの効能については医学的に実証されてもおります。また、開聞岳や知林ヶ島などもトレッキングやウォーキングの場となることから、ヘルスツーリズムには最適の観光地であると思っております。また、メディポリス指宿に建設中のがん粒子線治療研究センターが、平成23年4月に開業する予定で、同センター開業後は全国から治療目的のために本市を訪れる人も多かろうかと思われております。滞在治療をしながら温泉や森林浴を楽しむ、これも広い意味でのヘルスツーリズムであろうかと思っております。本市が平成20年度に作成した第一次指宿市総合振興計画において、目指す将来像の一つに保養観光都市を掲げております。今後もヘルスツーリズムの充実に向けて取り組んでいきたいと思っております。

次に、岩崎産業との交渉課題についての4点目でございます。山川・根占航路につきましては、2月末日をもって運航が休止され、ご利用の皆様にも多大な迷惑をおかけしているところでございます。この航路はご案内のように、平成18年官民協働のパートナーシップによる山川・根占航路の安定的運航の確保に係る協定及び船舶の賃貸借契約を締結し、それぞれの役割の中で、航路の運航がなされてまいりました。しかしながら、運航事業者が、赤字を理由に撤退を表明、運航休止が続いている中、来春は、九州新幹線鹿児島ルートの中線開業も

控え、薩摩半島と大隅半島の先端部を結ぶ広域観光周遊ルートとして、また、大切な公共交通機関として、一日も早い航路再開に向けて取組を進めていく必要がございます。これまでの協議では、事業者が航路撤退という中、保有船舶の維持や船価としての資産価値の低落、運航再開時の諸経費等々、大きなリスクがあり、運航再開を最優先に考えますと、現在の航路の利用状況の中では、今後も現在の船舶を2市町で保有していくことは、財政的負担が大きいことから、売却もやむを得ないものと判断したところでございます。船を売却する場合、入札の方法と第三者へ売却する方法と、契約解除に伴い、船の買い取りを事業者に要求する二つの方法が考えられますが、入札の方法で第三者へ売却する場合は、現在の売船市況や、船の減価償却などを考えると、多額の売却損が発生する可能性があります。本市としては、船の売却価格については、船の購入価格であります3億6,000万円から、これまでの賃借料を差し引いた金額で買い取っていただきたいと考えておりますが、現在交渉中であり、具体的な金額については、まだ報告できる状況ではないところでございます。

なお、ヘルスツーリズムについての具体策については産業振興部長が、岩崎産業との交渉課題、ゴルフクラブの土地貸借、開聞一周道路、開聞中学校通学路等については、それぞれ総務部長と建設部長に答弁をさせます。

産業振興部長（吉井敏和） ヘルスツーリズムの中で、市の具体策はというご質問でございます。砂むし温泉に関しましては、鹿児島大学医学部による効能の調査が行われ、その結果、寝て入るため血液が心臓に還流しやすい、砂の圧力で心臓から送り出されている血液の量が増加する、55度前後の高温の砂が血管を拡張し、心機能を高め全身還流を促進する作用があるといったことから、砂むし温泉は通常の温泉の3・4倍の効果があると結論づけられております。健康志向が高まる中で、指宿の大きな宣伝材料になっているものと思っております。また、指宿市に宿泊で訪れる観光客などを対象にしたIT湯治の無料体験が、平成21年9月20日から平成23年3月31日まで、市内の10軒のホテル・旅館で行われております。地元のホテル・旅館、鹿児島大学、県、IT企業などが連動して実施しているもので、観光客にストレスの度合いを測る小型の計器を付けてもらい、どのような行動をすればリラックスできるか知ってもらおうというものでございます。この取組もヘルスツーリズムの一環と言えますし、ストレスの変化を測定することで、観光客を指宿に呼び込む強みとなり、観光地としての活性化につながると期待しているところでございます。そのほか、指宿は菜の花マラソンや菜の花マーチといった全国的なスポーツイベントも開催しております。どちらのイベントも年々参加者が増加しております。今後、ヘルスツーリズムという枠組みの中で、これらのイベントを活用していけるのではないかと考えているところでございます。

総務部長（渡瀬貴久） 指宿ゴルフクラブとの土地賃貸借の面積と貸付金額についてのご質問ですけれども、平成22年度の岩崎産業株式会社との土地賃貸借契約は、面積8,983㎡、貸付料の年額が2万5千円で締結しているところであります。

建設部長（吉永哲郎） 開聞岳一周線の未改良区間の整備についてのご質問でございますが、開聞岳一周線は、国道226号線脇集落入口より花瀬望比公園を通り、開聞岳を周遊し、市道川尻清谷橋線を結ぶ幹線道路として、地区住民の重要な生活路線であるとともに、風光明媚な自然景観を活かした観光道路としても期待される路線でございます。本路線は、昭和53年度から緊急地方道整備事業などにより、年次的に拡張工事を進めてまいりましたが、開聞山麓自然公園内を通過することから、地権者と協議を重ねてきたところですが、土地利用構想などの整合性が図られず、平成18年度をもって開聞山麓自然公園内の未整備区間、約1,500mを残し整備を中断している状況でございます。

次に、開聞中学校通学路の歩道の一部未整備についてのご質問でございますが、この歩道の整備は、平成5年度の市道松原田和田園線の道路改良工事に伴い、幅2.5mの歩道設置を行ったものでありますが、歩道延長850mのうち、約20m程度の区間が未整備となっている状況であります。これまでの協議におきまして、地権者との交渉をしまいたったわけですが、歩道設置につきましては一定のご理解を示していただいたものの、用地取得について相互の同意に至らず、現在の状況となっているところでございます。

3番議員（浜田藤幸） ありがとうございます。2回目の質問をさせていただきます。

このヘルスツーリズムにつきまして、まず、鹿児島県、九州の各県あるんですが、今、最近では長崎県がこれを推進しております、後、熊本、大分。鹿児島県はどうかというと、県自体は推進していなかったと聞いております。以前ですね、アスベストの問題があったときに、後手に回った経緯もあります。鹿児島県は何にしてみてもちょっと後手に回っているのかなあと、私は、個人的にそういうふうに思っております。ただ、指宿市の場合はですね、民間レベルでは、このヘルスツーリズムに関しまして一歩進んでいる先進地でもあるのかなあというふうに思っております。そこでお尋ねしますけれども、このヘルスツーリズムを推進するにあたりまして、この指宿地は温泉であります、温泉郷であります。その中でですね、福島県のいわき湯本温泉ですか、ここで温泉保養士という独自の資格をつくって認定団体になっております。この温泉利用のアドバイスを行える資格といいますのは、今現在ですね。1, 2, 3, 4, 5, 五つあります。これ、あったのはご存じでしょうか。

産業振興部長（吉井敏和） 温泉保養士等の資格を持った人員等については把握をしておりますけれども、施設については把握をいたしておりません。

3番議員（浜田藤幸） 私はですね、この温泉利用のアドバイスを行える資格、非常に必要不可欠じゃなからうかというふうに個人的には思っております。これは観光客にすることによってリピーターが増えると、体験でもそういうふうな結果が出ております。今現在もこのホテル等に、または、昨今では指定管理者になりました元湯温泉ですかね、あの方も持っているとお伺いしております。ただ、行政がこれを充実させるために、協力体制として何かできることはないのかな、できることがあるんじゃないかというふうに思っております。そ



ここで、今、社団法人の民間活力開発機構、これは社団法人でございます。ここがですね、企業または地方公共団体を対象に支援を行っております。ここを活用してシンポジウム、セミナー等を開催して、そういった温泉の効能の知識、または、そういった技術指導ができる方を育成する、そういうものが需要ではないかと思っておりますけれども、市長、この考え方に対してどう思われますか。

産業振興部長（吉井敏和） 温泉保養士につきましては、元湯温泉の管理人を初め、市内にも既に資格を持っている方が数名おられます。また、今年是指宿市雇用創造協議会における人材育成の一環として6名の方が資格取得に行かれる予定でございます。温泉入浴指導員につきましては、天然砂むし温泉施設砂楽の職員を初め、ホテル・旅館等の関係者も数名資格を持っているとお伺いしております。今後は、このような資格取得者の拡大に努めていくとともに、既存の資格取得者を有効に活用して、指宿大好き体験等と連動させたヘルスツーリングの推進を図っていきたいと考えております。また、温泉療法医についても、NPO法人健康と温泉フォーラムが企画する温泉療法医が進める名湯百選に指宿砂むし温泉が選ばれていることから、今後、医師会等に情報提供を行っていきたいと考えているところでございます。

3番議員（浜田藤幸） ありがとうございます。全国にはですね、このヘルスツーリズムの推進にあたりまして、支援する団体がたくさんありますので、うまく活用して、この資格を得るにしましても、費用もかかるとか、福島県まで行かないと取れないとかですね、そういうようなところもありますので、先ほど言いました社団法人の団体を呼んで、指宿市で資格を取れるようなことも必要なのではないかなあと判断しております。今後とも、こちらの方に強力に力を入れてくださるようお願いを申し上げます。

そこで、今現在ですね、森林セラピーとか、タラソセラピー、ヘルスツーリズムにはいろんな分野があるんですけども、今、先進国のドイツの方では、医師の診断の処方箋で64散策コースがあるんですが、そこを15分間歩きなさいとか、処方箋が出ております。それぐらい先進国もあります。今、これは社会保険も適用されまして、今現在、鹿児島県の中では森林セラピーということを考えれば、霧島市にあたるのかなあと考えております。ただ、指宿市全体を見ましても、例えば、開聞岳のふれあい公園の上の部分、過去、ここを整備した経緯もあります。魚見岳、ほかにも探せばあると思うんですが、そういった散策コース、木の樹脂からヒトンチットという成分が出るんですが、何々の機能、心臓病に良いとかですね、これはもうはっきり臨床結果も出ております。国が本当は整備しなければいけないことなんですけれども、市としてもそういうような認識を持って、そういうようなコースを作ること、今後、検討する余地があるのかなというふうに思っています。こういうふうな考え方について、市長、どう思われますか。

産業振興部長（吉井敏和） 議員ご指摘のとおり、森林浴は新鮮な空気や静けさなどを求めて森林に入ることにより、心身をリフレッシュし、健康増進を図ることを目的としております。

効用としましては、森林の緑が目の疲れを癒し、静寂を保つことにより精神的な安定が得られると言われております。さらに、樹木が放出するヒトンチットの殺菌効果は、医学的にも注目されており、リラクゼーションや循環器系の病気療養に森林浴を活用する試みが行われているようでございます。林野庁による全国森林浴の森百選によりますと、県内では、大口市の十層溪谷の森と屋久杉林の森が選定されております。現在、市が実施をしております指宿大好き体験の中で、森林間伐のメニューがございしますが、これに森林浴を追加するなど、ヘルスツーリズムの一環として長期滞在型の観光振興を推進していく観点から、今後、森林浴についての取組も検討していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

3番議員（浜田藤幸） よろしく、今後、お願い申し上げます。ありがとうございます。

次に、指宿ゴルフクラブの15番ホールの土地の賃貸借金額なんですが、年間で2万5千円とお聞きしているんですが、この金額が適正なのかどうか、ご意見をお伺いしたいと思います。

総務部長（渡瀬貴久） 指宿ゴルフ場内の市有地の貸付料は、保存されている書類によりますと、昭和62年度から平成元年度までが年額23万5千円で、平成2年度から平成7年度までが2万5千円、平成8年度が27万5千円で、平成9年度から2万5千円となり、現在に至っているようであります。詳しい資料が残っておりませんが、懸案となっております、市道松原田和田園線の改良工事に伴う開聞中学校の通学路の歩道整備に係る用地取得や、開聞岳一周道の整備に係る交渉過程の中で定められたものと理解しております。

3番議員（浜田藤幸） お尋ねしますが、この2万5千円の金額、平成8年ですか、これのときは27万5千円取っていらっしゃいます。また、23万円取ったときもあります。このときの算定根拠というのは何なんですかお尋ねします。

総務部長（渡瀬貴久） 開聞町の普通財産の貸付額につきましては、公有財産管理規則の中で規定がございまして、運用といたしまして、固定資産税評価額の100分の1.4をベースに計算していたようであります。

3番議員（浜田藤幸） この事案はですね、今現在、開聞岳の自然公園内にあるトンネルの県の整備上の中で、結果的には出た金額だとお聞きしております。政治的な判断もあったろうかと思えます。なんですけれども、実際、平成8年に27万5千円取って、後、2万5千円になっている。これはその整備事業ができなかった場合は、元の金額に返すべきではなかったのかと思うんですが、どう思われますか。

総務部長（渡瀬貴久） 先ほど答弁いたしましたように、交渉過程の中で金額が定められたものと理解しておりますし、また、ゴルフ場を含む開聞山麓一帯は、多くの観光客が訪れる自然景観豊かな観光スポットでありまして、指宿の観光振興にとっても重要な役割を担っていることから、旧開聞町のこれまでの経緯を踏まえまして年額2万5千円と現在もしているところであります。

3番議員（浜田藤幸） 早急にですね、この金額を是正していただきたいということ。後、い

ろんないわさきコーポレーションとの交渉課題があります。その1点として上げていただきたいと思います。実際ですね、これ、事業用地として使われているわけですから、その辺も考慮して、交渉課題の一つとして、題材として上げていただきたいと思います。以前ですね、あそこの自然ふれあい公園は、川尻地区の住民の方のほとんどの土地の所有でした。安く買い上げたと聞いております、いわさきコーポレーションの方がですね。今、合併前まではあそこに入園するのに、公民館から券をもらえばただで入場できていたんです、開聞町の住民はですね。これがもう今、1年間据置きがあったらしいんですが、釣りをする人は会員券を発行してただで入れると、これはまあ良しとしましょう。ただ住民はですね、350円払わんとそこに入れんとなっている状態です。それを聞いたときにちょっとかちつきたんですが、こういうふうにたったですね、8,000何㎡ですか、この土地をたった2万5千円で市は貸している。今問題になっています山川・根占間フェリーのもので、問題を解決するときの題材にしてほしいと思っております。

次に移ります。開聞岳一周道路の整備についてなんですが、先ほど未完了だということをお聞きしました。旧開聞町時代にですね、私、本社の方に、正確には2日間、延べ9時間ぐらい直談判したことを覚えております。実際ですね、これは3案あったんです。1案はトンネルの整備になります。これは整備するのに莫大な金額がかかりまして、今の行政の財政ではまず無理です。それで、自然公園の今の料金所があるところをですね、南の方向に海岸線に沿って走る道路を、案が出たんです。この件はあまりにも勾配がひどすぎて、まず道路はできないというふうに落ち着きました。次、これしかないんです。今、既存の道路があります、いわさきの方。それにつなげればですね、100mぐらいですか、費用も金額もかなり安く済みます。既存のこの道路を使わせてもらう交渉をしていただければ、あの道路はすぐにつながるのではないかと考えています。この考えについて、市長どう思われますか。

建設部長（吉永哲郎） 本路線の整備計画案につきましては、現在の市道を改良する案など複数ございますが、道路の縦断勾配等が急カーブということから、道路構造上の問題もございます。議員のご指摘のとおり、道路の構造や優れた景観などを勘案した場合、開聞山麓自然公園内料金所より公園敷地内の現道を利用し、整備済区間と接合する案が最も費用対効果に優れている案であると考えております。道路の使用についてでございますが、使用賃貸となりますと、道路の整備に必要な工事を行う場合に、事業の導入が難しくなることや、また、道路の管理の面でも市有地でなければ不都合が生じてまいります。このことについても、地権者の土地利用構想との整合性を協議させていただきながら、ご理解をいただけますように努力をしていきたいと考えております。

3番議員（浜田藤幸） この案なんですが、合併して今5年目になっております。この件につきまして、前市長、執行部の方はご存じの方もいらっしゃると思うんですが、交渉した経緯はあったんでしょうかお尋ねします。

建設部長（吉永哲郎） 開聞町時代に長年にわたりまして交渉されてきた経緯があります。それによりまして硬直状態ということでございます。県が仲介をいただきまして双方との協議や事務打ち合わせ等を、平成19年度から20年度にかけて行われております。協議内容としていたしましては、道路の路線の選定やそれに伴う道路用地の取扱い等について行われております。

3番議員（浜田藤幸） これは、一番最後にですね、市長に私はお願いをする言葉を今考えているんですが、こういうふうな案件の場合、まず、執行機関と市長が直接行って交渉をしなければならぬと思っております。市長、こういうふうな課題があるということ認識していただいたと思うんですが、今後ですね、この事案につきまして、いわさきコーポレーション側との会談を、トップ会談を行う考えは持っていますか。

市長（豊留悦男） いわさきコーポレーションとは様々な課題がこれまでも残っていたようでございます。私、就任4か月になりますけれども、この間、精力的に、特に岩崎産業の社長さんとはお会いし、いろいろな課題解決をするためにどのような障壁、ハードルが残っているのかということについて話し合ってきました。開聞一周道路、開聞中学校の通学路、そして駅前、フェリーの問題等を一括的に、しかも微妙な関係にありますので、この問題についても、フェリーの問題についても、同じテーブルの上で話し合いながら解決できないかという努力をしてきたところでございます。今後も、この問題解決には、特に、私、先ほど申し上げましたように、新幹線が開業し、指宿まで福岡から2時間余りで来れるような距離になり、観光浮揚にはまたとないチャンスでございますので、この機会に岩崎さんとの話し合いを続け、私が何回も申し上げておりますように、山川・根占フェリーがこの来春3月までに何とか再開できないか、再開できるような努力というものを行いたいと思っております。

3番議員（浜田藤幸） 今の市長の言葉に対し、一番最後に私の考え方を述べさせていただきたいと思えます。

3点目なんですが、開聞中学校の通学路の一部未整備部分につきまして、この問題は旧開聞町時代に土地の交換問題が絡んでいたんです。これは合併後ですね、この通学路の未整備部分につきまして交渉した経緯があるのか、その辺、あればご説明をお願いします。

建設部長（吉永哲郎） 開聞中学校の通学路の一部未改修の部分についての個々の協議等は今のところ、現在やっております。

3番議員（浜田藤幸） この問題はですね、今現時点での指宿市の所有地の土地が3筆あります。それで墓碑公園のところに2筆あるんです。これは最初は3筆対3筆の交換になっていた問題なんです。これをある途中から墓碑公園の2筆を加えた交渉に移りまして、それから交渉がストップしている状態になっているわけです。その辺も鑑みまして交渉をしていただけませんかでしょうか。ご意見をお伺いします。

建設部長（吉永哲郎） 先ほど市長の答弁でありますように、フェリーの問題、また、旧指宿

市、旧町の道路の未改良区間について、件数がありますので、その案件と一体となった考え方で、公益性、公平性、効率性を念頭に置きながら一括しての交渉を進めていきたいと思っております。

3番議員（浜田藤幸） よろしくお願いを申し上げます。

4点目に、山川・根占間フェリーの合意解除について質問を補足していきますけれども、前回ですね、議員懇談会の席で私は決算書の話をしたと思います。それで、この船舶賃貸借契約書、目を通したんですが、この8条にですね、いわさきコーポレーション株式会社が通知、報告義務となっているんです。その内容なんですが、営業の状況を示す書類、後、関係の計算書類、附属明細書、こういうふうに書かれております。これは義務です。これは執行機関としていわさきコーポレーション側に提示をされた経緯があったんでしょうか。

産業振興部長（吉井敏和） 協定の中では、それぞれの役割分担を定め、運航に係る経費は、すべて運航事業者が負担することとなっていたところでございます。そのような中で、県の主管する山川・根占航路利用促進協議会や指宿市と南大隅町でつくる航路運航協議会等の会議の中で、運航の状況やおおまかな収支の報告は受けておりました。基本的に、運航に係る収支等の経営責任は、すべて運航事業者が負うことになっておりましたので、行政として赤字補填をする考えがなかったことや、詳細な書類を要求することにより、相手方に損失補償の期待を持たせる恐れがあったことなどから、県、それから本市、南大隅町から、特に事業者の経営や財務に深くかかわる部分の要求をいたしておりませんでした。しかしながら、今回の事態に至りまして、協議を進める中で、詳しい計算書類や経費の内訳等も求めたところでございます。

3番議員（浜田藤幸） このいわさきコーポレーションとの交渉課題なんですが、この懇談会があった以降ですね、これは市長にお尋ねしたいんですが、いわさきコーポレーション側とトップ会談は行っていらっしゃるでしょうか。これは電話を含めてもかまいません。何回ほど、もしされているとしたら何回ほど話をされていますかお伺いします。

市長（豊留悦男） 私が就任して以来、正式には3回ほど話し合いはしております。そのほかにも電話等で連絡を取り合ったり、または南大隅町と共同体制を組みながら、いわさきコーポレーションに出掛けて行って話し合いをした場面もございます。そういう意味で、議員ももうご存じだろうと思っておりますけれども、岩崎産業との本市とのいろんな課題解決へ向けには、真摯にテーブルについて思いを伝えあうことが、まず必要であろうという、そういう前提で、私は市の考え方も堂々と伝えているところでございます。一方、岩崎産業の思いも受けとめなければならぬこともございます。そういう意味で、私はこの4か月間、岩崎産業とのいろいろこれまで残されてきた課題について、積極的に課題解決を図るために努力をしたと思っております。

3番議員（浜田藤幸） ありがとうございます。市長になられて4か月が経過しております。

私自身もそうでございます。指宿市のお店で食事してますと、入店者の方から聞かれます。今の市長はどうか。同僚議員の先日の答弁の中でも出てきましたけれども、私はですね、1対1で市長とまだ話したことがございません。ただ、今までの市長の活動を見てきて、指宿高校での演説、私は涙を流しました。市長の人間性、真面目さ、思いやりのある人だと思っております。ただ、政治はですね、また違った側面もあります。これ行動ですね。先ほど、何回ほど本社のいわさきコーポレーションの方に行かれたのか、そうお聞きしたんですが、根回しも必要でしょう。事務レベルでのですね。ただ、このいわさきコーポレーション、トップの社長がすごい権限を持っていると聞いております。ナンバーツーのところでは話が止まってしまうというケースも、多々、私も聞いております。ですから、どういうことか、私個人が本社の方に行って、直談判をしても解決しないんですね。どういうことかと言いますと、これはトップ会談がなければ、政治的な判断を活用し、決断を出されなければいけない時期にきているんじゃないかと、私は個人的には思っているんですが、市長、その辺に関して、この考え方につきまして市長はどう思われますか。

市長（豊留悦男） 交渉事でございますので、お互いが信頼し合えないと、いろんな問題というのは解決はできないと私は考えております。そこで、私が市長に就任して以来、この指宿市の観光がいわさきさんとの協働体制の中で、また協力をいただきながら、今の指宿があるということの評価しながらも、今後、指宿市にとって岩崎産業さんとどのような協力関係を築く必要があるのかということも、私は度々いわさきコーポレーションの社長さんには話してまいりました。やはり、交渉事と私が申し上げましたのは、その前提にお互い、信頼できる人間関係を築かないとできないと思っているからでございます。そういう意味で、私も、これまでいろんな問題があったけれども、それは一応横に置いて、新たな観光指宿を、指宿の活性化を築くためには、どういうパートナーシップを築かなきゃならないのかということも訴えてまいりました。そういう意味で、私から申し入れることなく、社長の方からも、こうしてこの件で話をしたいというような電話等もいただけるような、そういう関係が築けたことはとても良かったのかなと思います。特に、このフェリーの問題については、期限が差し迫っております。私の目途とする来春、春のフェリーの再開、または、春までの再開と言った方がいいのかもしれませんが。そのためには、この議会が終わりましたら、また精力的にトップ同士の、いわゆる社長との話し合いの機会をもって、解決のために全力を尽くしたいと思っているところでございます。

3番議員（浜田藤幸） 私は、交渉事というのはですね、市長のお考え、これはもう本当、素晴らしいと思います。後、1点ですね、補足したいんですが、交渉事というのはですよ、粘り強さも必要ではないかなと思っております。相手がそういうようなことを言ってきたときでもですね、いろんな意見を言われると思います。そのときでも、こちらの意見を通るように、その場から離れないぐらいの気持ちで、粘り強さでもって、交渉はしていただきたいな

あとというふうに思っております。今後、この問題が早急に解決することを執行機関に期待しまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時58分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、西森三義議員。

2番議員（西森三義） 皆さん、おはようございます。2番議員の西森三義でございます。今日は大雨のために傍聴人が少なくありがとうございます。私は、2月の市議選において、農家の声を市政へ届け、指宿市発展に努めますのキャッチフレーズで戦い、この議員という重責ある席をいただくことができ、身に余る思いで一杯です。そんな中、現在の活動としては、市民の声を聞き、担当部署へ要望する日々で、あっという間に4か月が過ぎました。新米議員のため、どうすればいいのかわからないことばかりで、各部署の担当者には何かとご迷惑をかけていることかと思いますが、一生懸命勉強して、一日でも早く市民のために役立てるようになりたいとの思いと、議員活動の使命との思いから、元気よく活動しております。これから、通告に基づき質問をさせていただくわけではありますが、何せ初めてのことであります。ポイントのずれた要を得ない質問をするかもしれませんので、その時はご注意、ご指導くださればありがたいと思っております。

それでは最初に、指宿農業支援センターの役割についてであります。5月10日に市農政課、市農業委員会事務局、JAいぶすき営農部門が南薩地域振興局指宿庁舎内のフロアに集まり、各組織の連携強化や相談窓口の一元化等がねらいで、いぶすき農業支援センターがオープンいたしました。県・市・JAとの連携はうまく図られているかをお尋ねいたします。

次に、このフロア化の説明を聞いたときには、地産地消係も配置する計画だったと思うが、どういう理由で係を配置できなかったのかをお聞きいたします。

それから、市長は施政方針の中で、地産全消を言われておりますが、これは農家所得を少しでも上げる思いからであろうと考えられます。どのような取組なのかをお聞かせください。

次に、農作業事故に関する質問であります。ここ最近の指宿市内での事故発生状況を把握しておれば教えていただきたい。そして、農業者への事故防止に対する周知、指導はどのようにしておられるのかをお尋ねいたします。

次は、二つ目の人口減少防止対策についてであります。この問題については、今まで何回となく先輩議員が質問されていると思います。なぜ、自然豊かな人情味あふれた住みよい指宿なのに、人口が増えないのか。ただ単に高齢化が進んだからなのでしょう。そこでお聞きいたします。市内にどれだけの空き家があって、どのように管理指導しておられるのか。また、所有者と協議の上、市の賃貸借住宅に活用できないかをお尋ねいたします。

このことについては、3月の一般質問でも同僚議員が質問されており、その時の答弁では、市営住宅や民間賃貸借住宅の状況を勘案しながら、総合的に判断してまいりたいと考えているとのことでありましたが、その後、何らかの検討をされたのかお尋ねいたします。

それから、ＪＡいぶすきの所有である旧支所を活用し、高齢者用のグループホームは考えられないかお聞きいたします。

三つ目の質問は、新幹線全線開通による観光客誘客についてです。このことについては、テレビ、新聞でもよく報道されているように、県下全地域でいろいろな取組がされているようです。指宿市においてはＰＲ活動をどのようにしておられるのかお聞きいたします。

また、市内に点在している観光地を巡回できる交通ネットワークの協議はなされたのでしょうか。そして、指宿駅までの特急便については、何回も要望書を提出して、それなりの解答をＪＲよりいただいている旨を聞きましたが、明確な便数が分かっているのであれば教えてください。

最後は、ふれあいプラザなのはな館の今後についてであります。今年3月18日の南日本新聞にて、2010年度末を目途に指宿市や民間への譲渡を検討しているとの報道があったが、県から何らかの相談はあったのかをお伺いいたしまして1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） 私の方からは指宿農業支援センター、県・市・ＪＡとの連携についてと、新幹線全線開業に伴うＰＲ活動、そして、ふれあいプラザなのはな館の今後について答弁をさせていただきます。

まず、県・市・ＪＡとの連携についてでございます。いぶすき農業支援センターにおける県・市・ＪＡの連携については、当センターを構成する農政課、農業委員会事務局、ＪＡいぶすき営農部門の相互の連携はもとより、同じ建物の2階にございます県南薩地域振興局農政普及課・指宿市十二町駐在とも連携しながら、現在業務を進めております。各機関が円滑に連携していくための情報交換を定例的に行うとともに、担当レベルでは、日々の業務の中で、随時打ち合わせを行って業務は推進しているところでございます。また、新規就農相談等に対し、それぞれの機関の担当者が素早く集まり、農地の問題、補助事業の紹介や栽培技術指導等、総合的に協議して相談者への助言・指導を行うなど、迅速な支援体制が整ってきており、農業従事者の方々から、農業支援センター1か所で用事が済むようになり、大変便利になったのではないかとのお言葉もいただいているところでございます。

次に、新幹線全線開通に伴う観光客誘致についてでございます。来春3月の九州新幹線鹿児島ルート全線開業は、本市の豊かな自然景観や豊富な温泉等の魅力あふれる観光資源を、国内外に広く発信できるまたとない機会だと思っております。これまで、主要都市等における各キャンペーン等での誘客促進のほか、市の玄関口となるＪＲ指宿駅前の景観整備や、指宿港周辺の整備、唐船峡や長崎鼻などの観光スポットにおける修景整備、広域看板の設置、観光ガイド育成や外国語併記の観光パンフレット作成等を行ってまいりました。今後は、更



なる国内外からの誘客促進に向け、各種関係団体と連携を取りながら、本市の観光スポットや観光地を巡る利用交通手段の整備、携帯サイトの充実や外国語に対応したホームページの開発、着地型観光プランの開発、広域的な観光ガイドの体制づくり、グルメ情報の発信など、より一層の受入体制の充実等に努めてまいりたいと思います。

ふれあいプラザなのはな館について、県から相談があったのかというご質問でございますけれども、ふれあいプラザなのはな館は、平成10年9月に開館し、平成21年度は年間約23万人の利用があり、温泉やプールで健康維持に努める方々、研修施設等で生涯学習に興じられる方々などの多方面での利用がなされているところです。このような中、県は、県内の公の施設については、これまで管理運営費の縮減や指定管理者制度の導入、福祉施設の廃止・譲渡等を行ってきたが、更に厳しい財政状況や社会経済情勢の変化などを踏まえ、改めて施設の必要性や効率性等について検討してきたとのことでございます。ふれあいプラザなのはな館については、利用者が所在地周辺市町に偏っていること、多くの市町において同種又は類似のサービスを提供している実態があることなどから、引き続き県で設置する必要性は低いとの考え方を、県議会の行財政改革特別委員会で報告しております。これを受け、4月中旬に県の担当者が本市を訪れ、このことについて説明があったところでございます。県としては、まず本市への譲渡を第一に考えているところでありますが、利用形態によっては、鹿児島県財産に関する条例に基づく無償での譲渡もあり得ると伺っております。本市が受入れできない場合は民間への譲渡を検討し、譲渡先が見つからない場合は、経費節減の観点から、平成23年3月末を目途に一時休止するというところでございます。

なお、いぶすき農業支援センター地産地消係の件については総務部長が、地産全消の取組につきましても産業振興部参与が、農作業事故につきましても農業委員会事務局長が、人口減少防止対策につきましても総務部長、それに健康福祉部長が、新幹線全線開業に伴う答弁につきましても産業振興部長、総務部長に答弁をいたさせます。

総務部長（渡瀬貴久） 当初は地産地消係を配置する計画ではなかったか、どういう理由で地産地消係を配置できなかったのかとのご質問ですけれども、課・係の設置や名称変更につきましては、既存の課や係の業務内容の検証や今後の方向性、業務の効率化など、様々な角度から検討したところでございます。その中で、地産地消を推進するには、農政係が農村振興や農業、観光、グリーンツーリズムなど、総合的な農政業務を推進する中で、地産地消も包括して取り組んだ方が、より農業振興が図られるとの考え方から、今回の組織機構では農政係の事務分掌の中に、地産地消の業務を新たに加え、関係する部署や機関との連携を図りながら推進しているところであります。

続きまして、人口減少防止対策について、市内にどれだけの空き家があるのか、どのように管理、指導をしているのかというご質問ですが、これまで本市では、独自に空き家について実態調査を行ったことはありませんが、国で5年に1回、住宅・土地統計調査を行っており、

その中で空き家に関する調査が行われています。直近の平成20年10月1日の調査では、住宅総数2万2,600戸のうち、約13%にあたる2,960戸が何ら利用されていない空き家であるといった数字が出ております。この結果を参考にしますと、市内の住宅のうち、10戸に1戸が空き家ではないかといったことが推測されます。なお、この調査でいう空き家とは、人が住んでいない住宅で、入院等で長期に不在になっているもの等も含まれているところでございます。また、管理、指導についてのお尋ねですけれども、空き家には、適正に管理されているものと、管理されずに放置され老朽化し、利用不可能なものがあり、利用不可能な空き家については、近隣住民から適正管理に関する苦情が寄せられたりいたします。放置された空き家等につきましては、取り壊すことが近隣住民の不安解消の一番の方法であると思われましても、どのような空き家であっても、個人所有の財産であります。しかしながら、景観・防犯上の観点から、空き家・空き地等の雑草・樹木の繁茂等に関する苦情が年間70件程度寄せられているため、市では、所有者を確認し、雑草等の処理業者の連絡先等も添えて、適正な管理をお願いする文書の発送を行っているところです。また、火災予防の観点からも、空き家に対する住民からの苦情を基に、現場を確認し、所有者の確認を行った上で、適正な管理をお願いする文書の発送等も行っているところであります。空き家の所有者と協議し、市の賃貸住宅に活用できないかというご質問ですけれども、市内の不動産業者数社に賃貸住宅の動向をお尋ねいたしましたところ、大手ハウスメーカーの賃貸物件の増加によりまして、供給過剰と伺っております。また、市では、現在、市営住宅の整備・改善等を年次的に計画し、良好な居住環境の創生を図っていくこととしております。このようなことから、現在のところは、個人所有の空き家を賃貸住宅に活用するといったようなことは考えていないところでございます。

続きまして、新幹線全線開通による観光客誘致について、鹿児島中央駅から指宿駅までの特急の便数が分かればというご質問ですけれども、JR九州では、2004年の新幹線部分開業以降、南九州に多くの観光列車を導入しております。部分開業と同時に導入されましたはやとの風や、昨年宮崎に導入されました海幸山幸と、どれも非常に人気を呼んでいる状況にあります。このように、観光列車が注目を浴びる中、JR九州では、来年春の九州新幹線全線開業時に、指宿枕崎線にも観光特急を導入しようということで作業を進めているところでございます。市といたしましても、これまで、指宿枕崎線輸送強化促進期成会を中心に、JR九州本社並びに鹿児島支社へと要望を行ってきており、社長等への直接要望も実施しているところであります。現在のところ、観光特急列車の車両やダイヤ、運賃等の詳細な内容につきましては分かっておりませんが、この観光特急列車の運行効果を最大限発揮できるような、ダイヤ、便数の確保について、これからもJR九州に働きかけてまいりたいと思っております。

産業振興部参与（浜田淳） 地産全消についてのお尋ねでございますが、これまでも、当地域

は、温暖な気候を活かし、ソラマメ、実エンドウ、スナップエンドウ、カボチャ、オクラなどの農産物や、切花・観葉植物、さらには、鹿児島黒牛や黒豚など、多くの農畜産物が生産されています。その中でも、鹿児島ブランドとして、ソラマメ、実エンドウ、黒牛、黒豚等が認定され、農協などを通して全国の消費者に愛されているところでございます。現在の流通は、スーパーなどの大型化、ファミリーレストランなどの外食産業やコンビニ等、小売店のチェーン店化による直接、大量仕入れに伴う市場外流通の拡大など、大きな流通の転換期となっていることは間違いないと思われま。指宿においても、これに対応しなければならぬと感じているところでございます。今回、いぶすき農業支援センターがスタートしたことにより、県、農協との連携が密になり、全国に販売展開できる方法について、協議を進めていけると考えております。今後、姉妹都市の千歳市と農産物や特産品の更なる販売交流や、インターネットの利用と、県の遊楽館等を活用したPRができないか、調査を進めてまいりたいと思ひます。

農業委員会事務局長（徳留博昭） 農業委員会会長から委任を受けましたので、答弁させていただきます。農作業事故撲滅の農作業への周知指導はの質問ですが、農業の機械化、農家の高齢化が進む中で、農作業事故が後を絶たず、本市においても20年度に2件、21年度に1件の農業機械利用による農作業死亡事故が発生しています。農業用機械による事故撲滅の周知方法としましては、鹿児島県全体において毎年4月と10月に農作業事故ゼロ運動月間を定め、ポスター掲示やチラシ配布を行い、農作業事故の未然防止と安全対策の周知、本市においては、指宿市農業機械士会を中心に、農作業事故防止に関するチラシの配布や広報紙の掲載を行うとともに、農道内の白線引き、ミラーの清掃、トラクターによる事故ゼロパレードや危険箇所調査、研修会を開催し、農作業事故防止の推進を図っています。さらに、機械作業のみでなく、農作業全般に対する事故防止を図り、安全な機械及び農作業ができるよう推進していきます。

健康福祉部長（田代秀敏） JAいぶすきが所有しております旧支所を活用して、高齢者用のグループホームはできないのかというご質問でございました。介護保険制度が平成12年に高齢者を社会全体で支える社会保険制度として創設されております。高齢者用のグループホームは、介護保険制度により事業運営を行うことになっております。このグループホーム事業は、多様な事業主体が参入することにより、サービスの選択の幅を拡大できるように基本的には、民間資本の参入を求めるものとなっております。したがって、JAいぶすきが所有している旧支所の施設を活用して、グループホームの開設を市が行うことは考えていないところでございます。なお、本市では、平成21年度から23年度までの介護保険事業第4期計画の期間中におきまして、グループホームを2か所、小規模多機能型居宅介護事業所を1か所公募し、施設整備を図っているところでございます。平成21年度には指宿地域に、それから平成22年度、本年度は山川・開聞地域にグループホーム1か所の公募を行いまして、4事業所

から応募をいただいているところでございます。

産業振興部長（吉井敏和） 二次交通アクセス等についてのご質問でございます。現在、市内から各観光スポット等に行ける二次交通手段の確保に向けまして、路線バス事業者である鹿児島交通やＪＲと協議を行っているところでございます。現在、運行されている路線バスを充実させることで、観光客が多くの観光スポットに立ち寄れるようできないか、協議を行っているところでございます。また、多様化している観光ニーズを満たすため、市街地での乗合タクシーなど、気軽に利用できる交通手段の実施も併せて協議検討しているところでございます。

2番議員（西森三義） それでは、2回目以降の質問に入ります。

まず、1番目のいぶすき農業支援センターの役割についての中で、県・市・ＪＡとの連携はということで問いましたが、連携についてはうまく図られているということを知り、安心いたしました。今後もですね、更なる連携を深めて、農家の期待にこたえられるようお願いいたします。ただ、もう1点だけお尋ねいたします。それは、ソラマメがここ2・3年異常気象及び不景気等により、単価安等ですね、農家所得が減少して生産意欲がなくなったと聞いております。そこで、生産意欲が出るような、ソラマメに代わる作物について協議されていないかお聞きいたします。

産業振興部参与（浜田淳） ソラマメに代わる作物の導入等についてのご質問でございますが、ソラマメにつきましては、平成21年度で233haの栽培面積となっております。平成17年度を比べますと、36haの面積減となっております。1反当たりの収量につきましては、平成17年度を比較しまして平均で174kgの減収となっております。面積の減少や反収の減についての要因はいろいろあると思われそうですが、主な要因としましては、気象的なもの、単価安によるもの、しみ症の発生によるものなどが考えられます。それらの要因の解消につきましては、ＪＡ等、関係機関と連携し、防霜ファンの導入やしみ症の発生しにくい品質の選抜、栽培技術の推進等取り組んでいるところでございます。指宿ソラマメは、鹿児島ブランド指定や鹿児島の農林水産物認証制度の取得など、指宿市の農業にとって重要な品目となっております。今後も産地の維持拡大に向けて努力したいと考えております。また、新しい品目の検討につきましては、指宿の気候風土に合ったものから選定し、産地の拡大を図ることが最も良策と考えております。現在、指宿で栽培されている品目の中では、スナップエンドウが最も適しているものではないかと考えているところでございます。今後も指宿に合った品目の選定や導入は、随時市場や県、ＪＡとの関係機関とも連携を密にしながら進めてまいりたいと考えております。

2番議員（西森三義） ありがとうございます。本当言ってですね、このソラマメが安くなって、面積が減ったと。私も農家でございます。昨年は収量がほとんどなかったというぐらいでございます。スナップについては野菜という感覚から需要があるということですが、オク

ラ、このスナップ、これに代わるようなですね、また品目も、是非、協議していただきたいと。先ほど連携が非常に図られているということでしたから、今後とも更なる連携強化を図ってもらって、少しでも農家所得が上がるように、指導体制を構築し、市民の期待にこたえられるよう取り組んでいただきたいと思います。

それから、地産地消係を配置しなかったことについては、先ほど説明をいただきました。農政課の方で事務分掌として取り入れていくということで、農政課の方でこれから地産地消に向けて一生懸命努力をしていただくわけですが、それでは、当指宿では南の食料基地と言われております。この指宿の地元産を今後どのような方策で地産地消を推進されるのか。また、学校給食、ホテル、一般食堂に地消されている品目が分かれば教えてください。併せて、食育への取組もされていければ教えていただきたいと思います、お願いいたします。

産業振興部参与（浜田淳） まず、地産地消についてのお尋ねでございますが、地産地消の取組につきましては、道の駅彩花菜館、活お海道などの交流施設での農産物の直販をはじめ、学校給食、ホテル・旅館、飲食店などでの地元産食材の利用などがございます。このうち、学校給食は、食材納入業者や栄養士と連携し、可能な限り地場産の食材利用に努めているほか、県・JAが主催する青空給食実践事業により、農業者を囲んでの給食が実践されております。また、ホテル・旅館や飲食店では、朝市・夕市の開催や、県が推進する、かごしま地産地消推進店登録制度の活用により、地元産農産物の消費拡大に取り組んでいるところでございます。現在、かごしま地産地消推進店への登録数は、ホテル・旅館が11件、飲食店が12件で計23件となっております。このほか、地元産温泉卵を使った温たまらん丼、地元産ソラマメペーストを原料とするスイーツなど、新たな地産地消につながる取組も行われているところでございます。このような状況を踏まえまして、今後は、学校給食システム検討会においては、地元産食材利用のための調査、研究を行い、安心・安全で安定したシステムの構築に努めます。また、加工グループ等に対しましては、新作メニュー開発に協力するなど、更なる地産地消推進のための方策を探ってまいりたいと思います。

次に、学校給食などにはどのような農産物が使用されているかということでございますが、学校給食ではオクラ、ソラマメ、ニンジン、キャベツ、タマネギなど、20種類以上の野菜を初め、スイカ、メロン、ピワなども使用されております。また、市内のホテル・旅館や飲食店などでも、オクラやソラマメなど、旬の野菜が使用されており、中にはかごしま地産地消推進店に認定されたところや、地産地消の店のシンボルである緑提灯を掲げて取り組んでいる飲食店もあります。

次に、食育についてのお尋ねでございますが、食育につきましては先ほど答弁いたしました学校給食のほか、市内のいろいろな団体等により様々な取組がなされております。農畜産物関係では、市の提案公募型補助事業を活用したアグリクラブ指宿による市内の幼稚園、保育園への園児及びその保護者を対象とした食育への取組、開聞水田受委託組合による無農薬

米の公共施設等への提供、かえるの学校による自然体験と一体となった食育、また、国の中山間地域等直接支払制度を活用し、池田の杵山地区棚田で行われている農作業体験を通じた食育活動など、いろいろな取組がなされているところでございます。また、水産物につきましても、既に、かいゑい漁協や山川町漁協青年部で行われている子供たちを対象とした食育活動に加え、指宿農協青壮年部が今年度、提案公募型補助事業により、地域住民を対象とした、魚捌き教室に取り組むなど、地域の食材を使った新たな食育活動が展開されようとしております。このように食育は、現在様々な分野で取り込まれるようになっており、その初動段階で、市の事業が効果的に活用されております。今後も市の関係各課が連携し、地域の安心・安全な食材を利用して食育や地産地消の推進に努めてまいりたいと思っております。

2番議員（西森三義） ありがとうございます。ホテル等の朝市については、私も農協に勤務しているころ、一生懸命営農課の方でやっているんだなあというのは知っております。この地産地消はですね、まだまだいろんな場所で活用できるんじゃないかなあというふうに思っておりますので、是非、頑張ってください。食については、今、参与が言われたように、安心・安全をいわれております。今後とも地元産で安全なものを少しでも多く利用して、地産地消に取り組んでいただきたいと思っております。

それから、先ほど市長から、地産全消についての答弁をいただきましたが、姉妹都市の千歳市と農産物等の販売交換やインターネットを利用したPRができないか、調査を進めていくとのことでありました。是非、そのように取り組んでいただきたい。

それでは、大阪、東京など、大都市で関係機関と連携し、指宿物産店を開催する考えはないか伺いたします。

産業振興部参与（浜田淳） 東京、大阪等での大都市での物産展の開催についてのお尋ねでございますが、大都市での物産展につきましては、これまでも、関係各課やJAなどがスポット的に開催しているところでございます。21年度の取組といたしましては、6月、県経済連が主催となり、東京で開催されました鹿児島フェアにおきまして、指宿産の農産物出展コーナーを設けたり、12月、市やJAなどが連携し、東京、名古屋、大阪、福岡の各都市で開催されております。ご質問の大都市における指宿単独での物産展でございますが、市内業者によるデパート等への短期間出店などは行われているようでございます。このことにつきましても、今回、いぶすき農業支援センターがスタートしておりますので、県、JAとの連携を深め、先ほど申し上げました、県の遊楽館などの活用等について協議してまいりたいと考えております。

2番議員（西森三義） ただいま答弁がありましたように、いいことはですね、是非、協議して、前向きに取り組んでいただきたいと、よろしく願いいたします。

先ほど、農作業中の事故状況については報告があったように、件数は少なくとも被害者が

この指宿にもいるということですよ。実は、私の地域でも3年前、耕運機と梅の木に挟まれて亡くなられた方がおりました。その方は元気な方で、一生懸命農業をされていた人ただけに残念でなりません。一般の会社員は、仕事中に負傷された場合は労災が適用になり、補償もされ、事故防止に向けての指導もありますが、農業者については自己任せになっているのではないかと。そこでお聞きいたしますが、農作業中での事故に対応できる保険制度はないものをお尋ねいたします。

農業委員会事務局長（徳留博昭） 農業機会中の労災保険制度はないかということですが、農業者に対する労災保険制度は、農家個人ごとに加入できる労災保険ではなく、特別加入団体を通じての加入となります。特別加入団体は、農協及び公社が団体をつくり、その事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して、鹿児島県労働局長に加入の申請をいたします。現在、鹿児島県では5農協、1公社が事務を実施しています。このように、農家個人が加入できる団体がいないため、県全体を対象とした特定作業従事者の団体を設立するよう、鹿児島県及び鹿児島県中央会へ要望していきたくて考えております。

2番議員（西森三義） 今、答弁がございましたが、農業者については、特別加入団体でないと加入ができないというような答弁がございましたが、いろんなところでですね、要望するのは早急にしてもらって、私が新聞の記事を見ますと、長崎県の壱岐市で労災保険に加入している、そういう事例がございますので、そこあたりを、是非、参考にしてもらって、指宿市でも検討してですね、農家の方が安心して農作業に従事できる環境づくりを取り組んでいただきたいと、よろしくお尋ねいたします。

次は、2番目の方でございますが、先ほど空き家の方の件数等にはですね、市内で2,960戸が空き家としてあるということを伺いました。先ほども答弁の中にもありましたが、空き家になれば管理を徹底しないと、すぐ草木が生い茂り、危険が伴います。昔は、私たちが子供のころですが、子供たちのたまり場で危険であると、空き家は危険であるとされていましたが、現在においては台風等で瓦などが飛散したり、時にはですね、スズメバチが巣をつくったりして、防災上多くの問題があると考えられますが、各地域の自治公民館の役員さん方に協力をもらい、空き家の状況、所有者、管理者を把握して、市の方で何らかの方法は考えられないかお尋ねいたします。先ほどは文書等をもって発送しているということはお聞きいたしました。そういう文書だけではなくてですね、実際にどれだけの空き家があって、その中でよく管理している空き家、あるいは放置されている空き家、それぞれあると思うんですが、そこあたりを十分に把握する方法はないのか、そこあたりをお伺いいたします。よろしくお尋ねいたします。

総務部長（渡瀬貴久） 管理放棄され、老朽化した利用不可能な空き家、廃屋については、隣接する住民の家屋に被害を及ぼす恐れのあるものがあります。また、昨年は、市内で連続して空き家からの火災が発生しており、空き家の管理について、近隣住民から不安な声や苦情

も寄せられております。各地区の消防分団員が来年5月末で設置が義務づけられている住宅用火災警報器の取付調査をすることにしておりますけれども、この際に、公民館長さん方と連絡を取りながら、この調査とあわせて、一人世帯の高齢者や空き家の状況調査、危険家屋等の調査をお願いしていく計画であります。また、何らかの理由で管理放棄された空き家、廃屋につきましては、取り壊すことが近隣住民の不安解消の一番の方法ではありますけれども、どのような状態の建物であっても、個人所有の財産であることから、所有者に対しましては、文書または口頭により、繰り返しながら、必要に応じた対策を取っていただくようお願いし、協力を求めていくことになろうかと思っております。

2番議員（西森三義） 是非、そのようにですね、協力をもらっていく取組をやっていただきたいと。

それから、先ほど市と所有者でいろいろ協議して賃貸住宅にできないかということも聞きましたけど、それについては、市の方には住宅が供給過剰であるということをお答えされました。ただ、私が言いたいのは、いろんなインターネットなどを使ってですね、庭付きの大きな家がありますよと、是非、素晴らしい指宿に住みませんかというような募集をかけて、一人でも多くの方が指宿に住んでいただけるように、定住できるようにそういう取組はできないかということをお聞きしておりますので、そこあたりについて指宿市の方で空き家についての取組はないものか、再度お聞きいたします。よろしくお願ひいたします。

総務部長（渡瀬貴久） これまで市内外から電話やメール等によりまして賃貸借物件、あるいは売却物件等の問い合わせがあり、市内の不動産業者を紹介する等、対応をしておりますが、また、市内にある空き家等の物件情報をデータベースとして登録し、ホームページを通じて売買、賃貸を希望する方に紹介する、空き家バンクといったような制度に取り組んでいるところも確かにあるようでございます。この空き家バンク制度は、空き家に他の地域から呼び込むための受け皿として有効な手段と考えられますけれども、一方で、地元の不動産業者等との兼ね合いもありますので、今後これらの課題を整理する必要があると、そのように思うところであります。

2番議員（西森三義） 地元の不動産業者とのですね、そういういろんな協議もあろうと考えますが、私は素人考えで申し上げました。一人でも多くのイターン者の方がですね、指宿に住んでいただければと、そういう思いでございますので、もしできるのであれば前向きに今後は取り組んでいただきたいと、よろしくお願ひいたします。

それから、先ほどグループホームはできないよと、JAいぶすきの建物を活用してグループホームはできないというお答えをいただきましたが、それでは建物内を区分けしてですね、体験農業の指導場所として活用し、支援センターで半年から1年指導する方法であれば、農業未経験者、イターン者を含んでですが、抵抗なく農業に入り込めると考えられますが、指導場所を設ける考えはないかお尋ねいたします。



産業振興部参与（浜田淳）　ＪＡいぶすきの旧支所の遊休資産についてのお尋ねでございますが、22年2月末現在で、支所や集荷施設を含め、指宿地域で2か所、山川地域で4か所、開聞地域で1か所があるようでございます。この施設につきましては、集荷施設を別にして古いもので、昭和38年から新しいものでも昭和49年の建設であります。建設してから47年から36年が経過しており、施設の再利用は、耐震性の問題や施設の改修など、多額の経費や維持管理費が必要であると考えられます。また、Ｉターンや新規就農者に対する研修の場としての活用につきましても、今回、いぶすき農業支援センターとして、県農政普及課の普及部門、ＪＡ営農部門、農業委員会と農政課はワンビルの中に集約されました。このことは、新規就農者や担い手指導の効率化はもちろんのこと、専門的な栽培指導や経営指導が迅速かつ的確に行われるように再編したもので、できる限り当センターを中心とした指導体制の強化を図ることが、地域の農業振興につながると考えます。これらのことを考慮して、ＪＡいぶすきの旧支所を利用した研修場としての活用は、当面、難しいのではないかと考えているところでございます。

2番議員（西森三義）　今、耐震性の問題等があって、施設に多額の経費がかかると、いろいろな経費がかかるようであればですね、経費をかけずに有効活用できればと思っていたんですが、そういうことができないというのであれば、支援センターを中心とした指導体制の強化を図ると答弁されましたので、指宿の農業振興のためにも、是非、頑張ってくださいと思います。3番目はですね、ＰＲ活動については、先ほど答弁をいただきましたが、私は、5月9日の産業建設委員会の席上で、外国語の案内人の育成について質問いたしました。市の方でも積極的に育成する考えはないか。また、韓国などのＰＲ活動はどのようにされるのか、あわせてお聞きいたします。簡単でよろしいですので、教えてください。

産業振興部長（吉井敏和）　今後は、外国語表記の観光パンフレットや観光案内看板の充実、多言語字幕等を用いた観光ＰＲ用ＤＶＤ作成のほか、市民の方々が外国人観光客とコミュニケーションを取れるような簡単な外国語会話集の作成、外国人観光客への接遇やマナーを学ぶ講習会の開催なども行っていきたいと考えております。なお、外国人案内人の育成につきましては、通訳の登録制といったようなこともあるかと思っております。このことにつきましては、ホテル・旅館等からも要望が寄せられておりますので、今後、具体的に検討してまいりたいと思います。

2番議員（西森三義）　ホテル等からもですね、そういう外国語の話せる人の要望があるということですので、是非、前向きに取り組んでいていただきたいと思っております。

それから、昨日も同僚議員がアクセスについて質問をして、そのときの答弁、また、本日の答弁でもありましたが、鹿児島交通などの路線バスを使って観光地に運送するんだという回答でございましたが、これからの観光客は団体だけでなく、小グループで来ると想定されます。市内のレンタカー会社などともよく協議して、観光客のニーズにあった対応は考えら

れないかお聞きいたします。例といたしましては、主要観光地を巡回できるコース設定を何コースか選定し、運転手付きで巡回する方法、運転手については、退職者を対象とした登録名簿を作成し活用する考えはないかお聞きいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 議員ご指摘のレンタカーを運転手付きで活用する方法は、レンタカー事業者が運転の紹介や斡旋をすることを法的に厳しい部分があるというふうに思っております。小グループでの旅行においてニーズの高い体験型観光の推進や、これまでの観光プランのグレードアップを行うとともに、付随する交通手段の開発について、現在取り組んでいるところでございます。また、様々な体験型観光もありますけれども、これらの観光メニューをより利用しやすくするため、料金、所要時間等を含めた総合的な体験プランの提供と、乗合タクシー等の利用しやすい交通手段と組み合わせた着地型観光プランの開発を計画しているところでもございます。

2番議員（西森三義） 今、答弁がありましたように、いろんなですね、総合的なプラン等の計画もあるようでございます。また、乗合タクシーを使った、そういう観光地の方、タクシーとなれば料金の方が割高にならないようにですね、よくそこあたりの協議もやっていただきたいとお願いいたします。

それから、指宿市内にはですね、まだ多くの観光地として売り出す場所もあると思います。私の地区にも青隆寺という立派なお寺がありますが、皆さん方も行って見てください。自然に囲まれ、心が安らぎます。このように、自分たちの身の回りにですね、まだ多くの観光地としてのスポットがあると思われませんが、市内全域を調査する考えはないかお尋ねいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 九州新幹線鹿児島ルート全線開業に向けて、今年度、地域の企画、視点を活用し、新たな観光資源の開発及び商品化を行うため、重点分野雇用創出事業によりまして、たまらんプロジェクトを推進してまいりる予定にしております。本事業では、体験型観光の開発、商品化と指宿オリジナルの食の推進を図ってまいります。この中で地域の中に埋もれている観光素材の掘り起こしや、地域でなければできない体験型観光の商品化等も行っております。また、旅行の小グループ化や国際化など、観光として求められているものが日々変化しておりますので、本市の観光素材を把握し、新たな観光ニーズに対応するよう努めてまいりたいと思っております。

2番議員（西森三義） 是非、そのように取り組んでいただきたいと思っております。

先ほど指宿駅の特急便についてはお聞きいたしました。指宿駅についてはですね、多くの観光客が今後利用すると考えられます。駅前の景観整備はされたかと、答弁がありました。私は先日行ってみました。指宿駅からぱっとアーケード通りを見ますと、鹿児島交通の案内所並びにアーケード通りのちょっと貧弱さが目立ったようでございます。あそこあたりについて活性化は検討されたのか。また、指宿駅のトイレにはおむつ換えをする場所がなかった

ようでございます。そこについてスペースがちょっとございましたので、設置する考え等はないかお聞きいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 駅前にある鹿児島交通の待合所の整備につきましては、民間施設であることから、事業者の判断によるものであると思っておりますので、市が関与してどうこうという部分はできないと思っているところでございます。それから、中央通り名店街の活性化につきましては、これまでも様々な機会をとらえて検討がなされております。まずは、指宿駅に降りた観光客や市民が、中央名店街で散策しながら、買い物や散歩ができる流れを創出することなどにより、指宿駅前の活性化を図りながら、本市の観光を推進する中で総合的に勘案してまいりたいと考えているところでございます。

それから、指宿駅構内のトイレには、現状においてはおむつ換えの設備は整備されていないところでございます。おむつ換えの設備につきましては、かなりのスペースを要するというふうに伺っております。JRにおきましては、新設駅のトイレにしか設置をしないという状況であると伺っております。しかしながら、九州新幹線全線開業等により利用が増えることが想定されておりますので、指宿の顔となる重要な施設でもございます。これらについても早く改修されるよう関係機関に要望してまいりたいと思います。

2番議員（西森三義）ありがとうございます。いろいろ活性化を図ってもらったり、そしてまた、関係機関に要望することは早急にさせていただきたいと思います。観光客誘客についていろいろ質問させていただきましたことについては、多くの観光客がこの指宿に1回だけでなく2回、3回と来ていただくにはどうすべきかを考えてのこととありますので、より良いアイデアで取り組んでいただけるよう期待いたします。

今朝の南日本新聞のひろばに、観光課職員の記事が載っていました。知林ヶ島にトイレを設置していない理由等をこと細かく丁寧に説明をしておりました。こういう職員がいれば、多くの観光客が2回、3回と来ていただけるものだというふうに確信しております。私たちも職員に負けず、おもてなしの心で取り組んでいきたいと思っているところでございます。

時間がございませんので、なのはな館のことについては1点だけを聞いて終わりたいと思います。

先ほど答弁がございましたが、指宿市へ譲渡をするようなことをいっておりますが、譲渡を強く求めたときには、不必要部分の建物は取り壊してさら地にするよう要望し、取り壊しに応じないときには、維持費についても、県も負担していただく等の交渉をするべきと思いますが、お聞きいたします。先ほど市長は交渉事には信頼をもってあたっていくんだということでございましたので、こういう交渉についてはどうされるのかお聞きいたします。よろしくお聞きいたします。

総務部長（渡瀬貴久） ふれあいプラザなのはな館に対する県の考え方について説明を受けましたので、現在、ふれあいプラザなのはな館の利活用方法の可能性を探るべく検討を開始し

たところでございます。具体的には、ふれあいプラザなのはな館利活用検討委員会を設置いたしました。そして、その下部組織として、作業部会であるワーキンググループを置き、5月下旬からふれあいプラザなのはな館の利活用方法について検討を始めたところであります。今後、どのような利活用方策があるのか、どれくらい維持管理費が必要なのか、いろいろなアイデアを出し合い、幅広く検討を行った上で、譲渡を受けるか否か、そういったことも判断をしたいと思っております。そういう作業の中で、県への要望や交渉をしてみたいと考えております。

2番議員（西森三義） ありがとうございます。いろんなですね、みんなが知恵を出し合って、素晴らしいアイデアができて、そして、なのはな館が運用できればと考えております。ありがとうございます。これで終わります。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時57分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、物袋昭弘議員。

12番議員（物袋昭弘） 皆さん、今年も半年が過ぎようとしております。半年間振り返ってみますと、大変な年じゃないかなと感じているところがございます。山、海、そして我々が住んでいるこの平地まで、異常気象なのかどうなのか分かりませんが、非常に悪い半年でございます。まず、山については桜島が猛烈に、何を怒っているのか知らんけど噴き出して、特に大隅半島の茶農家、それから、白菜、キャベツ、大変な被害を被っております。そしてまた、海についてはですね、獲れる魚が大体1か月ぐらい遅れていると、旬の魚が1か月ぐらい遅れていると、そしてまた、定置網については、かね日ごろ獲れない魚が獲れていると、そしてまた、陸に振り返ってみると、皆さん、いろいろな問題がある、口蹄疫の問題、大変な半年であろうかと思えます。後、半年が我々市民にとっていい半年でありますように、心からお願いをしながら一般質問とさせていただきます。

まず、2点ほど一般質問をさせてもらいますけれども、まず一つ目、有害について、農作物への被害、そしてまた、どういう作物があるかお答えをお願いしたいと思います。

それから、二つ目でございます。山川・根占フェリーの問題でございますけれども、ここに契約書、協定書があります。中身も見させてもらいましたけれども、この協定書そのものが良かったのか、悪かったのか。悪かった点はどこが足りないか。お答えをいただきたいと思っております。

1回目の質問を終わりたいと思います。

市長（豊留悦男） 有害鳥獣農政について、農作物への被害等について、それと、山川・根占フェリー、このフェリーについて、市長として、この契約と申しますか、これがどうだった

のか。この航路，それに基づいてどうすることなのかというようなことだろうと思います。私の方としましては，まず，この山川・根占フェリーについてお答えさせていただきます。

もう何回もご質問いただいております，山川・根占航路はもう私が言うまでもなく，国道269号の海上区間でございます。海の国道として薩摩・大隅両半島の地域振興，産業振興になくなくてはならない航路であるとともに，錦江湾周遊ルートの一部を担う県の観光振興にとっても重要な航路であると思っております。そのため，1日も早い航路再開に向けて努力しているところでございます。現在の厳しい財政状況の中では，基本的には，民間事業者の経営努力によって航路を維持していただけることが一番望ましいと考えているところでございますけれども，これまでの支援の実態や，このまま航路が継続した場合の支援額等を総合的に判断しながら，1日も早い航路再開に向けて，今後，関係機関と協議してまいりたいと考えております。契約の時期を現在としますと，やはり，社会情勢，経済情勢も違うところでございます。いろいろな資料を見ながら考察してみますときに，この契約を結ぶ段階での利用者，それと現在の利用者，つまり，平成21年度の利用の実態としますと，最初予想をされたような実態ではないところでございます。この契約時期の利用者の実態，それを基にして，いろいろな就航に関する協定が結ばれたものだと思っておりますけれども，その時と今ではいろいろな面で，いわゆる，生活の面，経済の面，その他大きく違うところもございます。燃費の面もございましょう。ですから，この時点での契約が妥当であったものかどうかということについては，今後，いろいろと検討を加えなければならないだろうと思います。その時の契約が万全なものであったとは言い切れないのかもしれませんが，ただ，一つ一つの契約要綱を思慮するときに，この当時としては，この契約がベストと言わないまでも，当時は，この契約が妥当であったのではないかと，私は思っているところでございます。

なお，農作物等への1番目の質問でございますけれども，産業振興部長に答弁をさせていただきます。

産業振興部長（吉井敏和）本市における有害鳥獣による農作物への被害でございますが，主に農作物に被害を与える鳥獣として，カラス，ヒヨドリ，イノシシ，タヌキ等があります。平成20年度の被害実態としまして，捕獲申請件数44件，被害額約1,500万円，被害農作物の主なものはサツマイモ，実エンドウ，キャベツ，ポンカン，タンカンとなっており，捕獲頭数は，カラス361羽，イノシシ107頭，タヌキ42頭，ドバト80羽，また，平成21年度は，捕獲申請件数35件，被害額2,650万円，被害農作物の主なものとしましてサツマイモ，スナップエンドウ，実エンドウ，ポンカン，タンカン，キャベツとなっており，捕獲頭数は，カラス409羽，イノシシ172頭，タヌキ39頭，ドバト40羽となっております。平成22年度の5月末現在では，申請件数は9件で，カボチャ，ピワ等に被害が出ている状況でございます。

12番議員（物袋昭弘）捕獲の補償，イノシシ，カラスについて，1頭当たりどのくらいのお支払いをしているのかお尋ねします。

産業振興部長（吉井敏和） 捕獲に対する報償につきましては、イノシシが4,400円、カラスが600円となっております。

1 2 番議員（物袋昭弘） カラスが600円と、600円でいいのじゃないかなあと私も思うんですけども、このイノシシについては皆さんもご存じのとおり、大変な人手がかかるわけです。それプラス犬、犬もですね、いいものは100万以上すると。そしてまた、イノシシ狩りに行って角でやられて重傷をした場合は、大変な医者料もかかると。大変なことだろうと私も思うんですけども、この報償費のイノシシ1頭当たりの4,400円、これについては、もうちょっと引き上げるということはできないものか。4,400円だったらですね、鉄砲の弾代もないんじゃないかなあと、私はこう思うんだけど、その辺はどうなんですか。

産業振興部長（吉井敏和） 平成22年度の当初予算では、イノシシ100頭、タヌキ80頭、カラス400羽、ドバト30羽を見込み、県補助金の16万1千円、それから、県委託金の12万円と、市からの一般財源126万9千円の合計155万円を指宿市有害鳥獣捕獲対策協議会負担金として計上しているところでございます。イノシシの捕獲報償費の増額についてでございますけれども、現在、イノシシ及びタヌキに2分の1、カラスに3分の1の県補助となっております。県からの補助金につきましては、基準額どおりの補助金が交付されていない状況でございます。猟友会の方々には本市の財政状況等をご理解いただき、今後も引き続き現在の単価で有害鳥獣捕獲にご協力をいただきたいというふうに考えているところでございます。

1 2 番議員（物袋昭弘） 昨年だったと思うんですけども、同僚議員と国会に勉強に行っていました。その時にいただいた資料があるんですけども、この中でですね、国が防止総合対策交付金というのがあります。この中でソフト面とかハード面という事業があるんですけども、簡単にいえばソフト面だけでも市町村当たり200万円という事業があるわけです。そしてまた、ハード面についても2分の1と、いろんなこういう交付金、助成金というのがあるはずなんですけれども、今年もあったと思うんですけども、いろんな事業をやっていく中で、例えば、事故も少なくなる。いろんなこの予算を使ってですね、農家のためにもなると。恐らく今、皆さんもご存じのとおり、口蹄疫、これもですね、イノシシ、これからも持ち込まれる可能性もあるわけですよ。そしてまた、イノシシは、大体1日40kmぐらい移動するんです、40kmぐらい。それと、イノシシは年に2回子供を産むわけです。大体、平均が8頭ぐらい産むみたいですね。産むのは16頭、1回に産むみたいですが、そういう中で、こういう国からの素晴らしい交付金があるわけですから、今後、こういうのをを使ってですね、いろんな対策を打つ、あるいは猟友会の安全教育にも使うというような方法は考えられないものかお答え願います。

産業振興部長（吉井敏和） 議員ご指摘のとおり、鳥獣捕獲に対する国の補助事業としまして、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金として2分の1の補助率の事業がございます。今、内容的にはイノシシ等による農林業被害の防止を図るための整備事業という形での事業導入に

なると思っております。こういったものも、今後は活用しながら、有害鳥獣の捕獲等に努めてまいりたいというふうに考えております。

12番議員（物袋昭弘） 市長、これからがですね、この質問の目玉となるんだけれども、この農家からの被害報告があった時に、許可書を出さないかんですよ、許可書を。この許可書が時間がかかり過ぎると大変なことなんですよ。イノシシが昔はイモしか食べてなかったけれども、カボチャもやればソラマメもやる。何もかんもちんがらっやるわけです。そういう意味から、この許可書体制、何とか、危機管理を持ってですね、開聞は開聞で、山川は山川で、例えば、本庁まで来なくても支所単位で、支所長権限で許可を出せるような方法というのは考えられないものかお答え願います。

産業振興部長（吉井敏和） 有害鳥獣の捕獲許可書の発行につきましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び鹿児島県の有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領に基づいて実施をいたしております。有害鳥獣捕獲許可書の発行につきましては、農政課の方で事務処理を行っておりますけれども、各支所では地域振興課内に農政地域窓口担当を配置し、被害等の報告を受けているところでございます。被害に対し、いぶすき農業支援センター内の農政課と支所で連絡を早急に取り合い、有害鳥獣の被害に対し、これまでどおり早めの体制を取っていききたいというふうに考えているところでございます。

12番議員（物袋昭弘） なぜこういうことを言うかということ、まだそんなに日にちも経っていないですけども、開聞でですね、農家が心を込めて作ったカボチャがイノシシでちんがらっやられました。そこに職員が来て写真を撮り、いろいろあって、許可書を本所までもらいに行ったら、担当課長がいないと。責めるんじゃないけれども、農家にとっては大変なことなんですよ。真心を込めて育てた出荷前のカボチャがやられたと。大変なことなんです。なぜ危機管理をもって、課長か部長のところまで行って、会議中であっても、印鑑を、許可書ももらって、すぐ対策を取るということが、大変必要ではないかなあと思っております。その意味から、やはり、山川は山川で、開聞は開聞で許可をするんだという意気込みがなければ、危機管理体制、そしてまた、市長がいつも言う、変えるんだと、変わるんだという、それにならないと、私は思うんですけど、市長、どうですか。

産業振興部長（吉井敏和） 議員ご指摘のとおり、早急の許可書の発行をすることによって、被害を最小限に抑えることができるというふうには考えております。市民から被害の報告を受けた地区区長さん等から申請を受けまして、農政課としましては、被害の状況を調査し、確認を取った上で、地元猟友会と連絡を取り、対応いたしているのが現状でございます。その中身につきましては、狩猟の期間、区域、捕獲方法等を決定した後、許可書を発行することになっておりますけれども、何せ、銃の取り扱いになることから、法令等を遵守し、そしてまた、慎重かつ許可書の発行については迅速ということをご心掛けておりますけれども、そういった面からも、今後ともできるだけ早く現場で対応ができるような事務処理体制を行っ

てまいりたいというふうに考えます。

12番議員（物袋昭弘） 部長，今のお答えの中で，現場で早く対策を練ると言うたけど，それは，さっきから私が質問しているとおり，開聞は開聞でやるという意味なんですか，その辺はどうなんですか。

産業振興部長（吉井敏和） 先ほども申しましたけれども，各支所の方は窓口ということになりますので，あくまでも許可書の発行につきましては農政課の方ということになります。

12番議員（物袋昭弘） この許可書については，警察とか，あるいは県の許可とかというのはいらんはずなんだけれども，何で本庁まで持って来て許可をすると，それはルールとしてそうあるのかもしれないけれども，やはり，農家のことを思たらですね，早急にやると。過去のことを言うたらいかんけれども，旧開聞町時代はすぐに対応しおったわけですよ。この合併してから，本庁まで持って行けなかったら許可もせんと。大変なことなんですよ。これが例えば，警察の許可もある，何もいるというんであれば本庁まで持って来ないかんだろうけども，そういうスリム化というのはできないものかね。そしてまた，我々の開聞地区というのは，特に開聞岳の周り，大変な被害があるわけです。カラスについても一緒です。イモを植えたらですね，後からカラスが抜いていってるんですよ。それで皆テグスを張ったり，糸を張ったりして脅しをしているわけですけども，大変な被害が出ております。今後また，山が非常に荒れてきておりますので，特にイノシシが増えてきます。今後ですね，支所で許可制ができるように，努力してほしいなあと考えておるところです。

次に入ります。山川・根占フェリーについて，この協定書の中に，市長，こう書いてあるんですよ。鹿児島県，指宿市，南大隅町，支援とグループ，グループというのは岩崎グループですね，他社の協力体制により，利用拡大及び収入増を確保すると書いてありますけど，どういう収入増，あるいは，この岩崎グループの努力はどのようなものがあつたか，分かったら教えてください。

市長（豊留悦男） 航路維持のための当事者の努力義務というのは，当然，この契約を結ぶ時にあつたようでございます。協定を結ぶときにあつたようでございます。指宿市及び南大隅町は，地域振興の観点から，同航路の利用拡大のための施策を積極的に行うという一行もでございます。そういう意味で両市は，この海路，航路を存続するためにも利用促進，人的な交流，行事等を相互に行き来しながら行うとか，そういう努力はしてきたところでございます。しかし，先ほど申し上げましたように，この航路が経営として立ちいかなかった原因に，燃料の高騰もございまして，そしてトラック，特に車等の利用も減ったということもございまして。いろいろな要件が，悪要件が重なり，経営的に厳しくなり，いわさきコーポレーションがこの航路存続は無理と，難しいと判断したものだと思っております。やはり，この航路を維持するためには，私どもも，そして南大隅町も県も，いわさきコーポレーションも，四者がこの航路維持のためにもっと努力をすべきことがあつたのかもしれない。しかし，そ



れぞれの部署で最大限の経営努力，利用のための促進のためのいろんな手立てを取ってきたものと思っております。それでもなお，経営的に非常に難しくなったという現実があるようでございます。

12番議員（物袋昭弘） 市長，もちろん市長は当事者じゃないから，この当時の。ここに当時の市長の印鑑が大きく押されているわけですけども，これからですね，市長，誰でもできるんですよ，油が上がったからやめると。そういう契約書ではないでしょう，私に言わしたら。大変なことですよ。契約書というのは非常に私は重たいものだ，私は思うんですけどね。油が上がったから，お客が少なくなったからやめますと。1回は議会ですね，リース料を10年間という契約を1年間延ばしてやったわけですよ。議会も承認したわけです。今度は油が上がったからしないと。そういう契約書を結ぶ自体が間違ってるんですよ，私に言わしたら。民間企業だったら大変なことですよ。納期クレームとか罰金とかというのを，必ず要求されます。だからこの契約書は契約書でないんですよ，私に言わせたら。こういうことを見越して，途中で投げ出す場合はこうやるんだと，こういう罰則があるんだと，あるいはこういう船も買い取ってほしいんだと，なぜ入れなかったのかと，私は不思議ではないんです。その辺は市長，その時の当事者じゃないけど，市長，新しい市長としてどう思いますか。

市長（豊留悦男） 議員のご指摘の件につきましては，私も真摯に受けとめております。契約書の重みを考えますと，やはり，その契約を履行していただくということが前提になるかと思っております。ただ，この運航事業の責任者でありますいわさきコーポレーションが，年間4・5000万の赤字が出るということで，この維持はできないというような申し入れがあり，そして，この契約に基づく航路の運航というものを強く私どももお願いしてきた経緯もでございます。ただ，そうなりますと，その契約不履行に伴う，いわゆる調停，裁判等に訴えなければ，その契約書に基づく，不履行に伴う損害賠償を含めたいろいろな手続きと申しますか，それができない状況でもございました。ただ，裁判等，または調停等に訴えて，その計画，いわゆる不履行に対する損害賠償等を求めるとなりますと，相当数の年数がかかるとお聞きいたしました。弁護士等にも相談を申し上げ，この航路を再開するためには，どのような方法が一番良いのかということについても教示をいただいたところでございます。その結果，先ほど来，いろいろお答えしておりますように，とりあえずはこの船を処分し，その後，新たな体制の中で山川・根占航路の再開を目指したいという判断に至ったわけでございます。この協定の枠組み，この山川・根占航路の安定的運航の確保にかかわる協定を1項ずつ，いろいろ私も詳しく調べ，勉強させていただきました。当時としては，この協定が最もいいだろうということで関係者と話がなされたと聞いております。おっしゃるように，原油のこと，利用者が少なくなったからやめるとか，そういう無責任なことは許されないのではないかと指摘もあろうかと思えます。しかし，現実に，この航路が休止されている以上，

何とかして、この協定に基づく運航の再開をすべきだというのが私の最初の考えだったわけでございます。しかし、それをお願いしていくうちに、またはそれを求めていくうちに、かなりの時間を要するということが私は理解できました。それはとりもなおさず、民間企業としての経営という立場では、年間4・5,000万の赤字を抱える状況ではできないという、その思いが強かったからでございます。となると、この協定の履行を求めるということも大切ではございましたけれども、本市としては、新たな枠組みというのはできないものだろうかというような考え方で協議を進めてまいりました。決して、この協定を軽んじた、または甘く見たわけではございません。筋とすれば、この協定を基に、いわさきコーポレーションに強くこの協定の枠組みを守りながら運航再開、それをお願いするのが筋だったろうとは思いますが。先ほど申し上げましたように、一日も早い、この航路の再開を目指した結果、私どもとしては、この船の処分をした上で、ある程度、この枠組みというものを見直したうえで、新たな運航再開に向ける方がいいという、そういう判断に達したところでございます。

12番議員（物袋昭弘） 市長、私は運航再開を聞いているんじゃないんですよ。この契約書自体が間違とったん違うかと聞いてるんですよ。この契約書やったら、誰でもするわけですよ。1円も金がなくても。そうでしょう。赤字になったらやめたらいい、契約書じゃないんじゃないですか。10年と決めたら10年間は赤字であろうと何であろうとやらないんです。それが契約書という意味であろうと私は思うんですけれども。やはり、いわさき側を甘く見たんじゃないですか。いわさきが山川・根占フェリーを運航して、あわずにやめたと。そして、港は県が買い上げ、そしてまた、船もいわさきから購入と、どうもこの何と言うんか、こういう場所で言うていいか悪いかは知らんけれども、臭いにおいがする。確かにですね、この契約書というのは、損したとき、途中でやめたときはもろもろの責任を負うんだという文章が抜けてるんじゃないですか。その辺はどうなんですか。

市長（豊留悦男） その契約書の内容について、この協定、いわゆる契約の枠組みを履行できなかった場合、どのような処分といたしますか、それができるのかどうかという、その文が抜けているのではないかとというようなことでございます。この契約というのは、10年というスパンの中で、この山川・根占航路の航路が維持できなくなるということを想定しなかったのではないかと、私はこの契約書を見ながらそのように思っているところでございます。やはり、時代の流れ、いろいろな社会情勢、経済情勢の変化を見すえた場合に、その一文を入れるべきではなかったのかということは、私も議員のご指摘を受けながら、そういう一文を入れるべきだったのかもしれない。しかし、当時の様子ということについては、私も十分把握しておりませんので、そこところは明確にこうすべきだったと、この協定はこうすべきだったということは、私の口からは明確に答えることが適当かどうか、判断に迷うところでございます。

12番議員（物袋昭弘） このいわさきとの契約書だけじゃなくてですね、いろんなこれから

第三者と市側と契約書を結ぶ場面があるかと思いますが。ですから、過去のことは言いたくないけれども、今後のためにですね、やはり、この契約書というのをもう一回洗い直して、きっちりした契約書を結ぶと。そうしとけばですね、例えば、いわさきが今度やめたと、途中で、例えば、やめたときは、3億6,000万やったか、船。これで買い戻しをすることに、一筆入れておけば、何ら問題はないんですよ。例えば、入れてないから裁判もせんないかん。あるいは裁判をすればいらん弁護士料もいる。当時の課長なのか、部長なのか、企画課長なのかどうか知らんけど、これを作ったのは。しかしながら、当時の市長の印鑑を押しているんですよ、トップの。ですから今後のためにもですね、やはり、きっちりした契約書を作り上げるということは、私は大事だと思うんですけど、今後については、契約書の内容としてはどのように考えておりますか。

市長（豊留悦男） ただいま議員からご指摘を受けましたように、協定、いわゆるこの航路に関する契約書の重みというのを、私、改めて思い知ったところでもございます。新たな枠組みの中で、またこの航路再開へ向けて、新たな契約を結ぶ場合には、ただいまいろいろご指摘いただきましたこと等を参考に、契約書の内容については十分検討を加えたいと思っております。

12番議員（物袋昭弘） 次は、話を変えてですね、聞いていきたいと思うんですけども、市長、今はですね、全国、市が持っている、あるいは町が持っている市民ホールとか、いろんな施設が閉鎖、休館という時代がきております。その中で、我々指宿市も、本当にこれでいいんだろうかというような気持ちになっているところです。山川・根占フェリーです。いろいろ同僚議員の質問に答えております。市長、来年3月を目途に早期にやるんだと。市長の思いはよく分かります。だけど市長、赤字を見込んでやる必要があるのかなと、私はこう思うんです。それと、例えば、企業努力で指宿から根占を渡している、企業努力でやっているフェリー会社もあるわけです。なかったら、今、市長の言うように、交通機関が大事だからやらないかんでしょう。だけど、もう、行政も赤字ばっかしする時代は終わったんじゃないかなあと、私は思うんですよ。その辺はどうなんですかね、市長。

市長（豊留悦男） この山川・根占航路の再開に関しましては、議員ご指摘のように公的な機関、いわゆる行政が大きく関与しながらの再開となりますと、また、これまでのように多くの負担を強いられることにもなります。財政状況が非常に厳しいこの時代に、果たして住民、議会の皆様方の同意が得られるかどうか非常に疑問に思っているところでございます。もし、企業努力で、この山川・根占間に定時的なフェリーの運航が可能な企業があるとしたならば、その企業にお願いすることになるかとも思われます。ただ、この航路については、現在ございます協定の枠組みをいったん解除してから、そして、現在の船の処分、いわゆる処遇の仕方がはっきりし、その船が指宿、そして南大隅のものと現在なっておりますけれども、これが売却できてから、次の作業には入るべきだと思っているところでございます。そ

の時には、ただいまご指摘いただきましたようなことは、十分念頭に置きながら、この航路再開には慎重を期していきたいと考えております。

12番議員（物袋昭弘） 市長、私の質問と同僚議員の質問と、ちょっと違ってきているんだけど、議員懇談会あたりでも、担当課が早期再開を目指す、あるいは公募によるやり方でもやるんだというような話も聞くんだけれど、もうすぐにでも走らせたいというような今までの答弁だった、市長は。今、私は聞けば、財政が苦しいからいろんな検討課題としてせないかと、もうちょっとはっきりした姿勢で取り組まなければ、補助金をもらうのは分かりますよ。市の持ち出しも幾らやと分かりますよ。しかしながら、総体そのものがですね、日本国民の税金なんです。無駄遣いをするわけにいかんのですよ。そういう意味から、この航路については慎重に協議を重ねてやるべきだと、私はそう思いますけど、市長、もう一回答弁をお願いします。

市長（豊留悦男） ただいま、ご指摘いただいたことについてのこれまでの答弁との整合性でございませけれども、私どもとしては一貫した答弁をしているつもりでございませ。ただ、再開に向けては、公募を含めて、この航路再開に名乗り出る企業もあるだろうと思ひます。その時には、これまでも協定の枠組みのようなものでなく、1企業でできるということもあるかもしれません。やってみないと分かりませけれども、ただ、この航路を再開したいというその思ひは、一貫して私どもは変わっていないと申し上げたところはそこです。ただ、その時期につきましても、来春の新幹線全線開業に間に合うように努力をしたいというのも、これも変わらない思ひでございませ。ただ、これまで、この航路が、枠組みの中で市がいろいろと支援をしたり、人的な支援もございませけれども、そういうものを含めて見直す必要があるだろうとは、私は思ひております。でないと、この航路再開に向けて、先ほど申し上げましたように、住民の、または議会の皆様方の了解が得られないだろうと思ひているからでございませ。今後、新たな枠組みをつくるにしろ、今、議員からご指摘いただきましたことは、十分配慮しながら、この航路再開へ向けての取組はしていくべきだろうと思ひているところでございませ。

12番議員（物袋昭弘） 市長、最後にお尋ねしますけれども、山川・根占フェリーの再開について、市長、ないよりあった方が私もいいと思ひます。しかしながら、先ほどから言うように、我が行政も非常に切迫しております。その中で、毎年人口も減ってきております。差し引き400前後がなくなっております。船のこの運航についても、赤字はもう見えているんですよね。幾ら観光のためどうこうと言っても、見えているんです、赤字は。そこで、最後にお尋ねしますけど、例えば市長、通すんだという強い思ひがある。そしてまた、議会の方々の意見を聞くと。議会で通したらいかん、否決に回ったと、反対が多数だとなった場合に、やはり、市長の思ひを貫くのか、その辺を最後にお伺ひします。

市長（豊留悦男） この航路再開へ向けては、行政の負担という、そのものについて市民の同

意が得られるのか、理解が得られるのか、議会の皆様方の同意が得られるのかということが、大きな争点になるうかと思えます。ただ、私がこの航路再開に強い意欲を示していることに、幾つか理由もございます。この航路が再開されないときの地域の活性化、特に山川地域、そして、この航路を利用するいろいろな産業、その影響を考えた場合に、この航路は海の国道として生活インフラの一部として必要な航路であるという認識を私が持っているからでございます。やはり、この航路の果たす指宿への影響というものを考えたときに、観光面もそうですけれども、地域の活性化、それから、これを利用する、定期的に利用する人もいるということも聞いておりますので、その方々の立場に立った、この航路再開の在り方というものを考えたいと思っております。現在のような多額の支援を必要とするような航路の再開というのは避けなければならないと思っております。先ほど議員から指摘がございましたように、企業によっては支援なしでやれるところもあるのではないかなというようにご指摘もいただきました。そこを含めて、来年度の航路再開に向けてのいろいろなメリット、デメリットを慎重に一つずつ検討を加えながら、私といたしましても、南大隅町もそうでありますけれども、この航路再開というものについては、前向きに検討しなければならないと思っております。

12番議員（物袋昭弘） 分かっている範囲だけでいいんだけど、3億6千万船の価格、これはどういう理由で値段がついたのか、分かっておったら教えてほしいと思えます。

市長（豊留悦男） 当時の購入する時点での金額の設定の細かなところは分かってはおりません。もちろん、そういう資料も残っていないところがございます。ただ、この航路再開に向けてのこの額が、船の設定額3億6,000万ということについて、この額が妥当だったのかどうかということも、私のところには就任以来、いろいろな意見が寄せられております。ただ、この時の、この値段について、私がこのことについて、いろいろコメントをさしはさむ、そういう立場ではないのではないかなという気がしております。私、個人的な意見を言うべきでは、ここではないと思ったからでございます。ですから、当時としては、この3億6,000万という金額については、いろいろ検討を加えた結果、妥当な価格だったと思うところがございます。

12番議員（物袋昭弘） 最後に、今後、通すにしてもですね、企業努力でやれる人はいないかと、そういう観点から、やはり、公募か、ないし、募集をかけてやっていただきたいと思うところです。私自身、行政がこれに絡むべきじゃないんじゃないかなという反面もあります。どうか市長、勇気をもって判断を、決断をしてほしいなと思っております。終わります。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時54分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、中村洋幸議員。

10番議員（中村洋幸） こんにちは。10番、中村洋幸でございます。隣の宮崎県では4月20日の口蹄疫感染疑いの牛が確認され、その後、感染拡大が続き、2か月が経過しようとしております。初動措置の遅れもあり、蔓延を招いたようにも思いますが、一日も早い終息をお祈りしたいと思います。

それでは、通告に従い質問いたします。

まず、第1問目のテレビ放送の難視聴地域の解消についてでございます。昭和28年に放送開始されたアナログ電波を使ったテレビ放送は、2011年、来年でございます。来年の7月24日で放送を終了いたします。山川地域の成川には鹿児島放送KKB、それとKYT鹿児島読売放送については、放送開始以来、現在も視聴できない集落がございます。デジタル放送開始時には、どうしても視聴できるようにという思いで今日に至っているところでございます。この件については、地域の強い要望もあり、今回で3回目の質問となり、更なる行政のご協力を求めるものでございます。難視聴解消の見込みは、その後、どうなっているのかお伺いをいたします。

次に、2問目の鰻池の藻、昨年発生しましたベリジニウム発生についてでございます。

1点目、昨年同様、今年も鰻池にベリジニウムの発生があるようであるが、いつごろから発生が見られたのか。

2点目、発生後、これまでにどんな対策を取って来られたのか。

3点目、小雁渡浄水場は、本年度から平成26年度にかけ施設整備を計画しているが、具体的な整備計画案を示していただきたい。

最後に、3問目の公共施設及び公共事業などの見直し改善計画についてお伺いいたします。

1点目、新指宿市誕生から5年目に入りますが、財政事情は非常に厳しい状態であります。類似施設の統廃合、不採算事業についての改善計画を、市長はどのように考えているのかお伺いいたします。

2点目、市政の重要課題に市長は4年間ですべての事務事業をゼロベースで見直すなど、行政改革を強力に推進する旨の施政方針を述べられたが、市長は何が財政を圧迫していると考えているのかお伺いし、1回目の質問を終わります。

市長（豊留悦男） ただいまご質問いただきましたテレビ放送の難視聴地域の解消についてと、公共施設事業の見直し等改善計画について、私の方からご答弁をさせていただきます。

成川地区における地上デジタル放送の難視聴解消についてでございますが、議員ご指摘のとおり、現在、山川成川の前園、前原地区では、100世帯以上が地上デジタル放送が視聴できない状況でございます。そのため、市では九州総合通信局や放送事業者に対し、山川成川デジタル中継局の整備を要望してまいりました。また、アナログ放送でもKKB鹿児島放送とKYT鹿児島読売テレビは、山川成川中継局を置いておりませんでしたので、民放全社の

視聴ができるよう、放送局を開設してほしいとの要望も併せて行ってきたところでございます。その要望活動が実り、山川成川中継局が整備されることが、このほど決定しております。KKBとKYTも整備していただけることになったところでございます。したがって、地上デジタル放送においては、NHKと合わせて民放全社が視聴できることになるかと思われれます。なお、放送事業者を確認しましたところ、本年10月までには整備する予定とのことでございます。

次に、公共施設についてでございます。公共施設の運営につきましては、これまで民間への業務委託や指定管理者制度を導入しながら、経費削減を行ってきたところでございます。今後、更に第二次集中改革プランに基づき、運営の在り方はもとより、施設そのものの在り方についても、施策別事業優先度評価を行い、検討をしてみたいと思います。具体的には、現在の公共施設をその建設目的別にグループ化した上で、これまでの利用者の状況や施設自体の老朽度合い、さらに、今後の維持経費の推移予測や利用者の意向等を踏まえながら、同一目的別の施設を比較評価していきたいと考えております。また、類似施設や不採算施設など、有効性が低いと思われる施設につきましては、行政評価委員会に諮りながら外部評価を行い、施設の統廃合を実施していきたいと考えております。なお、施設運営の継続が必要とされたものにつきましても、使用料の見直しや指定管理者制度等の民間委託を図りながら、施設の効率的な運営に努めてまいり所存でございます。

なお、鰻池の藻発生については水道課長に、公共施設事業の見直し等改善、その中の事業をゼロベースで見直すなどの行政改革等につきましては総務部長に答弁をいたさせます。

水道課長（松元修） 鰻池の藻の発生時期についてのお尋ねでございますけれども、昨年3月ぐらいから6月頃まで発生し、住民の皆さんに大変ご迷惑をおかけいたしました。引き続き注意深く経過観察を行ってまいりました。今年4月15日に小雁渡浄水場の緩速ろ過池の底に、緑色の筋状に固まって点在する付着物を見かけるようになり、指宿市浄水苑の電子顕微鏡で検査したところ、昨年発生したヘリジニウムであることが確認されました。

次に、これまでにどのような対策を取ってきたかとお尋ねでございますけれども、緩速ろ過池では、藻自体が微粒子の状態であることや、ろ過材である砂の空隙を抜けるため、完全に除去できないのが現状であります。昨年の経緯を踏まえ、浄水の濁度測定に細心の注意を払うとともに、緩速ろ過池の送水の濁度計測や、ろ過材である砂の洗浄作業の徹底、緩速ろ過池の砂補充、1・2号急速ろ過機のろ材の全面入替え、及び凝集剤注入ポンプ改修、浄水タンクに清掃ロボットを投入し、堆積物の除去作業、地区内の消火栓を開栓し、配水管の洗浄等を行ってまいりました。

次に、小雁渡浄水場の具体的な計画案についてのご質問ですけれども、21年度に浄水方法の届出の完了をいたしております。22年度から26年度の5年間で事業実施の計画でございます。整備スケジュールを申しますと、まず、22年度に急速ろ過機2基を増設し、比較的新し

い1・2号を緩速ろ過機を併用しながら、23年度に全体的な実施設計を作成し、24年度に浄水池、配水池の整備を、25年度に機械・電機設備の整備を行い、26年度当初に全体的な供用開始を行う計画であります。さらに、26年度には予備機として、急速ろ過機1基を増設する計画でございます。

総務部長（渡瀬貴久） 何が財政を圧迫していると考えているのかというご質問ですが、本市の財政状況については、今年1月に策定いたしました、第二次集中改革プランや平成22年度当初予算の予算の大綱でもお示ししておりますが、これまで行政改革大綱や第一次集中改革プランによる行財政改革に積極的に取り組み、一定の成果を上げてきているものの、景気後退等に伴い、市税等収入は伸び悩み、今後も市町村合併に伴う地方交付税等の財政支援措置が終了することなどから、依然として厳しい財政運営が続くものと予想されているところであります。このように、本市の財政を圧迫している要因についてでありますけれども、まず、歳入面では、地方交付税等の大幅な削減が挙げられます。一般会計歳入予算の約4割を占める臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税は、平成15年度の93億円をピークに、平成16年度から実行されました三位一体改革の名の下に年々減額され、合併後の財政支援措置を含めても、平成16年度から21年度までの6年間で、平成15年度と各年度との差額の累積で67億4,000万円が削減されております。平成20年度からは、世界的規模の経済不況を打破するための緊急経済対策として、国は地方交付税の別枠加算等の増額措置を図っておりますが、これは財政再建問題を一時的に先送りしているものと理解しております。今後も、合併支援措置等の終息や、地方交付税の原資である国税収入等の減収及び精算に伴う更なる削減、さらに、普通交付税の合併算定替えに伴い、平成28年度からは5年間かけて毎年度約2億円が段階的に減額され、平成32年度までの5か年の累積で約30億円が確実に削減されるということが予想されております。また、長引く景気低迷に伴う市税等収入の伸び悩みも一つの要因として挙げられます。

次に、歳出面では、これまで人件費や公債費、物件費等の徹底した削減を図っているものの、少子高齢社会の進展及び医療費の伸びに伴う扶助費の増加、公共施設等の維持管理経費の増大、ごみ焼却施設や汚泥再生処理センター等の環境施設の更新整備など、新たな歳出経費も年々増大していることが要因として挙げられます。このようなことから、より健全な財政基盤を確立するため、第二集中改革プランを策定し、すべての事務事業を新規の事業と同様に、ゼロを出発として見直すなど、具体的な取組を推進していこうとするところであります。

10番議員（中村洋幸） それではですね、難視聴地区の解消についてから進めさせていただきます。現在のアナログ中継局で指宿・開間廃止になる計画でございます。市内全域デジタル放送は受信可能な状態にあるのか、成川については整備されるということでございますけれども、全市内についてはどうなのか。また、成川中継局から、もし整備をされた場合に、



前園集落，前原集落については大丈夫だと思うんですが，成川浜集落も一部視聴できないというような状態がございますが，この成川中継局の整備によって成川浜までカバーできるのかどうか，お伺いいたします。

総務部長（渡瀬貴久） デジタル放送に関しましては，市民の皆様から見にくい，映りが悪いというような情報が，これまで23件寄せられております。この中には，指宿中継局を開局すれば，デジタル放送を問題なく視聴できると思われる地域も含まれております。そこで市しましては，情報を提供された市民の皆さんの了解を得た上で，デジサポ鹿児島とNHKにこれらの情報を提供し，地上デジタル放送が視聴できるのか，あるいは視聴できないのか，実際に現地で調査をしていただくよう依頼しております。併せまして，総務省九州総合通信局とNHKをはじめとする県内の放送事業者に対しまして，整備に関する要望書を提出したところでもあります。現在，九州総合通信局とNHKなどの放送事業者からは，指宿中継局の設置について，改めて前向きに検討していると伺っておりますので，指宿地域内におけるデジタル放送ということについては解消できる可能性が非常に高まってきたかと思っております。また，成川浜地区につきましては，本年10月には山川成川中継局が整備されますので，デジサポ鹿児島に確認いたしましたところ，成川浜地区一帯は，山川成川中継局からの戸別受信が可能であるとのことございました。したがって，山川成川中継局の整備に伴いまして，成川浜地区での難視聴状態は解消され，すべての放送局の放送を視聴できるようになると理解しております。さらに，開聞地域におきまして，難視聴地域が指定されておきまして，今もなおデジタル放送を使用できていないという状態にあります。開聞十町地区に1世帯，また，さらには山川の小川に2世帯を確認しております。この3世帯につきましても，市では，先日，国からの要請を受け，この3世帯を直接訪問し，現在の状況について概略を説明したところであります。今後は，デジサポ鹿児島がどの地点にどの程度の高さでアンテナを設置すれば難視聴が解消されるのか，現地で調査し，その結果を受けて，この3世帯の方々がそれぞれ高性能のアンテナ，そういったものを設置することによって視聴できるものと考えております。

10番議員（中村洋幸） デジタル放送が始まりましたらアナログ放送はもう廃止になるわけですので，できるだけですね，行政のこういう難視聴地域の解消には，今後ともご協力をいただきながら，全市民が電波の恩恵にあずかれるように努力していただきたいと思っております。

それではですね，次に，水道の関係ですが，本市は池田湖，鰻池と，水源には恵まれているわけがございます。今後とも全市民が安心・安全な飲料水を供給していただけますようにですね，今後ともどうか，努めていただきたいと思っております。なお，1点だけお聞きしたいんですが，この急速ろ過機の設置が2基ですかね，新たにされるようになっていますが，この急速ろ過機の設置によって，来年度の2・3月ぐらいからだと思うんですが，このペリジニウムの発生があってもですね，急速ろ過の設置によって，汚濁，混濁した飲料水は出ないとい

うことで理解をしとってよろしいのでしょうか。

水道課長（松元修） 急速ろ過機の2基新設についてのご質問でございますけれども、今、小雁渡配水池にかかる計画浄水量は5,700m<sup>3</sup>でございます。急速ろ過機は現在2基稼働しております。また、新たに2基造りますので、透過速度によりまして4基でも5,700m<sup>3</sup>を確保されます。したがって、緩速ろ過池は、点検とか、あるいはろ過機の砂の洗浄作業等、その時に、1日や2日、使えない場合に使用するのみということで、予備機として後年度に計画しております。

10番議員（中村洋幸） 山川地区はですね、私、本当は、この合併後の指宿市の中でも一番おいしい水を飲んでいると、そう思っておりました。急速ろ過じゃなくて、緩速ろ過のおいしい水を飲んでいるんだと思っておりましたが、一番条件的には恵まれない水を飲んでいただいているということで、合併後の市民の皆さんには、本当、負担から言えばですね、特別会計でございますので、皆様のご援助をいただきながら整備をしていただくということでございますが、今後とも安心・安全な水を、全市民に供給できるように頑張りたいと思います。

それではですね、公共事業関係の見直し改善等の計画について質問をさせていただきます。類似施設の統廃合、不採算事業の改善計画についてはですね、民間の委託、指定管理者制度ですか、これを使った運営に切替えて少しでも赤字幅を小さくしているというようなことであると思うんですが、私自身が、この指定管理者制度にはどっちかと言ったらですね、そう好意は持ってないというか、自分たちで造った施設でもない、行政がお金を出して造ってくれた施設、ただそれを運営して、利益を上げると言ったらなんですが、経営をしていくということで、修繕かれこれの経費についてもほとんどが市の負担でございます。赤字幅をただ小さくするというだけの考え方じゃなくて、もう行政がやるやつは赤字でいいんだという感覚を、まず捨てていただきたいと、私は思います。少しでも行政にお金が入るような方法を考えると、それと、条例を見てもみますと、各公共施設というのは、住民の福祉であるとか、健康増進であるとか、観光の振興、農業の振興というようなことをうたわれておまして、合併前の3市町の議員の皆さん方も反対はされなかったんじゃないのかなと、それなりに設置されてこられたと思うんですが、今になれば行政の赤字を堂々と見ているというわけにはいかないんだと、財政は厳しくなっているんだと、市長も言われるように財政改革は喫緊の課題だと、早急にやらなければならない、私は課題だと思っております。赤字施設がですね、私、個々に今日質問をしようかと思ったんですが、ふるいをかけていろいろ見直しをやっていくということでございますので、個々にはもう今日は触れません。触れずにですね、まず、費用対効果の関係、採算性の検討、ここらを進めていただきまして、最少の経費でやはり最大の効果が上げられるというのが前提だと思いますので、そこらを検討していただいて、早急にやっていただきたいと思います。まず、見直しをしなければどうにもできないと、平

成24年度の集中改革プランの歳入・歳出改善目標額の13億ですかね、歳入の13億の減額にあわせて、歳出も13億減にしなければならないと思うんですけども、その13億というお金自体がものすごいと思うんですよ。こんだけのやつをするということになれば、相当な覚悟がいます。議員の皆さんもですね、財政の厳しいことについては、理解を私はされています。だから、計画があれば早急に市長の考えを出していただくと、これについてはこうしたいというを出していただくということで思っているんですが、そこらについて市長の考えをお伺いしたいと思います。

総務部長（渡瀬貴久） 先ほど市長も答弁しましたように、各施設の事務事業の一つと見なし、本年度から施策別事業優先度評価制度に基づいた、それぞれの事務事業、施設の見直しを実施していくことにしております。この4年間ですべての事務事業を見直すなど、行財政改革を強力に推進すると、施政方針でも答弁しておりますが、具体的には、現行の事務事業を新規の事業と同様に、ゼロを出発点として分析し、見直していこうとするものであります。平成22年度の当初予算で見ますと、1,190の事務事業から構成されております。これは各施設も含めてでございます。この事務事業のすべてを単年度で分析することができませんので、事務事業を義務的事業費、任意的事業費、市単独事業費、内部管理事業費、職員人件費の五つに区分し、そのうちの任意的事業費と市単独事業費に属する580ほどの事務事業に施策別事業優先度評価を実施していくことにしております。

この施策別事業優先度評価についてであります。第二次集中改革プランに基づき平成24年度までに歳入・歳出における13億円の収支差を解消するため、一つ的手段として導入していくもので、集中改革プランにおいて3年間で34人の職員を削減する計画でもありますが、これまでのような事業内容の見直しや、事業費の削減だけでは対応が難しくなっています。そこで、目的や受益者が重複するような事業についても、思い切って事業、施設等の統廃合等を行い、より有効的な事業への予算と人材を集中していくものであります。その評価の仕組みにつきましては、これまでの個別の事務事業単位での評価見直しと総合振興計画に基づく施策内の事業を比較して、事業に優先度をつける相対評価を組み合わせをするものです。具体的には、総合振興計画に基づく施策ごとに事業をグループ化し、先ほども言いましたけれども、同一施設内の個別事業について、これまでの実績等に基づいた貢献度及びこれからの重要度、期待度に基づいた優先度の二つの視点から評価を行いまして、その評価において優先度が低いと判断された事業について、外部評価も活用しながら個別の事業単位での評価見直しを行っていこうと、そのように現在進めております。

10番議員（中村洋幸） 私の聞きたいこととまたちょっと違ったんですが、この第二次集中改革プラン、これの中です。歳入の見直し、これなんかも出てますが、使用料、手数料の見直し、指定ごみ袋の販売価格の見直しというのも出ておりますが、市民の負担増より、私は、まず、歳出の見直しだと、既存施設も含めてですね、民間が、結局、民間でやってい

ること、民間がやれることは、赤字赤字にかかわらず民間に譲渡なりですね、計画をする必要があるのではないのかなあと、見直しをする必要があるのではないかなあと思うんですが、今日、個別に区画整理事業の関係、ごみ焼却施設の関係、ふれあい公園の関係、そばの館音楽来及び親水地についてと、それとレジャーセンター、レイクグリーンパーク、温泉配給事業、元湯、そうめん流し事業についてということで、個別にお伺いをしたいと思ってたんですが、ここはやめて、答弁書を作っていたいただいだけでも値打ちはあると思いますので、そこらについて十分検討をしていただければなあというふうに思うところでございますが、一つだけですね、市民との協働の推進と、これはもう地方自治の原点でもあると思うんですが、これを進めるについて、市長は市民協働による公共施設の管理運営の推進というのを一つ挙げていますが、市民協働による公共施設の運営管理と言ったら、公園等を指すものでしょうか。それとも、箱物の施設等も含めて、何か考えておられるんでしょうか。市長の答弁をお願いいたします。市長の答弁をお願いいたします。

市長（豊留悦男） 先ほど議員からご指摘がありましたように、行政がやるのは赤字でもよいという認識は捨てるべきだと、このことは私の胸にずしんとこたえたところでございます。やはり、経営感覚をもって見直しを行うということは、今後避けては通れません。正しく行政手腕が問われていることでもあろうかと思えます。第二次集中改革プランにおける取組内容としまして、市民と行政との共生・協働によるまちづくりを推進することを目的に、このまちづくりの指針に基づいたアダプト制度の実施など、既存事業の協働化、それを通して新たな事業の創出を行いたいと思っております。このアダプト制度、行政が特定の公共財、道路・公園・河川などについて、市民や民間業者と定期的に美化活動を行うようにする契約の制度ですけれども、このようなことをしながら、市民と行政が一体になった財政再建を図るための取組は、喫緊の課題であろうかと、私は思っております。

10番議員（中村洋幸） 市民協働を進めるに、推進をするにあたりましてですね、先週の日曜日なんですけれども、私たちは成川地区で河川清掃を行いました。これについては砂防河川ということで県の管理でございます。県の管理というか、維持管理については市町村でと、災害等の土砂崩れとか、かれこれについては県がやるということだと思っておりますが、市民協働の立場でですね、我々はもう昔からというか、我々の生まれる代から、それこそやっていることだと思っておりますが、成川区としては、協働の立場というか、我々市民としては、ボランティアで、奉仕作業で清掃作業をやるということになったわけですけれども、もし仮に、作業中に怪我でもしたらどうするのかということで、ボランティア保険の関係がございました。成川区としては、自前でボランティア保険も入っております。ただ、市の方でもボランティア保険には入ってもらっておりますね。そこで、市民との共生・協働を進めるのであれば、私は、このボランティア保険の充実というのも当然やらなければならないと。それと、市民と行政の役割分担、これについてもどう考えているのか。結局、作業中にですね、我々

のところは3面コンクリートでやってもらってるんですが、その法面の草を草払い機で刈って、一遍落して、それをまたユニック車で持ち上げているという作業までやっているんですが、結局、川底に砂が溜っていると。砂が溜れば当然草が生えるということで、その砂をばちょっと我々でできないからということになれば、行政との役割分担でいえば行政が何とかしてくれないといけないんだと思うんですが、これについて予算がないと、何百万、何十万とかかるやつじゃない、そこ何万かで済むやつを、予算がないと言われれば、役割分担どころか、共生・協働の推進事業自体が、私は成り立たなくなると思うんですけども、その保険の充実と含めて答弁をお願いしたいと思います。

議長（松下喜久雄） 答弁できますか。

市民生活部長（井元清八郎） 私の方からボランティア保険について回答させていただきます。市民のボランティア活動中に事故が発生した場合の保険の対応でございますけれども、市では、全国市長会の市民総合賠償補償保険に加入しております。この保険は賠償責任保険と補償保険の2種類の保険で構成されており、市民のボランティア活動中に発生した事故に対しては補償保険が対象となります。ただし、補償保険の適用につきましては、一定の要件が付されており、ボランティア活動の要件として、市からの依頼を受けて行う活動で、次のいずれも満たしていることが求められます。まず一つ目に、無報酬で行われる活動であるということ。二つ目に、労力の提供がなされること。三つ目に、市の管理下で行われる活動であること。以上、三つの要件をすべて満たした活動が対象となります。なお、三つ目の市の管理下の定義についてでございますが、まず、市の依頼書、要請書等により、市からの依頼による活動であることが確認できること。次に、活動計画書等により日時、場所、参加者等の確認ができること。さらに、市の職員がその作業に従事しており、活動内容が確認できること。以上、三つのうち、一つでも満たしていれば、市の管理下として認められることになっております。したがって、ご質問の道路、公園、河川等の公共施設において市民がボランティア活動を行う場合、市の管理下と見なされれば対象となりますので、このことを広く周知しながら、多くの市民の積極的な参加による協働のまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

建設部長（吉永哲郎） 河床等の砂の寄り洲等の地区でやるときの共生・協働というような立場から回答させていただきます。あらゆる地区におきまして、草払いや空き缶拾いなど、市民の皆さんのボランティアによる活動が行われていることに対しまして感謝を申し上げます。道路、河川等の維持管理につきましては、機能維持確保のため計画的にその対策及び整備に鋭意努力をしているところでございますが、施設が広範囲にあること、また、数も多いことなどから、整備につきましては、緊急性、有効性、効率性を考えながら早急に整備を図れますように検討をしてまいりたいと思っております。ご指摘の成川、川の上流であります砂防地域指定というようなところの河川でございますが、県の管理というこ

とになっておりますので、県の方にも確認いたしました。砂防といたしましては、その河積の3割以上に堆積とか、障害物等があった場合は、それは当然管理者の方でやりますというようなことですね、通常の維持管理については、市に、指宿市が通常の維持管理をするということでございますので、さっき共生・協働の立場からということでありませけれども、何しろ箇所数もですね、多いことからですね、優先順位等を加味しながら、共生・協働をしながらやっておるというのが今、実情でございます。

10番議員（中村洋幸） 市長、聞かれましたか。実際ですね、県の方は砂防関係、30%ぐらいの、私が聞いたのは30%ぐらいの砂が堆積すれば災害の恐れがあるから、それについてはやると、だけど少々のことについては、各市町村でやってくれということだけど、優先順位がとかちゅって言われたら、この共生・協働は成り立たないんですね。我々是可以ることを、草払いをして、その搬出までちゃんとやると、できない部分について市に何とかしてくれませんかということで相談をすれば、部長が答えられたような話になってくるわけですよ。そうなれば、当然、何のことにしても、この協働型の推進というのはできないのじゃないのかなあと思うんですけれども、市長の考えを伺いいたします。

市長（豊留悦男） 今、ご指摘のように、本市が目指すべき姿として、共生・協働による新たな指宿市、まちづくりを図っていこうという大きな目標がございます。道路、河川等の草刈りにご協力をいただき、大変感謝はしているところでございます。県管理の道路、河川等の草刈り活動に補助金制度を設けておりますけれども、この市民と行政とのコラボレーションと申しますか、一緒になった協働の作業としていろいろな事業を展開する前に、いろいろとその事業の趣旨とか、いろいろなやり方について詳しく協議をする必要もあろうかと思いません。そういう意味では、市役所はいつでも皆さんの相談に応じながら共生・協働のまちづくりのために努力をしているつもりでもございます。県管理の道路、河川、砂防、急傾斜敷地等で行う草刈り等もなさっていただいておりますけれども、この草取り等についても、一緒になって、先ほど成川地区だったでしょうか、地域の方々が一緒になっていただいたということでございますけれども、そういう実態等も私もよく把握しておりますので、この共生・協働という初期の目的、趣旨が活かされるような事業に組み立ててまいりたいと思っております。その点、議員の皆様方からいろいろなご意見やご教示をいただければ、ますますこの協働によるまちづくりが図られるものと思っておりますのでございます。

10番議員（中村洋幸） この共生・協働については、私も好きな言葉なんです。実際は好きな言葉で、私は看板にも入れております。共生・協働のまちづくりというのは入れているんですよ。財政的にも苦しいと、みんなができること、自分たちのまちは自分たちでつくろうというのは、これは成川地区のいいところかもしれません。私は、本当に、そういう意味ではですね、成川地区はモデル地区じゃないのかなあと思ってるんですが、行政側もこういういろんなことについて、役割分担のそこら辺については、何とか協力していただくように

ご検討をしていただきますよう、よろしくお願いをしたいと思います。合併前の市町村でそれぞれの思いがあり、この設置された施設も多数あると思うんですが、合併前に協議された負担は軽く、サービスは高くの思いは果たせない状態にあることは、非常に残念なことだと思います。合併前に見込んでいた交付税などの減額により、現在の指宿市の財政では、私は、この赤字施設を運営し続ける余力はないと思う。類似施設などの統廃合、これについては早急に検討すべき時期にあると思うので、今後、その取組について事務を進めていただければなあと思います。できるだけ議員の方にもこうこうなったんだということじゃなくて早めに情報をとつか、山川幼稚園の一件はこの間教育委員会の方から説明がありました。今年度から3年間20名に満たなければ廃止をするということで説明がございましたけれども、この3年間は私は長いと思うんですよ。山川町時代から定員は割れてとつか、10名にも満たない時期もあったわけですけれども、3年じゃなくて、まだ短くても良かったんじゃないのかなあと思うぐらいですね、財政的に負担をかけているなという思いはあります。だけど、こういう形で前もって、ここについてはこう考えているということがございましたら、議会の方にもどんどん出していただければなあと思います。私は議員の方々、それなりに勉強をされているとつか、財政の逼迫の状況、分かっていると思いますので、どうかそこら辺についても、どんどん説明をしていただければなあと思います。どうかそこら辺についてお願いを申しあげまして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時50分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、下柳田賢次議員。

19番議員（下柳田賢次） 通告してある点について、順次質問してまいりたいと思います。ただ、2回目からは通告してある順番とは若干変わりますので、ご了承いただきたいというふうに思います。

山川・根占フェリーについてであります。薩摩・大隅両半島にとって、この航路の重要性、必要性については、これまで再三再四述べられております。そして、この航路に関する歴史的背景を見ますと、昭和43年に両半島の交通手段として開始された航路は、平成14年9月に廃止となり、運航事業者は使用していた船舶第五大隅を売却いたしました。しかしながら、合併前の両半島の多くの自治体の強い要望もあり、当時の指宿市、山川町、根占町で再開へ向けた調査、勉強会が立ち上がったわけであります。そして、当時、伊勢湾で使用されていた伊勢丸を8,000万だったか、8,500万でしたですかね、購入し、山川・根占の両埠頭を年間2,500万で借りるという運航計画を立て、取り組もうとした。しかしながら、最終的に埠頭を借りられない状況になり、伊勢丸の購入を含め、運航計画をあきらめざるを得なかつ

た。それでもなお、地域住民の強い要望の中、県も伊藤知事に代わり、合併後の指宿市、南大隅町との関係自治体で検討がなされ航路再開へ向けた取組が進められたところでもあります。そして、暫定運航を経て、平成18年9月に鹿児島県、指宿市、南大隅町、そして運航事業者であるいわさきコーポレーションによる協定が締結され、同年11月1日に運航が再開されたわけでもあります。このように、この航路の存続については、関係する多くの方々の思いのもとに成り立っていたのだと思います。しかしながら、この願いもむなしく、本年2月に運航が休止されたわけでございます。原因については、経済不況や燃油の高騰など、幾つかあるのは十分理解しているわけですが、県、指宿市、南大隅町、いわさきコーポレーションが十分に協議をして、そして理解された上で協定締結が行われ、10年間の運航が約束されたものと思います。これらのことを踏まえ、現状を考えたときに、指宿市として運航業者に対し、協定に違反しているという認識があるのかお伺いいたします。

また、未収になっている船舶リース料、20年度、21年度の合計7,200万についての徴収はどのようにしているのかお伺いいたします。

また、現時点で船舶のドックも必要なわけで、ドックに関する義務についてはどのようにしているのかお伺いいたします。

そして、再開する上で重要な判断材料となる運航に関する収支の状況、これまで、我々議会に対しても市民に対しても正確なところが示されておりませんが、執行部としては、何を基準に判断しようとしているのかお伺いいたします。仮に、19年度、20年度、21年度の収入と支出の内訳がどうしても示せないということであるならば、その理由をお伺いいたします。

このような中、先日のマスコミ報道によりますと、船舶を売却するとのことでした。売却の是非は後ほど議論するとして、幾らで売却する考えなのか、支払条件はどのように考えているのか、売却先についてはどのように考えているのかお伺いいたします。

航路存続を最優先に考えなければならない市として、船舶を売却してしまって、どのような形で運航を再開できると考えているのかお伺いいたします。

次に、学校施設整備についてであります。本市の将来を担う児童・生徒の健全な育成及び安全性の各観点から、老朽化の進む学校施設の整備が急がれるところでもあります。また、最近では世界中で悲惨な状況をもたらす巨大地震が発生しており、我が国においても、いつ、どこで起こってもおかしくないという、そういう認識に立たなければならないと思います。この状況下において、学校は児童・生徒にとって一日の大半を過ごす学習、生活の場であるばかりでなく、災害時には地域住民の緊急避難場所となり、防災拠点としての役割も担っており、その安全性については言うまでもなく極めて重要であります。このような中、平成20年8月に設立された本市の学校施設の今後の在り方を検討し、協議する指宿市学校施設整備検討委員会の答申が先日なされたところでもあります。この答申を受け、教育委員会としては本市の未整備の学校施設、今後どのように整備していくのかお伺いいたします。



また、平成20年度の国の補正予算の活用により実施されました耐震調査、こちらも完了し、その結果が示されたところであります。調査結果によりますと、地震に対する強度を示すIS値0.7以下が18棟あるとのことでした。うち緊急性の高い3棟については既に整備計画がなされ、着工が待たれるわけですが、残りの15棟の整備についても早急な対応が必要と思われる。どのように考えているのかお伺いいたします。

次に、職員地域担当制についてであります。この件につきましては、市長のマニフェストの一丁目一番地の施策ということで、3月議会でも質問させていただいたわけであります。生活者重視の点から地域担当制、いわゆる地域における職員の奉仕活動としてマニフェストに入れたとのことでした。職員のいない地域はどうするのかとの私の質問には、近隣に住む市役所職員が民生委員とか、公民館長さんとか、子供会の会長さん等に連絡を取りながら、何か課題はありませんかと、私がお手伝いすることはございませんかという、そういう情報連携を図りながら、地域の課題解決に自ら、自主的に、自発的に立ち上がってほしいとのことでした。これは3月の会議録に172ページの10行目に書いてあります。また、ボランティアということか、あるいは従わない職員についてはという質問には、これは積極的に協力してもらえるように、私の方から、すなわち市長の方から、または上司の方から説得をしていきたいとの答弁でした。これも172ページの21行目あたりに示されてあります。また、職員も日々の業務も大変だし、土日に集中する地域活動に、極力参加というのは大変ではないか、職労との話し合い、了解は必要ないのかとの質問に、これは一般社会人、会社にお勤めの方も参加をいただいております、それと同じように私どもの市役所職員も地域の一員として活動をしていただきたいとの答弁でありました。このように、この地域担当制、さすがにマニフェストの一丁目一番地、豊留市長の大変強い思いを感じたところであります。その後、市職労との協議もなされたようですが、どのような内容だったのか、3月議会での答弁に変わりはないのかお伺いいたします。

関連して、市民協働課による3Dチャレンジという取組を検討中のようですが、具体的に職員からどのような提案がなされているのか、または、市長はそれらの提案に満足しているのかお伺いいたします。

次に、二反田川河口の人道橋設置についてであります。この件につきましては、平成17年の第2回定例会、そして平成21年の第1回定例会において質問させていただいております。答弁としましては、要約しますと、車道橋としては早期の実現は難しいので、まずは人道橋として要望していく。また、21年度中の事業要請ということで確認をしているがとの質問では、九州新幹線全線開業のタイミングから、県の反応としては感触を得ているとの答弁でした。このように21年度中にはなにがしかの進展があるものと期待し、地域住民にもそれなりの報告をしてきたところでありますが、担当課からは何の報告もない現状、手つかずのままです。先日、この質問の聞き取りの中で、担当の観光課、そして都市整備課の職員にも同

行いただき、現地を調査したところでありますが、この件についてはどのように考えているのか。または、直接所管する県としての考え方はどうなのかお伺いして1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） 4点ほどのご質問をいただきました。山川・根占フェリー問題についての1番目、協定契約について私の方から、まず、お答えさせていただきます。

山川・根占航路につきましては、2月末日をもって運航が休止され、ご利用の皆様に多大なご迷惑をおかけし、また、各方面からもご心配をいただいているところでございます。この航路は、平成18年官民協同のパートナーシップによる山川・根占航路の安定的運航の確保に係る協定及び船舶の賃貸借契約を締結しておりますので、協定及び契約に基づき、双方とも履行する義務を負い、契約の有効期限内は一方的に契約を解除することはできず、また、一方的な判断で契約上の義務を免れることもできないのが原則であります。したがって、運航事業者が、運航を休止している状況は、債務の不履行にあたることから、これまで運航の継続を求め、協議をしてきたところであります。しかしながら、運航事業者が、赤字を理由に撤退を表明し、運航休止が続いている中、来春は、九州新幹線鹿児島ルートの中線開業も控え、薩摩半島と大隅半島の先端部分を結ぶ広域観光周遊ルートとして、また、大切な公共交通機関として、一日も早い航路再開に向けて取組を進めていく必要がございます。これまでの協議では、事業者が航路撤退という意向の中、保有船舶の維持や船価としての資産価格の低落、運航再開時の諸経費等々、リスクも大きく、運航再開を最優先に考えましたときに、現在の航路の利用状況の中では、今後も現在の船舶を2市町で保有していくことは、財政的な負担が大きいことから、売却もやむを得ないものと判断したところでございます。いずれにしましても、財産処分につきましては、議決案件でございますので、今後、県や南大隅町、弁護士等とも相談しながら、協議を進め、市町が財政損失のない形での処理を目指して努力してまいりたいと思っております。

山川・根占フェリー問題については、具体的な数値、経緯等の説明は産業振興部長に、学校施設整備については教育長に、職員担当制度、地域担当制度については副市長、市民生活部長に、二反田川人道橋の設置については産業振興部長に答弁をいたさせます。

19番議員（下柳田賢次） 市長が今述べられてた答弁につきましては、最初ですね、契約違反としての認識があるのかということについての答弁だったと思うんですけど、認識があるかないかということなんですけど、今は一方的に解除できない原則であるというような話でございましたけど、認識があるのかどうか、そこを聞いているんです。

市長（豊留悦男） 先ほど答弁いたしましたように、運航事業者が運航を休止している状況は、債務の不履行に当たるという認識でございます。

議長（松下喜久雄） 執行部の答弁をお願いします。

副市長（富永信一） 私の方からは職員の地域貢献の取組等に関して答弁をさせていただきます。

す。

現在、市役所を真に市民に役立つ所とするため、人材育成基本方針の市民に求められる職員像である“市民と共に、指宿の未来を描き、熱い情熱を持ち挑戦する職員”を目指す取組の一環として、職員の地域社会貢献をテーマとした自己申告制度、社会貢献3Dチャレンジ制度の試行を行っているところでございます。この自己申告制度につきましては、3月議会でも市長から申し上げましたとおり、職員には、地域社会に住む一員として、自主的、自発的に活動してもらい、それらの活動を通じて発掘した地域課題、行政課題に関し、その解決に向けた糸口を探っていくといったように取り組んでもらいたいというふうに考えております。この制度試行は強制ではありませんが、職員との連携が必要でありますことから、事前に職員組合に意見集約を依頼したところでございます。職員組合としても、職員の社会貢献の取組は、地域に信頼される職員として、業務を円滑に遂行するためには必要であるという共通認識を持っているということでございました。今後、この制度試行を通じ、課題が出てくることもあろうかと思えますけれども、これらにつきましては、職員と一緒に考えて考え、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

教育長（田中民也） 検討委員会の答申を受けて、どのように整備していくのかというご質問でございますけれども、学校施設整備計画検討委員会を設置し、ご検討いただきました背景、現状についてであります。議員もご理解いただいておりますように、近年の少子化の進行によりまして、本市におきましても、児童・生徒の減少が進み、その結果、小学校において完全複式の学校も存在し、さらに、平成23年度には1校、平成28年度には2校の小学校が一部複式学級になることが予想されております。また、本市の学校施設は、昭和30年代から40年代の児童・生徒急増期にかけて建設されたものが多く、施設の老朽化が進んでおります。また、近年、国内外で地震による学校施設への被害が発生したことから、新耐震基準、昭和56年以前に建築された建物については、耐震診断が義務づけられ、危険性のある建物については、耐震補強工事が必要とされております。このような状況を受けまして、学校施設整備計画や耐震計画、さらには、新学習指導要領に基づいての新しい時代の学校教育の在り方や、学校の適正規模や適正配置について、指宿市学校施設整備計画検討委員会でご検討をいただきました。そして、平成22年3月に答申、指宿の未来を開く子供たちを育成する新しい時代の学校づくり方策についてをいただきました。答申の内容は、一つ、指宿市の望ましい学校規模について、二つ目が、耐震計画を含めた今後の学校施設整備について、3番目が、山川幼稚園の今後の運営についてであります。今後、教育委員会といたしましては、この答申を踏まえまして、関係部局とも協議しながら、11月を目途に、望ましい学校環境整備計画を策定していきたいと考えております。

産業振興部長（吉井敏和） 山川・根占フェリーに関する未納金の部分等についてのご質問でございます。山川・根占航路が運休した事態を受けまして、県や南大隅町、弁護士等とも協

議をした中で、これまで、いろいろなケースを想定し、検討いたしました。その中で、船舶を、市及び町が自ら使用するか、入札の方法で第三者へ売却するケースや、あるいは、合意解除の条件として、当初売却した価格を基準に、相手方を買取りを要求する二つの方法等が考えられます。いずれにしましても、これまで発生した賃借料については、当然支払う義務が発生いたしております。また、仮に、船舶を、市及び町が自ら使用する場合には、ドックを受けて引き渡していただくことなどが、条件となるものと考えられます。

それから、売却の部分でございますけれども、船の売却価格につきましては、船の購入価格である3億6,000万円からこれまでの賃借料を差し引いた金額で買い取っていただきたいと考えております。現在、交渉中でもございますけれども、これで支払回数等も含めて交渉を進めておりますので、具体的な中身につきましては、まだ報告できる状況ではございません。

それから、収支の状況でございます。暫定運航期間中の収支実績等では、収入見込みが1億5,000万円、費用見込みが1億8,000万円となっており、3,000万円の赤字が見込まれたことから、観光案内を含む陸上業務の部分について、行政で支援し、船舶運航に係る業務として、操船や、船員の雇用や運航に係る経費は運航会社の負担とするなど、役割分担を結んだところでございます。これまでの協定の中で、運航事業者の方からは、経費の主なものとして、船員費、消耗品費、保険料、ドックや修繕費、船舶の使用料、燃料費、手数料、通信費、印刷費等の額でこれぐらいということで、その協議の中で示された部分はございます。

それから、二反田川の人道橋の部分でございます。二反田川に架ける人道橋につきましては、昨年の3月議会の時点で、県の指宿しおかせ街道景観整備事業計画の中の二反田川河口及び国民休暇村周辺の整備について、魅力ある観光地づくり事業で、二反田川人道橋設置を含む平成21年度の事業実施を県へ要望していたところでございます。そして、県の事業担当者も含め、現地で協議をいたしました。その時点では、二反田川は台風の際の船の避難所であることや、最近の施設のバリアフリー化を考慮するなど、様々な事業に対応する橋の設置を考えますと、構造や工法のやり方で膨大な経費を要することとなり、また、漁協や周辺部の土地所有者との協議のこともあり、事業実施まで至らなかったところでございます。先ほど申しました指宿しおかせ街道景観整備事業につきましては、長崎鼻から道の駅彩花菜館までをトレッキングロードで結び、錦江湾岸沿いの各眺望ポイントを住民や観光客に楽しんでもらい、また、観光客に周遊・滞在してもらうことで観光振興を図る目的がありますので、とりあえず、21年度におきましては、長崎鼻一帯の整備と海上ホテル前及びシーサイドホテル前の護岸道路のカラー舗装整備、約600mを行ったところでございます。なお、これらの事業に関する所管課といえますが、南薩地域振興局の方と協議を重ねてきたところでございます。

市民生活部長（井元清八郎） 職員の地域活動への参加促進を図るために実施いたしました自己申告制度、いわゆる3Dチャレンジについてお答えいたします。

この制度は、職員の社会貢献活動を促進し、市民と行政とのコミュニケーションを深めることで、地域課題や要望を行政施策に反映させるために試行的に実施いたしましたものです。対象は、全ての職員で、5月21日から6月11日までの3週間の期間を設け、チャレンジを募集した結果、212名の職員から663件の提案がございました。

次に、どのような提案がなされたのか分野別の主なものを申し上げます。まず、自治会活動の分野では、地域行事への積極的な参画と高齢者・障害者への配慮、地区総会や行事等の資料作成や進行、文書配布や館長への情報提供・収集等によるサポートなど。次に、青少年健全育成の分野では、少年団活動を通じた礼儀やあいさつ、奉仕する心の醸成、登校時の立哨と声かけ、学校PTAへ自ら積極的に参加し、父親の参加促進など。次に、環境保全の分野では、自宅周辺の道路や公園等の除草・清掃、移動手段として自転車の活用による危険箇所の把握、散歩を兼ねた空き缶拾いなど。次に、教育文化の分野では、家族で音楽ユニットを組み、福祉施設への慰問活動の展開、郷土芸能である棒踊りの継承活動と後継者育成の取組など。その他の取組として、指宿をPRするためのTシャツを作成し、市外へ出かける際に着用する。近所のお年寄りの買い物や力仕事など、日常生活の手助けを行う。彩花菜館や活お海道での買い物、公共施設の積極的な利用、産業イベントへの積極的参加などが上げられております。

教育部長（吹留賢良） 耐震診断の結果を受け、今後どのように対応するのかということでありまして、学校施設は、児童・生徒の学習の場であることはもちろんのこと、台風など、災害時の避難箇所としても指定されている所がほとんどであり、さらに、地域の文化・体育など、社会教育の拠点施設としての役割も担っているところであります。これらのことから、IS値0.7未満の耐震性能が劣ると判断が出た建物の耐震化については、計画的に随時実施していく必要があると考えております。

19番議員（下柳田賢次） 2回目以降の質問をしまいがちですが、まず、二反田川人道橋設置についてでございます。この件につきましては、もともとこの事業を提案してきたのは県じゃなかったんですか。

産業振興部長（吉井敏和） 市の方から要望をして、最終的に決定したのは県だというふうに認識をしております。

19番議員（下柳田賢次） ですからね、先ほど1回目で質問しましたとおり、私が21年の3月議会だったですかね、質問した時には、21年度中には何とかなりそうですという感触がその時点であったわけですよ、担当課の方ではですね。その間、21年度中に何かしらの進展があると思っていたら何もなかったと、今、22年度になったということでお聞きをしております。その中で、長崎鼻の方に考えが変わったというような先ほどの答弁でございましたですけど、市の担当課としてですね、この件について県へ強く要望したのかどうか、その辺の動きがどうであったのかをお伺いいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 当然、この二反田川の河口橋につきましては、これまでも住民の方々からも要望があった部分でございますし、一番のネックとなったのは、先ほども申しましたとおり、台風等の避難の際に漁船等が入る部分。それと、バリアフリー化での対応、それと、橋を架ける場合に、現在はあそこは道路になっておりますけれども、その部分に直接架けられない部分ということで、じゃあどうしたらいいかという部分での地権者の部分、そういったもろもろで実施ができなかったというふうに聞いております。

19番議員（下柳田賢次） ですからね、21年の3月には、県から何がしらのこの件についての非常に前向きな考えだったということなんですよ。その時点でね、今の今言っているできない理由の、バリアフリー化がどうだとか、あるいは船の避難所になっているからどうだとかですね、その辺なんかはもうクリアしたはずなんですよ、その時点で。その後、それがそういう形でできないという理由づけしているようにしか聞こえないんですよ。今後、これは、この問題について検討していくんですか、どうですか。

産業振興部長（吉井敏和） ご指摘のこの人道橋につきましては、本市のしおかぜ街道を一本化し、魅力ある観光地として更にグレードアップするためにも、非常に重要なポイントというふうにとらえております。そういったことから、今後、架橋の具現化に向けて関係機関へも更に要望をし続けて実現をしてまいりたいというふう考えております。

19番議員（下柳田賢次） ありがとうございます。是非ですね、早い実現へ向けて頑張ってくださいというふうに思います。

次に、学校施設整備についてでございます。ただいま答申を受けて、11月には計画を出していきたいという教育長の答弁でございました。今後ですね、校舎の改築、あるいは建直しも含めてやる場合に、非常に今、指宿市内にある小学校、中学校、高校を含めてですが、これの数というのは、それは非常に多いわけでございます。先ほども言いました少子化等で複式学級になったりする状況もあるわけでございますけど、この11月に計画ということではございますが、当然、改築、新しく造り直すということになると、将来の子供の数とかですね、そういうのは慎重に議論しなきゃいけない部分であろうと思いますし、昨今、他自治体、あるいは全国でも県内でも統廃合のいろいろな議論があるわけでございますけど、この辺も視野に入っているというようなことでよろしいんでしょうか。

教育長（田中民也） 一昨日の県議会におけます県教育長の答弁の中で、県下で10年間で小学校16校、中学校が31校が廃止され、一方で、小学校2校、中学校10校が設置されたとのことでございます。来年度以降も県下の5市町村で統廃合の具体的計画があり、今後数年間で、小学校27校、中学校25校について、既に廃止を決めたり、統廃合を検討したりしていると聞いています。また、県教育委員会は、少子化や過疎化に伴い、廃校が増える傾向にあるとも述べております。このことから、県下の市町村におきましても、児童・生徒数の減少や、過疎化に伴い、適正な学校規模の施設整備が進められていることが伺い知ること

ができると思います。議員ご指摘の今回の本市の検討委員会の答申におきましても、児童・生徒数の増加が将来にわたって見込めない場合等は、望ましい学校規模の確保の視点から、保護者や地域住民の理解を得ながら、統廃合も視野に入れた整備を行うとあります。今後、この答申を踏まえ、学校環境整備計画を策定する過程におきまして、学校が地域住民の負託にこたえ、子供の教育を行う場であることを考えましたとき、統廃合を視野に入れた整備計画につきましても、議論し、検討する必要があると思います。ただ、学校の統廃合問題につきましては、地域、保護者の皆様方のご意見を聞き、ご理解を得ることが最も大切でありませう。保護者や地域住民の皆様の十分なご理解なくして計画を進めるようなことは考えていないところでございます。

19番議員（下柳田賢次） それと、耐震調査の結果を受けての今後の対応でございますが、この改築とですね、耐震補強という、このいずれも学校施設整備ということになりますが、考え方としては別じゃないかなと思うんですね。学校の改築等は、それは年次的に計画を立ててやっていくということで、それはそれでいいんでしょうけど、この耐震化についてはですね、年次的に、あるいは財政が厳しいので、市長、年次的にやるという問題ではないと思うんですね。阪神淡路の大震災の時のですね、目の前で我が子を亡くされた方の、ちょっと記事がここにあるんです。ちょっと紹介させていただきますが、地震で家が倒壊し、2階に寝ていた息子ががれきの下敷きになった。積み重なったがれきの下から息子の足だけが見えていて、助けてくれと言うようにベッドの横板をとんとんと叩く音がする。何度も何度も助け出そうと両足を引っ張るが、がれきの重さに動かさない。やがて30分ほどすると音が聞こえなくなり、次第に足も冷たくなっていく我が子をどうすることもできなかった。ごめんな、助けてやれなかったな、痛かったやろ、苦しかったやろ、ほんまにごめん、これが現実なのか、夢なのか、時間が止まりました。体中の涙を全部流すかのように、毎日涙し、どこにも持って行きようのない怒りに、まるで胃液が体を溶かしていくかのような苦しい毎日が続いたと、このような記事がありまして、これは地震があるたびにですね、恐らくこれと同じような状況が繰り返されているわけですよ。I S値の耐震調査の結果が出た中でですね、合併特例債、あるいは過疎債等の中で、早急な対応が必要かと思えます。危険建物の中で、毎日子供たちが、そこで過ごさなきゃいけないということを、毎日思いながらですね、こんな不安な毎日はないわけでございます。こちらについてはどのようにお考えでしょうか。

教育長（田中民也） 耐震整備計画につきましては、指宿市の学校環境整備計画の中で、同じようなスタンスで整備計画を考えていくことにつきましては、議員、今ご指摘のように、子供たちの安心・安全な学校という確保をするために、優先した形での整備計画ということを考える必要があるかと、このように考えております。

文部科学省からも大規模地震による倒壊の危険性の高い施設、構造耐震指標I S値0.3未満の耐震化につきましては、平成20年度から24年の5年間の計画でございましたけれども、

これを1年間早く前倒して早期耐震化を図るよという通知が来まして、平成20年度から23年までの4年間のうちに、早急に完了するよという通知も来ているところでございます。また、将来、改築や統廃合が行われる予定がある場合でも、現在、児童・生徒がそこで学習をしている場所であれば、そのような施設を利用している以上は、統廃合や改築が近々に予定しておっても、法律の遵守が必要となるために、その整備はすべきであると、このよに非常に子供たちの安心・安全の確保ということに、非常に力点が置かれております。先ほど議員もおっしゃいましたよに、公立学校施設は児童・生徒にとりまして、一日の大半を過ごす学習制度の場であるとともに、非常災害時におきます地域住民の避難場所となることも、また、地域の防災拠点としても重要な役割を担っておりますし、その安全の確保は極めて大事だと認識しております。

このようなことから、整備計画の中で、耐震化計画はこれから検討いたしますけれども、優先した計画推進が必要であろうかと、このよに考えております。

19番議員（下柳田賢次） 今の耐震化について、市長はどのよにお考えでしょうか。

市長（豊留悦男） 私も考えは全く教育長が今答弁したとおりでございます。学校は子供の命を守らなきゃなりません。安心・安全でない学校は存在し得ません。そういう意味で、子供たちの生活上の学校における安全、命は何はさて置き、最優先して守るべきことだろうという認識を私も持っております。

19番議員（下柳田賢次） 学校施設についてはよろしくお願いをいたします。

次に、職員地域担当制についてお伺いいたします。3月議会の市長の答弁は、非常にですね、ある意味強制的とも取れるくらい思いが強かったんですよ。というのが、先ほども言いましたが、自ら自発的に立ち上がってほしいということもありました。市長の方からも、または上司の方からも説得をしていくと、地域貢献についてですね。これが先ほど副市長の答弁では、強制ではないということございました。ここらの若干の3月議会との答弁とのちょっとした違いがあるよに感じますがどうですか。

市長（豊留悦男） 社会貢献、いわゆるボランティア活動等については、業務と直接関連するものではありません。そういう意味で、業務の延長として、いわゆる職務命令的なものは出せるはずがございません。やはり、職員の自発的な意思に基づいて自らの地域人としての立場、それを職員が、市役所の職員が地域に信頼されるために、是非、地域貢献活動、いわゆるボランティア活動として位置づけて、そして、それを自己申告として出してほしいという、そういう強い思いで3月の議会では、私は申し上げたつもりでございます。

19番議員（下柳田賢次） それでですね、3月議会の答弁では、地域の公民館長さんとか、民生委員の方とか、あるいは子供会の会長さんあたりにお伺いをすると、何か私にできることはございませんかというような、お伺いをするという形になったわけですが、この3Dでは、私ができるのはこういうことですよという、要するに、地域から要望されることと、この



私がやりますというのが合致すればいいんですが、私はこれをやります、ところが地域としてはこれをやってほしいという、その地域の要望と、職員が示した地域活動に違いが出た場合、どちらが優先しますか。

市民生活部長（井元清八郎） 3Dの基本的なことは、できる人ができるときにできることをやるということでございます。したがって、基本的には、その地域の住民からの要望が一致することが望ましいんでしょうけれども、少なくとも、市民の要望にこたえるべく、職員が今動いている方向にいくだろうと思います。

19番議員（下柳田賢次） ちょっと、最後の方は分かり辛かったですけど、地域からの要望を受けていただくという理解でよろしいんでしょうか。

市民生活部長（井元清八郎） 完全にそれが履行という形ではないんでしょうけれども、市民の要望にこたえるような形に進んでいくべきだろうという、こちら職員に対してボランティアでございますので、そういった形になってほしいという希望もございます。

19番議員（下柳田賢次） 市職労との話し合いの中でですね、職労側が出した要望といいますが、この地域担当制について、職労側としての考えというのは示されたと思うんですけど、そこらについてはどうだったんでしょうか。

副市長（富永信一） 職員組合の意見集約の結果ですけれども、先ほども答弁の中で申し上げましたとおり、職員組合としましても、職員の社会貢献の取組は、地域に信頼される職員として業務を円滑に遂行するためには必要であるといったような共通認識を持っているというところが基本的な考え方でもございましたので、それを受けまして、私どもとしてはこういう制度の方を試行することにしたところでございます。

19番議員（下柳田賢次） それではですね、組合も共通認識を持っていると、3月議会の答弁、あるいは3Dの職員にアンケートを取った、そういう動きについても共通理解を職労もしているというふうな、今答弁でしたが、それでよろしいんですね。

総務部長（渡瀬貴久） 職員組合としても、社会貢献の取組は、当然、市職員が地域社会の一員であるから、当然のことであろうという、そういう認識でいるというふうに聞いております。

19番議員（下柳田賢次） ですから、組合の方もですね、いろいろと要望があったと思うんです。この件については結構です。

それではですね、いつこれは具体的に実行できるのか。豊留市長のマニフェストでは、22年度内、すぐやる事業の一つ、一丁目一番地と先ほどから言っているのはそういうことですが、それも重点事項の大きいところに、一番目に掲げられていたということからいくと、22年度中には何とか実行するんじゃないかと想像はつきますが、大体、おおまかいつぐらいからそういう実行ができるんでしょうか。

市民生活部長（井元清八郎） 5月の21日に試行を実施するというので、全職員にメールでお

願いいたしまして、既に職員の方々はできる人ができることということでございますので、先だって、こういった話がある中で、池田湖の湖畔の清掃作業が、美化作業がございましたけれども、それぞれ自発的に40名前後の市の職員が参加をいただいていることを見ますと、既に職員の意識の中では、そういう動きは出ていると認識をいたしているところでございます。

19番議員（下柳田賢次） そうしますと、特に、一斉にここからスタートしますよじゃなくて、その地区地区に任せてスタートしていると、そういうことですか。

市民生活部長（井元清八郎） それぞれの職員が地区も関係あるかもしれませんが、それぞれの団体、それぞれのチャレンジシートを出したことについて、既にアクションは起こしているということでございます。

19番議員（下柳田賢次） 地域としては、要望するいろんな活動、こういうことをやってほしいというのを、じゃあ、地域にいらっしゃる職員にお願いをしても、もういいということですか。そういう認識でいいんですか。

総務部長（渡瀬貴久） あくまでも、この3Dチャレンジ制度とは、できる人ができるときにできることをということで、公務として地域の担当者にはり付けているものではなくて、地域社会に住む一員として、自主的自発的に活動をしていただく、そういう制度ということで、我々は理解しております。

19番議員（下柳田賢次） マニフェストの地域職員地域担当制とは、じゃあ、意味合いが違うんですか。

市長（豊留悦男） 地域担当制という、いわゆる固定的に、例えば、災害があった場合に地域担当の職員がおります。そういう意味での、先ほど申し上げましたのは、職務上の担当という意味ではありません。あくまでも自発的に行う地域活動、それをたまたまあの場面では地域担当制という言葉で表しましたけれども、これは職務の延長上ではないと、自発的な意思に基づくボランティア活動だということでございます。それと、先ほどご指摘がありましたように、職員へ十分理解されているのかどうかについても、それぞれの職員の理解に対する温度差はあるだろうと思います。ですから、組合との話の中でも、いつでも私は市長として話し合いの場には応じますと。いろいろ課題があった場合には、私には遠慮なく話してほしいということも言ってございます。やはり、これは職員が理解していただくこと、そして、地域が市役所職員を本当に信頼し、いわゆる協働による地域づくりという、本市が目指す一番の目標に近づけるための制度でございますので、十分だとは思っておりません。今年やりながら、いろんな課題を集約し、望ましい形にやっていきたいと、私は思っております。

19番議員（下柳田賢次） この件については、3月議会、今日、私の一番目の質問にありました、3月議会の市長の答弁のところ、ここをもう一回ゆっくり見ていただければと思います。それを含めて検討をいただきたいと思います。

次に、山川・根占フェリーに入りたいと思います。

まずですね、いろいろと昨日からの答弁を聞いておりまして船舶の売却ありきなんですね。リース料をどうするのかと、今日お聞きしたところも、売却の中で精算する旨の答弁でございます。まず、協定について、いろいろ関連しますのでお聞きをいたしますが、先ほどは債務不履行ということで、債務不履行ということであれば、当然、違反と言うこと、不履行ですから違反です。違反という認識があるというふうに思うわけでございますが、少なくとも10年間はやっていただけという約束だったと思うんですね。まず、この航路を存続するというのが第一義にあるならばですね、船を売ってしまうというのは、まだ後の段階のことでいいんじゃないかと思うんですよ。先ほど質問の中でお話しをしましたが、この航路については、船もない、港もない中で、以前、自治体でやろうとしたんですよ、船を買ってまで。両半島の埠頭を借りてまでやろうとしたわけですよ。そして、ようやく埠頭も借りられる、県が所有しましたので借りられる状況、いつでも借りられる状況、ましてや今の条件では無料ということでございます。船も今現在持っているということでございます。船と埠頭があるから運航ができるわけですよ。これが船を売ってしまって、その後、運航できますか。もし、案があるならばお示しいただきたい。具体的に、こういう船を買うとか、あるいは、先ほどの答弁では、来春までには、新幹線開業までには航路を再開したいという旨の市長の答弁でございましたが、船を売ってしまって、船が手であり港が足であれば、手足がそろって運航ができる中で、手をもぎ取られて運航ができますか。

産業振興部長（吉井敏和） 船の売却をした場合に、航路の担保となるのかといったような趣旨だったと思います。山川・根占航路が運休した事態を受けまして、県や南大隅町、弁護士等とも協議をした中で、これまで、いろいろなケースも想定し、検討をしてみいました。その中で、航路を早急に再開する一手法として、引き続き、船舶を、市及び町が所有し、同じ条件での公募を検討いたしましたけれども、保有船舶の維持や、船価としての資産価値の低落、運航再開時の諸経費等、様々なリスクも大きく、運航の再開と安定的運航を最優先に考えますと、現在の航路の利用状況の中では、今後も現在の船舶を2市町で保有しているということは、非常に負担が大きいという判断で、船を売却をするのがいいだろうという判断に達したところでございます。船を売却する際、入札の方法で第三者へ売却する方法と、契約解除に伴い、船の買い取りを要求する二つの方法が考えられますが、入札の方法で第三者へ売却する場合は、現在の売船市況の状況や、船の減価償却などを考えると、売却損が発生する可能性がございます。仮に、公募をして、応募する事業者がいなかった場合、現在の経済情勢の中で、再開まで更に時間がかかりますし、船の価値が下がることが予想され、更に損失が大きくなる恐れがございます。こういったこと等を踏まえまして、いったん白紙に戻し、そして、同時に船を売却をする。その上で公募等をかけて、新たな航路を模索するという考え方であります。

19番議員（下柳田賢次） 時間がないので急ぎますけど、まず、今の船が先ほどから答弁では何と言いますか、効率が悪い、大き過ぎるとか、燃費が高いとかいうことでございましたですけど、そもそもですね、この協定を結ぶときに、市長、これが最適、この船が最適だからと言って持ってきたんじゃないですか、我々はそう聞いていましたよ。この再開をする時に、この船が、この根占と山川を結ぶ、冬場の北風がきても、外港に近い状況でも、この船は大丈夫だと、最適だということでこの船を導入しといて、収支がですよ、油代が幾らかかって、人件費が幾らかかって、そういう数字も何も示さない中ですよ、4,000万、5,000万赤字が出たから売りますと、そういう問題じゃないと思うんですよ。どうしてもこれを通さなきゃいけないということであれば、今の現状で運航事業者は離脱をしたと、言っているわけですから、いわさきコーポレーションに出している同条件で、ほかにやってくれるところがないか、これを模索すべきですよ。いればすぐできるわけですから。それと、そのリース料うんぬんについてはですね、これは船を売却するしないの問題の前に、まず精算してもらおうのが第一義。第一義的に考えなきゃいけないのは、平成21年の3月31日までの使用料、それとドックに関する費用、これをまず精算する。そして売却するしないの話になる。これが普通じゃないですか。

産業振興部長（吉井敏和） 議員ご指摘のとおり、正にそのとおりでございます。これまでの未払いの賃料、それを差し引いた額で買い取っていただくという部分で今交渉をしているわけでございます。先ほど来申しておりますように、そういった形の中で、合意解除にあわせて、その合意解除をした後で、そういった諸々の条件を含めた契約をして、そういった未納分についても早急に納めていただく。その後、売却に係る償還回数についても決めていくという形で、現在、協議をしているところでございます。

19番議員（下柳田賢次） 市長にお伺いします。この船を売って、来年の3月までに間違いなく航路再開の目処があるのか、案があるのか。それであればですね、船の売却も、例えば売却して、そのお金でもうちょっと小型のものを買うんだとか、そういう案があるならですね、私は賛成してもいいと思っています。ところがですね、案がない中で、船を売却すれば県の振興資金に関する決着が付く、あるいはいわさきさんのいろんなものが決着が付くという考えでしたら大反対ですね。まず、船ありき、港があって航路がつなぐ中で、船を売ってしまったら、そこらをどう保証してくれるんですか、市長。

市長（豊留悦男） まず、この船を売るに至った理由でございます。この船では、採算性ということに関して問題があると。どういう経営努力をしても無理であろうと。1年間4,000万、5,000万の赤字を抱える現状では無理だろうということで、まず、この船を売却する方向でという結論を得たところでございます。例えば、これを売却しないで、運行业者が現れるまで山川に繫留していくことになると、今後台風もまいります。いろんなものがまいります。そして、船の資産価値もどんどん下がってまいります。裁判が結審するまでは、船は動

かせないこととなります。そうしますと、市民に大きな財政的な負担を抱えることとなります。2億何千万だったでしょうか、残りの負債額は市民にかかってくるわけでございます。そういうことを避けたかったわけでございます。調停により裁判に訴える方法も考えました。その方法が一番正しかったのかもしれませんが、しかし、これを処分した後で、新たな航路再開という、そういう見通しを見つけていくという、そのために私もいろんなところをお願いに回ったところです。

#### 延 会

議長（松下喜久雄） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は21日に行いたいと思えます。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 3時51分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 中 村 洋 幸

議 員 前之園 正 和

第2回指宿市市議会定例会会議録

開議 平成22年6月21日 午前10時

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	井元伸明	2番議員	西森三義
3番議員	浜田藤幸	4番議員	高橋三樹
5番議員	田中健一	6番議員	木原繁昭
7番議員	高田チヨ子	8番議員	新宮領進
9番議員	下川床泉	10番議員	中村洋幸
11番議員	前之園正和	12番議員	物袋昭弘
13番議員	前原六則	14番議員	福永徳郎
15番議員	新川床金春	16番議員	六反園弘
17番議員	前田猛	18番議員	大保三郎
19番議員	下柳田賢次	20番議員	新村隆男
21番議員	森時徳	22番議員	松下喜久雄

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	富永信一
教育長	田中民也	総務部長	渡瀬貴久
市民生活部長	井元清八郎	健康福祉部長	田代秀敏
産業振興部長	吉井敏和	建設部長	吉永哲郎
教育部長	吹留賢良	山川支所長	岩崎三千夫

開聞支所長	中間 竜 郎	産業振興部参与	浜 田 淳
総務課長	森 健 一	企画課長	下 吉 龍 一
行政改革推進室長	迫 田 福 幸	財政課長	邊 見 重 英
市民協働課長	上 村 公 徳	長寿介護課長	野 口 義 幸
地域福祉課長	久 保 憲 一 郎	観光課長	下 吉 耕 一
建設監理課長	三 窪 義 孝	教育総務課長	濱 田 悟
学校教育課	大 野 清 昭	水道課長	松 元 修

---

#### 1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	新 村 光 司	次長兼議事係長	福 山 一 幸
主幹兼調査管理係長	上 田 薫	議事係主査	濱 上 和 也

開 議

午前10時00分 開議

議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において物袋昭弘議員及び前原六則議員を指名いたします。

#### 一般質問

議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、一般質問を行います。

18日に引き続き一般質問を続行いたします。

まず、前之園正和議員。

1 1 番議員（前之園正和） おはようございます。私は日本共産党の議員として、市民の命と暮らしを守り、平和を愛する立場から、通告に基づき一般質問を行います。

まず、普天間基地問題に対する市長の政治姿勢についてであります。07年の参議院選に続いて、09年の衆議院選でも、国民は自公政権に厳しい審判を下し、遂に自公政権を退場させるに至りました。そして、新しく政権を担当することになったのが民主党であり、連立を組む国民新党であり、社民党でした。鳩山政権は、最初は高い支持率を誇り、国民の期待も高かったところですが、遂に6月2日に首相辞任の意向を示し、4日には新しく菅首相が誕生しました。表紙と裏表紙を替えることで国民から見放されつつある危機を乗り切ろうとしていますが、問われているのは、看板や表紙ではなく、政治の中身です。鳩山前内閣は、普天間、暮らし、政治と金の問題で国民の期待を裏切り、退陣に追い込まれたのですが、菅内閣には、その反省と問題の打開の方向が見られません。菅首相が最初に明らかにした政治認識は、鳩山政権のときの普天間を巡る日米合意は尊重するということでした。政治と金の問題でも、枝野新幹事長が7日の会見で、小沢一郎氏は幹事長辞任によって一定の政治的けじめがつけられたと、疑惑の真相究明に背を向ける姿勢を示しています。さらに、暮らしの問題でも、法人税減税、消費税増税の方向が打ち出されています。問題は、国民の立場に立って、アメリカや大企業に物が言えるかどうかです。この二つに堂々と物を言わない限り、暮らしも経済もよくなりません。平和の問題でも、打開の方向を見出すことはできません。引き続き外相となった岡田外相は、普天間移設問題で沖縄の理解なくとも、候補選定など進めていくとしています。菅首相や岡田外相の言行からしても、普天間問題はますます沖縄県民や国民との矛盾を深めていくことは明らかです。沖縄県民、そして徳之島島民は、大きな集会を成功させ、民意を明らかにさせています。鹿児島県知事も、県内への移設反対の立場を明らかに



しています。指宿市長は、鹿児島県内にある自治体の長として、当然ながら、県内への移設反対との立場を知事などと協議をすべきだと思います。そこで普天間問題で2点ほど伺います。まず、沖縄、徳之島共に大きな集会を成功させ、民意がどこにあるのか、つまり、基地はいらないという民意をはっきりとさせましたが、市長は、沖縄県民、そして徳之島島民の心をどのようにとらえているか伺います。

二つ目に、痛みを分かち合うとか、沖縄からどこに移設するのかと言われます。しかし、痛みというのは、移すものではなく、取り除くものだと思います。米軍基地、あるいは訓練基地は、アメリカに帰ってくださいというのが本筋だと思いますが、市長はどのように考えるか伺います。

次に、口蹄疫問題についてであります。口蹄疫の問題は、宮崎県のみならず隣県である鹿児島にとっても大変な問題になっています。畜産関係者はもちろんのこと、他産業や経済そのものにも影響が出てきています。宮崎県には非常事態宣言が出され、鹿児島県にも準非常事態宣言が出されています。指宿における飼養頭数は牛が3万頭弱、豚が4万頭強で、合わせて約7万頭になり、鹿児島県内でも比較的畜産の比重の高い自治体の一つであります。口蹄疫問題は、基本的には、国が中心になって対策をとらなければならないわけですが、現場という意味では各市町村のとるべき対策も重要であります。既に何人かの議員からも、この一般質問で取り上げられていますが、改めて基本的な認識について、国や県への要望事項等について、市としての取組について答弁を願いたいと思います。なお、既に他の議員の質問に対する答弁もなされておりますので、答弁は簡素にして、基本理念等要約してお答え願えればと思います。

次に、子ども医療費の助成についてであります。子ども医療費の助成無料化については、合併前から繰り返し繰り返し要求をしまっていました。執行部におけるこれまでの基本的スタンスは、その必要性は認めながらも、本来、国や県が行うべきことだとして、国、県に要望を行うということが中心でありました。しかしながら、先の3月市議会における豊留市長の答弁は、子供の医療費無料化は誰しもの願いであり、市長自身も同様の考えだとした上で、市としても検討する必要があるというものでした。市としても検討の必要があると言明した市長の答弁は、前任の市長と比べれば一歩踏み込んだものでありますが、市町村独自に制度の充実を進めてきている県内の実態を見れば、指宿市は取り残された感さえあります。県内でも中学校を卒業するまでを無料にしたり、対象にしたりするところが増えてきております。指宿市においても、中学校を卒業するまでを展望しつつ、当面、小学校を卒業するまでの無料化を急ぐべきだと思います。そこで伺います。まず、現状を十分と考えるかどうかであります。これは3月議会における市長の答弁からしても、当然ながら、十分であるという答弁にはならないと思いますが、確認をいたします。

次に、その後検討を行っているかどうかについて伺います。担当課は、これまでも県内の

状況の把握など事務的には進めてきていると思います。今必要になっているのは、充実を行う、改善を行うという市長の決断であります。その上でクリアすべきことがあるとすれば、それを解決するという方向こそ必要であります。一般的に財政が大変だという背景があるわけですから、財政論議が先に立てば難しくなるのは当然であります。まずは市長の決断という意味において検討を進めているかどうかを伺います。そして目指すべきこととして、子供の医療費は、中学校を卒業するまでを展望しつつ、当面、小学校卒業するまでを無料とすることについて、市長の考えを改めて伺います。なお、通告では市長と教育長にも答弁を求めています。教育長については2回目以降に必要な応じて伺いたいと思います。

以上で、1回目といたします。

市長（豊留悦男） おはようございます。普天間基地問題に対する私の政治姿勢についてお尋ねのようでございますが、ご承知のとおり、沖縄県は国内で唯一戦場となった地域であり、戦争終結後においても米軍の演習による騒音、環境破壊、米兵の犯罪など、多くの犠牲と負担を強いられてきた歴史的経緯を持つ地域でございます。そうした背景もあり、普天間基地の沖縄県内移設については、報道で伝えられているように、沖縄県民の民意は基地はいらない、あるいは県内移設反対であります。一方、徳之島は、普天間移設を巡る日米協同声明において、訓練移転については、適切な施設が整備されることを条件として、鹿児島県・徳之島の活用が検討されるようになったところです。徳之島は、豊かな自然を利用した農業、漁業、観光を主たる産業とする地域であり、基地の受け入れにより、自然環境や生活基盤の破壊が危惧されるため、沖縄県と同様、基地受け入れに対する民意は受け入れ反対でございます。私は、この基地問題については、地元の理解なくしては解決し得ない問題であり、まずは地域に暮らす人々の民意を何より尊重すべきものであると考えております。

次に、痛みは移すものでなく取り除くものだという質問でございます。私は、この普天間基地の移設問題に関しては、総論としては、沖縄県民の負担軽減には賛成であっても、具体的な話になれば、地域地域の実情があるので、慎重にならざるを得ない、つまり、総論賛成、各論反対が多くの人々の考え方の主流ではなからうかと思っております。基地移設問題については、沖縄県民の負担軽減を行う一方で、その受け入れ先となる国内他地域の理解を得られることが極めて困難な状況でありますので、この基地移設問題については、基地機能の規模縮小、あるいは基地存続そのものについて根本的に問題を見直し、地域住民の民意を根底に置いた上で、アメリカ政府と協議していくべきものだと理解をしております。

次に、口蹄疫問題でございます。口蹄疫はウイルスの感染によって起こる急性熱性伝染病で、ほとんどの偶蹄類が感染する家畜伝染病であり、本市で発生しますと、県内でも上位の飼養頭数があり、家畜・畜産物等に厳しい移動制限が課されることにより、堆肥使用農家への影響、イベントの自粛や風評被害による観光産業の停滞等、他産業にも多大な経済的被害が生じてきますので、関係者が一体となってウイルスの侵入防止や、早期発見のための監視

体制の強化と発生時における迅速な蔓延防止対策がとられるよう危機管理体制を構築しておく必要があると認識しております。なお、口蹄疫問題についての国、県への要望、市としての取組については、産業振興部参与がお答えいたします。

産業振興部参与（浜田淳） 口蹄疫の国、県などへの要望事項等でございますが、宮崎県で感染拡大している口蹄疫に緊急に対処するための口蹄疫対策特別措置法が成立しています。特別措置法では、農相が都道府県知事に、指定地域におけるワクチンを使った家畜の予防的殺処分、殺処分した家畜の埋却地の確保や作業従業員の派遣、一般車両を含めた強制的な消毒などを勧告できることを明記しております。都道府県知事が勧告に従わない場合は、国が行うことも盛り込んでおります。生産者への補償では、取引価格の実績を基礎とした評価で全額補償することを明記し、必要な税制上の措置も講じるとしていただいております。今回、時限立法の口蹄疫対策特別措置法が制定されていますが、国、県に対する要望といたしまして、侵入経路の解明、国、県の連携による初期における早急な現地での作業従事者の派遣、殺処分する家畜の補償額の速やかな交付、十分な獣医師の確保等について取組んでいただきたいと思いますところがございます。

次に、市の対策等でございますが、万一、本市で口蹄疫が発生した場合は、現在、設置されております首相を本部長とした政府対策本部、県知事を本部長とした県口蹄疫防疫対策本部及び南薩家畜保健衛生所長を本部長とした口蹄疫現地対策本部の組織体制の中で、それぞれの機関で構成された実動班が動くということでマニュアルが整備されているところがございます。構成メンバーといたしましては、市町村、地域防疫協議会、獣医師、地域振興局、保健所、食肉衛生検査所、農協、共済組合、獣医師会、人工授精師会等となっており、市の位置づけがこの中でされているところがございます。実動班は、具体的には7班で構成されておりまして、関係機関との連絡調整、会議の開催、防疫活動の計画、人員・資材の確保を担当する総務班、病性鑑定を検診する病性鑑定班、発生地での立入禁止、殺処分、消毒等の防疫措置を指揮する発生地班、殺処分家畜の評価をする評価班、発生地周辺の緊急検診を行う検診班、発生家畜と関係のある家畜の疫学調査を行う追跡班、制限地域内の防疫措置に係る指導を行う移動規制班があり、それぞれの班が全体の体制の中で、国・県と協議しながら取り組んでいくこととなります。また、市としましての初動体制がスムーズにいくように、指宿市特定家畜伝染病対応マニュアルを作成しておりますので、市がすべき事項につきましては、全庁的な体制の中で対処してまいりたいと思っております。

健康福祉部長（田代秀敏） 子ども医療費助成の現状の認識についてのご質問をいただきました。県内の状況を見ますと、助成対象年齢については、中学校3年生までが垂水市、南さつま市、薩摩川内市、小学校の3年生までが枕崎市、出水市というふうに拡大しております。また、非課税世帯以外の無料枠については、就学前までが薩摩川内市、霧島市、曾於市、出水市、小学3年生までが奄美市、枕崎市、9歳までが南九州市というふうになっております。

なお、伊佐市につきましては、入院等に限りまして高校生まで拡大しているようでございます。それぞれの自治体が独自の子ども医療費助成制度の拡充を行っていることは十分認識しております。そのことにつきましては、この3月議会でも、その旨答弁いたしましたところでございます。

それから、その後の検討の部分についてでございますけれども、課税世帯にかかる自己負担金なし、つまり、完全に無料化をし、就学前までを実施した場合は、現在展開しております次世代育成支援対策事業費に加えまして、更に財源の確保が必要になります。県の制度を超えます制度の拡充部分については、市が全額負担することになりますので、今回策定いたしました次世代育成支援地域行動計画を基本に、限られた財源の中で総合的に子育て支援策を実施していくべきであろうと考えております。現在、施策別事業の優先度の評価作業を進めております。既存事業を見直し、再編する中で、予算や財政状況を精査する中で検討をする必要があろうと思っているところでございます。

それから、中学卒業までを見据えて、当面、小学校を卒業するまでを無料化にすべきではないかどうかということでございましたけど、高学年になりますと、病気に対する免疫力も付くことから、乳幼児に比べ医療費の助成額は減少することは想定されますが、完全無料化を就学前まで実施した場合でも、現在展開してる子育て等にかかる事業に加え、更に財源確保が必要になりますので、先ほど答弁させていただいたとおり、各事業を見直し、再編、精査する中で、引き続きその方向性を見い出せればというふうに思っているところでございます。

1 1 番議員（前之園正和） まず、普天間の問題ですが、5月31日に発表されました琉球新報と毎日新聞が共同で行った県民世論調査というのがあります。それによりますと、普天間の辺野古移設反対は84%、一番多いのは無条件撤去を求める声です。次いで多いのが国外移設、合わせて74%となっております。この声に応えて、破たんした国内での移設探しは止めて、無条件撤去という、独立国として当たり前のことを堂々とアメリカに言うべきだろうというふうに思うわけです。そこで市長に伺いますが、市長の答弁でも先ほど地元の理解なくして解決はあり得ないと、民意の尊重こそ必要だという答弁がありました。その答弁からしてもですね、無条件撤去こそ、真に沖縄、徳之島の声に沿うことになるのではないかと思うわけですが、市長はその点はどのようにお考えでしょうか。

市長（豊留悦男） 普天間問題につきましては、本県の市長会におきましてもいろいろと議論となり、その解決方策について話し合いがなされたところでございます。県市長会においては、去る、5月13日臨時会を開催し、米軍普天間基地代替施設の鹿児島県内への移設等に反対する決議は行いました。この決議の中でも、その基地そのものの存在、在り方というものについても話し合いがなされましたけれども、基地問題に置きましては、国政レベルの問題であり、アメリカと日本との関係でもありますので、具体的な内容についてはその中では触

れなかったところでございます。ただ、鹿児島県の市長会としては、県内の移設等に対する反対決議は行いました。この決議書では、普天間飛行場の危険性の除去や、沖縄県民の基地負担の軽減の早期実現について明記し、本県における徳之島、馬毛島、海上自衛隊鹿屋基地などへの基地移設については、強い受け入れ反対の意思を表明したところでもございます。

1 1 番議員（前之園正和） 沖縄での集会には、沖縄県知事はじめ、県内41全市町村長が参加、もしくは代理出席しました。鹿児島でも県知事、そして徳之島3町長がそろって徳之島への移設反対の意思を明らかにしてきたわけですが、今、市長の答弁によりますと、5月13日の市町長会で、市町長会の中でも県内、ここで言うのは鹿児島県内ということでしょうけれども、県内移設反対という立場で決議が上がったということでした。それについてはですね、非常に沖縄、徳之島を含めてですね、国民を励ます決議なのではないかというふうに思うわけですね。そこで国政のことでもあるので、それ以上はというようなことでもあるんですが、鹿児島県としては、鹿児島県内の一自治体としては、鹿児島県への移設反対と、それは当然のことなんですけど、先ほど地元の理解なくして解決しない、民意の尊重ということと併せてですね、話が出たんですが、それでは、鹿児島県内はもちろん駄目だという、鹿児島県民にとってはですね、ですが、沖縄、鹿児島県以外で、それではうちにいらっしゃいというところが現実におありとお考えでしょうか。私はないと。その意味でもアメリカに帰ってくださいと言うのが妥当な進路だと思うんですが、鹿児島県以外でですね、受け入れるところがおありとお考えでしょうか。そのことだけ伺っておきます。

市長（豊留悦男） 今回の普天間問題については、沖縄県民の合意は得られていないという厳然とした事実もございまして。ただ、この問題について今議員質問のように、国内の自治体で受け入れるところがあるのかどうかというような質問が含まれていたと思いますけれども、私としては、そのような問題について、どの市町村が受け入れる意思があるのかどうか、どういう感触を持っているのかということについては、具体的に、その事実は持ち合わせておりません。ただ、私も鹿児島県の市長会が、いわゆるこの問題について話し合いをし、反対する決議をしたその中には、基地問題というものについては、もちろん鹿児島県としては知事をはじめ反対でございましてけれども、鹿児島県が単なる反対というのではなくて、この基地問題をそれぞれの自治体はどう考えるのか、それにその住民の意思を尊重したと申しますか、住民の意思を汲んだ議決、各自治体でございましてけれども、日本国中の、どのような観点で、この基地問題を各自治体が把握し、判断しているか、そのことについても私は詳細に把握しているわけではございませんので、私の方からは、自治体でそういうところがあるのかどうかということについてのお答えはできない、そういうところでございます。

1 1 番議員（前之園正和） もともと沖縄の基地というのは、沖縄の県民が喜んで差し出したというのではなくて、銃剣と軍靴、ブルドーザーなどでですね、強制的に奪い去った土地であります。言うならば強奪をしておいて、代わりに物をやらないと返さないというのは理に

合わないわけですね、そういう意味でも、沖縄の基地はアメリカに帰ってくれという立場こそ求められる道だというふうに思います。市長においても、現状の認識は伺ったところですが、そういう立場に立たれるようですね、願っておきたいというふうに思って、次の方に行きます。

口蹄疫の問題ですが、口蹄疫の問題では、宮崎県の都農町の繁殖農家の主要牛から陽性反応が確認されて以来、担当である農政課はもちろんのこと、イベントに関わる観光課、庁舎管理に関わる総務課など、それぞれのセクションで、市としても直ちに対策を講ずるなど、大変なご苦労があることは承知しております。ただ、この問題は、一生懸命やっていたらそれでいいという性格のものではありません。今、サッカーのワールドカップが開催中ですが、先日の日本とオランダ戦は惜敗でした。全体としてはいいディフェンスだったとしても、一瞬の隙に突かれた僅か1点の失点で負けということになったわけです。それでもデンマーク戦で勝つか引き分ければ、決勝トーナメントに行けるわけです。口蹄疫は勝ち負けで決められるものではありませんが、一つのミスも許されないし、次をしっかりとすればいいというものでもないわけであります。その意味で、担当課などのご苦労は承知しつつも、幾つかのことについて伺っていきたいと思います。まず、感染経路を断つことも大きな柱であります。最初にどのようなところから感染したのかなど、まだ解明されていないことも多いわけですが、それにしても症例が出た以上は、そこからの感染経路を断つことは重要な課題の一つです。併せて、入ろうとするものについてはそこで遮断をすることも重要です。イベントの中止など、人や車の出入りを最小限に防ぐ。入らざるを得ないものには消毒を徹底するなどが必要になります。まず、イベントの問題ですが、実行委員会などが組織されておれば、最終的には、そこに実権があることは否めないわけであります。トライアスロンなど、市として中止をお願いした経緯もあるようですが、お願いした時期がどうだったのか。早い時期でお願いしていたら中止できたのではないかという思いもあります。そのことに、そのことにというのは、市の方から実行委員会の方に中止要請をするということですが、そのことにこたえてもらうためにも、市に開催決定権があるものについては、早めに決断を下し、市としての決意を示し、そして市民に周知をすると、そういうことの上に立って、実行委員会等で行っているイベント等についても中止依頼をしてもですね、それが親身に受け止めてもらえるのではないかというふうに思うわけです。そういうことも含めて、市の行事でもこのところに来てですね、先々のものを幾つか中止しているものもありますが、断つべき点として、そういうことが必要なのではないかというふうに思いますが、市長、どうでしょうか。

産業振興部長（吉井敏和） 宮崎県で口蹄疫が発生した以降、鹿児島県内でもご承知のとおり、イベント中止が相次ぐ状況でございました。特に県境の自治体のほか、大隅半島側で行われるイベントの多くが中止になりました。本市におきましては、4月29日開催予定のアロハ宣言セレモニー、5月15、16日開催予定のトライアスロン大会、5月21、22、23日開催予定のフ

ラフェスティバルと予定するイベントが目白押しでございました。口蹄疫発生後、本市にJAと畜産団体からイベントの自粛要請がございまして、その後、各実行委員会等に対して、その旨説明をいたしまして、まず、市としてイベントの延期、もしくは中止ということでの申し入れを行った上で協議したところでございます。実行委員会側では中止、あるいは延期を含めて多くの意見が出され、イベントを開催した場合の利益の損失、中止した場合の利益と損失など様々な議論をしたところでございます。結果としまして、それぞれの実行委員会においてイベントをするに当たり、リスクを省いたり、最大限の防疫体制を行ったりして実施するとの結論に至ったところでございます。8月12日開催予定のそうめん夏祭りにつきましては、同イベントの実行委員会で協議がなされ、会場近隣に競り市や牛舎があり、防疫体制が徹底できないという理由から中止することで決定がなされたところであります。6月6日に開催予定でございました山川みなと祭りは5月19日延期の決定がなされておりましたけれども、6月8日の実行委員会において防疫体制が徹底できないという理由で中止ということでの決定したところでございます。

- 1 1 番議員（前之園正和） いろいろな経過はあり、実行委員会がある以上は、最終的にはその判断ということもあるでしょうけれども、私が今伺ったのは、実行委員会なりに延期、中止の申し入れをするにしてもですね、市の姿勢を見せることが必要だという点では、市のイベントを中止をしたというただそれだけではなくて、できるだけ早い判断をしてですね、市に決定権があるものについては、市の方が早く判断をして、それを見せることによって、その実行委員会の方に要請したときに真剣にと言ったら語弊がありますがけれども、重きものとして受け止めてもらえるんじゃないかと。そういう意味でも、市の判断は、市の決定権を持つものについては、早い決断が必要なのではないかということをしたんです。そのことについてはどうでしょうか。

産業振興部長（吉井敏和） 当然ご指摘のとおり、市で開催決定を持つものについては、そういう決定も必要だったというふうに理解をしております。ただ、先ほど議員からもご質問ありましたように、それぞれの決定権というのは最終的に各実行委員会の方で行う。その中で市としてやれるべき、その段階でできる限りの体制ということで臨んで実施をしたということでございます。

- 1 1 番議員（前之園正和） それから消毒に関してですが、消石灰が各畜産農家に戸別配布するという点では、漏れはないものと思うわけです。しかし、それが実際に配布は全部されたとしても、それを実際に撒かれたかどうかという確認はされていないのではないかとこのように思います。また、雨が降って撒き直しをしななければならないときに、即座に対応がなされているかも確認されていないのではないかと。また、今日も雨であります、雨続きの時には、消石灰撒こうと思っても撒けないという場合もあるわけです。しかし、そういうときにも侵入は休みと、雨が降るから休みということにはならないわけですので、そういうことも含め

てですね、厳格な消毒体制と言いましょか、雨が降ろうと何が降ろうと、食い止めるんだという強い決意を持ってという点ではですね、いろいろぬかりと言いましょか、あるのではないか。また、玄関マットによる消毒液のケースもあるわけですが、マットが小さくて、例えば、右足を踏み込んでそのまま通常な歩幅で歩けば、左足はマットの外になり、消毒できないというケースもあると思うんです。100人が100人両足を揃えてとんとん入ってくると。そうしなきゃならないと言ってしまうとそれだけですけれども、いかなる場合にもですね、消毒は100%シャットアウトを目指す以上はですね、そういうところはやっぱり配慮すべきではないかと。それから、マットの形状にもよりますけれども、若干の段差があって、高齢者なり障害者などにとっては、ちょっと歩行の邪魔になるということなどもあってですね、マットを横に置くとかいうことがあってはですね、本来の目的を達成しないわけですね。そういうことも含めて、この消毒を徹底するという心構えも徹底されているかと言えばですね、問題なきものでもないのではないかという気がするんですね。その点はどうでしょうか。

産業振興部参与（浜田淳）　ただいまご指摘の消毒用マットについてでございますが、市としては、4月27日に最初のマットを購入したわけですが、その時ですね、全国的にその消毒用マットが品不足というような状況の中で、ゴールデンウィークを控えて、市としてもどうしても公共施設に配置したいという中で、40枚のマットを購入したわけですが、マットもいろいろな種類がございまして、最初購入したマットがですね、段差が確かにありまして、幅も短いマットでございました。後から買った分につきましては、そういう段差の少ないやつも購入したわけですが、最初におきましてはですね、準備する段階ではそれしかもう手に入れなかったという状況でございます。それと、消毒という点では、先ほども出ましたイベント開催についての消毒につきましては、当然、車の車両等も消毒が必要ですので、車両用の消毒ということで、幅の広い長いやつを消毒用として設置し、また、イベントの時には、会場の入り口で人の足踏み用マットも設置して対策をとったところでございます。

1 1 番議員（前之園正和）　移動制限区域、搬出制限区域というのが設定をされているわけですが、法律に基づき県知事が、その設定をするようになってきていると思います。現在、移動制限区域、搬出制限区域が10km、20kmということになっておりますが、これはもう法律によっても10km、20kmが原則ということになっております。しかし、それぞれですね、30km、50kmまで拡大設定できるようになっております。現に比較的封じ込みが早かった10年前の時には、それぞれ20km、50kmということで設定をされたわけでありまして。今回の10km、20kmはそのままでもいいのかと。場合によっては、再検討をしなければならないということも、これほど対策が遅れてくるとですね、考えられるのではないかというふうに思うんですが、この関係機関、関係部門に対して設定枠の拡大、例えば、10km、20kmを20km、40kmにするとかですね、それはいろいろ現状においてはあるでしょうけど、今の状況を踏まえてですね、この設定枠拡大についての検討を進言するというのも考えられるのではないかと思うんですが、それ



についてはどうでしょうか。

産業振興部参与（浜田淳） 今回の口蹄疫発生の場合につきましては、まず、政府の対策本部、そして県の口蹄疫対策本部、その発生地域におけます地域ごとの家畜防疫対策本部等が設定されているわけですが、その中で、今出ましたような移動規制範囲の区域ですね、それ等も設定されるわけですが、その設定区域につきましては、発生状況、それと拡大のそういう傾向等を見まして、設定されるべきものと思っていますので、万が一、本市でそういうような重大な拡大傾向の中であるようであればですね、当然、そういう現在設けております緩衝帯な地域まで含めてそういう設定をしていただくような願いは、当然していかないといけないんじゃないかというふうに認識しているところでございます。

1 1 番議員（前之園正和） 今の答弁から言えば、指宿市に不幸にして入ってきた際にはですね、というようなことだったと思うんですが、進言をしても、検討して即座に今日、市町村から申請があって、明日、じゃあそうなるといってもないと思うんですね。一定の期間はかかると思うんですよ。そういうことを含めれば、指宿市に不幸に入ってきたからというものではなくて、今の発生状況等から勘案してですね、現時点でも、拡大についての再検討というのを、現時点で求めることも、決定は向こうがするわけですけど、現時点でそのことを進言するというのも必要ではないかというふうに思うんですが、その点はどうでしょうか。

産業振興部参与（浜田淳） その規制範囲、移動範囲等の範囲につきましては、先ほども言いましたように、各関係機関から成る専門家の方もいらっしゃいますので、その中で十分、そこは拡大防止のためにとられる措置の中で検討をしていくことになるかと思えます。

1 1 番議員（前之園正和） あと殺処分等に関してですが、埋却地の確保、あるいは資材や重機の確保などいざという時には大変なことになると思うんですが、そのことも含めて十分な、指宿市に不幸にして入ってきた場合ですけど、体制の準備ということは進んでいるんでしょうか。あるいは埋却措置に難儀をしてるとか、そういった事態というのはないんでしょうか。

産業振興部参与（浜田淳） 宮崎県で発生しました口蹄疫が非常に拡大する中で、防疫作業が遅れている原因の一つに、埋却する土地の不足が言われているところでございます。埋却する場所につきましては、口蹄疫対策特別措置法第6条に、焼却、または埋却に関する留意事項の中で、患畜または疑似患畜の焼却、または埋却については、できる限り当該患畜、または疑似患畜がと殺された場所に近い場所で行わなければならないということで規定されているところでございます。しかし、大規模な飼養頭数の多い場合には、近くの土地では埋却処理は不可能と思われます。宮崎県では、ワクチンを接種した家畜については、特別措置として、移動しての埋却処理が進められているところでございます。現在、市の方では、畜産農家に埋却処理場の確保についてのアンケートを行っておりますが、現段階での結果は、隣接するところに確保されているが約30%、離れた場所であれば確保できるが9.4%、検討中が5.

3%、確保できないと、あと無回答が55.3%となっているところでございます。この無回答の55.3%につきましては、土地の所有者の問題、それと購入の問題等があり、なかなか確保できてない状況ではないかと推測されるところでございます。これを受けまして、現在、市の所有する土地で埋却処理ができる土地があるか調査もしている状況でございます。

- 1 1 番議員（前之園正和） 農家への支援についてですが、財政的支援をするにしても、緊急支援と再生産、あるいは再建に向けた支援ということに分かれ、その双方が必要になると思います。主に、国においてなされるべきだと思いますが、市においてもなすべきはなすということが必要です。6月補正に出ております子牛への支援は1頭当たり月に1万円を2か月に限ってということですが、不幸にして終息しない場合等、必要に応じて手当を継続するということでもよろしいんですか、市長、その点はどうでしょうか。

産業振興部参与（浜田淳） 今回の口蹄疫発生に伴いまして、競り市が延期になっておりますが、その中での競り延期になった場合の支援について6月補正の中で当初要求しておりましたが、それと拡大傾向にありまして、競りが伸びる可能性もありますので、7月競りが伸びるのを想定しまして、それと、当初、黒毛和牛だけを対象にしておりましたが、ホルスタインの競り市も延期になっているということで、その部分を含めまして、それと、かかる経費等も含めまして、追加補正で、またお願いしようというふうに考えてございます。

- 1 1 番議員（前之園正和） 次にですね、市税や国保税の減免についてです。不幸にして指宿に口蹄疫が入ってくれば大変な事態になるわけですが、入ってこなくても、既に、多方面に影響が出ていますし、畜産農家に、特に畜産農家においては、前年より所得が極端に少なくなることが想定されます。そうしますと、市税や国保税の減免規定に該当することが考えられます。市税や国保税の減免規定について、制度や内容を一般的には広報紙で周知をすることかいうことはやられるわけですがけれども、そういう全体向けではなくて、畜産農家に対してなどですね、今回の口蹄疫関係に係る影響は受けられるというような業界等に対してですね、特別の市税、国保税の減免規定についてのこういう制度がありますと、中身はこうなってますという周知を図る必要があるのではないかと、この点についてはどうでしょうか。

市民生活部長（井元清八郎） 口蹄疫にかかる税のご質問でございますけれども、広報いぶすき7月号で、納税の猶予制度について、市民の皆様方に広くお知らせをすることになっておりまして、畜産農家を限定しての特別な説明会というのは、現時点では計画はされておられません。

- 1 1 番議員（前之園正和） 私が言ったのは、全市民に周知をすることとは、通年のこととして必要ですが、この口蹄疫関係で畜産農家などをですね、該当するであろうことは目に見えているわけですね。ですから、その案内をするとしても、今回、口蹄疫が発生しておりまして、関係する農家は該当する見込みがありますとかですよ、対象となる可能性が十分ありますとか、1項目付けるだけでもまたずいぶん違うと思うんですね。またあるいは、口蹄

疫関係で業界、あるいはJA等もあるかもしれませんが、何らかの事情聴取、他の農政課関連のですね、集会、意見徴収の場がある時に、税務課も同行をして、その場で紹介をするというようなふうにしてですね、その畜産農家等については、特に周知をする必要があるのではないかというふうに思うわけです。先ほどの広報にしても、口蹄疫関係で、畜産農家については該当する可能性がありますぐらいの1項目入れるだけでもずいぶん違うと思うんです。その点はどうでしょうか。

市民生活部長（井元清八郎） 肉用牛につきましては、租税特別措置法の中で、既に100万円未満の所得税、住民税は免税になると、そういったこともございまして、年間を通してやってみないと、納税の、その相当の被害が出るかどうかということについては、今すぐに、特別に納税のそういったものを畜産農家に向けてということは、しばらく様子を見てみないと、現時点では、今、緊急にそういうのをしなければならぬという状況ではないと判断をいたしております。

1 1 番議員（前之園正和） もちろん畜産農家が申請をしてきても、該当するかどうかによって判断されるわけですので、こういうことについての制度案内を強める必要があると、その分野については、ということ言ってるわけで、否定する必要は何もないんじゃないですかね。もちろん出しても、それに該当しなければ該当しないわけですので、十分考えられるということですね、その畜産農家等については、こういう制度もありますという周知は、特にする必要あるんじゃないかと思うんですが、市長にお答えください、市長。

市長（豊留悦男） 口蹄疫の現状を考えます時に、畜産農家の痛みというのは、私ども行政も共有しなければなりません。そのために、生活状況、特に経済的な痛手については、積極的に行政として対応しなければならぬと考えております。先ほどの答弁にもございましたように、その現状を詳しく把握し、そして、行政の支援がどういう方面でできるのかということを検討しながら、今後、畜産農家への支援についての在り方を考えさせていただきたいと思っております。

1 1 番議員（前之園正和） 時間の関係もありますので、最後の子ども医療費の助成についてに入っていきます。ここで教育長にちょっとお答えいただきたいんですが、私は、少なくとも小学校卒業するまで子供の医療費は無料にすべきではないかということを提起しているわけですが、小学生への対応をどうするかとなれば、教育委員会にも関わりますので、教育長にも伺うところであります。子供たちが健康で健やかな学校生活を過ごすためにも、経済的理由で必要な通院や治療が遅れてはならないと思います。教育委員会としても、子供の医療費の無料化を求めると、求めると言いましょうか、無料化の方がいいという姿勢を積極的に示してもいいのではないかというふうに思うんですが、その点はいかがででしょうか、教育長。

教育長（田中民也） 子ども医療費無料化制度は、今議員ご説明ございましたように、子供の健康の向上と健やかな育成を図り、併せて、福祉の増進を図ることを目的としていると認識

しているところでございます。乳幼児医療費助成制度のような社会保障につきましては、子育て支援や少子化対策の観点から、本来は、国が制度の充実を図るべきものと思っております。ただ、子育て支援につきましては、何が有効か、今何を必要としているか、限られた財源の中で総合的に判断しながら、必要なものについては必要な施策を展開していくことが大切であると思っております。今後、子育て家庭の負担の軽減や子育てのしやすい環境づくりが充実することで、子供の健やかな育成が図られることを強く期待するところでございます。

1 1 番議員（前之園正和） なかなか述語の部分がいろいろ分かったんですが、できるものならそうあってほしいと、一言で言えば、そういうことでよろしいんでしょうか。

教育長（田中民也） 財源確保ができて、子ども医療費を無料化することができるならば、子育て家庭の負担が軽減され、子育てしやすい環境づくりが進み、子供の健康の向上と健やかな育成が図れることから、大変意義のあることだと思います。

1 1 番議員（前之園正和） 財源を抜きにするわけにいかないの、そこを付けた上でということで、必要性については当然肯定されたというふうに理解をします。

次に、市長に伺いたいと思うんですが、先ほど県内です、ね、小学校まで無料のところ、3年生までのところを含めて、部長の方から詳しく答弁をいただいたんですが、そのようなことを、つまり県内でもですね、県の行っている制度に上乘せをしている自治体、特に近年ですけれども、増えてきているというふうに思うんです。基本的には国の成すべき事業だということはありませんけれども、待っていてはどうにもというところもあってですね、県の制度に市町村、市の方が上乘せをしてきているという実態があるんですが、そのことについては市長はどのようにお考えでしょうか。財源はどうでもいいということではないんですけれども、やはり、必要となれば財源を作るという立場こそが必要だと思うんですが、その点どうでしょうか。

市長（豊留悦男） 基本的には、ただ今教育長から答弁がありましたような方向で、本市も可能な限り子育て支援というものについては、本市の行政の大きな柱としていると配慮すべきであろうと思っております。ただ、先ほど申し上げましたように、厳しい財源の中で本事業だけでなく、他の子育て支援の事業についても総合的に検討しながら、効果的な事業を展開していく必要があるかと思います。やはり、他の市町の動向も踏まえながら、今後、この子育て支援の様々な事業について見直しができるのかどうか、拡充ができるのかどうか、財源を元に、財源の状況を十分把握しながら、今後、検討させていただきたい、そのように考えております。

1 1 番議員（前之園正和） 今後、検討させていただきたいということ。市独自に上乘せをしている自治体が先ほど部長の答弁からもあったんですが、垂水市といえば、おそらくちよりも財政事情厳しいんじゃないかというふうに思うわけですね。川内、南さつま、枕崎、枕崎もおそらく悪いんじゃないかというふうに思うんですが、出水、こうして見ますとです

ね、決して財政的余裕があってやっているわけではないと。むしろ、指宿よりも財政事情苦しいところも上乘せ事業をやっているという実情があるというふうに思うんですが、この他の県内でやっているところですね、小学校を卒業するまで、あるいは3年生までとか、その他、中学校までとかまだありますけれども、そういうところは財政的に余裕があってやっているのではなくて、必要性を先に認知をして、その中で、やはり財政を作ってきてやっているというところが一番の、この求められる点じゃないかというふうに思うんです。その点はどうでしょうか、市長。

健康福祉部長（田代秀敏） 県内の19市の状況というのは、先ほども述べさせていただきましたけれども、それぞれの市自体が財源の内容というのは、たぶん違っていると思います。裕福な自治体もございませうれば、そうでない自治体もある。議員が述べられたとおりでございます。垂水、また、枕崎、非常に財政的には厳しいというのはご存じのところでございますけれども、子育ての事業という部分について全体的に見る中で、この子供の医療費の制度というのは出来上がっていくべきだろうというふうに考えているところでございます。枕崎、垂水、西之表、そういうところと、例えば、他の子供の子育てに関する事業と、その部分を比較した中で、これだけが特化して指宿が落ちているということにはならないのではないかなというふうに考えているところでございます。

1 1 番議員（前之園正和） 検討はすると言いながらも、なかなかですね、よく見えてこないわけですが、市長の検討というのは、例えば、財政が整えば、市長の指示が、担当部署に対する指示があるとすれば、財政が整えましょうということになるのか。いや、これはもう何が何でも充実をしろと、その点で財政に鑑みて、私は、とりあえず小学校を卒業するまでというふうに言ってるわけですが、やるということを決断した上で、財政を考えたらとりあえず3年生までとか、それはいろいろとあると思うんですね。ですから、財政を考えてできるかどうか検討してみろということになるのか。いや、改善をするという方向性は示した上でですね、財政のこと等も鑑みて結論を出すということになるのか。そこは大きな分かれ目だというふうに思うんですね。担当部署としては、やれということになればですね、それなりの方策を持つだけの知恵と経験は持っているというふうに思うんです。ですから、市長のそのどのような立場で指示をするのかにかかっているというふうに思うんですが、改善充実をするという結論を市長の方からですね、示すべきだと思うんですが、その点どうでしょうか。

市長（豊留悦男） 先ほど申し上げましたように、子育て支援の施策は様々なものがございませう。その支援の様々な事業の中でも、どの事業を優先してやるべきかというのも一つの判断材料であろうかと思えます。私もこの子育て支援においては、様々な事業の中でも、この医療費というものについては、他市町がどのような経緯で、どのような財源の裏付けの中でやっているのかというのを、現在、私としても状況を把握する努力をしているところでございませう。

す。ただ今ご指摘のように、県内の市の中では、本市としては、決して、この医療費補助については、高い助成と言いますか、厚い手当がなされているとは思ってはおりません。ですから、先ほど申し上げましたように、事業の総合的な事業、いわゆる全ての事業をいろいろと把握しながら、今後、この子ども医療費の助成について検討させていただきたいと、そのように申し上げたわけでございます。子育て支援に関する事業については、総合的には、全体的には、子育てしやすい環境を作るといふ、それが前提になっておりますので、そういう子育て支援事業を総合的に、先ほど申し上げましたように、事業そのものを総合的に判断しながら、この医療費についても検討させていただきたいと思っております。

1 1 番議員（前之園正和） 私が提起をしましたのは、中学校を卒業するまでを展望しつつも、当面、小学校卒業するまでということを提起してはいるわけですが、小学校卒業するまでですね。現在は、住民税課税世帯は3千円の自己負担もあるんですが、当然、無料ということになれば、この3千円の足切りも除いてもらって、小学校卒業するまでは無料にという方向で検討していただきたいし、また、もう一つは、現在、県としては自動償還払いになっているわけですが、これも現物支給方式にということも併せてですね、検討していただけたらというふうに思うんですね。現在、県が自動償還払いになっておりますけれども、他の県を見ればですね、現物支給のところが多いわけですね。現物支給になっているところでも、病院を県外に、区域外に行ったところは償還払い方式になるわけですので、いずれにしても、現物支給方式と償還払い方式の、事務的には二段になっていくということを考えればですね、現時点で、指宿市が現物給付方式にやっても、二段になるという点ではですね、特に混乱性ということにはならないのではないかとこのように思います。

時間が来ておりますので、最後に伺いますが、総合的には前進の方向を見出しながらも、財政があるのかということ、確たる答弁はなかなかないんですけども、市長が、この検討していくということの中身についてはですね、是非、実を結んでいただきたいというふうに思うんです。市長は、この2月の選挙で我々と一緒に職に就かれたわけですので、ほぼ後まだ3年なにがしかあるわけですね。少なくとも、この検討するということがですね、検討はしたけれども、任期が切れちゃったということではこれは何もならないわけですので、少なくとも、来年の新年度に乗れば一番いいんですけども、少なくとも、その任期中にはですね、一定の前進を当然成すという決意の下の任期だというふうに私は捉えるんですが、それでよろしいでしょうか。

市長（豊留悦男） 私はマニフェストの中にも、子育てをやりやすい環境を作るといふそういうものを掲げてございますので、いわゆる医療費等の問題、子育て支援の問題、それについては何らかの前進した姿を示す、そういう決意は持っております。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時09分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高橋三樹議員。

4番議員（高橋三樹） 皆さん、おはようございます。

まず、畜産農家の皆さんへ、餌代や肥料代など値上がりして経営が厳しいところに、更に口蹄疫です。大変な影響を受けていることに対して、心からお見舞いを申し上げますとともに、明日を信じて頑張っていたきたいという気持ちで一杯です。10年前に宮崎県と北海道で発生した際の処分数は牛740頭、今回は初動遅れが被害拡大につながったのではないかとされています。10年前のノウハウが生かされませんでした。今回のウイルスは、中国や韓国で今年1月以降発生したものと遺伝子配列が酷似していると言われております。現在使われているワクチンは効果が弱く、発症の抑制しかなく、治療がないために全て殺処分されます。車や畜舎の洗浄消毒や消毒薬、消石灰、消毒マットなどきちんと守るしかないのです。6月議会始まる前に、当市も他市と同じように見舞金補正予算組めるのかなと心配していましたが、豊留市政、畜産農家の痛みが分かってもらえました。これから本題に入ります。

1、口蹄疫について。その見舞金はいつ頃どこにどういう方法で配分するのか。本人申請も含めて伺います。

次は、2、ふれあいプラザなのはな館について。質問するに当たり行ってみました。ふれあいプラザなのはな館は、高齢者をはじめとするあらゆる世代の方々が生きがいづくり、ふれあいづくり、健康づくりができる施設ですと。設置は鹿児島県、管理運営は鹿児島県社会福祉協議会、2006年から指定管理者制度を導入しているようです。この施設、3月に県は、なのはな館譲渡検討と報じられました。年間2億円超かかっている施設管理費削減のためと。県は年間2億円超の赤字を何とかしたいようですが、まず、2億円超の維持管理費の内訳と収入についてどうなっているのか、分かっておれば説明願いたいと存じます。

以上で、1回目といたします。

市長（豊留悦男） 口蹄疫の見舞金、いつ頃どういう方法で配分するのかということに対するご答弁を申し上げます。宮崎県における口蹄疫の発生に伴い、5月24日に指宿中央家畜市場で開催予定であった子牛の競り市が延期となりました。県内の競り市を統括するJAグループ鹿児島口蹄疫対策本部は、5月まで延期になっておりました子牛競り市について、6月も延期することを発表しています。競り市が延期になることにより、子牛の飼養期間が延び、飼料代が余分にかかることとなります。加えて、見込んでいた収入が入らないことにより、家畜農家の経営は非常に厳しい状態となっております。このような状況を受け、市といたしましては、競り市に出す予定であった子牛に対し、競り市延期に伴う飼料代増額分の一部として、黒毛和牛1頭当たり1か月に1万円を支給させていただく。今月の6月補正に238頭分476万円を上程をしたところでございます。また、成牛及び豚につきましては、口蹄疫の発生に伴

う出荷制限等が出ていないことから、支援の対象にはしなかったところでございます。現在、都城市、宮崎市、日向市、国富町でも新たに発生が確認され、7月競り市もいつ開催されるのか見通しが立たない状況でございます。また、今回の補正とは別に、都城市等での発生もあり、7月競り市も延期となった場合を想定し、7月出荷予定分の黒毛和牛226頭分と、鹿児島県酪農業協同組合を通じた乳牛の競り市も延期となっており、この子牛の飼養農家についても同様に支援したいと考えております。見舞金の交付時期については、補正予算が可決後、本人の申請に基づき、競り市名簿に記載されていることを確認の上、速やかに対応交付したいと考えております。なお、ふれあいプラザなのはな館の件につきましては、総務部長が答えいたします。

総務部長（渡瀬貴久） ふれあいプラザなのはな館についてのご質問ですが、県は高齢者の生活づくり、地域づくり、健康づくりへの主体的参加を推進する「すこやか長寿社会運動」の定着、発展を図るための中核施設として、ふれあいプラザなのはな館を平成10年9月に開館いたしました。ふれあいプラザなのはな館は、地域での高齢者リーダーを育成する「高齢者中央大学」や生きがいづくり・ふれあいづくり等を促進する地域・世代間交流事業、老人クラブ等の各種団体の自主活動への支援等を実施している施設であります。県の説明によりますと、平成20年度は年間約26万人の利用があり、平成21年度は、研修施設で約13万人、宿泊施設で約6千人、プール・温泉の健康増進施設等で約9万人、合計で約23万人の利用があったようでございます。管理運営につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、現在、県社会福祉協議会が管理運営を行っており、平成20年度の管理運営費としましては、約2億3,200万円の支出があり、また、同年度の利用料収入といたしましては、約2,600万円と伺っております。管理運営費2億3,200万円の内訳は、管理費が1億9,600万円で、事業費が3,600万円であります。管理費の内訳を申しますと、この管理費1億9,600万円は、業務委託費9,300万円、光熱水費3,400万円、人件費2,300万円、燃料費・修繕補修費等で4,600万円であります。また、事業費3,600万円の内訳は、人件費が2,300万円、それから、講師謝金・旅費等広報費等で1,300万円と伺っております。

4 番議員（高橋三樹） それでは、まず、口蹄疫から申し上げます。配分については決まり次第、速やかに配分してほしいと存じます。

次は、これまでの消毒液などの設置、配布状況はどうなっているのか。また、拡散を防ぐために有効ですけれども、イベントなどでの消毒液、マット設置、市や国が配布した消毒液の配布はどうなっているのか伺います。

産業振興部参与（浜田淳） 口蹄疫防疫対策用の消毒マットにつきましては、現在、唐船峡や活お海道などの市内公共施設15か所と市内ホテルなど16か所の入口に靴底消毒用マットを設置いたしております。また、イベント時の対策としまして、5月15日・16日開催の指宿トライアスロン大会、5月21日から23日開催のいぶすきフラフェスティバルなど、市内外から多数



の集客が見込まれるイベントにつきましては、主催者へ依頼しまして、駐車場への車両消毒用マットの設置と、施設入口等への靴底消毒用マットの設置にご協力をいただいたところでございます。その他の催し物への対策としまして、5月15日に市営野球場で開催されました軟式野球大会や16日開催のシニア県内テニス大会、5月29日に山川大山で開催されました久太郎祭りについても、車両・靴底用の消毒マットを設置し、防疫体制を取ったところであります。次に、これまで市・国が配布した消毒薬についてですが、5月1日に市家畜自衛防疫協議会から市内の牛・豚を飼養する全農家に消石灰を配布しております。また、国からは家畜伝染病予防法に基づき、5月12日から31日にかけて、豚飼養農家24戸に消毒液を、牛飼養農家142戸と山羊などの偶蹄類飼養者16戸へ消石灰を配布したところでございます。そして、今回の新たな都城市等の発生により、いつ終息するか分からない状況ですので、県家畜畜産物衛生指導協会が、自衛防疫緊急対策事業を新たに創設したところでございます。本市からもこの事業申請をいたしましたところ、内示がありましたので、この事業を活用して、市内の全対象農家に消毒薬を配布する準備を進めているところでございます。

4 番議員（高橋三樹） きちんとやっているという答弁でしたけれども、次はですね、何らかのマニュアルは必要でないかということですが、口蹄疫が発生した場合の手順と言いますか、連絡体制、市民への通知などマニュアルはどうなっているか、その点を伺います。

産業振興部参与（浜田淳） 口蹄疫の防疫につきましては、発生予防から蔓延防止に至るまで、様々な関係機関が連携して対応することが必要であることから、発生時には、農林水産大臣が公表しています「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づきまして、患畜及び疑似患畜の殺処分・埋却、家畜の移動の規制及び家畜集合施設における催し物の開催等の制限、接触した恐れのある感受性動物の追跡、車両消毒ポイントにおける機材や人員の確保などの対策を行うこととなっております。万一、市内での発生が確認された場合、同指針に基づきまして、南薩家畜保健衛生所長を本部長とし、地域振興局、南薩地区の各市、各JA、獣医師会等の関係機関による組織体制で、各種防疫対策を実施していくこととなります。今回の宮崎県での発生において、4月28日に南薩地域の口蹄疫現地防疫対策本部が設置され、防疫対策や発生時の対処等の確認、情報共有等に努めてまいりました。また、今回の事態を受けまして、県では、口蹄疫の防疫対策について更に踏み込んだ独自のマニュアルを策定することとしているところでございます。このマニュアルは、国の指針において規定されてない細部まで盛り込むこととしており、今後の防疫体制の更なる強化につながると考えているところでございます。また、初期段階で市が早急に行うべき対策としまして、初動体制等について、指宿市特定家畜伝染病対策マニュアルを策定しておりますので、発生直後の迅速な対応に努めてまいりたいと思います。

4 番議員（高橋三樹） 今も一部ありましたけども、万が一ですね、当市で口蹄疫が疑われた時に、農家はどこに連絡をし、誰が畜舎に入り検査をして、もし口蹄疫だった場合の殺処分

とか畜舎の消毒など一連の流れは確立しているのかどうか、重ねて伺います。

産業振興部参与（浜田淳） 万が一、本市で発生した時のマニュアル等についてのご質問でございますが、農場で異常家畜が見つかった場合、畜産農家から獣医師や市役所、または南薩家畜保健衛生所に通報いたします。届けがあります。通報を受けた南薩家畜保健衛生所の病性鑑定員が現場に急行して検診、家畜伝染病が疑われ、または特定できない場合には、病性鑑定材料を採取し、動物衛生研究所に搬送され、病性判定されるところでございます。陽性であると確認されますと、国の中央防疫対策本部、県防疫対策本部及び現地対策本部が立ち上げられ、家畜の評価、殺処分、これは原則として所有者が行うようになっておりますが、緊急の必要がある場合は、家畜防疫員が実施できるようになっております。死体の処理、消毒、汚染物品の処理、接触した恐れがある感受性動物の追跡調査、移動の規制及び消毒ポイントの設定などが行われ、現地における防疫処置に必要な人員は、現地対策本部が市町村、JAなど関係機関、関係団体の協力を得て実施することになります。

4番議員（高橋三樹） 確定しておりますが、安心しましたけれども、ここでちょっと申し上げますと、口蹄疫感染拡大を防ぐため、家畜の予防的な殺処分を可能にすることを柱とした口蹄疫対策特別措置法が6月4日公布され、即日施行されました。これは2012年3月末までの時限立法で、完全なものではありません。外国を例をとりますと、イギリスは、2001年口蹄疫で645万頭を処分し、かかった費用が1兆4,000億円、これは国家の危機ととらえて、その後、法整備、家畜農家への補償を充実、国が直接関与、中央危機管理委員会が迅速な対応で拡散を防いでいるようです。日本もこのような施設、法整備がまだされておられませんので、イギリスに習い、充実したものにしてもらわなくてはなりませんし、また、しなければなりません。今、大手の子会社の役員、観光業界会社が、口蹄疫治療薬開発に向けて、2年後をめどに承認申請し、早ければ3年後に承認を得たい考えのようです。食べてもよい肉になりますように期待したいものです。

それでは次に、ふれあいプラザなのはな館について申し上げます。先ほどの答弁で年間2億3,200万円、そのうち管理費が1億9,600万円、事業費が3,600万円という答弁がありました。すごい費用ですけれども、次はですね、なのはな館は先ほども答弁ありましたけれども、1998年、平成10年に69億円で建てたと聞いていますが、現在の土地と建物の評価額はどうなっていますか。分かっておればお願いします。

総務部長（渡瀬貴久） 県のすこやか長寿社会運動の中核施設ふれあいプラザなのはな館は、県内外の高齢者の方々の活躍や、幅広い世代の方々の交流などを応援するための施設であります。敷地面積約9万3,200㎡を持ち、芝生広場、ゲートボール場など「生きがいづくり・ふれあいづくり・健康づくり」を行うための施設が整っております。建物につきましても、特徴あるデザインの中央ホールや研修施設、健康増進施設などがそろっております。ふれあいプラザなのはな館の土地の時価評価額でございますが、北町通り線沿いの近傍地の固定資産

の鑑定評価では、1㎡当たり3万3,700円となっております。しかしながら、ここの敷地は広大な敷地であることから、地籍過大に伴う減額計算がなされることとなります。なお、建物につきましては、面積が1万4,577㎡であり、特徴あるデザインや形状であることから、県において、現在、鑑定評価を委託していると聞いております。

4 番議員（高橋三樹） 現在委託しているという答弁でしたけれども、次にですね、先週同僚議員もありましたけれども、敷地は当市所有ですけれども、県から買い取りの打診はなかったのかどうか、重ねて伺います。

総務部長（渡瀬貴久） ふれあいプラザなのはな館は、高齢者が生きがいのある生活や社会への主体的参加を推進するための施設として、平成10年9月に開館いたしました。特徴あるデザインと観光都市指宿市への立地ということもあり、指宿市内外から注目を集め、高齢者の生きがいづくりはもとより、周辺地域の活性化やインフラ整備等にも大変寄与してきたものと考えております。しかしながら、超高齢社会の到来の下、県内各市町村におかれましても、高齢者の生きがいづくりを目的とした施設や、講座等が充実してきており、また、ふれあいプラザなのはな館の施設や講座等の利用者が指宿市の住民の方々に偏っているのが現状のようでございます。さらに、年間の維持管理費等も勘案したところ、今後、県で設置する必要性は低いとの考え方でありました。県としましては、まず、本市への譲渡を第一に考えているところではありますが、利用形態によっては、鹿児島県財産に関する条例に基づく無償での譲渡もあり得ると伺っております。本市が受け入れができない場合は、民間への譲渡を検討し、譲渡先が見つからない場合は、経費節減の観点から、平成23年3月末を目途に一時休止するというところでございました。

4 番議員（高橋三樹） 当時ですね、おそらく当時、指宿市出身の須賀県知事だったと思えますけれども、最初、県がなのはな館を造る時に、何らかの理由で手放す事態になった時に、協議会を設けて話し合うとか、引き取る時の条件とか、契約に附帯事項はなかったのかどうか、伺います。

総務部長（渡瀬貴久） ふれあいプラザなのはな館の土地につきましては、敷地面積が約9万3,200㎡で、所有は指宿市となっております。その契約書は鹿児島県と平成10年7月1日に土地使用貸借契約書を結んでおります。土地は無償貸し付けで、貸借期間は、平成10年7月1日から平成11年3月31日までとなっておりますが、貸借期間が満了する1月前までに鹿児島県と指宿市、いずれからも特別な意思表示がない時は、本契約を更に1年間継続するものとなっております。現在に至っております。県は厳しい財政状況や社会経済情勢の変化などを踏まえて、平成22年度末を目途に本市への譲渡を検討しておりますが、お尋ねのような、譲渡を想定した形での附帯事項については、この契約書の中には記載されておられません。

4 番議員（高橋三樹） 附帯事項はなかったという答弁でしたけれども、先ほど申しました、年間2億円超かかっている施設管理費、そうですね、利用料、使用料を多少値上げしてもと

ても追いつく額ではありませんし、また、無償もあるのかもしれませんが、今後も多額の維持管理費が見込まれます。県が肩代わりしてくれるのかどうか分かりませんが、片や、さっきも答弁がありましたけれども、平成20年度は26万人の利用者があったということ、また、平成21年度は23万人の利用者があったという事実、こういうことをとらえて、今後、市としての見通しはどうか、その点を伺います。

総務部長（渡瀬貴久） ふれあいプラザなのはな館に対する県の考え方について説明を受けましたので、現在、ふれあいプラザなのはな館の利活用方法の可能性を探るべく検討を開始したところでございます。具体的には、ふれあいプラザなのはな館利活用検討委員会を設置いたしました。そして、その下部組織として、作業部会であるワーキンググループを置き、5月下旬からふれあいプラザなのはな館の利活用方法について検討を始めたところであります。今後、どのような利活用方策があるのか、どれくらい維持管理費が必要なのか、いろいろなアイデアを出し合い、幅広く検討を行った上で譲渡を受けるか否かの判断をしたいと思っております。

4番議員（高橋三樹） 最後になりますけれども、その利活用委員会、その作業部会で検討するということでしたけれども、県からいつ頃までにとかあるのか、また、ない時には、本市として、いつ頃を目処に考えているのか、その点はどうか。

総務部長（渡瀬貴久） 県としては、平成22年度末を目途に施設の譲渡等を検討しております。その場合、県としましては、12月県議会には関係条例等の提案を考えているようでありますので、本市としまして、県のスケジュールに沿った形で一定の方向性を示すことになろうと考えます。

4番議員（高橋三樹） 大変難しい案件じゃないかと思えますけれども、慎重に検討してほしいと存じます。

これで終わります。どうもありがとうございました。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時38分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、大保三郎議員。

18番議員（大保三郎） 18番、大保三郎。通告してありました高校再編と修学旅行誘致について質問させていただきます。生徒減少に対応した公立高校の在り方について、鹿児島県公立高校再編整備等検討委員会が、3月26日に、2011年度以降の高校の在り方について原田県教育長に答申をいたしました。これを受けて、県教育委員会高等教育課は、17年度までを2・3年期に分けて学科再編や統廃合を含めた学校配置を検討していくとあります。1996年度に策定された整理統合基準では、全学年で6学級の学校では、5月1日現在の在籍者数が定員の3

分の2以下が2年続いた場合には、原則、廃止するとなっています。今まさにその危機にあるのが山川高校であります。山川高校の定数240名に対し、5月1日現在の在籍者数は161名で、辛うじて県の基準をクリアしています。本県の中学校卒業生数が、平成元年3月の2万8,816人をピークに減少を続け、平成21年3月には1万8,250人となり、平成30年には1万5,600人程度になると見込まれています。中学校卒業生数の減少と、高校存続という厳しい状況の中で、市内の高校存続をどのように県教委に要望していくのか伺います。また、市立指宿商業高校の県への移管は可能なのか伺います。

次に、修学旅行について伺います。近年、修学旅行の形態が農業体験や環境学習、自然体験等の盛んな地域への増加が見られるようです。6月3日の南日本新聞の記者の目が、地域再生に向けた修学旅行誘致の取組を掲載していました。垂水漁協は、体験型観光として、カンパチへの餌やり体験を修学旅行日程に取り入れ、中学生が大きな歓声を上げていたとのことです。昨年では2校、本年度は5校が訪れる予定だそうです。地域住民が日ごろ見慣れた光景でも、都会の方々には貴重な経験であり、意外な観光資源を掘り起こしたな、と思うところでもあります。指宿市も教育委員会、観光課、農政課が一体となって取組み、積極的な誘致活動やガイドブック等の作成をし、広く広報する必要があるかと思いますが、見解を伺い、1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） 高校の存続をどうやって図るのかというご質問についてでございますけれども、鹿児島県では、平成15年度に策定しました「かごしま活力ある高校づくり計画」に基づき、高校再編を進めております。これまでに、県内9地域で18校が廃止され、8校が新設校として設置されております。県公立高校再編整備等検討委員会では、平成22年3月に「今後の生徒減少に対応した公立高校の在り方について」答申し、その中で、鹿児島学区外の普通科においては、一定の学級数を有し、生徒の大学進学等のニーズに対応できる高校を配置する。また、専門学科のうち、農業科、工業科、商業科においては、一定の学級数を有し、拠点的な役割を担う高校を配置し、生徒が希望に応じて選択できるようにすることが望ましいとしております。また、再編の整理統合基準に学級数が全学年6学級の学校で、毎年度5月1日現在における全学年の在籍者数が、募集定員の3分の2以下の状況が2年間続いた場合という基準がございます。現在のところ、市内にある三つの公立高校については、県から再編の話はないところでありますが、市内3校の中では山川高校が、在籍者数が定員の3分の2以下を辛うじて免れている状態でありますので、再編整備の対象になることが危惧されております。山川高校は今も特色・魅力ある学校づくりのために、地域に密着した活動をしており、指宿市が目指す「豊かな資源が織りなす食と健康のまち」の中核を担っている学校であります。山川高校の生徒が育てたバイオ苗を生産農家が利用していることや、出前授業で小・中学校と交流活動を行うなど、山川高校は地域と一緒に活動しております。このようなことから、市内の高校が存続危機となれば、中学生にとって自分の目指す高校がなくなって

しまう恐れもあるため、このような状況を回避するためにも、高校再編関係市町村長がごしま県連絡会などと連携を図りながら、常に最新の高校再編の情報収集に努め、既存高校の存続に向け、対応の遅れがないように考えているところでございます。なお、指宿商業高等学校の県への移管は可能かということにつきましては教育長が、修学旅行の誘致、どのような誘致活動を行っているか等については産業振興部長が答弁いたします。

教育長（田中民也） 指宿商業高等学校の県への移管は可能かとのお尋ねでございますけれども、指宿商業高等学校は、昭和23年3月に今和泉村立今和泉高等学校として発足し、昭和29年4月に指宿市立今和泉高等学校に改称されております。さらに、昭和32年6月に指宿市立指宿商業高等学校に改称し、現在に至っております。昭和44年4月から学則の改正によりまして、1学年6学級編成に改められましたが、現在は総学級15学級、定員600人で、生徒数585人が在籍しております。本校は南薩学区におきまして、唯一の商業学科のある専門学校であり、生徒は指宿市内はもちろん、鹿児島市や南九州市から通学しているところでございます。22年度の受験倍率は1.15倍で、県下の商業学科を設置している高等学校の中で第3位という高い倍率となっております。また、近年、国公立大学や短大などへの進学率も高く、就職率もほぼ100%を達成しております。さらに、ソフトテニス部やワープロ部などが全国大会に出場するなど、活躍が目覚ましいところでございます。したがって、本市におきまして、歴史と伝統を持った誇り高き市立高校として、また、ビジネス教育のスペシャリストを育成する専門学校として充実した学校運営が展開されていることから、設置者変更、つまり県立への移管をする状況にはないと理解しているところでございます。

産業振興部長（吉井敏和） 最近の修学旅行のスタイルは、海外都市視察や観光施設見学といった物見遊山的な観光から、地域の自然資源、人的資源といった学習素材を最大限に生かした体験型観光へと変わってきているようでございます。鹿児島県は、このような学習素材が豊富に存在することから、県観光連盟の中に県教育旅行受入対策協議会が組織されており、その中で首都圏等への誘致活動を行っており、本市もその中で一緒に誘客を図っているところでございます。また、本市では南九州市と南大隅町の2市1町で構成しておりますいぶすき広域観光連絡協議会の事業の一つに、「指宿大好き体験」という修学旅行団体にも対応できる体験型の受入事業があることから、これらを通じて誘客を図っている状況でございます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時49分

再開 午後 0時57分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

18番議員（大保三郎） 最初はですね、山川高校の在籍者が5月1日現在で161名、辛うじて基準をクリアしていると申し上げました。現在では、更に5名の退学者を出しています。もし、県の基準がですね、5月1日でなく、6月1日であったら、来年の結果次第では深刻な事態

を招きかねない可能性もあるのではないのでしょうか。入学した生徒が卒業という目標を見失うこと、また、いとも簡単に退学という道を選択するというところにですね、中学校の進路指導に問題があるのではないかと、私は感じるんですが、いかがでしょうか。

教育長（田中民也） 現在の社会は、産業や経済の変化や雇用の多様化、大学全入時代の到来などによりまして、生徒を取り巻く環境は大きく変化してきており、生徒の進路についての価値観も多様化してきているところでございます。このような状況下におきまして、生徒が困難に直面しても、諦めずに、自分の学習ニーズを持って積極的に立ち向かっていけるような、適切な進路指導の推進が必要であります。中学校における進路指導に当たりましては、自分の将来への目標が実現できるように、最終学年の3年に入ってからではなく、入学時から生徒の進路希望を親身になって個別に聞いたり、先輩などの事例講話や、企業などで活躍している講師を招いて講演会を開催するなどの活動を展開しているところでございます。ところで、山川高校における退学した生徒についてであります。高校によりまして、本年度に入ってから5名の生徒が退学し、うち新入生は1名、他の4名は2年生と3年生とのことあります。退学の主な理由は、就職希望のためや、学校生活に馴染めないなどと聞いているところでございます。夢と希望を持ち目的意識を持って入学した生徒が、3年間の高校生活を無事終了できるよう、中・高の連携を密にして、地域総がかりで生徒の育成にあたる必要があると思っております。また、山川地域においては、小・中・高の連絡会や授業参観など、積極的な連携の取組がなされているところでございます。今後とも中学校における進路指導の充実に一層努めてまいりたいと思っております。

18番議員（大保三郎） 進路指導の充実に一層努めるということですので、来年度以降、退学者の出ないことを祈りたいと思っております。しかし、山川高校に限らず、どこも退学者というのは出るわけでございますけれども、あまり多いんじゃないかと。今の3年生はですね、28人入学してもう11人しか残ってないんですね。そういうことからした時に、もうちょっと真剣にですね、親も考えないといけないんじゃないか、こう思うところでございます。山川高校では、平成5年度からバイオサツマイモ苗の栽培をして、山川地域のサツマイモ農家の8割がその苗を利用しております。地域の拠点的役割を担っているという高校ですので、県教委も簡単には募集停止や廃校にということとはできないと思うところでございますけれども、校区内の行政として、高校存続については積極的に取組み、地域にとってなくてはならない高校であるということ、市民、県にアピールする必要もあるのではないかと思います。具体的には、市のできることは市の広報で積極的に、県立ではあっても、山川高校、指宿高校、また、市立であれば当然ですけども、指宿商業のですね、生徒の活動状況、行事等、そしてまた、今年はインターハイを見れば、指宿商のソフトテニス、2年連続の九州大会、全国大会に今年は行きます。指宿高校にすれば、野球部が全国高校野球選手権の県大会のシード校に久々に選ばれました。これらの活躍を積極的に市の広報でアピールできるんじゃないかと

思うんです。山川高校も先ほど市長も触れられましたけれども、小学校への出前授業、それから、交通安全運動の一環として、自分たちの花を警察の協力を得てですね、運転手に差し上げているようでございますが、それらもうちょっとアピールしていいんじゃないでしょうか、どうでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） 市内の各学校における活動状況及び行事等の広報紙への掲載につきましては、これまでも小・中学校をはじめ、市内の高校の行事についても掲載しているところでありまして。これまで掲載した山川高校の話題では、バイオサツマイモ苗の販売や小学生を指導する夏野菜の植え付けなどの出前授業などを掲載しております。一方、指宿商業高校については、指商デパート、ソラマメをあしらったゆるキャラの携帯ストラップの制作販売、地域の特産品を生かした取組など、特徴的なものや、全国大会への出場、学校の活動などをタイムリーに市民へ広報しているところでありまして。市内の高校については、高校再編の対象となることも危惧されますので、これら学校の活動等については、これからも広報紙等を通じて市内外へ発信してまいりたいと思います。

18番議員（大保三郎） 今、高校再編ということもあったわけですけど、県教委の方では、三つの高校を統合して一つの高校にするんだという考えはないわけでありまして、その募集者がいなければ、その高校は、その地域が必要ないと認めたということで廃止、募集停止という方針を持っているかと思えます。そこでですね、このスポーツ関係でいきますと、えてして市内の高校、そしてまた、有名な私立の高校に親も子も夢を持って行くわけですけども、市立指宿商業は特にですね、市の力の入れ方次第では、ソフトテニス以外にももっともっといい成績を残す方法があるんじゃないかと思うんです。その辺のところの入れ具合はどう思ってますか。

教育長（田中民也） 今、指宿商業におきましては、学校の学校長を中心に職員一体となりました取組がこれまで以上に地域住民、保護者の皆様方のお力の支えの下に展開されているところでございます。特に、上級資格試験等につきましては、本当に素晴らしい成績を残し、就職も100%という状況でございますし、私はかねてから教育の躍進というのは、一つのことをやれば、他のものも波及的に連鎖的に、伸びていくというのが、教育の本来の姿だし、子供たちだと思います。今、議員からご指摘ございましたように、一つのソフトテニスが良いければ、他のものも相乗的に高まる必要があるし、また、教職員も、その担当におきましては、ソフトテニスを一つの見本と目的として、高まる必要があると思うし、高まってくれるだろうと、期待しているところでございます。今ご指摘いただきましたようなことは、学校長におきましては十分理解しているとは思いますが、更に教育委員会としても支えていきたいと思っております。

18番議員（大保三郎） 平成30年にはですね、中学校の卒業者が1万5,600人程度になると申し上げました。指宿市内の高校の定員、11学級で440人です。22年、市内の中学校を卒業生4



21人のうち、市内の3校に入学した生徒は239人、57%です。中学校卒業生数が減少していく中でですね、山川高校が80人、指宿高校が160人、指宿商業は200人、この定員についての感想を伺います。また、質問には上げませんでした、穎娃高が120名と、こういう定数でございまして、定員数について感想をお願いいたします。

教育長（田中民也） 高等学校の定員につきましては、県立高校は、県教育委員会の行政組織等に関する規則に基づきまして、県教育委員会が決定しておりますし、指宿商業高校は、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則に基づき、市教育委員会が決定しているところでございます。定員策定に当たりましては、一般的には、中学校の卒業生徒数の推移や、毎年7月に県教委が行っております進路希望調査、これまでの入学試験の倍率、4月になってからの実際の入学者数等々、様々な視点から総合的に判断し、策定するものと理解しているところでございます。また、1学級の生徒の数につきましては、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律で、1学級の生徒数は40人を標準とすると定められております。定員につきましてはの感想でございますけれども、以上のような考え方、基本的な考え方や現状を踏まえました時に、各高校の現定員はやむを得ないものと考えているところでございます。また、中学校卒業生の98%が高校等に進学する中で、大学等の上級学校への進学を希望する生徒、就職を希望する生徒、多様な学習スタイルや、学び直しの機会を必要とする生徒など多様化しております。このようなことから、生徒の進学目的や学習ニーズ、進路希望などが生かされる魅力ある高校づくりが今必要と思っておりますし、また、議員ご指摘のように、市内中学校卒業生徒の約57%しか市内高等学校に入学していない実態もございまして、地元高等学校を自信と誇りを持って、母校とする進路選択、こういうものの進路指導に工夫改善をしてみたいと、このように思っております。

18番議員（大保三郎） 現在、県立古仁屋高校の在籍者数がですね、定員の3分の2の状態が2年続き、古仁屋高校の存続を求める役場の会、古仁屋高校を支える町民の会などが結成され、7千人の署名を集めるなど、積極的に高校存続を県教育委員会に要望しております。その活動に立っているのは、瀬戸内町長自身であります。万一ですね、指宿市内の高校が古仁屋高校の状態になった時、豊留市長が先頭に立って、その存続活動をしていただけたらでしょうか。

市長（豊留悦男） 古仁屋高校につきましては、1学年2学級の普通科のみの高校でございます。同様に、再編整備の対象になることが危惧されております山川高校も、1学年2学級でありますけれども、山川高校は専門学科の高校であるという大きな違いがございまして。先ほども答弁いたしましたように、山川高校は特色、魅力ある学校づくりのために、地域に密着した活動を行っております。例えば、生徒が育てたバイオ苗を生産農家が利用しているとか、出前授業で小・中学校と交流活動を行うとかといった活動等でございます。また、県の公立高等学校再編整備等検討委員会は、農業科、工業科及び商業科を有する高校については、数校を

県全体のバランス等を考慮して配置するとの考え方を示しています。このようなことから、今すぐに再編ということはないかと思えますけれども、山川高校をはじめ指宿商業高校等は、特色ある学校ですので、今後、県教育委員会から再編整備についての具体的な話や、整備統合基準に該当するようになった場合には、まずは学校、地域、行政が一緒になって考えていく必要があるかと思えます。先日の新聞にもございましたように、6月11日の新聞でございますけれども、市町村長連絡会は、小規模校存続の要望を県教委に出しております。県内の市長会としまして、地元の考え方を大切に高校の再編を行っていただきたい。再編をする際には、地域の実情を把握し、地域の声を聞いていただきたい。そういうことで、要望をしたところでございます。県内の高校再編について考える会でもございます。高校再編関係市町村長鹿児島連絡会などとも、今後、私も積極的に連携を図っていくとともに、県教育委員会と十分な協議をしていきたいと考えております。

- 18番議員（大保三郎） 高校再編の前にですね、私は公立高校の配置状況、これを見た時に、指宿市が南薩教育事務所管内なんですね。指宿市から加世田高校にはいっぱい行けるけれども、鹿児島市内の高校には5%枠でしか行く方法はない。そうした通学の際のですね、交通体系とか見る時に、指宿市は鹿児島学区に入るべきだと思っております。実際、22年度の高校進学状況はですね、指宿市の中学校卒業生70名位が鹿児島市内の公立、私立学校に入学しているんです。南薩学区、鹿児島学区、この分類ですね、高校受験者に与える影響というのはどのようなことが考えられるか。また、県教育委員会に対して、学区の見直し等を求めた方がいいのではないかとと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

教育長（田中民也） 今、ご指摘の問題でございますけれども、実際問題として考えました時に、指宿市内の子供たちが通学を考えました時に、ご指摘のように、川辺、南薩地区に行けるアクセス等を考えましたら、大変なことでございます。高校教育課が募集定員の説明にまいりました時に、一昨年でございましたでしょうか、この学区の説明がありました時、私も、指宿は子供たちの通学等を考えた時に、鹿児島学区として考えてほしいと。そして、行政の一つの機構が統廃合になって、その形に乗る形で学区を編成しないでほしいというような要望もしたところでございます。結果としましては、このような7学区になっているところでございます。子供たちの通学やまた進路選択の幅を考えました時に、議員ご指摘の鹿児島学区ということは適切な学区だろうと私は思っております。そのような意味から、今後、そのような一つの要望につきましては、立場にございませんけれども、あらゆる機会を通しましてお願いをしてまいりたいと、このように思っております。

- 18番議員（大保三郎） 早急にということは無理でありましょうけれども、鹿児島学区が一番合ってるんじゃないかと思えます。

指商について伺います。私は県に移管できるのかどうかということをお伺いしたところでありますが、まだその設置者を変更する気はないという考えでしたけれども、どうでしょう、県

に移管できるのでしょうか。

教育長（田中民也） 先ほどは指宿商業高等学校は、県立移管の状況にはございませんというように形でご答弁をさせていただきました。今、議員のお尋ねは、手続きとして法的に、またはそういうようなことが市立高校を県立の方に移管できる可能性というのは、いろいろな理由は別として、可能かどうかというようなお尋ねかと思えますけれども、地方自治法におきましては、公の施設についてのことについては、設置条例で定めなさいと。そして、配置等においては、議会の3分の2以上の同意を得るようにと、こういうことが地方自治法の中で述べられておりますし、学校教育法の2条では、これを受けまして、設置者、そして設置廃止、それに先ほど議員からございました設置変更、これについて地方自治法にはないこの設置変更、つまり、移管ということについて学校教育法で触れられております。学校教育法においては、地方公共団体は、設置廃止、設置変更については、次の各号にわたる許可を得なくてはならないということで、市立高校においては、県の教育委員会の許可が必要と、こういうふうに学校教育法ではなっているところでございます。私どもの指宿市の学校設置条例におきましては、設置廃止については、条例としてなっておりますけれども、設置変更ということは、当時考えてもなかったのか、設置変更については触れてございません。しかし、学校教育法を適用すると、設置変更は、県教育委員会の認可が必要ということがございますので、これで十分対応できると思えます。そのような意味から、法的にはこのような手続きで可能と思えます。しかし、くどいと怒られるかもしれませんが、指宿商業高等学校におきましては、今、生徒募集において非常に窮屈な思いになっているとか、学校施設の維持が困窮な状況にあるということではございませんので、移管は考えていないところでございます。

以上でございます。

18番議員（大保三郎） 今、生徒の募集も十分に応募もあるということですが、今年から高校無償化になりました。実質的な義務教育になったなど、こう理解しているところでございますが、指宿商業には鹿児島市内から相当数来ていると思うんですが、この鹿児島市から来ていた生徒さん方がですね、私立高校にも支援がされますので、おそらく、市内の私立高校の方にちょっと足が向くんじゃないかなと私自身は思っております。そうしたときに、指宿商業の定数200というのがどういうことになるかということはあるかと思えます。移管はできるというけれども、今はまだその段階ではないということですが、指宿市がですね、高校を運営する意義というのはどういうことでしょうか。

教育長（田中民也） 指宿商業高校の存続についての目的は何かという、学校存在の目的というふうにとらえさせていただきました。指宿商業高校の商業科の設置に当たりましては、当然、生徒の多様な能力、そして、適正、興味、関心、このようなものを進路指導に当たりましては十分対応できるように、その生徒を受け入れるための基本的な考え方としております。

そのような意味から、本校の入学の生徒は、商業の基礎的学力の向上とか、専門的な上級資格の取得、こういうのを目指す生徒たちでございます。これが本校への入学に当たって、生徒も入学目的をしっかりと持った生徒が入ってきているものと私は理解しているところでございます。中学校卒業者が90%以上高校に進学する、この98%でございますが、進学する現在におきまして、様々な目的とか、学習ニーズ、進路希望を持った生徒が現在入学しているところでございます。また、生徒の多様化も求められているところでございます。このようなことを考えました時に、生徒の多様な学習ニーズとか、進路希望とか、このようなことを最大限に伸ばしてやるのが、私は高等学校存在の意義だと思っておりますし、指宿商業高等学校におきまして、生徒一人一人の能力とか個性、こういうものを最大限に伸ばしてやる学校であるし、自己実現を果たすことができる高等学校であると確信しているところでございます。そのような意味から、高校生を教育していく上での専門性を確保できている高校でありますし、そしてまた、先ほども言いますように、進路希望にこたえる学校であると、こういうようなことを考えました時に、指宿商業高等学校はなくてはならない学校であると私は自負していいと、このように思っているところでございます。

18番議員（大保三郎） 指宿商業はですね、南薩教育事務所管内では、唯一の商業科でございます。地域においては、また、山高も一緒ですが、拠点的な役割を担う高校なんですが、教育環境の整備、充実、また、高度な商業教育ですよね、そして、ビジネス、経済、情報教育等、就職率は100%だと教育長も自負しておりますけれども、教育行政というのは上級資格、初級・中級じゃなくて、上級資格をですね、多く生徒に取得させる必要があるかと思えます。県に移管しなくても、指宿市立でも教育環境は変わらないんだと、こう理解してよろしいんでしょうか。

教育長（田中民也） 県立・市立を問わず、子供たちの一つの、先ほど言いましたような学習ニーズにこたえるためには、最大限の上級を目指すことが、学校教育の果たす役割でございますし、市立・県立を問わず、それは努力していかななくてはならないことだし、もうちょっと言わせていただきますと、県立に負けない魂でやっていきたいと、このように思っております。

18番議員（大保三郎） 今の力強い言葉に期待をいたしております。

先ほどは産業振興の方からですね、修学旅行の観光課ですね、観光課の方から答弁をいただいたんですが、私は教育委員会も含めておりましたので、ちょっと教育委員会にも質問させていただきますが、指宿市の小・中学生の修学旅行の実態、行き先とかですね、指宿では体験をさせているんですが、どのような体験をして帰ってきているのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

教育長（田中民也） 指宿市内小学校12校、中学校5校の修学旅行でございますけれども、小学校におきましては、熊本方面がほとんどの学校で、全部でございます。中学校5校におき

ましては、長崎・福岡方面がほとんどでございますが、途中で熊本、佐賀を入れている学校が2校ほどございます。今、議員ご指摘のとおり、修学旅行に行った先でどのような学習を展開しているか、体験させているかということでございますが、申し上げるまでもなく、今の新しい学習指導要領におきまして、また、私ども最も大切なことだと思っておりますのが、今の児童・生徒たちが家庭の中に閉じこもり、いろいろな家庭の中で一人で過ごすような機会が多くて、非常に自主的、自立的な態度がなかなか育ちにくいというような大きな課題を抱えております。そのような中で、最も大事なことは、いろいろな機会を通じて、体験活動、自然体験、社会体験を徹底してやらせることだと、このように思っております。議員ご指摘のように、修学旅行も物を見る、見物するということから、行った先々、途中におきまして体験を心掛けることは必要と思っております。そのような意味から、特に小学校におきましては、自分たちで修学旅行に行く前にグループでテーマを設けまして、そのテーマ研修、テーマを解決する資料を取ったり、いろいろなそのような活動をやっているのがほとんどでございますし、中学校におきましては、特に干潟の泥んこ体験とか、それから、陶器づくり、記念館などの語り部の話を聞き、自分たちも語りかけていくというようなこと等々、また、環境ミュージアムでの体験活動、貝殻、布きれなどの廃材を利用していろいろな活動を展開しているところでございます。特に中学校におきまして、その体験活動が充実していると、このように思っておりますけれど、小学校におきましては、議員ご指摘のように、もうちょっとこの辺り充実した体験活動という視点からの充実をこれから促していきたいと思っております。

18番議員（大保三郎） 小学校のテーマというのがちょっと分りづらいところがありましたけれども、教育委員会としてもですね、誘致活動をすべきだと私は思うんですが、産業振興の方のを聞きました。教育委員会が具体的に指宿市にお出でくださいと。誘致活動というのはどのようなことがあるんですか。

教育長（田中民也） 私ども教育委員会におきまして、文化施設でございます時遊館COCCOはしむれの利用促進の目的で、修学旅行の誘致を行っております。これまで県外、県内小学校及び旅行代理店へ直接訪問をしましたり、また、特に訪問先は、宮崎市、都城市、また、その周辺郡部、熊本県八代市、人吉市、その周辺郡部、そして鹿屋方面でございます。また、宮崎県南部、熊本県南部の代理店宛てに、時遊館COCCOはしむれのチラシも郵送しているところでございます。時遊館COCCOはしむれに入館いただきました学校につきましては、先ほどご指摘もございましたように、農林業、漁業などの体験も併せてしていただければ、魅力ある修学旅行になると考えております。このことにつきましては、関係部局等が連携しながら、地域活性化も視野に入れて、修学旅行の誘致をしまいたいと思っております。参考までに、この他、修学旅行誘致活動としまして、私どもは、鹿児島県教育旅行受入対策協議会発刊の教育旅行ガイドブックに掲載させていただきましたり、小・中

学校の副読本に時遊館COCOはしむれの展示資料を掲載しております。一つ二つ例を申し上げますと、岩崎書店の日本歴史資料集1、茜書房の調べ学習に役立つ日本歴史博物館史跡1・2などでございます。また、全旅協、全国旅行業協会でございますが、こことか、大手旅行代理店18社との観光券、クーポン券でございますが、契約の締結などもして、誘致を進めているところでございます。

18番議員（大保三郎） 今、教育長の方から、教育旅行ガイドブックとかいろいろなガイドブック等の案内があったんですが、議員図書室にもですね、できれば1部ずつは置いておいてほしいなと思うところでございます。2009年に修学旅行で県内に宿泊した生徒数が6万6,053人、学校数で506校だったそうですが、県内の各自治体がこの修学旅行の誘致にですね、積極的に活動しているのではないかと思います。昨年はNHK大河ドラマ「篤姫」効果であったろうと思いますが、23年度九州新幹線鹿児島ルート全線開業に期待していた矢先ですね、口蹄疫の被害が重なり、南九州、鹿児島観光、修学旅行等への悪影響があるのではないかと心配しているところでございます。今このような現状をですね、観光に対してあまり深く議論してもですね、どうかなと考えているところであります。一日も早く口蹄疫の終息宣言をお祈りするとともに、被害農家の皆様方に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

これで終わります。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時39分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、森時徳議員。

21番議員（森時徳） お待たせいたしました。21番、森です。梅雨入りが遅くなりましたが、もう入った途端に強い雨風が何日も続きまして、梅雨末期みたいなですね、すごい日が続いておりますが、大きな被害がないことを祈っておるところでございます。また、宮崎で発生しました口蹄疫がなかなか終息をしないですが、畜産だけじゃなくて、他産業にもですね、大きな影響とか被害が出ているようでございます。万が一県内、あるいは指宿市でもですね、そのようなことがありましたらですね、素早い行動を取り、被害が少なく済むようにやっていただきたいと。指宿市も基金は少ないですけれども、どんと出すべきお金は出していきたいと思っております。

それでは、通告に基づきまして一般質問をいたします。

まず、公共施設の統廃合についてでございますが、合併して4年が過ぎ、それぞれの自治体で建設された公共の施設が同じような使用目的で建てられておりますが、いろんなものが複数同じみたいなのがありまして、市の財政状況を考えるとですね、統廃合すべき時期であると思っておりますが、どうか、お伺いいたします。

次に、なのはな館の問題についてでございますが、県との話し合いや今後の対応はどうするのか、伺います。

三つ目に、高齢化や人口減少により空き家が目立ってきております。管理が悪く、防犯上問題があると思いますが、いい対策はないか、伺います。

以上で、1回目を終わります。

市長（豊留悦男） 施設の統廃合に関するご質問をいただきました。合併後、市内には市営住宅や学校を除き、建物がある、または管理する人がいる施設等、主な公共施設が約80施設ございます。これまで、公共施設につきましては、民間への業務委託や指定管理者制度を活用しながら、施設のサービス向上や運営経費の削減を図ってきたところでございます。また、施設の見直しにつきましては、補助金等や事務事業の評価見直しにおいて、利用状況が低かったり、設置当初の目的が希薄になってきたと思われる一部の施設について、外部評価機関である行政評価委員会に諮りながら、評価見直しを行ってきたところでございます。今後、第二次集中改革プランに掲げた施策別事業優先度評価の手法を活用し、公共施設も一つの事務事業と見なした上で、設置目的別に評価見直しを実施してまいりたいと考えております。なお、なのはな館については、総務部長が、空き家対策についても、同じく総務部長が答弁をいたします。

総務部長（渡瀬貴久） ふれあいプラザなのはな館についてのご質問ですが、ふれあいプラザなのはな館は平成10年9月に開館し、平成21年度は年間約23万人の方々の利用があり、温泉やプールで健康維持に努める方々、研修施設等で生涯学習を行っている方々など多方面での利用がなされているようです。県はふれあいプラザなのはな館については、利用者が所在地周辺市町に偏っていること、多くの市町において同種、または類似のサービスを提供している実態があることなどから、引き続き県で設置する必要性は低いとの考え方を県議会の行財政改革特別委員会で報告しております。そして、4月中旬に県の担当者が本市を訪れ、県の考え方について説明があったところです。県としましては、まず、本市への譲渡を第一に考えているところでありますが、利用形態によっては、鹿児島県財産に関する条例に基づく無償での譲渡もあり得ると伺っております。本市が受け入れできない場合は、民間への譲渡を検討し、譲渡先が見つからない場合は、経費節減の観点から、平成23年3月末を目途に一時休止するというところでございました。これを受けて、本市としましては、ふれあいプラザなのはな館利活用検討委員会を設置し、その作業部会であるワーキンググループを置き、5月下旬に利活用方法について検討を始めたところであります。今後、どのような利活用方策があるのか、いろいろなアイデアを出し合い、幅広く検討を行った上で、譲渡を受けるか否かの判断をしたいと思っております。

次に、市内に空き家が目立つが、防犯上など問題があると思うが、良い対策はないかとのお尋ねですけれども、本市における空き家につきましては、平成20年10月に調査された住宅・

土地統計調査資料では、市内住宅総数2万2,600戸のうち13.10%に当たる2,960戸であります。空き家には、住宅として利用可能な建物と、管理放棄され、老朽化した住宅として利用不可能な建物があり、利用不可能な空き家・廃屋については、隣接する住民の家屋に被害を及ぼす恐れのあるものもあります。また、昨年、平成21年中は、市内で連続して空き家からの火災が発生しており、空家の管理について、近隣住民から不安な声や苦情も寄せられております。何らかの理由で管理放棄された空き家・廃屋につきましては、取り壊すことが近隣住民の不安解消の一番の方法ですが、どのような状態の建物であっても、個人所有の財産であることから、所有者に対しまして、文書、または口頭により、必要に応じて対策を取っていただくようお願いをし、協力を求めているところでもあります。さらに、所管区域の消防団により、啓発活動時において、空き家や独居老人家屋も重点的にパトロールを実施し、予防消防にも努めているところであります。

2 1 番議員（森時徳） 2回目に入らしていただきますが、第三セクターや給食センターの委託問題、それから、事業評価、指定管理など関連がありますので、まとめてですね、これらも含めて2回目の質問に入りたいと思いますが、いろんな施設の資料を見せていただいたんですが、今後のですね、施設の統廃合について、その計画というのは十分立てているのかどうかを、まず、伺いたいと思います。

総務部長（渡瀬貴久） 公の施設の統廃合の問題でございますけれども、先ほども市長が答弁いたしました。本年度、第二次集中改革プランに沿って、施策別の事業優先度評価を行うことにしております。この評価を用いて貢献度、優先度等について判断をした上で、次に、統廃合等の計画という作業に入っていくものと思われま。

2 1 番議員（森時徳） もう合併して4年も経つんですけど、まだ入口かなという感がするんですが、早くやるべきじゃないかという気もするんですけども、個別と言いますか、細かく聞きたいんですが、公共施設の資料を見せていただきますと、農業関連の施設が相当ですね、同じみたいなのが多いようでございますけれども、それについて、統廃合を行革の方なんかでは検討したことがあるのかどうかです。相当使われてない、あまり使われてない施設もあるんじゃないかと思うんですが、それらについて使用人数とか、あるいはその施設の利用状況ですね、それについてもいろいろまた売上などが発生するところもあると思いますが、それらについて把握してるかどうか伺いたいと思います。

総務部長（渡瀬貴久） 施設の統廃合等につきましては、平成20年度からその施設ごとに評価を行っております。そして、その評価の仕方といたしましては、第三者評価委員会も評価に加わっていただきまして、それぞれ継続、改善、廃止といった方向での結論を施設によっては出してあります。今ありましたけれども、平成20年度の評価の対象となりました開聞の漁村センター、これにつきましては、行政評価委員会の評価に基づきまして、廃止となっております。なお、施設を廃止するに当たりましては、国の補助金適正化法と緩和措置の動向等



も踏まえて、財産処分等の方法を検討していくこととなっております。また、同様に、各保育所、幼稚園等についても、評価の対象としたわけですけれども、継続というような取り扱いで現在に至っております。平成21年度には、施設といたしましては、開闢案内所の運営につきまして検討を加え、廃止というような形になっております。今後も施策別の事業評価に基づきまして、個々の施設についてどのような取り扱いをしていくのかということについては、検討を続けていくことになっております。

2 1 番議員（森時徳） なかなか入口に入ったばかりで、何年も何か足踏みしてるような気がするんですけども、それでは開闢山麓にある施設についてちょっとお伺いしたいんですが、愉徒里館、ふれあい公園、それからそばの館ですかね、皆楽来とか、市の職員もいるわけですけれども、ここの利用者とか売上等について把握はしているのかどうかですね、お伺いしたいと思いますけど。

産業振興部長（吉井敏和） かいもん山麓ふれあい公園、それから、そばの館皆楽来、愉徒里館等の利用人員、それから、収支状況等でございますけれども、利用者が平成21年度で6万416名でございます。そしてまた、売上の方で見ますと3,600万円程となっているところでございます。

2 1 番議員（森時徳） 売上も3,600万円あるわけですけれども、ふれあい公園を含めてですね、管理料が相当かかっているようでございますけれども、これらについては廃止とか、あるいは指定管理とか、部署内、あるいはその行革の話し合いの中で、その指定管理が何かしようにという計画はなかったのかどうか。まだこれからあるのかですね、そこら辺をお願いします。

産業振興部長（吉井敏和） かいもん山麓ふれあい公園につきましては、平成18年9月に開闢地区観光施設事業推進プロジェクトチームを発足し、他の開闢地域の観光施設も含め検討してきたところでございます。このプロジェクト会議におきましては、各観光施設の現状と課題が次々に顕在化したところでございます。かいもん山麓ふれあい公園につきましては、敷地が広大であること、草スキー場や観光農園など未利用地を抱えていること、皆楽来や愉徒里館に他目的の利用や処分について制約が課されていること、それから、各施設の老朽化が進行していること、施設改修に伴う財政負担などの問題を複合的に抱えていることなどが上げられたところでございます。また、売上が低迷していることや、指定管理者制度を導入する場合、進出する企業などが不在となる恐れについても大きな課題になったところでございます。こういったことから、現段階では、まだプロジェクトチームでも明確な結論を出すのが難しいという状況にございましたので、これらの課題を顕在化できたことについて一定の成果があったものというふうに認識をしているところでございます。また一方で、プロジェクトチーム発足後、収支の健全化を図る観点から、かいもん山麓ふれあい公園においても、従事職員数の見直しを行ってきたところでございまして、併せまして、徹底した経常経費の

見直し、宿泊者の確保や施設利用の促進などの増収確保等に鋭意取り組んできているところでございます。

2 1 番議員（森時徳） ただ今いろいろお話聞きました。プロジェクトチームを作っているいろいろ検討して、なかなか難しいということで話もしますけれども、指定管理とかそれをできないというわけじゃないですね。できる可能性もあるわけですね。ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

産業振興部長（吉井敏和） できないということではなくて、指定管理者の導入に向けて作業を進めておりましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、様々な課題等を顕在化した。こういった課題を顕在化した中で、指定管理者を導入しようとした場合に、進出する企業はないであろうといったようなことも出てきて、現状では、それをできるだけ解消する中で収支の改善を図りたい。その上で導入について再度検討をしたいということでございます。

2 1 番議員（森時徳） いろいろな課題というけど、一番の課題は何でしょうか。

産業振興部長（吉井敏和） 来場者が多ければ収支が上がる、収支が上がれば経費に見合うということで、収支状況は改善されるといったようなことになるかと思えます。それらがクリアできれば、進出をする指定管理者等も現れるというふうには考えております。

2 1 番議員（森時徳） なかなかですね、市の職員がいたり、あるいは知り合いの方が勤めていけばなかなかですね、思い切ったことができないということがあるんじゃないかと思えますけれども、これではいけないんじゃないかと思えますよね。市の財政状況も厳しいと、それから、国からの交付金も減収になるということでございますので、そこは思い切った手を打っていただきたいと思えます。

それからですね、開聞地区の観光案内所についてお聞きしたいんですけれども、今まで指定管理でやっていただいたんですが、それでもダメということで、今回、無料で貸し付けということでございますが、無料になった経緯、あるいはこれまでの経緯を含めてですね、なぜ無料になったのか、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

産業振興部長（吉井敏和） 開聞観光案内所を無償で貸し付けるということでございますけれども、これらについては、当初、開聞の地域づくりの団体として存在しておりますから開聞の方に委託をして、観光案内業務の他、当該施設の維持管理等をお願いしていたところでございます。近年、観光案内業務等につきましては、カーナビ等の発達によりまして、特に、その観光案内業務という部分での利用形態が薄れてきたこと、それから、ここ数年そういった状況の中で施設等の案内等の、何て言いますかね、お客さんが少なくなったといったようなことから、初期の目的を達成したと言いますか、利用者が少なくなっている中で、今回閉館をして、新たな利用法を見つけるということでございます。

2 1 番議員（森時徳） なぜ無料貸し付けになったか、そこもお願いしたいと思います。

観光課長（下吉耕一） 開闢の観光案内所につきましては、県の補助金なんかが入ってる関係で、県の認可をもらう必要がございました。その関係で、この施設を民間の方にまた貸し付けをする場合には、無償で行わないといけませんよという条件の下で、今回募集をかけたところでございます。

2 1 番議員（森時徳） 先ほど部長の方のあれで、観光案内としての必要性がちょっと薄くなったというような答弁だったんですけども、当然、県からの補助が入ったとしても、もう案内所としての必要性がなくなったら、そこは県の方に強く言ってですね、指宿市がもうちょっといい方向で使えるような施策を取るべきじゃないかと思うんですよね。なのはな館の問題も後で聞きますけども、なのはな館の方は、県の方から指宿市で何とかしてくれんかということですので、指宿市もですね、それらについては要望してもいいんじゃないですか。別に上から物をもらうわけじゃないし、お互いに対等の自治体ですので、そこはひとつそのような考えの中です、やっていただけたらと思うんです。それから、同じ県道沿いにということで、池田湖に売店がありますよね。池田の売店があり、あそこはたぶん2万円の家賃を市の方はもらっていると思うんですが、そこらと比較した場合に、池田湖の売店を借りている人にとっては不満じゃないかと思うんですよ。そこら辺もあるので、それらについて、県との交渉においてもですね、無料化に問題があるんじゃないかと思うんですが、その辺についてはいかが考えなのか市の方はですね、お伺いしたいと思います。

産業振興部長（吉井敏和） 開闢の観光案内所を無償で貸付けた場合に、池田湖の売店との関係はどうなのかということでございましたけれども、当観光案内所跡につきましては、貸付けに当たって、地域との共生や地域活性化をコンセプトに業者を選定するということになっております。また、選定した業者につきましては、トイレの清掃管理や敷地内樹木の維持管理、観光案内業務等、併せて行っていただくこととしております。そういったことを考えた場合に、池田湖の売店とは、基本的に、そういった維持形態が異なっているというふうに思っているところでございます。なお、先ほど課長が申しましたけれども、この施設は先ほど申しました、平成8年度に県の新観光ルート施設整備補助事業の補助を受けて、1,000万円ということでございましたけれども、これを活用して設置した施設であるということもございまして、有償貸付けができなかったという中で、今回、その施設を無償にする代わりに地域の活性化につながる団体に借りていただいて、活性化につなげていただきたいということで、今回考えているところでございます。

2 1 番議員（森時徳） どのような業者が借りるか分かりませんが、借りた方もですね、それなりお金がないと維持管理はできないわけですので、当然、物を売ったりしながら、利益を出さなくちゃいけないと思うんですよね。どうしても類似施設が近くにもありますし、池田湖の売店なんかもありますので、そこと競合してくると思うんですよね。そうなった場合に、そういう施設を無料で貸すのはどうかなと思って聞いたわけですよ。ですから、今後、

県とですね、話し合いの中で、それはまずいんじゃないかということで、もう1回県とも交渉していただきたいと思うんですが、それはどうでしょうか。

産業振興部長（吉井敏和） 施設自体については、県の補助を受けて造った建物であるということで、無償では貸付けがダメだよという県からのそういう部分がありました。我々が考えているこの施設につきましては、物を売ったりとかいうのも確かにあるかもしれませんが。ただ、この貸付けに当たっては、先ほど言いましたように、地域の活性化につなげていただきたい。これからの共生共同の中で、あの施設を核として使っていただいて、そこからそういう地域の活性化を図ってほしいという思いで、そういった団体に貸付けたいという思いでございます。そういったことから、今回は無償で貸付けることにしたものでございますので、県にこれを有償でどうかということについては、これはもう県に言うまでもなく、県の方が許可が出たとしても、市の判断ということになるでしょうから、その代わりに施設の維持管理をお願いしているという部分でもございます。

2 1 番議員（森時徳） 地元の活性化、指宿市の振興のためにですね、期待しております。

それから次に、唐船峡についてお伺いしたいんですが、3・4年前ですかね、そうめんの仕入れ先を変えまして、評判が良くなかったわけですが、また元のですね、そうめんに戻していただいているということで、非常に前向きな改善策じゃなかったかと思っております。その中で、唐船峡においてはここ数年、売上、あるいは利益が落ちておりますけれども、今後の対応、市の対策についてお伺いしたいと思います。

開聞支所長（中間竜郎） 唐船峡そうめん流しの今後の運営についてのご質問であります。唐船峡そうめん流しは、昭和37年の開設以来、そうめん流し発祥の地として、開聞地域をはじめ多くの皆様に愛され、親しまれており、地域の宝と思っております。そのような中、消費者の食に対するニーズの多様化、様々な外食産業の進出、低価格による食メニューの提供など、来客数の減少に影響を与えるような様々な要因もあって、平成4年をピークにそうめん流しの売上も年々減少し、黒字幅も少なくなり、経営が苦しい状況になりつつあるのも事実であります。しかしながら、地域雇用の場として、また、南薩地域の食や観光の重要拠点施設として、施設の改善や営業実績を上げる工夫を更に重ねながら、誘客促進に努めてまいりたいと考えております。平成21年度は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して、唐船峡入口の修景整備工事を行いました。工事内容は、休憩所の付いたメインゲートの設置、エレベータータワーの連絡橋の改修、駐車場の改修、屋外照明施設などや、観光案内板整備工事も、本年4月30日に完成をしたところでございます。このように、和を基調として設備づくりをし、周辺環境整備にも努めているところでもございます。この施設につきましては、開聞地域住民の、これまで、回転式そうめん流しの発祥の地として、47年もの長い間、直営でやってきたことに対する強い愛着のある施設でありますので、今後も健全経営や各種改善に努めながら、当面、直営により施設を維持してまいりたいと考えているところでござい

す。

2 1 番議員（森時徳） 職員の皆さんはですね、一生懸命やって働いてもらっているわけですが、同僚議員が以前、冬場にお客さんが少ないから休んだらどうかという質問もあったわけですけれども、冬場に行きますと、職員の方がですね、時間が来るのを待っているような感じを見受けたりするんですけれども、利益を上げ、あるいはその冬場にもっとお客さんが集客できるようなアイデアとかそのような強い計画は立てられないものかですね、どうでしょうか。

開聞支所長（中間竜郎） 冬場の利用客増の推進ということでございますけれども、これにつきましては、以前作っておりましたせせら焼きとか、焼肉とかいろいろ話はございます。しかし、焼肉等をそこにまた入れるとなりますと、施設の改修等も重なりますので、また、臭いもきつくなるということもございまして、今のところ、焼肉等については実施しない方がよしいんじゃないかなというふうに考えております。ただ、せせら焼き等につきましても、以前は、開聞町時代には会議室等もございまして、そこをうまく使いまして、せせら焼き等もやっておりましたけれども、それについても、今、支配人ともども検討中でございます。

2 1 番議員（森時徳） いろいろ努力もしてるようですが、地産地消を進めようということで、一生懸命、行政としてもやっているわけですが、それについてですね、そうめん流しはどのような努力をしてるか、お伺いしたいと思います。

開聞支所長（中間竜郎） これにつきましては、地産地消というのも、当然、我々も考えているところでございますけれども、これにつきましては、今、私らの方で冬場の菜の花を利用した菜の花漬等も今回取り組んでいこうかなというふうにも考えております。その他、地場産のネギとか、野菜等につきましても、地元の物を使っておりますので、今後とも引き続きそのような方向で運営をしまいたいというふうに考えております。

2 1 番議員（森時徳） 地産地消はなかなか難しいようでございます。そうめんは小豆島だったですかね、それから鯉こくですか、地元の池で育てているんでしょうけれども、なかなか地産地消といっても、掛声だけで終わるような気がしますけれども、なるべく地元産を利用していただければと思います。それからですね、一つの私としては提案なんですけれども、1月菜の花マラソンがございますよね。あの時、軽食と言いますか、うどん・そばが出て、相当売り上げになるんですよね。冬場に温かいそうめんを、あそこで売るのも一つの手じゃ、冬場は暇ですので、そうめん流しがですね、それも一つの手じゃないかと、菜の花マラソン出場者、あるいは観客まで含めて、おそらく2万人以上の方がですね、そういううどん、そばを食べてると思うんですよね。そこら辺なんかも検討していただければいいと思うんですが、どうでしょうか。

開聞支所長（中間竜郎） 冬場の食につきましては、先ほど申しましたように、菜の花マラソンの時に菜の花漬を提供しようとかというお話はございました。また、そうめんの温メニュー

につきましても、今後、可能かどうか、職場の調理師さんともですね、相談をしながら、今後も運営をしていきたいというふうに思っております。

2 1 番議員（森時徳） よろしく申し上げます。

それから、委託するか、指定管理に先々どうするかということで、直営ということでやっていきたいというような話がさっきあったみたいですが、前市長がですね、指定管理にする場合には、施設の改良とか全部して渡したいということがあったんですけども、話がですね、一般質問でたぶんあったんですが、そのような考えはもうないと、直営で今のところやるという考えなのか。

開聞支所長（中間竜郎） 先ほどのご質問ですが、これにつきましては、第二次集中改革プランの中でも、当面、直営でやっていくという方針を出しております。これに基づきまして、施設の改善、あるいは売上増につながる経費節減等に努力してまいりまして、当面は直営でやっていきたいというふうに考えているところでございます。

2 1 番議員（森時徳） 唐船峡には市の職員なんかも行っていますので、人件費が高いので、それらを差し引けば大分また違ってくるような気がしますので、是非、これからも唐船峡の店の繁栄のために頑張ってもらいたいと思います。

それから次に、給食センターについてお伺いしたいんですが、全国の多くの自治体では委託や指定管理をやっているところが多いわけですが、本市の場合は、外部への委託は考えてないか、お伺いしたいと思います。

教育部長（吹留賢良） 民間委託をすることは、民間の活力をより積極的に・効果的に活用することで、給食のサービスを維持・向上させ、行政運営を一層、効率化するためにも大切なことでもあります。そして、厳しい財政状況で、学校給食におきましても、管理運営経費の縮減・節減をすることは避けられない状況ではありますが、一方、児童・生徒の安全・安心で健全な給食の実施も必要であります。学校給食は、設置者の責任において実施されるもので、特に献立の作成は設置者が直接責任を持って実施することになりますので、配送業務や調理業務などが委託として考えられます。

2 1 番議員（森時徳） 途中で切れたような気もしたんですが、当然、委託になれば現況の職員の方は事務職等に移っていただきやってもらわなくちゃいけないわけですが、採用時には給食センターの職員として入ってもらっているわけですが、転属についてはですね、不安とか不満とかいろいろあると思いますけれども、将来の生徒は当然減少してくるし、また、一番の問題はですね、市の財政状況だと思うんですよね。だから、一步踏み込んでやらないと、行政改革は進まないと思うんですよね。今もだと思うんですが、消防組合からもこちらの方に移ってきて、立派な仕事をやってもらっていますので、給食センターの職員の皆様はですね、夏休みとか結構時間的余裕があると思いますので、その時に研修を受けたり、また、優秀な方も多いと思うんですよね。パソコンなんかも若いからすぐ覚えると思うんで

すよ、扱い方もですね。それを何年か時間をかけて教育してもらってですね、研修してもらって、思い切って将来はやるべきじゃないかと。それについても検討すべきじゃないかと思うんですけど、行革の方にお伺いしますけれども、この給食センターについては、委託にしようかとか、あるいは指定管理しようかとか、考えとか計画とかですね、今まで立てたことなかったのかどうか、伺いたと思います。

総務部長（渡瀬貴久） 施設の統廃合並びに民間委託、あるいは指定管理制度の導入につきましては、それぞれの施設の中のうち、ある程度課題が解決しているもの、民間委託をすることにより民間活力を十二分に果たせられるようなものについて、優先的に、まずはそれらのところを対象としたところであります。給食センターにつきましては、現実的には、現に職員がいて、給食サービスを提供しているというような状況もありますので、これまでの民間委託等についての検討の対象にはなりませんでしたが、今後については、常に民間委託等、民間活力をどのように生かせるかということの視点に立った形で検討は続けられていくものと思っております。

21番議員（森時徳） やる気がないみたいですけど、私は、職員の方は給与が減ったり、それからいろんな勤務状態が非常に厳しくなったりというんじゃなくて、一番お願いしたいのは、財政的に非常に指宿は厳しいと。それを立て直すために、是非、給食センターを含め、市の職員はいったましい入れてやってもらいたいと思うんですよね。何かこうやる気がないとか、何かこう障害があるのかですね、ちょっと教育委員会にお伺いしたいんですが、何かそのやるにしても障害みたいなのがあるんですかね、組合との関係とか、それについてはどうでしょうか。

教育長（田中民也） 業務委託となりますと、現在、調理技師の職員の問題で、山川と指宿の給食センターに正規職員が、指宿の方が13人、山川給食センターの方が3人というようなこともございます。その他合わせまして、臨時を合わせまして、指宿が19人、山川の方が13人ということでございます。このような調理技師職員等の今後の、民間委託しました時の職場、指宿の行政に携わっていただく時、適材適所と申しますか、そういうことを十分検討した上で配置転換というのも、関係課とも協議をしなければならない大きな問題だと思っております。民間委託に対して非常に大きな障害が今あるかということでございますけれども、特段そういうことはございませんで、その職員をどのような雇用や、また、業者委託の時の選定条件等々も、安心・安全の学校給食でございますので、念を入れていく必要もございまして、今後につきましては、先ほどの総務部長の答弁にもありましたように、他市の状況等も参考にしながら、どのようなそういう配置転換をやっているか、そういうようなこと等も参考にしながら、検討してまいりたいと、このように思っております。

21番議員（森時徳） 今の答弁はやればできるという具合に受け取りましたので、よろしくお願いいいたします。

次に、まちづくり公社についてお伺いしたいんですが、まちづくり公社は、あの砂むしをはじめですね、いろいろな事業を引き受けて、年間3億5,000万ほど受託事業を行っているようでございますけれども、現在、まちづくり公社が指定管理としてやってるには、あまりにも業務内容が何か大きすぎる、規模が大きすぎる感じがするんですね。指定管理の趣旨、目的と言いますか、サービスが向上して、あるいは経費の削減が図られるということでございますけれども、砂むしに関して指定管理する前と後では、サービスの向上や、あるいは経費の削減が図られたのかどうかですね、まず、それについてお伺いしたいと思います。

産業振興部長（吉井敏和） 天然砂むし温泉施設“砂楽”につきましては、平成18年9月から財団法人指宿温泉まちづくり公社を指定管理者として指定し、管理運営をお願いしているところでございます。指定管理者の選定方法としましては、当公社が砂むし温泉施設の設置目的と密接に関連する目的で設置された団体であり、市と一体となって砂むし温泉施設の設置目的に沿った事業を実施している団体であるということから、お願いをしているところでございます。指定管理者制度導入後は、天然砂むし場の利用促進のため、指宿駅や道の駅に潮見表を配置したり、砂むし場の環境保全のため、海岸清掃に重点的に取り組むなど、様々なサービス向上策を展開していただいております。また、経費節減につきましては、指定管理者制度を導入する前は、まちづくり公社に委託料を支払い、業務委託をしておりましたけれども、修繕料等についても別途市で予算計上しておりました。指定管理者になってからは、1件50万円以上の修繕等について市が負担しますが、それ以外の修繕等については、指定管理者の方で負担をしていただいております。このようなことにより、一定の経費節減が図られており、サービス向上とともに、それらに成果を上げているというふうに認識しているところでございます。

2 1 番議員（森時徳） サービス向上は図られていると、金額的に一番出てくればいいんですけども、砂むし部分ですね、いくら市の方に貢献、金額的にしたか、それは一番分かりやすいんですけども、なかなかそこは比較ができないのかなと。サービス向上があんまり図られてないんじゃないかという気もするんですけども、砂むしの方は、当然、黒字だと思うんですね。黒字でやっていって、利益の出ない受託事業、公園管理事業とか、市民会館とかですね、そこら辺もやっているわけですけども、何か事業が大きすぎて、儲かっているんだろうけれども、その事業が大きすぎるもんだから、指定管理ということで議会、あるいは行政のですね、管理とか、決算・予算の関係もありますけれども、それができないので、どうも小さな無駄か、大きな無駄か知りませんけれども、ちょっと出てきているんじゃないかという気もするんですね。そこら辺はどのようにとらえているのか。そのような無駄はないかちゃんと経費削減が図られているんだったら、どの辺が図られていることをですね、分かってる時点でお伺いしたいと思います。どうでしょうか。

産業振興部長（吉井敏和） 砂むし温泉につきましては、21年度の指定管理料は1億9,200万程



度ということでございまして、それから、こちらの方から市へ納付をしていただく額が2億2,000万程度ということで、差し引き2,750万円程度は決算上では黒という形になっております。それから、財団法人指宿温泉まちづくり公社につきましては、現在、施設管理部門として砂むし会館砂楽、市民会館及びCOCCOはしむれの受付の管理、それから、環境管理部門として公園、道路及び体育施設の管理を行っていただいております。施設管理部門においては、主に、砂むし会館砂楽及び市民会館の指定管理者として、これまで特に利用者等のトラブルもなく、適切な管理運営に努めていただいているというふうに思っております。それから、環境管理部門におきましては、主に、公園や道路の清掃や草刈り等を行っていただいております。指宿市内の公園及び道路の維持管理や環境保全に大きく貢献していただいていると思っております。このようなことから、まちづくり公社については、現在、担っている事務事業を適切に実施しているということで、サービスの低下が見受けられるというところについては、特段声は聞いていないところでもあります。

2 1 番議員（森時徳） 私としては、規模がでかすぎて無駄な部分もあるんじゃないかということですので、そこはしっかりと精査していただきたいと思っております。

それから次に、セントラルパークとレイクグリーンパークについてお伺いしたいんですけども、二つの指定管理料の積算方法についてですね、お伺いしたいと思っております。

産業振興部長（吉井敏和） セントラルパーク指宿は、平成18年度から社団法人指宿市観光協会を指定管理者として指定しており、今回、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間の指定をしているところでございます。平成22年度の指定管理料は、総額312万8千円ありますが、その積算根拠につきましては、パーク内の芝刈り、除草、樹木剪定、清掃作業等にかかる賃金が189万9千円、ビジターセンターやトイレ等の修繕費及びトイレトペーパー等消耗品費、新聞購読費などの需用費が計60万2千円、ビジターセンターのセキュリティー代、消防設備点検費等管理にかかる経費が62万7千円となっているところでございます。また、レイクグリーンパークの平成22年度の指定管理料のうち、高度処理浄化槽を備えたトイレの施設維持費や、光熱水費を除いた額は328万8千円となります。レイクグリーンパークの施設面積は、セントラルパークの面積の約2.5倍となっております。レイクグリーンパークの使用が、ほとんどがグラウンドゴルフでの使用に限られていることに対し、セントラルパークは、不特定多数の方々に利用され、そのため清掃作業賃金が大きなウェイトを占めていることなど勘案しますと、ほぼ同等の指定管理料であるというふうに認識いたしているところでございます。

2 1 番議員（森時徳） なるべくですね、地元の施設は地元の方に管理してもらいたいのがありがたいんですけども、随意契約と言いますか、競争がない施設ですよ、二つとも。この辺については随意契約でいいのかなという気もするんですけど、他にも随意契約があるようでございまして、まちづくり公社も当然そうですし、それから、社協もだったですかね、社協

にお願いして中央公民館ですかね、あるようでございますけれども、競争する場合はある程度積算とか何かの中身は図って、経費削減もできるのかもしれませんが、随契の場合ですね、その積算の根拠がどうもあやふやになる施設もあるんじゃないかと思うんですよ。その透明性をですね、これから図っていくためには、積算方式をちゃんとしていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

産業振興部長（吉井敏和） 議員ご指摘の部分については、十分注意を配りながら、指定管理者の積算根拠なりをした上で総額を出して契約をしているということで、今後もそういった部分については十分気を付けてまいりたいというふうに思います。

21番議員（森時徳） 市の職員が退職して行っているから余計に払うとか、そういうことがないようにですね、適正な価格でお願いしたいと思います。

それから、国会の方では事業仕分けが話題になりましたけれども、構想日本代表の加藤さんという方ですかね、この方が九州でも熊本の御船町、それから、三国町とかですね、そこで公共施設の事業評価をしたと聞いて、新聞で見たことがあるんですが、指宿市もこの公共施設のですね、今まで建てたとか、あるいは指定管理委託したところとかですね、そこら辺を全面公開しながら、完全外部、地元の方じゃなくて、全国に公募して事業評価してもらえれば、一番公平に事業評価はできるんじゃないかと思うんですが。その方なんかの、事業評価する方はですね、非常に厳しい意見を言って、担当の方と相当な議論もしたようでございますけれども、しかし、それはですね、指宿市民にとっては、本当にいい忠告でありますので、そのようなことを計画する気はないかお聞きしたいと思います。

総務部長（渡瀬貴久） 現在、事務事業の見直し、あるいは公共施設等の民間委託等も含めてですけれども、事業の見直しに当たりましては、外部評価委員を入れている、行政評価委員会を設置していろいろと図っていただいております。また、その評価結果等につきましては、広く市民へ公表し、地域住民のご理解を得ながら、施設の見直し等を行うことにしておりますので、ご理解賜りたいと思います。

21番議員（森時徳） 行政評価委員会の委員を募集して、その会を開いているということでございますけれども、御用学者と言っては失礼ですけれども、地元の方、あるいは県内の知り合いの方にですね、市の方でお願いするわけじゃないんですけれども、それに近い方が結構いるような気もするんですよ。ですから、完全に全国から公募して、少々お金がかかってもいいんじゃないですか。やってみたらどうでしょうか。結構ですね、それによって、いろんな箱ものを造る場合も市の職員の考えががらりと変わったという話も書いてありました。是非ですね、それぐらいの厳しさを持ってやらないと、今、基金が6億ぐらいですかね、基金がたまらないんじゃないでしょうか。是非ですね、そのような行政評価委員会を全国から公募してやっていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） 現在、行政評価委員会の外部委員の皆さん方には、大学の教授をはじ

めとする、県内における専門的な有識者に対しましてお願いをしているところでございます。私どもといたしますと、この委員の方々は素晴らしい人材の持ち主であると理解しております。したがって、全国からというところまでは考えておりません。

2 1 番議員（森時徳） 今、国会の方で運航議員とか、尾立議員とか、あのような方が来てやっていただければ、相当ですね、市民の方も公開してやれば、たくさん集まっていただいて、素晴らしい評価委員会ができるんじゃないかと、それぐらいの気持ちでやらないと、今の委員の方々にはというわけじゃないんですよね。どうしても県内とか地元の方ですと見る目が甘いと思うんですよね。また、行政評価委員会が現在こうして開かれてはいるわけですが、その割にはですね、行革が進んでいるのかなと。議会からも市民からもですね、そのような声も出ていますので、是非ですね、そこは検討していただきたいと思います。

それから、これから指定管理を必要か、あるいはするべきか、見直すべきかとか、そのような計画があったら教えていただきたいと思います。

総務部長（渡瀬貴久） 現在、指定管理者制度が導入されている12施設につきましては、モニタリングを実施しております。このモニタリングというのは、業務仕様に基づいた適切な管理運営が行われているのか、また、指定管理委託料についての使い道、用途・目的等詳細にモニタリングを実施することにしておりますので、しかも、それは毎月、もしくは4半期ごとに報告していただき、それに基づいたモニタリングとなりますので、このモニタリングを通じて指定管理料等の見直しはさせていただきたいと考えております。

2 1 番議員（森時徳） 公共施設の統廃合を含めてですね、市民のライフラインとか、安心・安全に影響があまり脅かされないようなものはですね、積極的に、是非ですね、やっていって、貯金をたくさん作ってほしいと思います。

次に、なのはな館についてですが、県からの譲渡を含め話があったということでございますが、なのはな館がうまく運営できなかった理由をちょこっと先ほど聞きましたですがけれども、市としては条件が合えばと言っておかしいんですけれども、市の持ち出しがないとかですね、条件が合えば、市としては引き受けるということで受け取っていいんでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） 県といたしましては、先ほども答弁いたしました内容でもって、まずは指宿市に譲渡をしたい。そして、それについて検討をしてもらいたいというようなことから、現在、検討委員会を設けて、その作業を行っているところであります。なお、条件と申しますのは、指宿市がこの施設を公の施設として、あるいは公共の目的としてという場合につきましては、県の条例に基づき、無償の譲渡も認められるということでございます。したがって、幅広い利活用の方法というものを検討してまいります。これを公の事業等に使う必要性と言うか、そういうものに使わないといった場合においては、譲渡についてはお断りするというケースも出てくると思います。

2 1 番議員（森時徳） 是非ですね、市の持ち出しがないように、市の持ち出しはお断りとい

うことをお願いしたいと思います。実はですね、3年ぐらい前は私もなのはな館でコンサートを指宿出身の方が開きたいということで相談に行きましたら、300人から500人ぐらい、できたら中央ホールを借りてやりたいと申し込みに行きましたら、2か月前から予約受付だったんですね。だから早く抑えられないかと2か月前に行きました。そしたら、その500人分の出席者の名前と住所を書いて出してくださいと言われてました、その場で。これは県ですね、結局、社会福祉協議会ですか、随意契約で委託を受けてるんですが、これは一番ですね、随意契約の悪いところが出たんじゃないかと思うんですね。ですから、是非、県と交渉する時ですね、このようなことがあったと、私だけでなく他の方もそのような不愉快な思いをしたということがございます。当然、そこではコンサートを開けなくて、他でしたんですけれども、最初からもうやる気がないと言いますかね、職員の方がですね。ですから、もし指宿市が引き受ける場合はですね、その職員の方を一旦全部クビにしまして、是非ですね、やる気のある方をまた採用して運営していただければと思っております。

最後に、空き家対策について答弁もいただきましたけれども、調査をしていただくということでございますが、同僚議員の答弁にもありましたけれども、管理状況なんかを見ますと、いろいろな空き家があるわけですが、是非ですね、ちょっと手入れしたら貸家にできるとか、あるいは、これはもうどうしようもない、壊さんといかんと、隣近所本当迷惑だというようなランク付けをしてですね、公民館長、あるいは民生委員の方の力を借りて、しっかりした対策を立てていただかないと、シロアリ等の発生とか、本当に防犯上困っていることがありますので、隣近所でもなかなかですね、言っても聞いてくれないということもありますので、是非そこはしっかりと対策を立てていただきたいと思いますが、これについてはどうでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） 住宅火災警報器の設置状況等につきまして、今年の7月以降各地区の消防団員等にその設置状況等の調査に合わせまして、空き家の状況調査、独居老人等の調査というものもお願いをすることにしております。この空き家につきましては、特に、周辺に危害を、あるいは台風時において飛散があるような危険家屋等については、特別に空き家の中でも危険家屋というような形で拾い上げるようにというようなこともお願いをしたいと考えております。

21番議員（森時徳） 終わります。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時47分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、六反園弘議員。

16番議員（六反園弘） こんにちは。16番議員の六反園です。例年の梅雨とは違って、梅雨

に入った途端にもう降り続けているという感じではありますが、いよいよ今回15人の質問者の中で15番目という、私これまで一般質問をする中で初めての経験ですが、トリをさせていただきます。

鳩山内閣が普天間米軍基地移設問題と、政治と金の問題で9か月で政権を投げ出し、菅新内閣の誕生となっておりますが、普天間基地移設については、いろんなご意見があるうとは思いますが、私ども社民党としては、国外とか県外とかそういったことを言う前にですね、やはり、50年前に設置されたこの米軍基地が、50年経過した今日、同じような形で存在するのがどうなのか。その辺の必要性、必要なかどうなのかということは今一度見直しをする必要があるんじゃないか。その上で必要ないとなれば、米国に返すべきであり、必要となれば、これは国民全体でどう負担していくか、沖縄だけに負担をおっかぶせるということのないようにしていかなければいけないと思います。それから、政治と金については、きちんとした法規制をすべきだと思います。本人がどうするかというような形で、非常に曖昧な形で今回も終わっているようですが、そういうことがないような法規制というのをきちんとしていくべきだと思っております。

それでは、平和憲法を守り、命を大事に大切にしていける政治を目指す社会民主党の立場に立って、通告に従い一般質問をしてまいります。

まず、1番目の医療福祉行政についてですが、枕崎では、この6月議会に小学3年生までの医療費無料化を提案しております。ここも新しく市長が代わっておりますが、指宿市としても、少子化対策の一步前進という形の中で、せめて小学3年生までの自己負担無料化というのに取り組む考えはないのか、伺います。

次に、市では、子供たちの健やかな成長と子育て支援を目的として、次世代育成支援地域行動計画の後期計画を策定したということで、この6月の広報いぶすきに掲載されております。そこで提案しますが、どの保育園でも発達障害と言われる子供、それから、そのような形で専門家から発達障害だとは言われていないんですが、それに類する行動を示す子供が1人や2人はいるということが分かっております。私も保育園を何か所か回って、その辺の実態を聞いておりますが、このような子供はもちろんですが、この子供だけでなくですね、周りの子供への影響というのもありますから、そういった子供たちを救う意味からも、市として支援保育士を配置する考えはないのか。非常に、例えば、20名の子供を預かっている保育士が、この1人の子供が別な行動をとるために、その子が部屋を飛び出して行った時に追いかけると、後の子供はおいてけぼりになるといったような状態が日常茶飯事起きているというようなことも聞いておりますので、そういうことをお願いいたします。

次に、市営の野球場の隣にある、通称、ひょうたん池ですが、このひょうたん池について、現在のところは、高齢者のグラウンドゴルフ場としてもっぱら使われているという状態にあります。ところが、時々ですね、私も見かけたんですが、保育園とか小学校の子供たちが池

のアヒルを追いかけてあそこに行こうとする。池の生物を見にのぞきに行こうとする。そうすると、グラウンドゴルフのおじさんたちから、そこは危ないよ、のけとけということでおっばらわれると、こういう光景がですね、しょっちゅうあるということで、何人かの市民の方からも、何とか子供たちにも開放する。元々これはグラウンドゴルフ場として作ったところじゃないわけですから、公園という形で作られて、子供たちがおっばらわれるというのはちょっと問題があるんじゃないかというようなご意見も聞いております。そこで提案ですが、あの池の周りに設定されているAコースは問題ないんですが、あのBコースのところなんですけれども、ぐるっとあの池を回る形で設定をしてありますが、あそこの一部分を別なところに移設をして、そして、子供たちが池を見よう、池に親しもうという時には、池に近づけるような、そういった処置は取れないのか、その辺でお考えをお聞かせください。

次に、観光行政についてですが、来年の春、九州新幹線の全線が開業されるわけですが、これに向けてですね、指宿市として、どのような施策をして、多くの観光客を迎えようということなのか。その具体策についてお聞かせください。

3番目に、教育行政についてですが、今年から小学校6年生と中学校3年生を対象にした全国の学力学習状況調査ですが、これが昨年までは全校と言いますか、どの小学校も中学校も6年生と中学3年生にやっておりましたけれども、今回、調査ということで実施することとなっておりますが、指宿市ではなぜか全校規模で実施したと聞いております。なぜ抽出校の調査ということだけではいけなかったのか。そのところについてお伺いをいたします。

1回目の質問は、これで終わりにいたします。

市長（豊留悦男） 子ども医療費を小学3年生まで無料化できないかとの質問でございますけれども、この制度は、乳幼児にかかる医療費負担の軽減を図り、疾病の早期発見及び早期治療を促進することを目的としており、次代を担う子供たちを健やかに生み育てる環境を整備する重要な施策の一つであろうと思っております。県内の状況を見ますと、助成対象年齢について、中学校3年生までとしているところが、先ほどの質問でもございましたように、垂水市、南さつま市、薩摩川内市、小学校3年生までとしているところが出水市であります。また、非課税世帯以外の無料化につきましては、就学前までが薩摩川内市、霧島市、曾於市、出水市、小学校3年生までが奄美市、9歳までが南九州市となっているようでございます。なお、先日、枕崎市の新聞記事が報道されたところでもございます。それぞれ各自治体が独自の乳幼児医療費助成制度の拡充を図っていることは、十分認識しているところでございます。課税世帯にかかる自己負担金をなくし、就学前までを完全無料化した場合でも、更に財源が必要となりますので、現在、既存事業を見直し、再編する中で、予算や財政状況を精査しながら、その方向性を見い出せればと思っております。

観光行政につきまして、新幹線開業へ向けた指宿の観光客誘致についてでございます。来年3月に控えた九州新幹線鹿児島ルート全線開業に向け、誘客のためのPR、交通体系の整備、

観光施設等の整備、観光客受入体制の整備など、県や観光協会などをはじめとする各関係機関と連携しながら、観光客を呼び込むための事業を展開しているところでございます。誘客のためのPRにつきましては、これまでも観光協会と連携した菜の花キャンペーン、また、南九州市及び南大隅町と構成するいぶすき広域観光推進協議会や、鹿児島市、霧島市及び南九州市で構成する鹿児島県4地区観光連絡協議会などにおいても、関東、関西、中国、福岡などの主要都市で観光キャンペーンを実施し、広域的誘客に取り組んできております。また、県においても、アジア圏域、特に中国や韓国、台湾を誘客促進の重点地域ととらえ、県観光連盟主体の誘客促進事業等も展開されていることから、今後も国内外からの誘客促進のためのキャンペーンや、観光セールスを県及び各関係団体と連携を図りながら、取り組んでまいりたいと考えております。交通体系につきましても、JR指宿枕崎線に観光特急列車の運行が計画されておりますので、指宿までの時間短縮が図られるとともに、指宿への新たな交通アクセスとして活躍していただけるのではないかと期待しております。また、本市の観光スポットや資源ルートを巡る交通手段等につきましては、現在、予約制で運行する乗り合いタクシーの更なる機能充実の他、現存する路線バスの便数をJRと連絡できるよう増やすなどできないか、関係機関と協議しているところでございます。なお、医療福祉行政について、子育て支援として保育園に障害担当の保育士1名の簡易配置の件につきましては健康福祉部長が、オーストラリアの森、通称、ひょうたん池の利用については産業振興部長が、教育行政については教育長が答弁いたします。

教育長（田中民也） 全国学力・学習状況調査の抽出調査についてのお尋ねですが、本調査は、これまでは文部科学省が悉皆調査で実施したところでございますが、全国及び各地域等の信頼性の高いデータが蓄積されて、教育に関する検証、改善サイクルの構築も着実に進んでいることから、今回の調査におきましては、調査方式を悉皆調査から抽出調査及び希望利用方式に切替えたところであります。このように、今回の調査は、抽出対象校にならなかった学校においても、希望により調査を利用し、児童・生徒の学力等の状況を把握することができる調査となりました。本市においても、抽出対象校以外でも調査を利用し、自校の学力の実態把握や指導法改善を図りたいということから、全校が実施したところでございます。

健康福祉部長（田代秀敏） 障害児保育の支援策としまして、支援保育士の加配についてということでございました。障害を有する児童の保育につきましては、保育実施の申込みがございました段階で、個別・具体的に対応しているところでございます。共働きや病気などにより、どうしても子供を保育所に預けざるを得ないという保護者の事情や、児童の障害の種類、程度などを詳細に確認した後、入所希望保育所に対して対象児童及び保護者にかかる情報を提供いたします。当該児童の保育実施の可否について協議を行っているところでございます。その後、市と保護者、保育所との三者協議を行い、最終的な保育実施の判断を行っているところでございます。また、各保育所は、障害児保育を円滑に実施するため、医療機関や発達

支援センターさつき園とも連携しながら、児童に適切な治療や療育を行うための土壌作りに努めているところでございます。さらに、障害児保育について、研修や経験を重ねるとともに、障害児の状況によっては、それぞれの保育所において、保育士を加配するなどの対応を自主的に行っているところでございます。

産業振興部長（吉井敏和） フラワー公園につきましては、観光レクリエーションの中心地域にあることから、観光客や市民の憩いの場として活用することを目的に整備された公園でございます。現在では、公園内にグラウンドゴルフの認定コースがあり、多くの方々の交流の場、憩いの場として利用され、利用者の健康増進にもつながっているものと考えているところでございます。このグラウンドゴルフコースは、ひょうたん池を囲んで設定されており、大会ともなりますと、多くのグラウンドゴルフ愛好者で賑わいます。そのような中、フラワー公園を利用したい家族や団体が来ても、利用できる状況にはないものと思っているところでございます。当公園は、普通公園として位置付けされていることから、多くの市民が誰でも利用できる状況でなければならないと考えております。幸い同公園の道路向かいにオーストラリアの森があり、そちらの方には遊具施設、砂場があり、安全に遊べる森として多くの子供たちが遊んでいる姿も見かけられております。このようなことから、利用者同士が譲り合いながら両公園を友効的に利用していただければというふうに考えているところでございます。花見時期になりますと、お互い譲り合いながら利用しているようですので、子供たち、グラウンドゴルフ愛好者の皆さんも、お互いを尊重しながら利用していただければと考えております。また、日本グラウンドゴルフ協会から認定コースとして設定されているコースは、公の施設としては同公園しかない状況です。民間では他にも2施設あるようですが、市民としては、無料で使用できるこの施設に殺到する状況でございます。このような状況を考えますと、やはり、利用者同士が譲り合って利用していただくことが大切なことだというふうに考えているところでございます。また、コースの一部を変更することについては、グラウンドゴルフ協会等との協議が必要になるというふうに考えております。公認コースの認定が得られるかどうかという問題、また、本公園は国立公園内に属しているということから、公園の整備にかかることに関しては、環境省への許可等が必要になるなど、すぐに対応できるという状況にはないと思っております。このようなことから、まずは看板等を設置し、利用者同士が互いに譲り合いながら利用するような形の促進を図れるような形で努めてまいりたいというふうに考えております。

16番議員（六反園弘） それでは2回目以降の質問に入りたいと思います。

まず、医療福祉の方についてですが、枕崎の小学3年生までの医療費の無料化ということで、市長自らが提案をしておるようですけれども、今朝ほどの同僚議員の質問の中でも出ておりましたが、いろんなところで指宿よりも財政的には苦しいんじゃないかというところが、子供のため、または、少子化対策、そういった形の中で、非常に必要性を感じて取り組んで



いると。財源がないからという以前の問題として、それが必要だということから財源を生み出していく努力をされているわけですね。そういう点で、私どもは、この子供の医療費を特に、今、私たちも取り組むべきじゃないかということで、5月の10日から二泊三日で市議会の文教厚生委員会として、関西方面に所管事務調査に行ったわけですが、幾つかの市を見て回りましたけれども、一つだけ例を上げると、京都の京都市の隣に南丹市という3万4千人ぐらいの人口のですね、ところがあるんですけども、ここで子供の医療費について調査をしたところ、市独自の事業として、小学校入学から高校卒業まで、高校生の場合は、19歳の誕生日に達する3月31日までということで、医療費を自己負担800円での補助制度に取り組んでいると、こういったことで、京都府自体がかなり進んだことをやっているんですが、それに上乘せをしてこういった形で取り組んでいると。せめて小学3年生まで無料化というのは、指宿でも取り組めないことはないんじゃないかという気がするんですがね。私は6年生までとか、中学校卒業までとかそういう大げさなことは、大きく出るとはやめて、せめて小学3年生まで、この辺で、私も孫が6人ほどいるんですが、ちょっとした病気にかかりやすいのは小学校3年生辺りまでなんですね。そういったことを考えると、親が医療費がかかるからといって、すぐ連れて行かずに、それを先延ばししたために、かえってこじらせてしまったという例もよくあるわけですので、この辺で何とかできないのか。そこで、小学3年生まで無料化に取り組んだ場合に、どの程度の増額をしなければならないということになるのか、その辺で計算ができておればちょっとお聞かせいただければと。

健康福祉部長（田代秀敏） 小学校3年生までの無料化をした場合の試算をということでございます。その前に、現在、指宿市におきましては、乳幼児の就学前の子供たちを対象に、今、事業をしておりますけれども、昨年1月から12月までの乳幼児にかかる、そのベースとなる医療窓口での保護者が支払う2割部分ですけれども、これが約5,800万程度でございました。その中の1,000万という部分については、高額療養費等で補填をされるということで、残りが4,800万、これが私どもが通常言う対象の事業費になろうかと思っております。4,800万の中で県費の補助が1,000万、そして市の負担部分が1,000万、保護者が負担する分が2,800万ということで、基本的には、就学前の子供たちに対する事業費という部分で4,800万、このうちの2,000万を市と県で補っているという状況になります。したがって、就学前の子供たちを無料化した場合については、今以上に2,800万の財源が必要になるというふうに見込んでおります。それから、小学校の3年生までの無料化の拡大ということでございますけれども、これにつきましては、私どもの方では、医療費の把握ができておりませんので、あくまでも、これは先進自治体の予算等などの類推するところでございますけれども、約1学年当たり500万程度の一般財源が新たに必要になるだろうと思っております。したがって、3年生までと申し上げますと1,500万、そして、就学前の子供たちで2,800万ということでございますので、2,800万プラス1,500万、これが新たな財源ということになろうかと思っております。

16番議員（六反園弘） 1学年500万程度ということが類推されるということですが、そうであれば、3年生までの1,500万、これは必要だという気持ちになっていただければ、そう指宿の財政を圧迫するところまでいかないんじゃないかというふうに考えるんですが。次世代育成支援の後期計画の具体的な施策の8番目に、子育てにかかる費用への支援と、こうはつきり提示されておりますが、せめて小学校3年生までの医療費、即、全額無料といかなくても、月の1千円負担という取扱いを、場合によってはされてもいいと思うんですが、そういう形ででもですね、やっぱり一歩進めて、この自己負担を減らしていく。子供たちの早期治療に結びつくような形でこれを進めていくということが大事じゃないのかな。そういったことで、一歩進めていく指宿市の姿勢が見えれば、少子化対策についてもですね、2人目でやめとこうかなという親が、3人目頑張ろうかということになるんじゃないかと思うんですけれども、その辺で3年生までの医療費無料化に取り組むという考えは市長、いかがでしょうか。

市長（豊留悦男） 先程来、子供の医療費の件につきましては、本当に子供の立場に立った、または、子育ての側に立った貴重な意見をいただき、本当にありがたいと思っております。ただ、県内の市においては、小学校3年生まで無料化をしているところがある。または、近くの枕崎市でもそのようにしている。その財源的な裏付けというものをどうしたのだろうか。私もそういうことでいろいろ勉強させていただきました。新たな事業をするに際しては、財源の裏付けというものを明確にしながら実施しなければなりません。そのことは決して子育て問題に指宿市が、指宿の行政が軽んじているわけではありません。私としまして、可能な限りそういう医療費等の支援というのはしたいという気持ちはございます。やはり行財政改革の中で財政を立て直すという喫緊の課題がある現実に鑑み、この入院費の無料化、このことについては慎重に考えてまいりたいと思います。もちろん、現財政の中で、この無料化が図れるとしたら、私としても積極的に取り組んでいきたいと、そういう思いは一杯でございます。子育て支援、子育ての環境を作るという面では、議員ご指摘のように、私どもも同じような思いを持っております。ただ、この医療費の小学3年生までの無料化の件につきましては、今一度いろいろと調査させていただければありがたいと思います。

16番議員（六反園弘） 今の市長の答弁で、今後前向きに検討されていくものと期待をしたいと思います。

次に、支援保育士の保育園への配置の件ですが、何か先ほどの部長の答弁では、全くどの園でもいろんな形でしっかりやっとなって問題ないように聞こえるんですが、困ってるんですね。園長さんたちに聞いてみると、そういった子供が1人・2人いる関係でですね、1人何とか市の方で配置をしていただければ助かるんだがという切実な思いを語られた園長が何人もいらっしやいました。この発達障害のある子供への対応ということではですね、どこで聞かれたのか、数日前にある母親の方が追いかけて来て、六反園さんですよ、と言うから、そうだとしたら、実はうちも子供がそういった子供で、保育園の方に迷惑をかけてると。是

非、そういう点です。1人そういう配置をしていただければ、本当、保育園の方でも助かるし、親としても、もう胸が痛い思いをいつもしているので、何とかしてほしいんですがというようなあれを聞きました。また、発達障害のこういう子供たちというのは、早期の対応というのが大切で、それによって早く普通の子と変わらないように変わっていく。ところが、これがもうてげな処置をして、ただ邪魔にならないようにというそこだけに集中すると、もう2・3歳で治る子どもも、小学校まで引きずってしまうという。小学校に行って、なぜこんな子供をこのまま放っておいて小学校へ送ってきたんですかというような文句も聞かれるというですね、そういう例も聞きました。そして、ある園長さんは、せめて午前中だけでも配置をしていただければ、午前中ですね、幼稚園と違って保育園そんなに子供たちに勉強させるとか、そういうことじゃないんですが、静かにお話を聞く時間とかあるんですけども、こういう子どもは5分、10分で立ち上がって出てしまうというような、それを担任が追いかける。事故でもあったら大変だというので。そうすると、後の子供たちはそこにおいてけぼりになるというですね、そういったことがあるもんですから、何とか午前中のそういう時間、4時間ですか、そういう切実な具体的なあれも出されました。そうすると、年間で園長さんが言うのは、60万もあれば足りるんじゃないですかと。だから、それも出せないでしょうか。正規の職員と同じような形で出すと、何百万という金額になるんですけど、せめてそのくらいしていただければ、60万、70万で済むわけですから。そういう形ででも送っていただければ助かりますと。そういう話もされました。この辺でどうお考えでしょうか。

健康福祉部長（田代秀敏） 障害児保育に対する、その加配保育士に対する助成ということでございます。この地域、国の障害児保育に対する今までの流れと申しましては、平成14年度までは国庫補助事業がございまして、それは特別保育事業として指宿市内におきましても対応していたというふうに思っております。そして、平成15年から平成19年までは、これが一般財源化されまして、国のメニューの中に運営のそういう部分の支援がございました。ただ、障害児保育もその一保育所当たり規模がございまして、4名、3名、そういう部分がございまして、平成14年度以降は指宿市内におきましては、保育所の中では対応してなかったと。それから、平成20年度以降につきましては、障害児保育に関するそういう国のメニューがもう施設の改修と、そういう部分のみしか残っておりません。基本的には、現在におきましては、国の施策といたしましては、障害児保育の部分についての特段の施策はないという状況でございます。国の事業が平成19年度をもちまして廃止され、その後は各保育所において自主的に障害児保育がなされているという状況でございます。お尋ねになりましたように、保育所における障害児保育に対する保育所の負担というのは、十分認識しておりますし、障害児を持つ親御さんにありましては、子供の早期発見、早期確認、そして早期療育を実施することにより、大きな効果が期待されることから、発達支援センターさつき園との併行通園に対する療育指導等を利用していただきたいと考えているところでございます。

16番議員（六反園弘） 今、さつき園の話も出ましたが、その話もある保育園では伺いました。もう自分のところだけでは手に負えないので、お母さんにさつき園に午前中連れて行ってもらって、午後から帰って来てもらうというような、それもやっていると。しかし、小学校の場合には6名ですか、7名ですか、この支援員を用意してですね、その4人とか何とかそんなことじゃなくて、その学校に1人でもそういう障害のある子供がいると、そこに配置をしていくということ。文教厚生委員会のこの6月の審査の中で聞いたんですが、それがですね、この保育園の方でできないというのはですね、今盛んに部長はもう国の制度がこう変わってきたということと言われましたけれども、だから市の方で何とかしてもらえないかと。だからもうせいぜいその正規の保育士を年間ということじゃなくて、パートでいいから、午前中だけでいいから、その子供のためを思う心があるならば、60万か70万で済むんだから、頑張れないのか。指宿はもうそのくらい財政が逼迫しているのかと。この子供たちを、是非、救ってほしいと。そういうことで園長さんが頼み込んでいるわけですね。その辺を、是非、聞いてほしいんですが。その辺でもう1回よろしくお願いします。

健康福祉部長（田代秀敏） 現場のそういうようなご苦労の部分というのは、私ども担当しているところとしては、十分情報を把握しておりますし、いろんな相談もあります。議員がご質問の中に出されましたそういう事例というの、電話等がありまして、私ども一緒に保育所、そして私どもの担当する職員一緒に出かけて行って対応いたしております。また、その後、県のセンター等へのご相談も申し上げて、そちらの保護者、それから、その子供の療育については、双方一緒になって努めているという状況でございます。この指宿地域にありましては、当時の頼娃町、当時の喜入町、そして指宿、山川、開聞、これが一緒になりまして、発達支援センターさつき園というのを平成12年に立ち上げ、そして療育に必要な子供たちの支援を開始しているわけでございます。それに対して、指宿市、そして南九州市一緒になりまして、負担し合いながら、子供たちを療育しているといったようにですね、障害のある子供に対して、私どもも手をかけていないというわけではないということをご理解いただきたいと思っております。

16番議員（六反園弘） さつき園の方の利用もされているんですが、保育園に預ける子供さんを持っている親というのは、仕事を持っているんですね。さつき園の方に連れて行って、また保育園に連れて来るという。車を持っておればいいんですが、そうでない親もいるわけですよ。そういう中で、非常に苦慮しているという。見るに見かねてという、しかし、子供のためには、お母さん頑張ってこうしてくださいというふうで、保育園の方としてはお願いをしているという、そういう苦しい話も聞きました。どうなんでしょうかね。この次世代育成の後期計画を立てる際に、前期の分を見直しながらやってきたという、計画を立てたんだというんですが、子供を持つ親の方のアンケート等は取ってこれをやったんでしょうかね。もうちょっと、本当、血の流れる計画にしてほしいんですが。もっと命を大事に、この発達

障害の疑いのある子供たちは特に大事にして、早期に、この辺を対処していただきたいという思いが強いわけです。そして、保健センターを中心に、専門家を入れてこういう子供たちの定期検査を実施して、適切な指導をしていく、対応をしていくということも大事だと思うんですが、その辺で小学校の経験を長年されてきた市長としてどうお考えでしょうか。

市長（豊留悦男） 保育園における多動性の子供、そして周りの子供に非常に影響があるような行動をする子供の対応というものは、基本的には、保育園でと考えておりますけれども、現実として、それが非常に難しいということであれば、行政は支援をしてやらなければならないと考えております。今後、保育園の保育状況の実態を十分把握し、そして、今後、その保育園が何を望んで、何が保育園の経営にとって難しいのか、それ等を把握しながら、この保育園における保育支援員、支援保育士というものの導入の可能性については検討させていただきたいと思っております。議員からのご指摘のように、現在、様々な個性と言っているのかもしれませんが、そういう子供たちが保育園で生活をしている現状をつぶさに調査し、保育園としてどうあるべきなのか、そのこと等も考えて、保育教育についていろいろと現実に学びながら対応してまいりたいと思います。

16番議員（六反園弘） 鉄は熱いうちに打てと言いますが、是非ですね、小学校の方で対応ができていることを保育園の方でも早く対応できるようなそういう方向で、是非、今、市長の言われた実態調査もしていただいて、対処していただきたいと思います。

次に、ひょうたん池に子供たちが近付かれないというですね、是非、近づけるようにしてほしいという願いをしたんですが、グラウンドゴルフ優先ですね、認定コースだというのは分かるんですけども、私も時々お世話になることはありますけれども、変化があって面白いんですが、しかし、あのコースだったら、他のところ、あのコースの一部を移設をする、これはもう普天間の移設よりも簡単だと思うんですが、浄水苑側のあの林があるんですね。野球場方面のあの林は、結構グラウンドゴルフに来た方々が休憩の時利用したりしているんですが、全く使われていないといえは使われていないんです、浄水苑側のあの林はですね。そして、木と木の間が結構幅もありますし、あそこをちょっと整備したらですね、木をそんなに切る必要もないと思うんですが、結構いいコースができていくと思うんですよ。全部撤去せとか、全部を移転してほしいとか、移設してほしいとか言ってるんじゃないんですよ。一部でいいんですよ。もう全く近寄れませんから、子供たちが安全にですね、あの池に近づけるような、池の周りをぐるっと子供たちが利用できるようなというようなことを言っておりません。グラウンドゴルフで是非ですね、使っていただいて、高齢者が元気で長生きしていくというのは大事なことですから、私には高齢者の方は会うと、もっと他にもコースを作ってくれという方もいます。それほど今盛んになっていますが、だから、あれを潰せということを言っているんじゃないんです、一部を子供たちが、全く今行くとですね、危ないからのきなさいということで、さもグラウンドゴルフだけにあそこが作られたみたいな形で今あ

るというのを市民からも聞くもんですからね、せめて子供にもですね、あの近づく余裕を持たせてほしいと思うんですよ。グラウンドゴルフを一生懸命やっているところに子供たちが近付いて、ここは子供たちにしばらくはグラウンドゴルフをやめて開放してくださいと言ったって、そんなことはできっこないと思うんですよ。だから、一部でいいですから、移設を半分でも3分の1でもですね、その辺を考えて、そして、このコースで公認にならんのか、認定できないのか、その辺で検討していくというのは大事じゃないのかなと。一つは、Cコースの方はほとんど使われていないというあれもあるんですよ。あの辺ももっとこう活用していくというのも考えられてもいいと思うんですよ。あれだけの広いところですから、工夫すればできると思うんですよ。子供たちの願いもですね、確かに、遊具のあるところも私も孫が来た時に何回か連れて行きました。人気があります。面白い遊具がありますから。でも、あれだけで物足りないんですね。池の方にも行ってみたい、アヒルさんも見たい、池に何がいるか、メダカがいるか、見てみたいという子どもが結構いるんですよ。子供というのは水があると近寄りたいたいというのが本当ですから。もう皆さんも小さい頃を考えると、経験は十分あると思いますので、考えていただきたいと思いますが、その辺でどうでしょうか。

産業振興部長（吉井敏和） 私の知り合いの複数の方もよく利用されているようでございます。同コースは早朝から番取りに行かないと、複数のチームがかち合って、なかなかそのいい時間帯に回れないといったような魅力あるコースになっているようでございますけれども、その理由としましては、コースがよく整備をされている。駐車場が近くにあって利用しやすい。それから、池があることで変化があってスリルもあるコースとなっているというようなことで人気コースとなっているという話を聞いたことがございます。これまでも協会長の方にもお願いした経緯はあるようでございますけれども、グラウンドゴルフ協会の参加の全てのチームに個々にそういった周知が行き届かないといったような状況にあるようでございます。議員ご指摘の部分については、コースの1コースでも他の方に移せばその部分だけでも空くから、池に近づけるという部分はごもっともだというふうに理解はいたします。先ほども言いましたように、ただ、公認コースとなっていることや、自然公園地域であるという部分、様々な問題等もありますので、まずは看板等を設置して、お互いの譲り合いの心を啓発する中で、皆さんで利用していただくような状況を作っていくというふうに考えます。

16番議員（六反園弘） なかなか考えが固いようですから、もう少し柔軟に対応していただきたいという気持ちはあります。また、いろんな関係で、まずは看板でしょうか、それで、何とか言い方向にですね、利用者が利用できればいいんですが、ちょっと危ないかなという気がするんですが。ちょっと時間が必要みたいですね。いろいろ関係者と語っていただくことを希望しておきます。

それでは、時間的なあれもありますので、観光行政の方に移ります。観光スポットのアクセス等の整備とか、いろいろ観光客が訪れるような形で、いろんな観光地の整備、アクセス、

考えておられるようですが、一つ具体的なのを出していきたいと思います。昨年の6月議会でも要望したんですが、一つは知林ヶ島の件です。人気が出てですね、結構あの砂州の出るときには、今は雨でちょっとあそこに近寄る人もいないんですが、人気が出てきているこの知林ヶ島をですね、砂州渡りや島の自然を観光客がゆっくり堪能してもらおうような方向でですね、珍しいから行って見た、本当良かったと言われるようなですね、そういった場所にしてほしいと思うんですが、そういう点でですね、ゆっくり堪能するとなると、確かにもうあちこち砂州へ渡るところにトイレはありませんからという看板がずらずらとこう出ております。あれはあれで仕方がない、トイレがないわけですから、ちゃんと事前に済ませて行ってくださいということになってるんですが、砂州を渡るのにも、初めての人は尚更ですね、時間がかかります。そしてまた、それから第一の展望台まで行くのに非常に汗水垂らしていくわけですが、杖を頼りにですね、そして、ほっとしてしばらく休んでからまた、せっかく来たんだから島を一周しようかと。これからいろんな植物も植栽もされるということも聞いておりますが、そうなる、もっとゆっくり自然を堪能したいというその辺でですね、考えるんですけど、あれ、トイレがないのかとなると、もう急いでもう早よ帰らないかと、こういうのがあるんですね。潮の方は、今日は大潮で2時間半ばかり大丈夫だよというのがあっても、もう1時間で急いで帰らないかと、そういう生理現象に悩まされる。男の連中は藪の中に飛っ込んでやるということになるとですね、それでは島を汚してしまうという、そんなことを勧めちゃいかんと思うんですよね。そういう点で、なかなか環境省の方でどうなんでしょうかね、昨年、1年前にこういうお願いをしたんですが、これがどういう方向で今進んでいるのか、お聞かせください。

産業振興部長（吉井敏和） 本市では3月、南展望台に真鍮製の鐘のチリンズベルを設置したところでございます。知林ヶ島は別名、縁結びの島と呼ばれることから、渡島の記念に鐘を鳴らしていただいて、更に絆を深めていただくというものでございます。新聞、テレビ等のマスコミにも取り上げられ、話題を呼んでいるところでございます。田良岬からチリンズベルまでは、往復で約1時間、島内を一周するとなりますと、往復で3時間は必要となります。議員ご指摘のトイレにつきましては、昨年の6月にも質問いただいたところでございますけれども、市からも環境省に対し、必要な施設の一つとして、これまで要望してきているところでございます。ただ、島が無人島であり、電気や水道がないことや、自然循環型の環境に優しいバイオトイレを設置するとなりますと、設置費用に多額の費用を要することになるようでございます。また、無人島であるが故に、定期的な検査などの維持管理に多くの予算が必要であるということから、設置までの課題も多いというふうに考えられているところでございます。今後も、市民の方々を交えた協議会において更に検討しながら、環境省にも更に要望してまいりたいと考えております。現状では、知林ヶ島にトイレがございませんので、休暇村の芝生広場に設置されているトイレを利用してから渡島してもらおうとい

う、その旨を記載した看板を駐車場などに設置している状況で、周知を図っているところでございます。

16番議員（六反園弘） ちょっと時計を見間違っていたようで、後が残っているようですので。今また引き続き環境省への要望をされていくということですので、よろしくお願いします。

次はですね、簡潔に答弁いただきたいと思いますが、これも昨年の6月議会でお願いした宮ヶ浜の松尾城跡へ登るですね、海岸からの遊歩道の設置について、小規模な遊歩道で結構だからということであったところが、前向きな答弁を教育長からいただいたんですが、その後どうなっているか、お聞かせください。

教育部長（吹留賢良） 松尾城遊歩道設置計画についてのお尋ねですけど、教育委員会では、松尾城から海岸に向けての一带を何度か訪れ、以前利用されていた道の跡の調査を行いました。その結果、松尾城への登り道は、海岸沿いの市道に面した用水路横からJRの土手下を通り、松尾城の施設である武者走り、土塁と呼ばれる遺構の中を通り抜け、松尾崎神社の南側に出る、全長200m程度のルートであろうと考えております。これと併せて、ルート上の地権者についても調査を行っているところです。現在、宮ヶ浜地区では、公民館長を中心に、松尾城も含めたまちあるきマップの制作を計画しており、マップ作りを通して、地元の子供たちの地域に対する理解を深めようと考えているとのこと。市指定文化財松尾城の保護・活用の観点から見て、このような活動は高く評価するべきであると考えております。教育委員会では、松尾城への登り道の設置について、宮ヶ浜地区や外城市地区の理解と協力が不可欠と考え、地元関係者と具体的な話を始めております。その中で、地区が主体となって道の設置を進めたいとの意向も出てきていますので、文化財の利活用のために、協力しながら進めてまいりたいと考えております。

16番議員（六反園弘） 前向きに取り組んでいただいているというので、安心いたしました。よろしくお願いします。

最後に、全国学力調査の問題ですが、もう時間もありませんので、希望ということだったんですが、現場の先生方に聞いたら、いや、我々が希望したということじゃなくて、いつの間にかそういう形で出てきたということで、ちょっとこの辺は疑問の残るところです。ただですね、前の市長が、全国の学力テストでも全学年が全国平均を上回っているということで、いろんなところでこれを昨年は言っていたんですが、聞いてみると、これじゃないんですね、全国学力調査のことじゃなくて、県でやってる基礎基本の到達度調査の成績が良かったということだったようですが、こういうですね、紛らわしい表現は是非やめていただきたいと思っておるところです。

それと、是非ですね、こういう4月の20日のこの調査ということになっていたんですが、ずらしたところもあったというのは、希望校でそういうことも聞いておりますけれども、い



ろんなテストがあります，現場には。したがってですね，こういう希望を校長さんの意向を聞いたということなんですけれども，現場の先生方のあれを聞いて，あんまりテスト，テスト，調査，調査ではですね，本当の意味での子供たちの学力というのは付かないんじゃないかという，忙しさに紛れてですね。そういう点で，この4月の一番忙しい時期，このテストはですね，もう抽出でいいデータが出るというところまで来ているわけですから，そういう点でやってほしいと思います。この辺で教育長のご意見お聞かせください。

教育長（田中民也） 先ほどございましたように，今回のテストにつきましては，調査につきましては，指宿市におきましては，抽出対象校以外の学校は実施するかどうかは学校長の判断によるということにいたしました。もちろん学校長が決定するためには，教職員の意見をよく聞いて，そして実施されたところでございます。それから今このテストによりまして，大変テスト対策に追われているようではいけないというようなことでもございましたけど，児童・生徒の学力を向上させるためには，教師の指導力が向上することはもちろんでございますけど，教師が子どもと真正面から向き合い，じっくりと語る，そういう授業に専念できる教育環境の整備と構築というのが大事だと思っております。そのような中で，この調査，テストの処理が，多忙化の要因になるようであれば，これは望ましいことではないと思っております。ただ，この調査テストの実施に当たりましては，目的がやはり明確にされまして，その効果が期待されることが必要であると思っております。そのような意味から，学力調査テストが，子供の学力向上のために効果の上がる一つの教育の方法の手段として活用されますように，教職員の指導にも努めてまいりたいと，このように思います。

議長（松下喜久雄） これにて，一般質問を終結いたします。

#### 散 会

議長（松下喜久雄） 以上で，本日の日程は全て終了いたしました。

本日は，これにて散会いたします。

散会 午後 3時51分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 物 袋 昭 弘

議 員 前 原 六 則

## 第2回指宿市議会定例会会議録

平成22年6月24日午前10時 開議

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第46号 指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 日程第3 議案第47号 指宿市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について
- 日程第4 議案第48号 指宿市立指宿商業高等学校授業料等徴収条例の一部改正について
- 日程第5 議案第49号 指宿市工場等設置奨励条例の一部改正について
- 日程第6 議案第50号 指宿市屋外広告物条例の一部改正について
- 日程第7 議案第51号 平成22年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第52号 平成22年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 閉会中の継続審査について（陳情第5号・第6号）
- 日程第10 議案第53号 平成22年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 意見書案第4号 口蹄疫対策の強化及び支援策の実施を求める意見書（案）
- 日程第12 議員派遣の件

### 1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 1. 出席議員

1番議員	井元伸明	2番議員	西森三義
3番議員	浜田藤幸	4番議員	高橋三樹
5番議員	田中健一	6番議員	木原繁昭
7番議員	高田チヨ子	8番議員	新宮領進
9番議員	下川床泉	10番議員	中村洋幸
11番議員	前之園正和	12番議員	物袋昭弘
13番議員	前原六則	14番議員	福永徳郎
15番議員	新川床金春	16番議員	六反園弘

17番議員	前 田 猛	18番議員	大 保 三 郎
19番議員	下柳田 賢 次	20番議員	新 村 隆 男
21番議員	森 時 徳	22番議員	松 下 喜久雄

---

1. 欠席議員  
な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	富 永 信 一
教 育 長	田 中 民 也	総 務 部 長	渡 瀬 貴 久
市民生活部長	井 元 清八郎	健康福祉部長	田 代 秀 敏
産業振興部長	吉 井 敏 和	建 設 部 長	吉 永 哲 郎
教 育 部 長	吹 留 賢 良	山 川 支 所 長	岩 崎 三千夫
開 闢 支 所 長	中 間 竜 郎	産業振興部参与	浜 田 淳
総 務 課 長	森 健 一	企 画 課 長	下 吉 龍 一
財 政 課 長	邊 見 重 英	市 民 協 働 課 長	上 村 公 徳
長寿介護課長	野 口 義 幸	建 設 監 理 課 長	三 窪 義 孝
水 道 課 長	松 元 修		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	新 村 光 司	次長兼議事係長	福 山 一 幸
主幹兼調査管理係長	上 田 薫	議 事 係 主 査	濱 上 和 也

開 議

午前10時04分 開議

議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において福永徳郎議員及び新川床金春議員を指名いたします。

#### 議案第46号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、議案第46号、指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

総務水道委員長（木原繁昭） おはようございます。総務水道委員会へ付託になりました議案第46号、指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月7日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

現行の条例と極端に変わるところはどのような所があるのかとの質疑に対し、従来の育児休業と比較して、育児短時間勤務制度が始まりますが、この制度は、職場を離れる育児休業と違い、育児を担う職員が継続して職場に配置されることから、業務運営の支障も少なく、非常勤の短時間勤務職員を配置でき、勤務時間に応じた収入が得られ、早出・遅出勤務制度、超過勤務の制限など、当該職員の体力的な負担が少なく済むよう、育児支援制度が拡充されますとの答弁でした。現行の制度と新制度を比較して、対象者にどちらの方が優遇されるのかとの質疑に対し、制度を利用される方の収入面、体力的な面を考えると、新しく導入される育児短時間勤務制度の方が利用しやすいのではないかと理解していますとの答弁でした。育児短時間勤務制度で、勤務体系はどうなるのかとの質疑に対し、1日当たり4時間の勤務と5時間の勤務、週3日の勤務、週2日半の勤務という制度がありますので、このいずれかを選択していただくこととなりますとの答弁でした。1日の勤務時間の4時間勤務、5時間勤務は、連続しての勤務なのかとの質疑に対し、連続の4時間、5時間という形ですと

の答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。  
ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。  
これより、討論に入ります。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。  
これより、議案第46号を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。  
本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

議案第47号及び議案第48号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（松下喜久雄） 次は、日程第3、議案第47号、指宿市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について、及び日程第4、議案第48号、指宿市立指宿商業高等学校授業料等徴収条例の一部改正について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（井元伸明） おはようございます。文教厚生委員会へ付託されました議案第47号、指宿市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について、及び議案第48号、指宿市立指宿商業高等学校授業料等徴収条例の一部改正について、の2議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨については、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月8日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第47号について。対象が変わるといことなのですが、法律が変わったからということではあるのですけれども、その必要性はどこにあったのですかとこの質疑に対し、ソフトウェア業は、平成20年以降の経済情勢悪化の影響から、システムユーザーがIT投資を

控えて、全国的にも、こういう事業実績が少なかったということから、コールセンター等については、労働力に対する依存度が高く、接客対応を中心とするサービス業が多く、従業員を数多く抱える労働集約型の産業であり、雇用創出効果が見込まれるということで、今回こういう状態になったと思います。近年、地方での立地事例が増えていることもあると思いますとの答弁でした。ソフトウェア業と情報通信技術利用事業とは違うので、対象が変わることにはなるが、カバーする域が広がるということになるのかという気もするのですが、指宿市で考えた場合に、今回外れるもの、あるいは対象となる事業所があるのかとの質疑に対し、この条例は、山川地域と開聞地域ですので、ソフトウェア業はありません。また、コールセンター等も、今のところない状況ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第48号について。年間の授業料は、従来どおり徴収をすればどのくらいになるのですかと質疑に対し、これまでの減免等を平均として6,700万円程度が授業料として徴収する額と思っていますとの答弁でした。減免をしたら6,700万円ということですが、国の方では減免をする、しないということは分からないと思うのですが、減免なしの場合、どれだけ入ってくるのですかと質疑に対し、600人で計算をしますと、7,128万円になりますとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第47号及び議案第48号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号及び議案第48号の2議案は、原案のとおり可決されました。

議案第49号及び議案第50号(委員長報告、質疑、討論、表決)

議長（松下喜久雄） 次は、日程第5、議案第49号、指宿市工場等設置奨励条例の一部改正に

ついて、及び日程第6、議案第50号、指宿市屋外広告物条例の一部改正について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長（前原六則） おはようございます。産業建設委員会へ付託されました議案第49号、指宿市工場等設置奨励条例の一部改正について、及び議案第50号、指宿市屋外広告物条例の一部改正について、の2議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月9日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、2議案とも質疑、意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第49号及び議案第50号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号及び議案第50号の2議案は、原案のとおり可決されました。

議案第51号(委員長報告、質疑、討論、表決)

議長（松下喜久雄） 次は、日程第7、議案第51号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

総務水道委員長（木原繁昭） 総務水道委員会へ分割付託になりました議案第51号、平成22年



度指宿市一般会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月7日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

雇用保険対象者枠の拡大に伴ってということですが、制度がどのように変わったのですかとこの質疑に対し、これまでの雇用保険適用範囲は、1週間当たりの所定労働時間が20時間以上で、6か月以上の雇用見込みがある方を負担してきたのですが、今回の改正で、1週間当たりの所定労働時間が20時間以上は変わりませんが、6か月が31日以上雇用見込みがある方と、対象者が拡大されましたので、これに伴う改正です。今回の見込みとして、52名の方々が該当しますとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（井元伸明） 文教厚生委員会へ分割付託になりました議案第51号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月8日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について申し上げます。

今年のアジア国際子ども映画祭の開催要領、開催規模等については、どのように計画されていますかとこの質疑に対し、名称はアジア国際子ども映画祭 I N いぶすきで、平成22年12月4日土曜日、内容としては、スペシャルイベント、映画祭授賞式、レセプションなどですが、その前に、ブロック大会として、指宿市で九州大会予選をいたします。規模としては、昨年はメコン5か国の子供たちが参加していましたが、新たに、中国、韓国、台湾、マレーシア、モンゴルが参加する予定ですので、10か国になりますけれども、人数は昨年同様100名と考

えています。また、昨年の作品応募数は、国内237作品、国外64作品で、国外の64作品は、それぞれの国の予選会を経たもので、来場者が延べ3,000人という規模でしたが、本年度の会場もいわさきホテルですので、そのくらいの規模になると想定していますとの答弁でした。文化庁の支援ということですが、昨年の予算と今年の支援金額は違いがありますかとの質疑に対し、昨年は6月補正で、1,693万2千円を計上し、今回は2,200万円ということですので、金額的には増えていますが、政府の事業仕分けにより、外務省直接経費の会場の設営費や、レセプションの費用というものが廃止されたということにより、文化庁からの支出経費になるということから、その分が増えていきますとの答弁でした。昨年度が1,693万円、本年度が2,200万円。昨年はこのほかに外務省経由の支援があったということですが、今年度は何か国が増えている中で、予算規模的には、若干は増えているのでしょうかけれども、予算等、参加国が増えている観点ではどうでしょうかとの質疑に対し、海外から本年度10か国参加しますが、外務省所管の21世紀東アジア青少年大交流計画事業に基づき、外務省が直接執行する経費で、100名が来られます。それにかかわるものでは、レセプションの費用ぐらいで、全体的には実行委員会の経費で賄うものはないと思いますとの答弁でした。2,200万円の主な支出は、どのようなものに、どれくらい掛ける予定なのかとの質疑に対し、文化庁と協議中ですので概略の額になりますが、実行委員会費が73万円、巡回講座が300万円、予選会と本選が1,600万円、作品分析に260万円、事務局費として300万円ほどの2,600万円程度で考えていますとの答弁でした。昨年は東南アジアのベトナム、カンボジアなど、本年度から中国、韓国、台湾ですが、口蹄疫の通年帯状国だという認識はあるのかとの質疑に対し、国内で口蹄疫の発生が蔓延しており、アジアでも口蹄疫が、まだ終息していない状況があるというのは聞いていますが、外務省ともそういうものも含めて、いろいろ協議しながら慎重を期していきたいと考えていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、長寿介護課所管分について申し上げます。利用する理美容業については、市内のどこでもいいのかとの質疑に対し、どこの理美容業者でもよいのですが、その業者が対応しているかどうか、頼まれる方との交渉になりますとの答弁でした。1回につき2千円の限度額ということですが、1回当たりの理髪料をどのくらいと考えての金額なのかとの質疑に対し、我々が普通行った時に、男性で3千円ですが、出張経費を含めると1.5倍は掛かると推察していますとの答弁でした。上限2千円、2分の1の補助ということですが、対象者は何名ですかとの質疑に対し、対象者は、市内に居住する在宅の65歳以上の寝たきりの高齢者で、昨年の高齢者福祉の実態調査で歩行不能の334名ですとの答弁でした。40万円ぐらいでは334名を賄いきれないのではないかと質疑に対し、334名のうち、2割の方が3回使った場合で、予算は想定をしていますと答弁でした。歩行不能ということは、歩行器など、補助具を使って動ける方は除外をされるのかとの質疑に対し、基本的に寝たきりということで、どうしても行けない方だけに限定しようと思っていますとの答弁でした。理美容業者間との

話合いは持たれたのですかとこの質疑に対し、理美容業者の方から、こういう事業があるが取り組まないかという話はいただいておりますが、議会で可決されると正式に説明会を持って、説明をしたいと思っておりますとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長（前原六則） 産業建設委員会へ分割付託されました議案第51号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月9日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農政課所管分について。農業振興の負担金補助及び交付金で、機械購入の件が出たのですが、サツマイモと米についてですかとの質疑に対し、降灰対策事業で、畜産農家が組合を作って導入する事業で、飼料の収穫機になるので、米の収穫の機械としては入っていませんとの答弁でした。口蹄疫問題で、経済的支援を1頭当たり1万円ということですが、黒牛のみが対象になっているのですかとこの質疑に対し、今回の補正は、指宿中央家畜市場に、5月24日の競り市に出荷できなかった肉用の黒毛和牛を対象にしているところですが、このほか、ホルスタイン種の雄牛を8か月ほどで出荷する哺育牛というのがいます。これは指宿中央家畜市場で取引がなされていないもので、正確な頭数を確認している状況ですが、このホルスタイン種の雄牛についても、黒毛和牛と同じように競り市が延期されていますので、飼料費経費の増大を軽減するためにも、子牛育成支援対策事業見舞金を今議会中に追加補正させていただこうという考えですとの答弁でした。1万3千円ぐらい掛かる飼料代の7割ぐらいの1万円を見舞金として2か月間ということですが、7割が妥当だと判断された根拠はどの質疑に対し、県内の市町村も同じような支援をしているところですが、厳しい経営で、収入も入らないという状況で、他市も同じように1万円という数字を出していますので、同じような支援をした方がいいだろうということで、1万円という数字を示させていただいたところですよとの答弁でした。

農業振興費の降灰対策事業が1件上がっているところですが、今現在の申請は何件なので

すかとの質疑に対し、他の降灰対策事業は、当初予算で5組合分計上していますとの答弁でした。農地保全整備シラス対策事業に係る調査事業の面積は幾らなのですか、調査費が250万円ですが、それに係る事業費が幾らなのですかとの質疑に対し、面積は300haで、計画書作成委託料ということで調査するわけですが、総事業費が概算で13億円程度ではないかという見込みです。まだ計画書自体が出来上がっていませんので流動的ですが、現段階では、それぐらい見込んでいるところですよとの答弁でした。

意見として、口蹄疫の関係で、1万円の2か月間の見舞金だということですが、畜産農家は収入がない状況ですので、この7割をもう少し増やすことも考えていただきたい。また、国や県の補助金、助成金の速やかな支出もお願いしていただきたいというものと、降灰対策事業は1年後になるということですが、もっとスムーズにできないのか、県の方に対応していただきたいというものと、口蹄疫で鹿児島県も相当な被害を受けているのですが、競り市を中止するのも国からの指示もあるはずですから、何らかの国の対応を、県とともに要求してほしいと思いますというものがありました。

次に、観光課所管分について。観光案内板は日本語と英語なのですかとの質疑に対し、日本語、英語、韓国語、中国語の4か国語の表示を考えていますとの答弁でした。

たまらんプロジェクトは任意団体ということですが、どのような団体で、どのようなメンバーで構成されているのですかとの質疑に対し、メンバーは、これからハローワークに募集を掛けることになっていますが、事務員1人、ものづくり担当者2人、デザイナー2人の計5人の雇用を予定しています。また、このプロジェクトチームのリーダー核となるのが観光協会の副会長で、いろんな分野でボランティア活動をしている方ですが、温たまらん井、そらまめスイーツの開発にも参加されてきた実績を持った方です。この方が顧問として、その指導体制を作り上げていく形になりますとの答弁でした。この予算が可決された後に、このプロジェクトを作ってスタートしていくということですかとの質疑に対し、この制度は、個人でも申請ができますし、会社組織でも申請ができる制度になっていますので、今回は、個人が申請者となっていますが、その後は、このプロジェクトチームが運営主体となって、いろんな商品開発をしたり、体験型を作ったりという形で企画がなされていくことになるとの答弁でした。6月定例会が済んで、それから募集をかけてスタートとなると、果たして、この1,700万円の効果は出るものができるのかなという心配をするのですがとの質疑に対し、まだ予算が通過してない中ではありますが、ある程度、目ぼしの人は見つけておられるようですけれども、制度上、ハローワークを通さないとならない規定がありますので、それに応募していただくことになります。仮に、その人たちよりも優秀な人が出てきた場合には、そちらを選定していく形になるかと思えますとの答弁でした。

山川砂むし保養施設の泉源確保のために30mぐらい掘ると、泉源としては大丈夫だということですかとの質疑に対し、注水層の所まで突き込んでやれば自噴するだろうという結果を

いただいているところですとの答弁でした。

主要外国語のガイドブックを作成するというのですが、外国語で話せる案内人の育成は考えていないのですかとこの質疑に対し、観光協会との話の中で、外国語を話せる人達の登録制は取れないかという提案がなされてきましたが、将来的には、観光協会などで手配できるシステムが必要ではないかなと考えているところですとの答弁でした。

意見として、観光案内板を3か所設置するというのですが、こういう案内板は年次的に増やしてほしいというものと、たまらんプロジェクトは、九州新幹線全線開業に向けてという形になるかと思いますが、ハローワークの方に募集を掛けるということですが、就職難で仕事を持っていない方もおられます。そのような中で、前もってあり気の募集を掛けるのではなく、雇用に関しては、能力のある方を優先するという配慮をお願いしたいというものがありません。

次に、建設監理課所管分について。旧指宿地域は地籍の進捗状況は非常に遅れているのですが、今回の補正で716万円上がってきているのですけれども、本年度中にどこまでが計画されているのですかとこの質疑に対し、今回の追加補正で調査する区域は、柳田小学校から南十町地区の一部で、国道とJRに挟まれた21haを追加調査する予定ですとの答弁でした。

意見として、地籍調査の完了予定が平成30年度ということですが、予定どおりかなければそれ以上掛かることも心配されますので、今後とも、市長などを中心として、県への要望を図っていただきたいというものがありません。

次に、農業委員会所管分について。新規就農者は何名いるのですかとこの質疑に対し、21年度の新規就農者は34名ですとの答弁でした。市以外からの新規就農者の方はいないのですかとこの質疑に対し、Iターン、Uターンという形でお答えしますが、22年度はそういう方の予定はありませんとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第51号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

議案第52号(委員長報告、質疑、討論、表決)

議長(松下喜久雄) 次は、日程第8、議案第52号、平成22年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長(井元伸明) 文教厚生委員会へ付託されました議案第52号、平成22年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月8日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

65歳未満の離職者ということですが、対象者を何名ぐらい想定して、減額をどの程度考えているのかとの質疑に対し、保険税を普通の所得で課税をすれば889万円ぐらいなのですが、これを非自発的ということから10分の3で計算すると504万円ぐらいになりますので、この時点で384万円ぐらい減額ということになります。ハローワークから指導を受けて、5月末時点で41名の届けがありますが、まだ増えていくと思われましてとの答弁でした。制度移行が国の制度であるならば、国からの交付金なり、あるいは市の一般会計からの繰入れなりしないことには、被保険者間での融通ということになると思うので、国なり、市から100分の30にすることによる減額に相当する分の補填はないのかとの質疑に対し、保険税の減収に対する措置として、保険基盤安定制度により、公費負担で補填されることになっています。市でも負担することになりますが、その分は地方交付税で措置されますとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長(松下喜久雄) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第52号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

#### 閉会中の継続審査について

議長(松下喜久雄) 次は、日程第9、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

まず、総務水道委員長から、目下審査中の陳情第5号について、会議規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

総務水道委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、総務水道委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、文教厚生委員長から、目下審査中の陳情第6号について、会議規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

文教厚生委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、文教厚生委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

#### 議案第53号上程

議長(松下喜久雄) 次は、日程第10、議案第53号、平成22年度指宿市一般会計補正予算(第3号)について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

## 提案理由説明

市長（豊留悦男）　今回、追加して提案いたしました案件は、補正予算に関する案件1件であります。

それでは、ご説明申し上げます。

議案第53号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ343万1千円を追加し、予算の総額を205億652万9千円にしようとするものであります。

なお、詳細につきましては、総務部長に説明いたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

総務部長（渡瀬貴久）　それでは、命によりまして、追加してご説明申し上げます。

追加提出議案の1ページをお開きください。

議案第53号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、であります。

補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で、歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ343万1千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を205億652万9千円にするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、10ページをお開きください。

款5農林水産業費、項1農業費、目5畜産業費、節9旅費から節12役務費までの合計54万6千円の補正につきましては、口蹄疫の防疫対策関連経費として、南薩家畜保健衛生所等の対策会議等に係る市外旅費2千円と、消毒用マット・消毒薬及び希釈用具、消毒用防疫服等の追加購入に係る消耗品費46万2千円、防疫作業等に係る車両等の燃料費1万4千円、畜産農家等との事務連絡に係る通信運搬費6万8千円を計上するものであります。

節19負担金補助及び交付金288万5千円の補正につきましては、宮崎県で口蹄疫が発生したことに伴い、子牛の競り市等が延期されることによる、飼料費等の畜産農家の負担経費の増大を軽減する子牛育成支援対策事業見舞金を追加計上するものであります。

今議会に提案いたしました一般会計補正予算（第2号）では、指宿中央家畜市場に出荷予定の黒毛和牛の子牛を対象とした見舞金を計上いたしましたが、その後、乳用種の雄牛についても、競り市が開かれる宮崎及び熊本県で競り市が延期となっており、その頭数が把握できたことから、これについても黒毛和牛と同様に見舞金を計上することとしたものであります。また、見舞金の算定については、当初、子牛の競り市再開を7月ごろと想定しておりましたが、その時期がずれ込むことが想定されることから、7月競り市対象の子牛分についても、更に追加するものであります。

今回の見舞金の対象子牛とその額であります。乳用種の雄牛については、5月競り市分が22頭、6月競り市分が28頭、7月競り市分が25頭の合計75頭で、競り市1か月の延期につき1



頭当たり5千円の総額62万5千円を計上しました。黒毛和牛の子牛については、7月競り市分が226頭で、1頭当たり1万円の総額226万円で、2か月を限度といたしますが、1か月分を計上しております。

次は、歳入についてご説明いたしますので、9ページをお開きください。

款18繰入金，項2基金繰入金，目7財政調整基金繰入金343万1千円の補正につきましては，今回補正の財源調整として，財政調整基金からの繰入金を計上するものであります。

以上で，追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時52分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第53号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

議長（松下喜久雄） これより，質疑に入ります。ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第53号は，委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって，議案第53号は，委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，議案第53号を採決いたします。

本案は，原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって，議案第53号は，原案のとおり可決されました。

#### 意見書案第4号上程

議長（松下喜久雄） 次は、日程第11、意見書案第4号、口蹄疫対策の強化及び支援策の実施を求める意見書案を、議題といたします。

#### 意見書案第4号（説明・質疑・委員会付託等省略、表決）

議長（松下喜久雄） お諮りいたします。

本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、意見書案第4号を採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

#### 議員派遣の件

議長（松下喜久雄） 次は、日程第12、議員派遣の件、を議題といたします。

会議規則第160条の規定により、議員派遣について議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、お手元に配布しております議員派遣書のとおり、議員を派遣いたしたいと思えます。

これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布いたしました議員派遣書のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

#### 閉議及び閉会

議長（松下喜久雄） 以上で、本会議に付議されました案件はすべて終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、併せて、平成22年第2回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時56分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議長 松下 喜久雄

議員 福永 徳郎

議員 新川床 金春

口蹄疫対策の強化及び支援策の実施を求める意見書

宮崎県で感染が拡大する家畜のウイルス性感染症「口蹄疫」は、平成22年4月20日に発生して以来、5月18日に非常事態宣言が宮崎で発令されるなど、行政をはじめ各関係機関・団体が一丸となって、感染拡大を防止するため、殺処分・ワクチン接種など感染防止対策に懸命な取組を進めており、終息に向かっているものと確信していましたが、先般、他市町へも感染が拡大し、未だに終息の兆しは見えていません。

本県は日本一の畜産県で、豚、肉用牛（黒毛和牛）の飼養頭数は全国一であり、口蹄疫を絶対に侵入させないために準非常事態宣言を発令し、車両等の消毒や県境の市道の通行止めなど、各関係機関が連携して、感染防止対策と早期撲滅に全力で取り組んでいます。

畜産農家は、飼料価格の高騰や景気低迷などにより、もとより厳しい状況にある中で、今回の口蹄疫の発生による競り市の延期や中止に伴い、出荷もできず飼料代等が日増しに増加し、また、農畜産物に対する風評等による取引制限の動きも出ていることから、死活問題となっています。

そのような中、本市には年間300万人を超える観光客が訪れることから、イベントの中止や、公共・観光施設はもとより、ホテル・旅館などにも消毒マットを設置するなど、感染防止対策を講じていますが、これが長期化すれば、本市の基幹産業である観光にも影響を及ぼすことが危惧され、地域経済にも甚大な影響が懸念されています。畜産農家を含む地域全体の不安は募る一方で、一日も早い終息に向けた取組が喫緊の課題であります。

つきましては、安心・安全な農畜産物を安定的に供給していくために、畜産及び関連産業の経営安定と生活の維持・確保を図るため、下記事項について積極的かつ速やかな措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

- 1 口蹄疫の影響により出荷できない畜産農家の飼料代等や出荷遅延による損失を全額補てんすること。
- 2 出荷遅延等により収入が途絶える農家に対して、一時金の給付等支援策を講じるとともに、経営継続に支障が生じることのないよう、無利子の運転資金の融資等の金融対策を速やかに講じること。
- 3 風評被害を防止するため、消費者等に対する正確かつ適正な情報提供を行うこと。
- 4 発生及び感染拡大防止対策に全力を尽くすとともに、万全かつ抜本的な予防策を講じること。
- 5 地方自治体や関係機関が独自の対策を講じる場合は、地域に裁量権を与えた上で、特別交付税等により財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年6月24日

指宿市議会議長 松下喜久雄

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

財務大臣 殿

農林水産大臣 殿